

厚生労働省

平成 28 年度障害者総合福祉推進事業

保育所等訪問支援の効果的な
実施等に関する調査研究

報 告 書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 全国児童発達支援協議会

目 次

第1部 調査研究の概要	
I 研究目的	3
II 本研究の構成	3
III 研究のまとめ方	4
IV 研究実施の体制	4
第2部 調査研究	
I 調査結果	
A 調査1（国保連データ分析）	7
B 調査2（広域実態調査）	14
C 調査3（事業所ヒアリング調査）	35
D 調査4（事業所タイムスタディ調査）	83
E 調査5（行政ヒアリング調査）	91
F 調査6（訪問先調査）	97
II 総合考察	108
III 提言	113
IV 資料	116
第3部 手引書	
はじめに	1
目次	3
第1章 理論編	5
第2章 スタートアップ編	
I 開設準備【ステップ1】	16
II 開設後～地域にまだ保育所等訪問支援が浸透していない段階【ステップ2】	24
III 地域に保育所等訪問支援が認識され、本格的に展開する段階【ステップ3】	27
第3章 実践編	29
第4章 事例集	
I 知的障害を伴う自閉症スペクトラムAさんの支援	45
II 自傷行為・他害のある自閉症スペクトラムBさんの支援	50
III 保育園に通う重度重複障害児への支援	56
IV 通常学級において、離室や授業の妨げとなる行動の多さに対応した事例	60
第5章 各種様式例	64

第1部

調査研究の概要

I 研究目的

保育所等訪問支援は、障害のある子どものインクルージョンを推進するための事業として平成24年度に改正児童福祉法により創設された障害児通所支援事業の一類型である。わが国初の保護者の申請により個別給付という形で提供される訪問型事業である。本事業の登場により、これまで保護者の就労等、何らかの事情で発達支援機関へ通所することができなかつた子どもに対して専門的支援を受けられるようになることが期待されるとともに、発達支援機関で支援を受けた子どもが保育所や学校等に円滑に移行でき、また、障害のない子どもたちと「ともに育ち、学ぶ」ことができるよう本人及び環境に働きかける実践的な事業である。

このように、保育所等訪問支援はインクルージョンを推進する未来型の支援として期待され登場した。厚生労働省では、平成24年度の事業創設以降通知文を発出し、児童発達支援センターには「地域支援」を取り組むべき事業として明文化するとともに、支援の高度専門性を認め平成27年度報酬改定では「訪問支援特別加算」を新設し報酬上の評価を行う等した。しかし、利用者及び事業所数は増加しているものの、児童発達支援事業（センターを含む）や放課後等デイサービスの急増に比べ遅々としている状況が続いていること、一層の普及・促進を図る必要がある。

そこで、本研究では以下の視点で調査研究を行い、保育所等訪問支援の普及・促進に寄与することを目的とする。成果物として、手引書を作成する。

- ① 保育所等訪問支援の実態を把握すること
- ② 保育所等訪問支援の普及を阻害している要因と促進している要因を推察すること
- ③ 関係事業、類似事業との関係を再整理すること
- ④ 普及・促進に向けた具体的方策を検討すること

II 本研究の構成

本研究は、上記研究目的を達成するため5つの調査研究から構成された。

A 調査1【国保連データ】

国保連データによる保育所等訪問支援の取り組み状況の把握（利用者数及び事業所数の推移、都道府県格差）

B 調査2【広域調査】

全国児童発達支援協議会（以下CDS）加盟事業所（保育所等訪問支援の実施の有無を問わず）を対象とした質問紙調査による実態把握と阻害要因の分析

C 調査3【抽出調査①：事業所ヒアリング調査】

CDS加盟事業所から任意抽出した保育所等訪問支援事業所へのヒアリング調査による支援の実際に関する実態把握と好事例の分析

D 調査4【抽出調査②：事業所タイムスタディ調査】

CDS加盟事業所から任意抽出した保育所等訪問支援事業所へのタイムスタディ調査による業務量の把握

E 調査5【抽出調査③：市町村行政ヒアリング調査】

市町村へのヒアリング調査による保育所等訪問支援の普及に向けた行政の役割に関する分析

F 調査6【抽出調査④：訪問先調査】

訪問先の機関（保育所や学校）を対象とした質問紙調査による保育所等訪問支援の評価及び課題の分析

III 結果のまとめ方

上記調査の実施方法及び結果・考察については調査ごとに示すこととする。その上で、全体考察として保育所等訪問支援の普及に関する課題を分析し、全国展開するための改善点等について提言する。

研究結果を基に、事業の立ち上げ及び適切な運営を推進するための具体的対応が書かれた「手引書」を作成する。なお、事業普及には市町村内の他部署への働きかけやネットワーク構築など行政の果たすべき役割は重要かつ大きいため、手引書作成にあたっては行政の役割についても明記するものとする。

IV 研究実施の体制

1 調査事業担当・事務局

責任者 光真坊 浩史（江東区こども発達センター 園長）

担当者 橋本 伸子（富山恵光学園 園長）

酒井 康年（うめだ・あけぼの学園 地域支援部長）

事務局 岸 良至（一般社団法人 わ・W a・わ 理事長）

川島 慶和

2 検討委員会

柏女 靈峰（淑徳大学社会福祉学部教授）

加藤 正仁（うめだ・あけぼの学園園長）

宮田 広善（姫路聖マリア病院）

米山 明（心身障害児医療療育センター）

山根 希代子（広島市西部こども療育センター）

3 オブザーバー

小島 裕司（厚生労働省 障害児・発達障害支援室 室長補佐）

伊藤 和也（厚生労働省 障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官）

4 会議・検討会開催状況

(1) 検討委員会

① 第1回検討委員会

平成28年9月11日（日）東京八重洲ホール

② 第2回検討委員会

平成28年12月11日（日）東京八重洲ホール

③ 第3回検討委員会

平成29年2月26日（日）東京八重洲ホール

(2) 事業担当者会議

① 第1回事業担当者会議

平成28年8月7日（日）東京 新橋汐留口マイスペース

② 第2回事業担当者会議

平成28年9月11日（日）東京 東京八重洲ホール

③ 第3回事業担当者会議

平成28年10月22日（日）東京 八重洲北口貸会議室

④ 第4回事業担当者会議

平成28年11月28日（金）広島 広島医師会館

⑤ 第5回事業担当者会議

平成28年12月11日（日）東京 東京八重洲ホール

⑥ 第6回事業担当者会議

平成29年1月29日（日）東京 東京八重洲ホール

⑦ 第7回事業担当者会議

平成29年2月26日（日）東京 東京八重洲ホール

⑧ 第8回事業担当者会議

平成29年3月19（日）20日（月）大阪 kokoPlaza コロナホテル

第2部

調査研究報告

I 調査結果

A 調査1【国保連データの分析】

1 研究目的

保育所等訪問支援を実施している全国の事業所数及びその利用者数の推移から本事業の進展状況を明らかにするとともに、都道府県ごとの取り組みの違いについて把握することを目的とする。

2 調査方法

(1) 調査対象

全国の保育所等訪問支援事業所から国保連に給付費請求があった月ごとの件数を集計した資料（以下、「国保連データ」という）から分析を行った。

なお、国保連データは公表できる範囲内で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から提供を受けた。

(2) 調査対象期間

平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月

(3) 分析方法

- ① 請求を行った事業所（以下、「請求事業所」という）数及び請求対象となった実利用者数の月次推移から、
 - ア) 保育所等訪問支援の量的な進展状況を把握する。
 - イ) 月ごとの実利用者数の変動（年度内変動）を把握する。
- ② 事業所数と利用者数から、1 事業所あたりの利用者数の平均を推測する。
- ③ 都道府県による取り組み状況の量的差異を把握する。

3 結果

(1) 保育所等訪問支援の請求事業所数の推移

保育所等訪問支援の請求事業所数の月次推移は、表 1 のとおりである。なお、請求事業所数とは、指定されている事業数ではなく、その月に国保連に請求のあった事業所数をいう。

年度の始めや終わり、長期休暇がある月は利用が減少するため、各月の請求事業所数を平成 27 年度と 28 年度とで比較したところ、図 1, 2 のとおり、全ての月において平成 28 年度が平成 27 年度を上回っていた。増加率が最も高いのは 4 月で平成 27 年同月比 1.43 倍の増加が見られた。なお、請求事業所数の最大は平成 28 年 10 月の 499 か所（前年同月比 1.16 倍増）であった。

表1 平成27年4月～平成28年10月までの全国の事業者数の推移

	平成27年度												平成28年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月							
事業所数	261	357	394	410	318	425	432	429	422	421	441	412	344	432	474	495	368	493	499							
														前年同月比	1.32倍	1.21倍	1.20倍	1.21倍	1.16倍	1.16倍	1.16倍					

【出典：厚生労働省障害福祉課（国保連データ）】

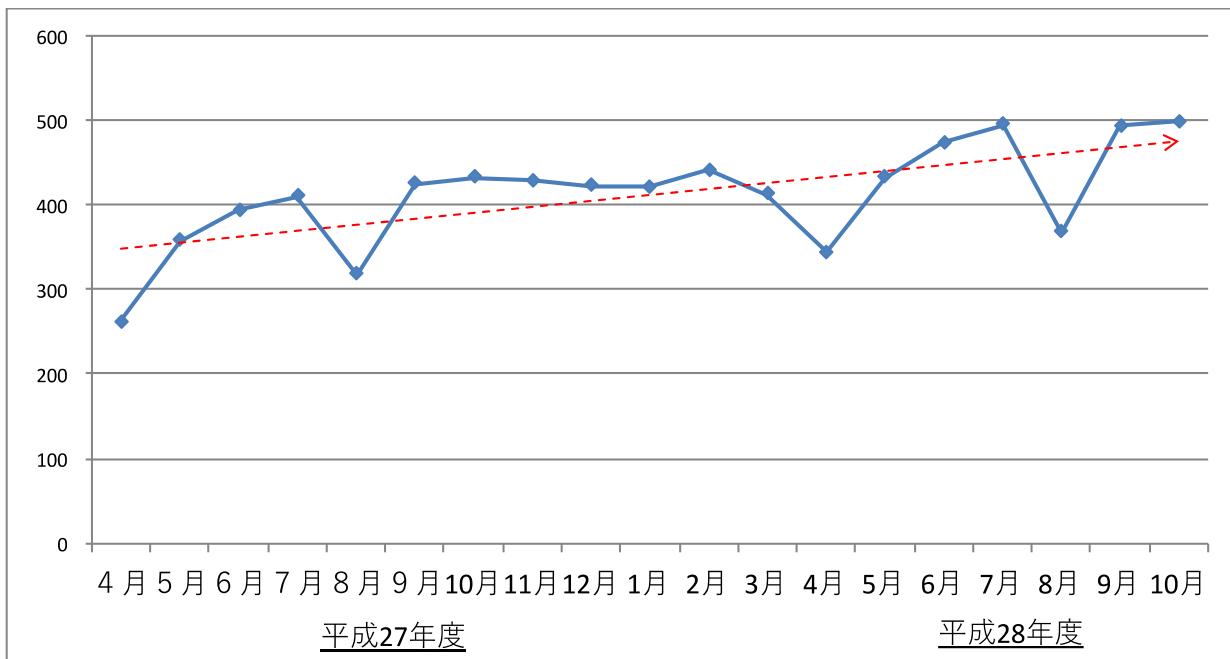


図1 平成27年4月～平成28年10月までの全国の事業者数の月次推移

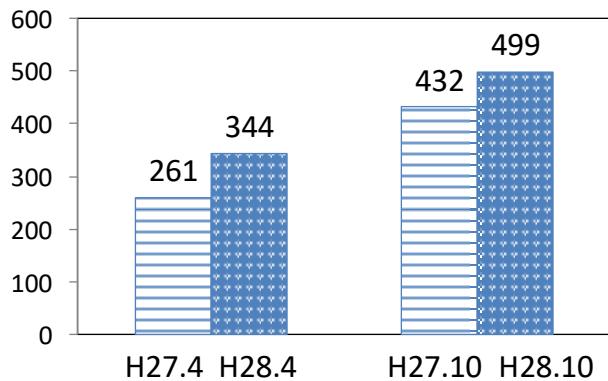


図2 4月と10月における事業所数の年度比較

(2) 保育所等訪問支援の実利用者数の推移

保育所等訪問支援を利用している実利用者数の月次推移は、表2のとおりである。なお、実利用者数とは、支給決定されている利用者数ではなく、実際に保育所等訪問支援を利用し国保連に請求のあった児童数をいう。

各月の実利用者数を平成27年度と28年度とで比較したところ、全ての月において平成28年度が平成27年度を上回っていた。増加率が最も高かったのは4月で、平成28年実績は平成27年同月に比べ1.43倍に増加しており、4~10月の合計数においても1.34倍に増加していた。

表2 平成27年4月～平成28年10月までの全国の利用者数の推移

	平成27年度													平成28年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計		
利用者数	1,225	2,081	2,714	2,406	1,319	2,544	2,636	2,631	2,400	2,245	2,749	2,358	27,308	1,755	2,886	3,530	3,210	1,789	3,480	3,390	20,040		
														前年同月比	1.43倍	1.39倍	1.30倍	1.33倍	1.36倍	1.37倍	1.29倍	1.34倍	

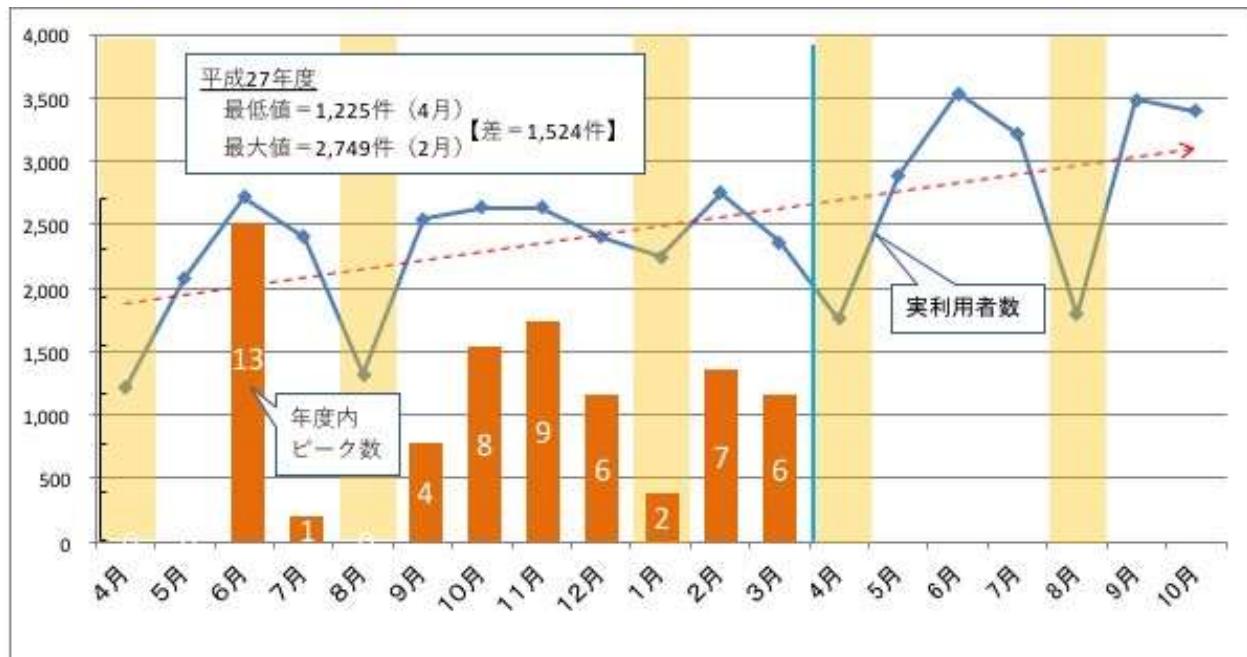


図3 利用者数の推移

平成27年度の月次推移をみると、年度当初の4月及び夏季休暇中の8月が極端に低く、逆に6月及び2月が高かった。最大値の2,749件（2月）と最小値の1,225件（4月）の差は1,524件で、2.24倍の開きがあった。これは、平成28年度10月までの推移をみても同様の傾向が窺えた。なお、各都道府県の平成27年度内におけるピーク月（最も実績の多い月をいう。同数の月があった場合はすべてをピークとした。）でみてみると、6月がピークとなっている都道府県が多くかった。

(3) 1事業所あたりの実利用者数の実態

1事業所あたりの実利用者数の推計（当該月における全国の利用者数÷全国の事業所数）は、平成27年度で5.78人（4.15人～6.89人）、平成28年度で6.45人（4.86人～7.45人）だった。保育所等訪問支援に取り組む事業所は前述のように増加している中、1事業所が訪問支援している対象児も増加している。

表3 平成27年4月～平成28年10月までの1事業所あたりの実利用者数の推移

	平成27年度													平成28年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計		
1事業所あたり	4.69	5.83	6.89	5.87	4.15	5.99	6.10	6.13	5.69	5.33	6.23	5.72	5.78	5.10	6.68	7.45	6.48	4.86	7.06	6.79	6.45		

(4) 都道府県の請求事業所数及び実利用者数

都道府県ごとの請求事業所数及び実利用者数の推移は、表4及び表5のとおりである。

平成28年10月でみてみると、請求事業所数が最も多いのは北海道の45か所、次いで大阪府の42か所、兵庫県の30か所だった。また、実利用者数が最も多いのは、大阪府の302人、次いで福岡県の244人、北海道の235人だった。平成27年度合計数でみても、大阪府（2,487人）、福岡県（1,917人）、北海道（1,762人）の順で多かった。

一方で、平成28年10月において請求事業所数が最も少ないのは、秋田県、山形県、茨城県、新潟県、奈良県、佐賀県の2か所で、実利用者数が最も少ないのは新潟県及び奈良県の5人だった。

平成28年10月の0～14歳の人口（平成28年10月1日時点の総務省統計局公表の人口推計：5歳区分だったため14歳までとした。）1万人あたりの実利用者数をみてみると、鹿児島県が最も多く（9.50人）、次いで山梨県（6.37人）、熊本県（5.64人）、滋賀県（5.17人）の順だった。一方、少なかったのは同様に新潟県（0.18人）、奈良県（0.29人）だった。

4 考察

(1) 保育所等訪問支援の請求事業所数及び実利用者数は増加しているが、普及は十分ではない

保育所等訪問支援を行う請求事業所数及びその実利用者数は、年度内変動はあるものの増加していると言えるだろう。ただし、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業者数及びその利用者数が急増している実態に比べ、その増加は緩やかであるのは否めない。児童発達支援事業（センターを除く）や放課後等デイサービスが指導員の資格要件がないなど新規参入のハードルが低いに比べ、保育所等訪問支援は豊富な療育経験を有するベテラン職員を訪問支援員として配属しなければならないこと、訪問先での綿密なアセスメントを行わなければならること、訪問先と訪問日時の調整や保護者との連携・報告などで手間暇かかること、手間がかかる割には報酬が低いことなど、保育所等訪問支援特有の要因が絡み合って本事業が広がらない要因になっているものと推測される（この点については、調査2以降で検証する）。

(2) 年度内変動による給付費収入の不安定さが生じている

厚生労働省から国保連データの提供を受け、実績を月ごとに整理したところ、4月及び8月にはピーク時の半数以下にまで利用が落ち込むなど年度内変動が生じていることがわかった。

これは、4月は年度開始月であり、訪問先においては新規入園児や進級児への対応などに追われ訪問支援員を受け入れる余裕がないこと、保育所等訪問支援事業所においても利用児が新しい環境に移行（進学や進級、クラス替え等）するのに合わせ、新たなアセスメントや環境調整を整える必要とするためではないかと考えられる。また、8月の利用の落ち込みは幼稚園や学校などが夏季休暇中であることが大きな要因だろう。

年度内変動があるということは、安定して給付費を得られないということであり、常勤専任の訪問支援員を配置できなかったり、専門性の高い人材を非常勤であっても確保しにくかったりなど、本事業を安定して運営できないという大きな問題を孕んでいると言えるだろう。

(3) 保育所等訪問支援の取り組みに都道府県格差が生じている

保育所等訪問支援に積極的に取り組んでいる自治体がある一方で、消極的な自治体もあり、その取り組み実態には都道府県格差がみられる。総じて、「西高東低」の様相を示している。

都道府県に格差があるということは、市町村間にも取り組みに差が生じているとみるのが妥当だろう。積極的な地域においては、行政と連携しながら積極的に取り組もうしている保育所等訪問支援事業所が地域にあること、市町村行政もインクルージョンの実現するための重要な事業であることを認識し、円滑に訪問支援ができるよう子ども子育て支援担当部局や教育委員会に積極的に事業周知や働きかけを行っていることと推測される（この点については、調査6において検証する）。

B 調査2【広域調査：実態調査】

1 研究目的

一般社団法人全国児童発達支援協議会（CDS-Japan）に加盟する事業所に対し質問紙法により調査することにより、保育所等訪問支援の実施実態及び未実施の場合の理由を明らかにすることを目的とする。

2 調査方法

(1) 調査対象

CDS-Japan 加盟の障害児通所支援事業所 467 か所（未実施・未指定の事業所を含む）。

なお、本調査は CDS-Japan が毎年実施している実態調査（「本体調査」という。）に合わせ、保育所等訪問支援に関する実態調査として別に調査票を作成し実施した。

(2) 調査期間及び回収方法

平成 28 年 11 月 15 日に CDS-Japan の加盟事業所に配布し、12 月 15 日までに郵送で回答するよう依頼した。

(3) 調査項目

毎年 CDS-Japan が実施している実態調査の項目に加え、厚生労働省科学研究費補助金障害者対策研究事業「障害児支援の現状分析と質の向上に関する研究」（平成 27 年度）（研究代表者：小澤温）の質問項目を参考に作成した（「IV 資料」を参照）。

(4) 分析方法

- ① 指定を受けた理由および指定を受けてない理由、実施するために整備すべき事項から保育所等訪問支援を実施するための条件を明らかにする。
- ② 保育所等訪問支援の実施実態を明らかにする。

3 結果

(1) 回収率

本体調査において有効回答のあった 303 施設（回収率 64.9%）のうち、別冊の保育所等訪問支援に関する実態調査に協力をいただけたのは 181 か所であった。その内訳は、保育所等訪問支援の指定を受けている事業所が 134 か所（指定を受けているが未実施の 28 か所を含む）、未指定の事業所 47 か所であった。

(2) 内容

① 実施状況について

事業所が保育所等訪問支援の指定を受け、実際に実施していたのは、106 か所（59%）であった。一方、指定をうけているものの、実施できていない実態も確認された（28 件（15%））。

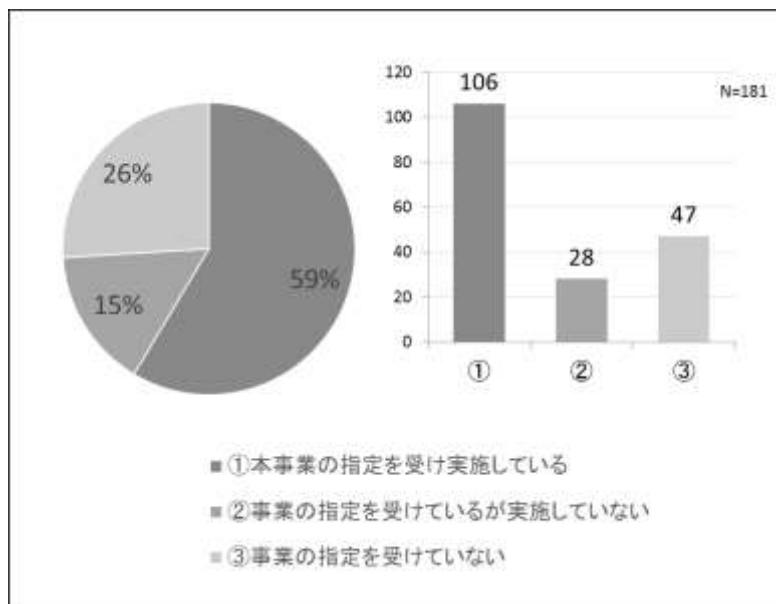


図4 事業所における保育所等訪問支援の実施状況

② 指定を受けた理由について

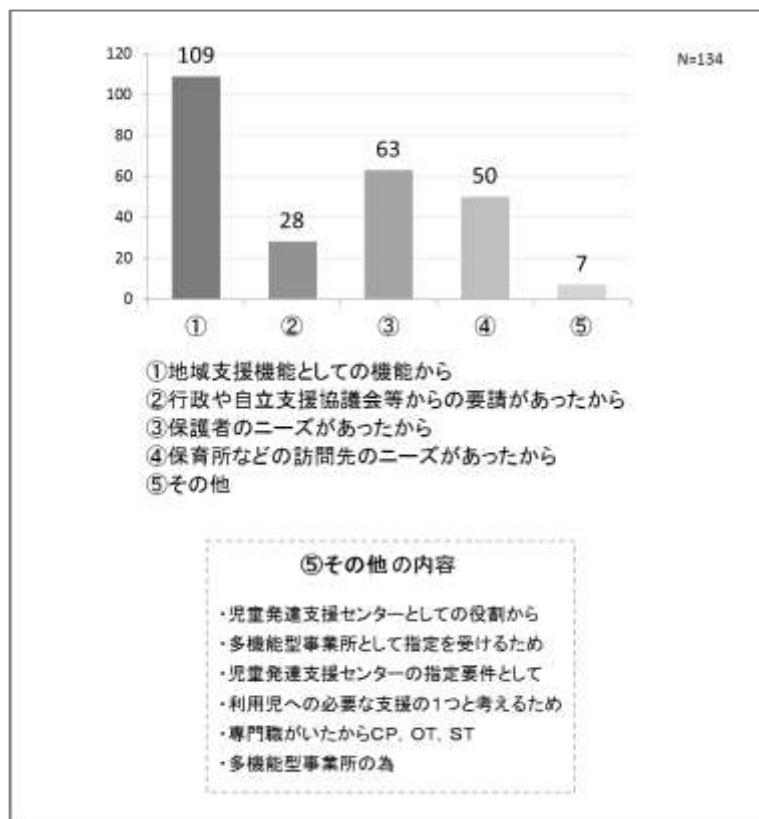


図5 指定を受けた理由【複数回答あり】

保育所等訪問支援の指定を受けた理由について、109事業所（83.2%）が地域支援機能としての必要性を認識したことをあげている。行政や地域（自立支援）協議会等からの要請があつて指

定を受けた事業所が 28 件 (20.9%) 、保護者のニーズがあつてが 63 件 (47.0%) 、訪問先施設である保育所などからニーズがあつてが 50 件 (37.3%) であった。児童発達支援センターの役割や機能、必要性を認識して実施している実態が明らかになった。その他、専門職が配置されていたからなどのその他の内容も回答されていた。

③ 未指定または未実施の理由について

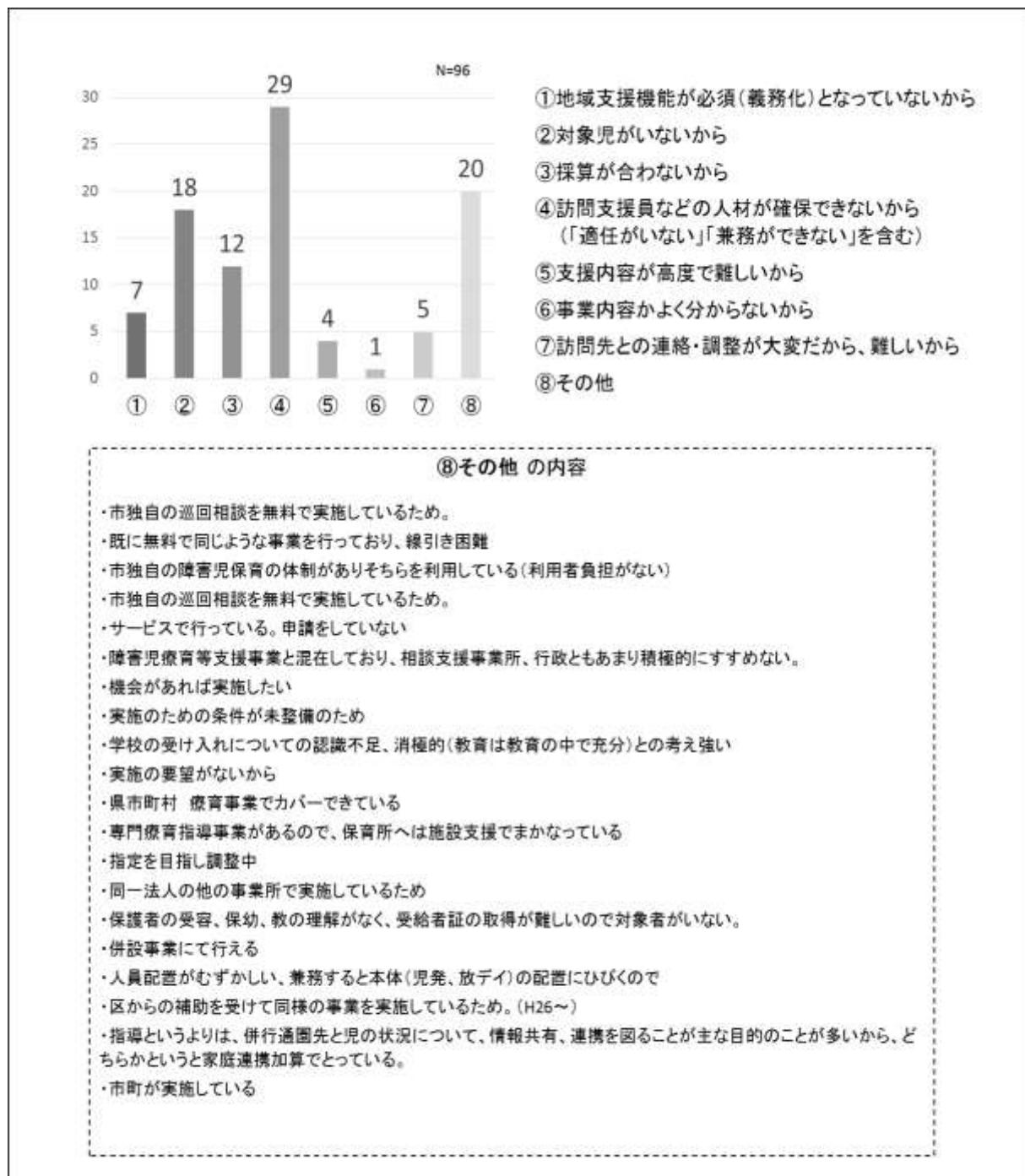


図 6 未指定もしくは未実施の理由【複数回答あり】

未指定もしくは指定後未実施の理由としては、地域支援機能が必須（義務化）となっていないからが 7 件 (7.3%)、対象児がいらないからが 18 件 (18.8%)、採算が合わないからが 12 件 (12.5%)、訪問支援員などの人材が確保できないからが 29 件 (30.2%)、支援内容が高度で難しいからが 4 件、事業内容かよく分からないからが 1 件、訪問先との連絡・調整が大変だから、難しいからが 5 件であった。その他自由記述で得られた回答には、巡回相談や障害児療育等支援事業などの周辺事業との整理が必要なこと、訪問先施設における受け入れ態勢の整備が必要なことなどがあげられていた。

④ 今後、どのような条件が整えば、事業を実施しようと思うか

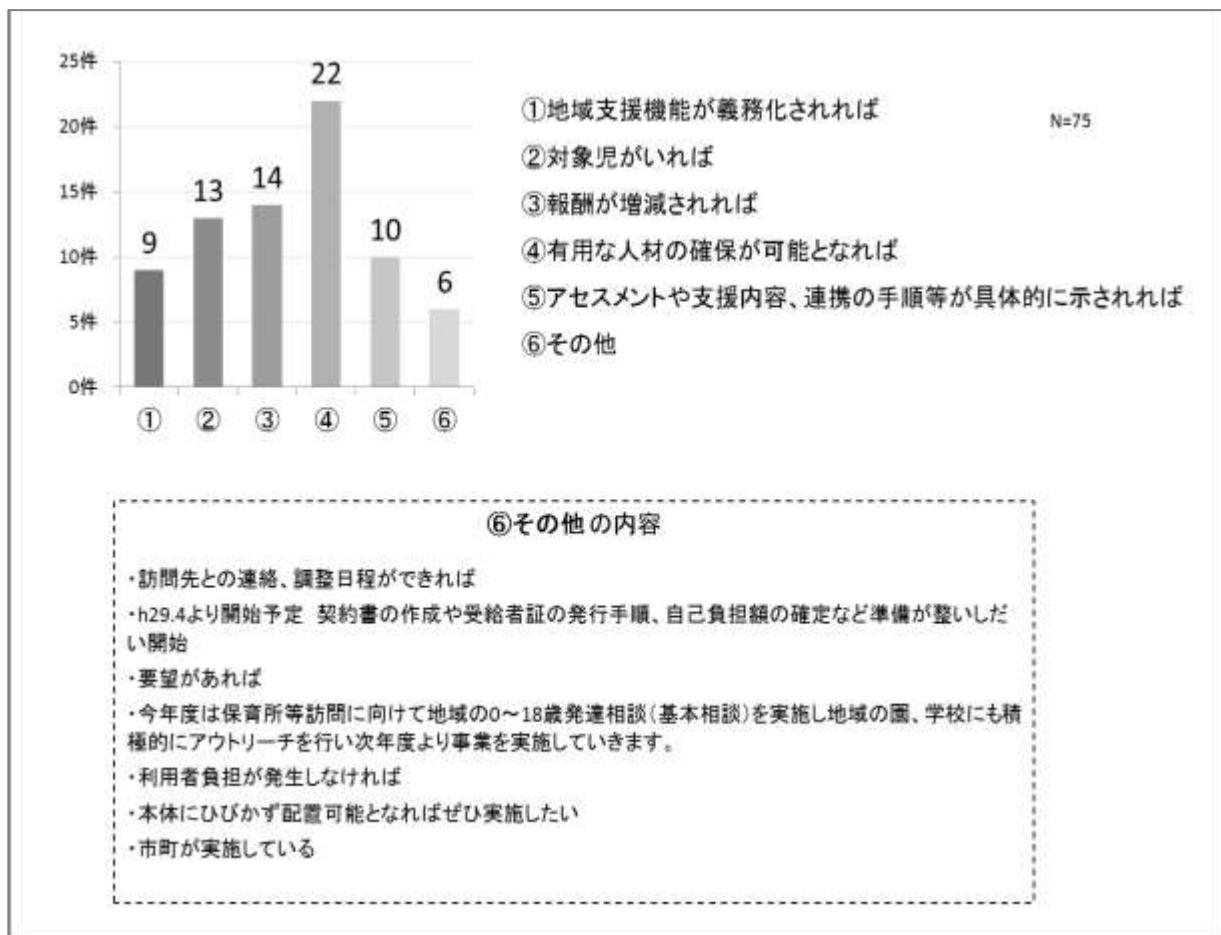


図 7 事業実施のための条件 【複数回答あり】

地域支援機能が義務化されれば事業を実施しようと考えている事業所が 9 件 (12.0%)、対象児がいればが 13 件 (17.3%)、報酬が増額されればが 14 件 (18.7%)、有用な人材の確保が可能となればが 22 件 (29.3%)、アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されればが 10 件 (13.3%) であった。その他として、利用者負担が発生しなければや訪問先との連絡調整ができるれば、要望があれば、などが挙げられていた。

⑤ 現在未実施の場合、過去に実施した年度

保育所等訪問支援の指定をうけていながら未実施の事業所に、その理由を尋ねた。対象児がない、訪問支援員などの自在確保ができない、採算が合わないという理由が挙げられていた。

表6 過去実施した年度と未実施の理由、実施のための条件

年度	理由	実施条件
A事業所 平成26・27年度	回答なし	地域支援機能が義務化されれば・有用な人材の確保が可能ならば
B事業所 平成27・28年度	対象児がいないから	訪問先との連絡、調整日程ができる
C事業所 平成24・25・26年度	対象児がいないから・訪問支援員などの人材が確保できないから	有用な人材の確保が可能ならば
D事業所 平成24・25年度	訪問支援員などの人材が確保できないから	有用な人材の確保が可能ならば・アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば
E事業所 平成27年度	障害児療育等支援事業と混在しており、相談支援事業所、行政ともあまり積極的にすすめないから	アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば
F事業所 平成26年度	訪問支援員などの人材が確保できないから・支援内容が高度で難しいから・訪問先との連絡、調整が大変だから、難しいから・機会があれば実施したい	有用な人材の確保が可能ならば・アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば
G事業所 平成25・26年度	対象児がいないから	回答なし
H事業所 平成24年度	採算が合わないから・訪問支援員などの人材が確保できないから	アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば

⑥ 保育所等訪問支援の実施形態について

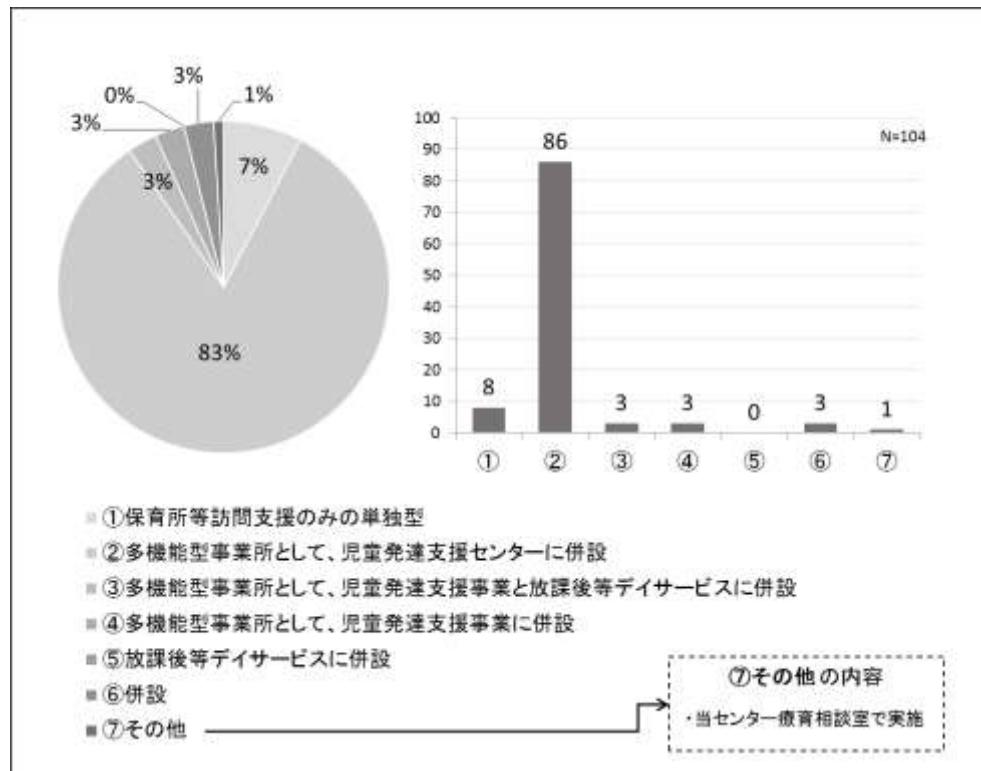


図8 実施形態

保育所等訪問支援のみの単独型として運営されている事業所が 8 件、児童発達支援センターに併設された多機能型事業所としてが 86 件、児童発達支援事業と放課後等デイサービスに併設されているが 3 件、児童発達支援事業に併設が 3 件、放課後等デイサービスに併設は 0 件、その他の障害福祉サービスなどに併設されている事業所が 3 件、その他の実施が 1 件であった。

児童発達支援センターに併設されている事業所が最も多く 83% にのぼり、児童発達や放課後等との併設も合わせて多機能型事業所として実施されている事業所が 89% であった。

⑦ 開所日数及び提供日数について

表 7 開所日数及び提供日数（H28 年度 10 月中）

①開所日数	106事業所中 97回答 平均 18.5日 開所日数 最小:0 最大:25日
②提供日数	106事業所中 96回答 平均 5.6日 提供日数 最小:0 最大:19日

回答のあった事業所の中で、最小開所日数は 0 日、最大開所日数は 25 日で、平均すると 18.5 日であった。実際に提供した日数については、最小提供日数は 0 日、最大提供日数は 19 日で、平均すると 5.6 日であった。

⑧ 特別地域加算の有無について

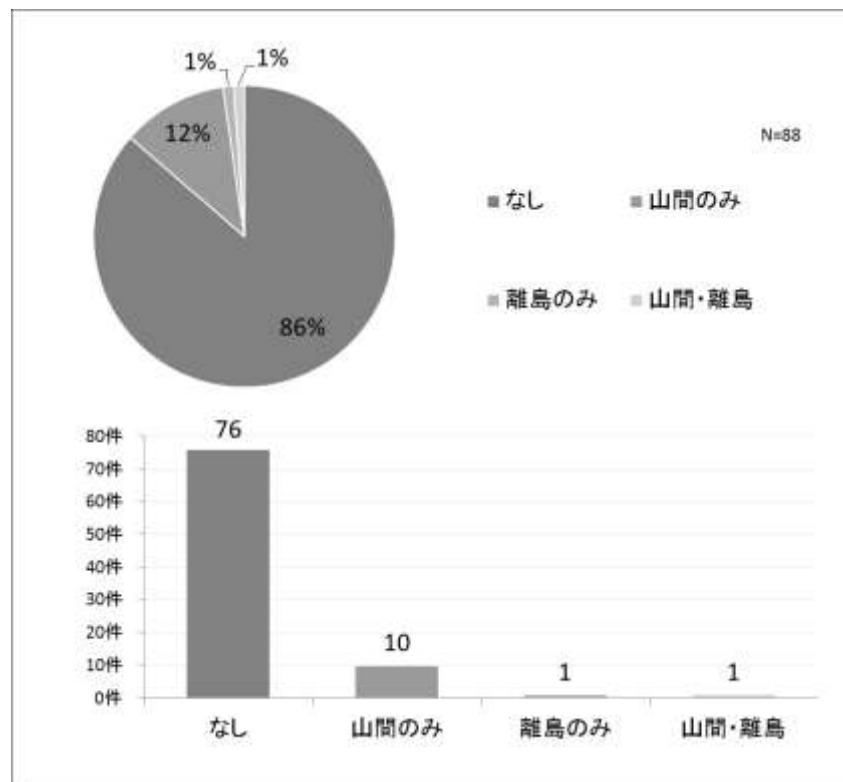


図 9 特別地域加算

特別地域加算については、76件、86%がなしであった。10件、12%が山間地域で、離島地域のみと山間地域と離島地域の両方とが、それぞれ1件、1%ずつであった。合わせると12件、14%の事業所で特別地域加算が該当していた。

特別地域加算が該当していた事業所のうち、訪問先施設までの距離が記載されていたものを次の図にまとめる。平均すると38.8Kmであった。最長距離は103.8kmであった。



図10 訪問先までのおよその距離

⑨ 訪問支援員について

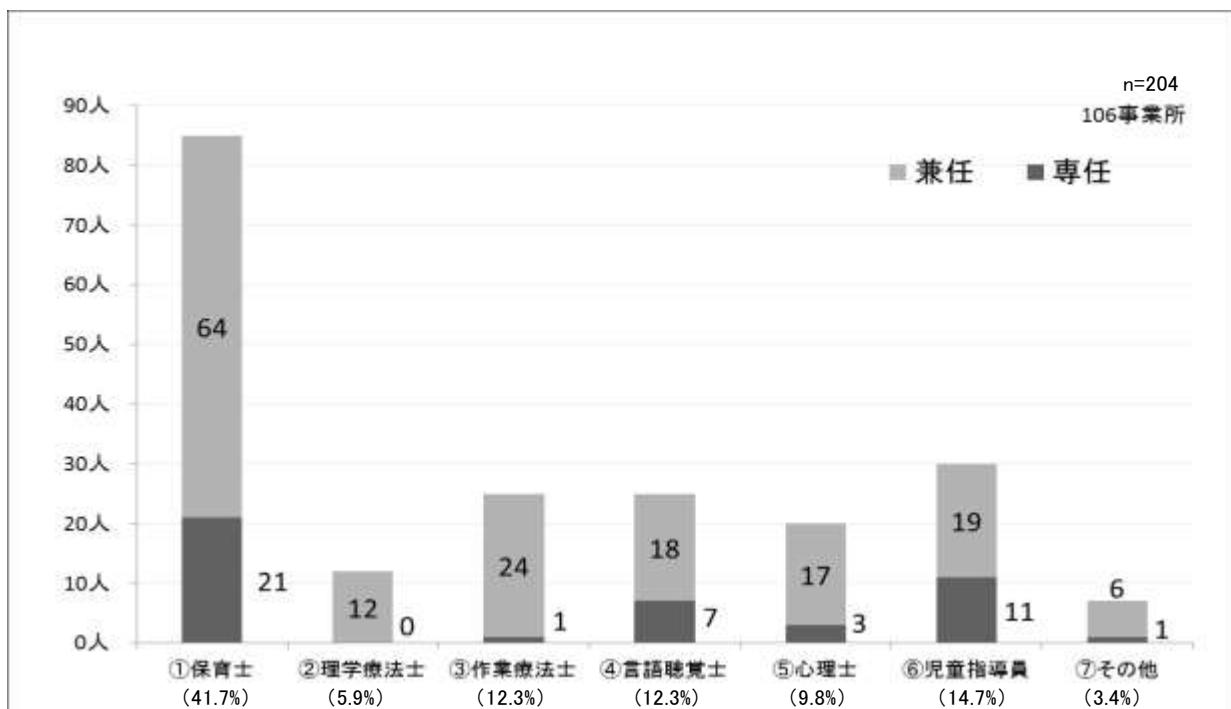


図11 訪問支援員（各職種配置人数）

配置されている 204 人のうち、専任が 53 人（21.6%）、兼任が 160 人（78.4%）だった。

職種ごとに見ると、保育士は 85 人（全体の 41.7%）で、専任が 21 人（24.7%）、兼任 64 人（75.3%）だった。理学療法士は 12 人（全体の 5.9%）で、専任が 0 人、兼任が 12 人（100%）だった。作業療法士は 25 人（全体の 12.3%）で、専任が 1 人（4.0%）、兼任 24 人（96.0%）だった。言語聴覚士は 25 人（全体の 12.3%）で、専任が 7 人（28.0%）、兼任が 18 人（72.0%）だった。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士のいわゆるリハビリスタッフは計 62 人（全体の 30.4%）で、うち専任は 8 人（12.9%）、兼任は 54 人（87.1%）であった。心理士は 20 人（全体の 9.8%）で、専任が 3 人（15.0%）、兼任が 17 人（85.0%）だった。児童指導員は 30 人（全体の 14.7%）で、専任が 11 人（26.0%）、兼任が 19 人（63.3%）であった。その他は 7 人（3.4%）で、専任が 1 人、兼任が 6 人だった。

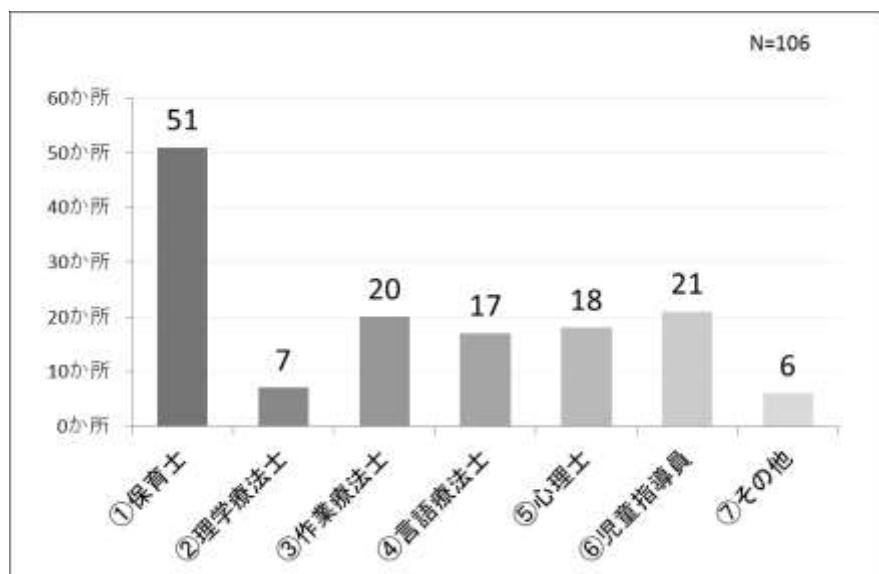


図 13 訪問支援員（各職種配置事業所数）

保育士を配置している事業所は 51 か所（48.1%）、理学療法士は 7 か所（6.6%）、作業療法士は 20 か所（18.7%）、言語聴覚士は 17 か所（16.0%）、心理士は 18 か所（16.0%）、児童指導員は 21 か所（19.8%）、その他は 6 か所（5.7%）であった。

⑩ 特別指導員加算について

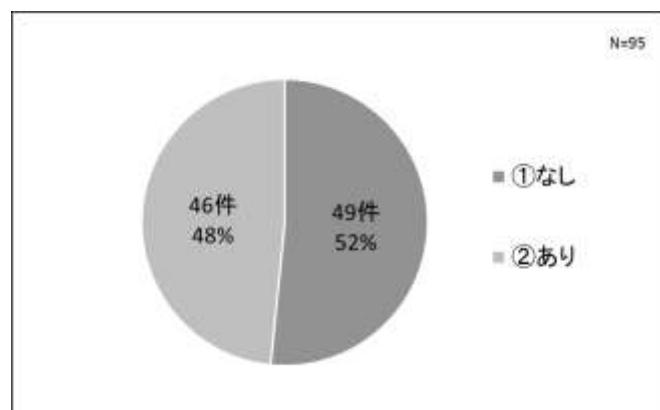


図 1 4 特別指導員加算

特別指導員加算は、49 件（52%）がなし、46 件（48%）があり、であった。

⑪ 訪問支援実施に当たってのルール（制限）の設定について

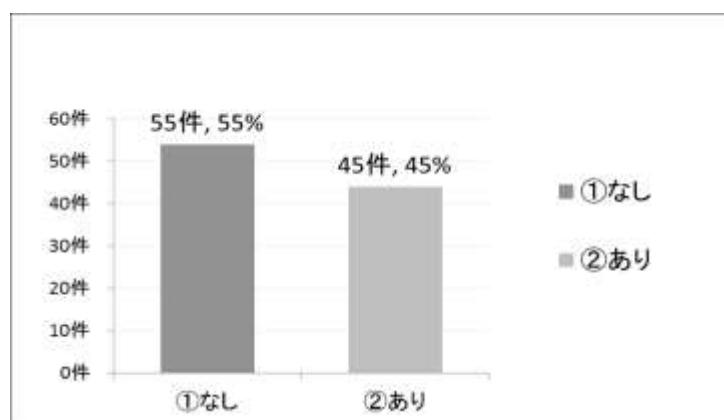


図 1 5 訪問支援実施に当たってのルール（制限）の設定

訪問支援実施に当たってルール（制限）を設定している事業所は 55 件（55.0%）であった。設定していない事業所は、45 件（45.0%）であった。

設定しているルールについて以下のとおりであった。

(ア) 対象児の年齢

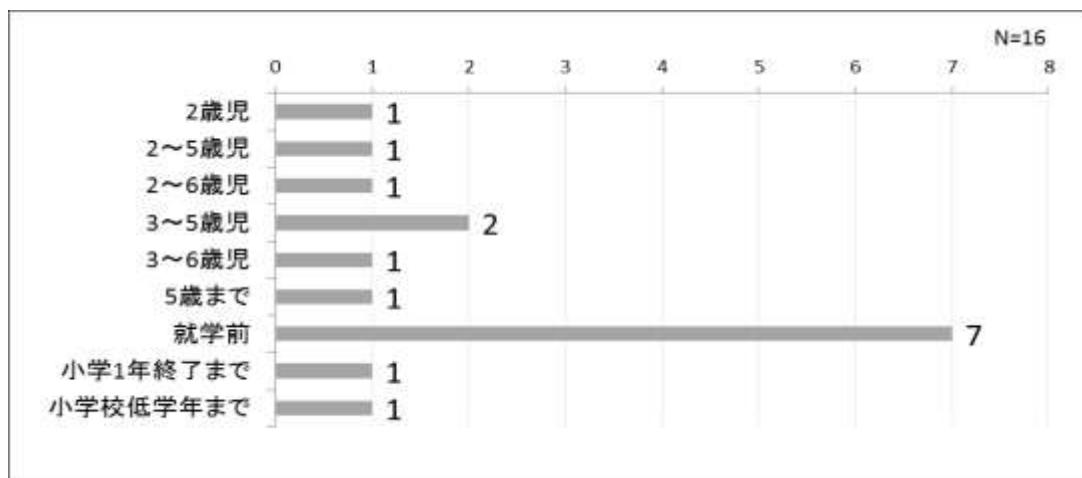


図 1 6 対象児の年齢によるルール設定

対象児の年齢で制限を設定している事業所は 16 か所で、設定の有無の回答事業所の 16.0%、ルール設定ありの事業所の 35.6% であった。なんらかの形で就学前に限定している事業所が合計 12 件、小学校 1 年生までが 1 件、低学年までが 1 件であった。合計 16 件の事業所が年齢によってのルール設定を行っていた。

(イ) 対象児の障害種別

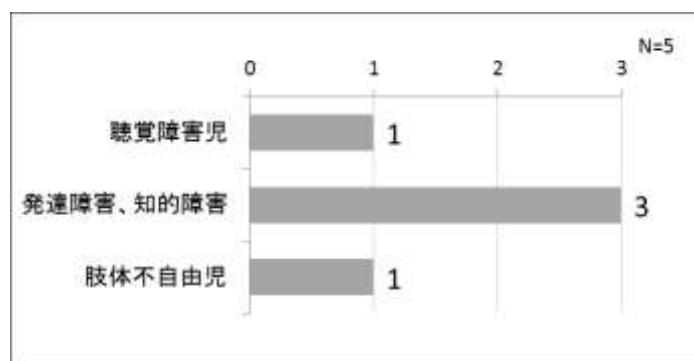


図 1 7 対象児の障害種別によるルール設定

対象児の障害種別で制限を設けている事業所は 5 か所で、全体の 5.0% であった。そのうち、聴覚障害児に限定している事業所が 1 件、発達障害・知的障害に限定している事業所が 3 件、肢体不自由児に限定している事業所が 1 件であった。合計 5 件の事業所が障害種別によってのルール設定を行っていた。

(ウ) 対象児の通所支援利用の要件

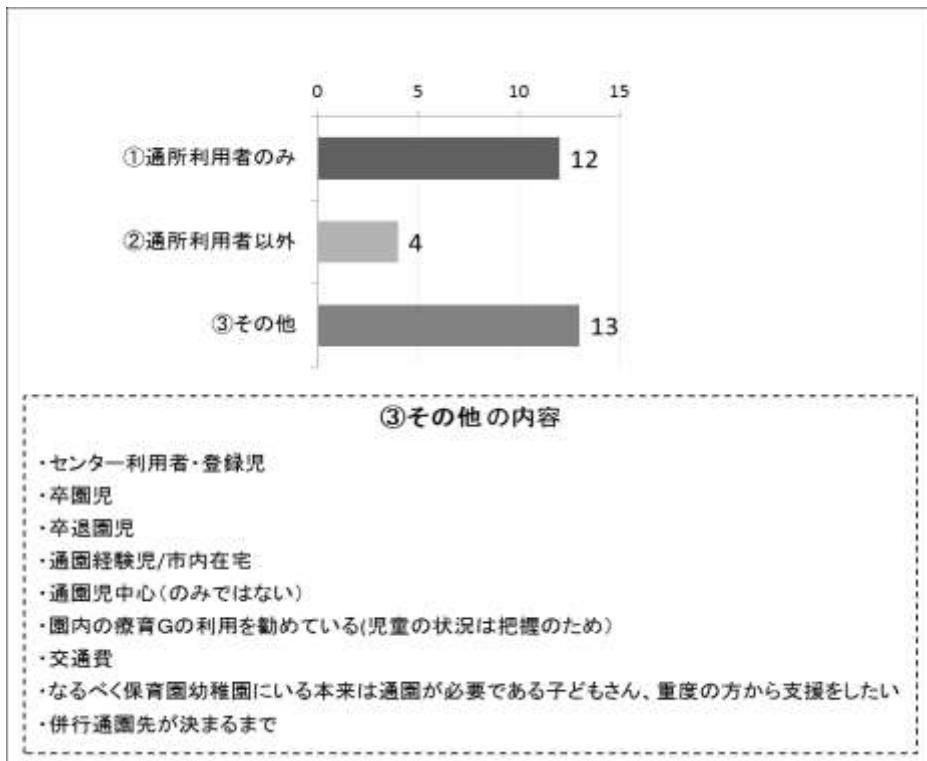


図18 利用条件によるルール設定【複数回答あり】

対象児の通所支援事業の利用状況を要件として制限を設けている事業所は29か所で全体の29.0%、ルール設定事業所のうち64.4%であった。通所利用児のみに限定していた事業所は12か所で、通所利用者以外に限定していた事業所も4か所あった。その他は13件であった。

(エ) 訪問先の種別

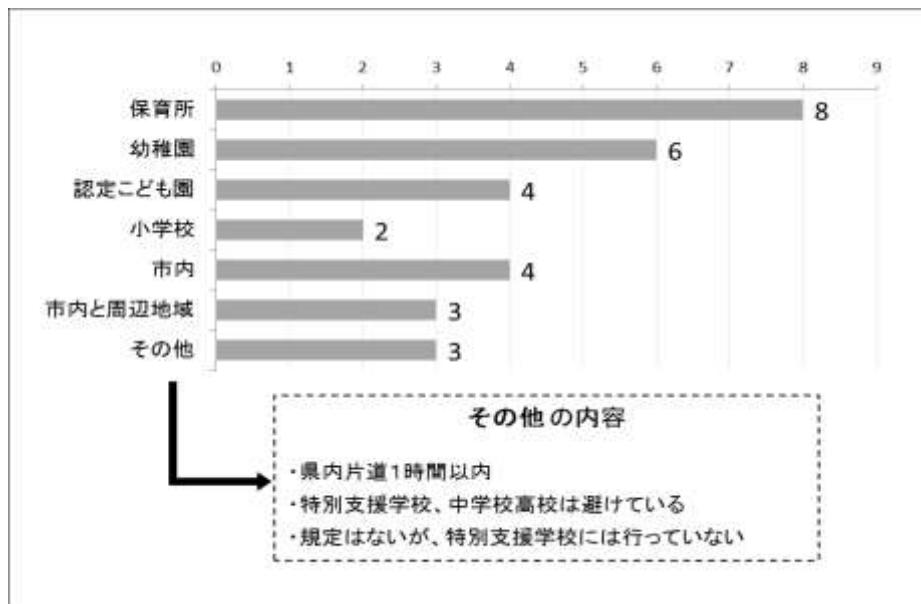


図19 訪問先によるルール設定

訪問先を限定している事業者は 30 か所で、全体の 30.0% であった。ルール設定事業所数の 66.7% であった。保育所に限定している事業所が 8 件、幼稚園が 6 件、認定こども園が 4 件、小学校が 2 件、市内施設という地域で限定している事業所が 4 件、市内と周辺地域が 3 件、その他が 3 件であった。その他は、県内で 1 時間の移動時間というルールや、特別支援学校や中学・高校という施設によってのルールが挙げられていた。

(才) 訪問回数

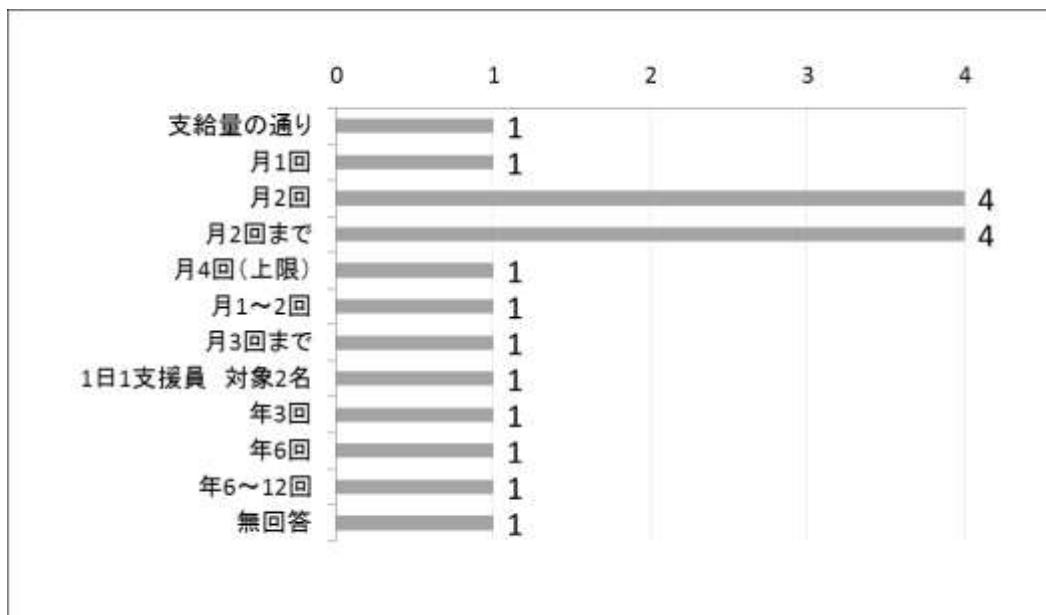


図 20 訪問回数によるルール設定

訪問回数として、月 2 回までとしている事業所が合計 10 件、月 3 回までが 1 件、月 4 回までが 1 件、年間で限定している事業所が合計 3 件、などであった。合計 17 件の事業所が訪問回数によってのルール設定を行っていたが、多くは月 2 回程度の標準的な訪問回数であった。

(力) 訪問頻度

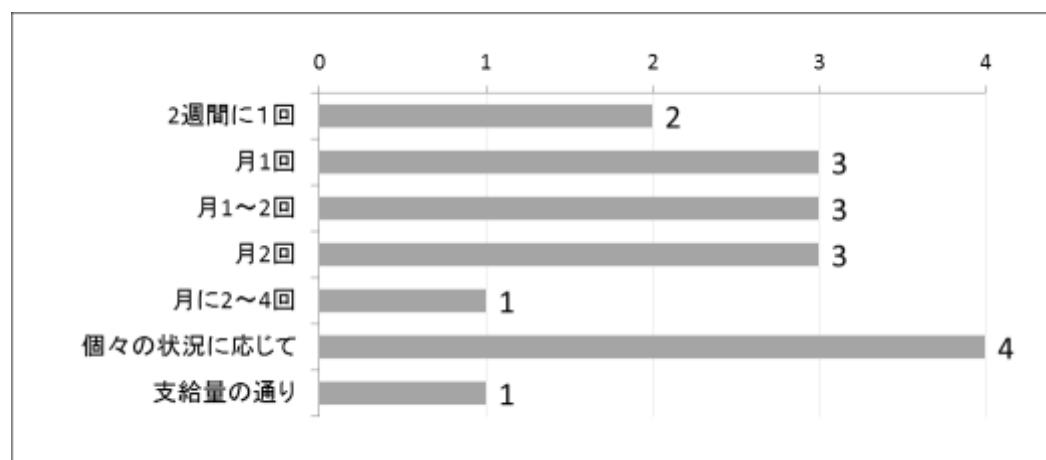


図 21 訪問頻度によるルール設定

訪問する頻度としてルール設定をしている事業所は合計 12 件、個々の状況に応じて設定すると回答した事業所が 4 件であった。合計すると 16 件の事業所が訪問頻度によるルール設定を行っていた。これも訪問回数と同様、多くは標準的な訪問頻度を設定していた。

(キ) 訪問期間

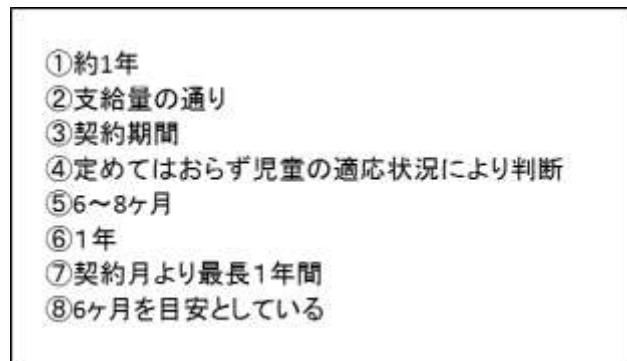


図 2 2 訪問期間によるルール設定

8 件の事業所で訪問期間によるルール設定が行われていた。半年程度を訪問支援のワンクールに設定している事業所もあった。

(ク) 訪問時間

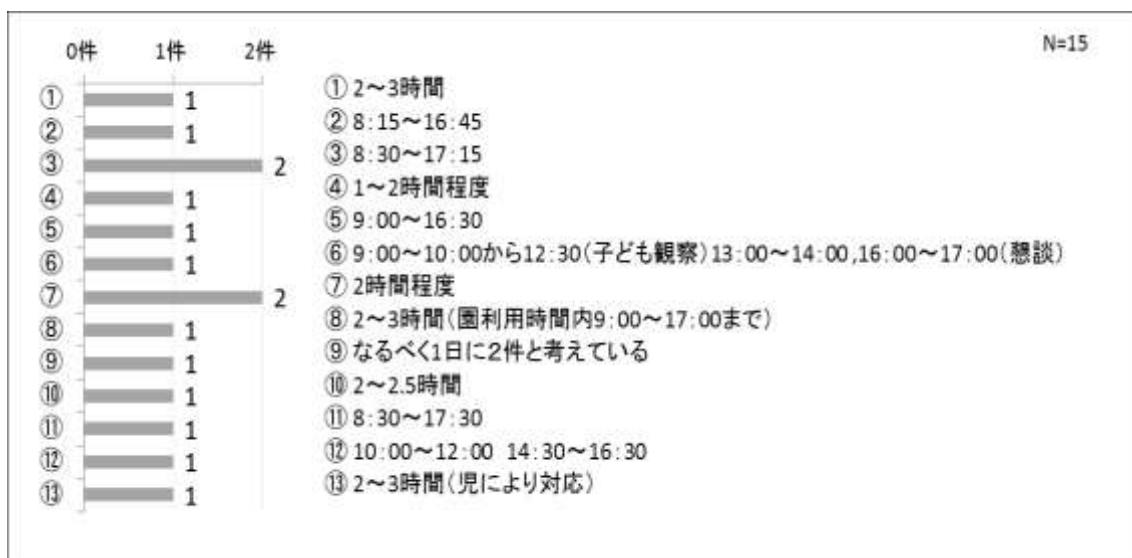


図 2 3 訪問時間によるルール設定

訪問時間にルール設定を行っている事業所は 15 か所であった。そのうち、「○時間」と実施時間にルールを設定している事業所と、実施する時間帯にルール設定している事業所が見られる。多くは、標準的な訪問時間を設定していた。

⑫ 訪問支援の1年間の実績

回答	84事業所
平均	18.9人
最大	135人
最小	1人

図24 契約件数

契約件数については、最小が1人、最大135人、84事業所の平均では18.9人であった。

回答	85事業所
1事業所 平均数	70.1回
最大	200回
最小	2回

図25 年間述べ実施回数総計

年間の延べ実施回数については、最小2回、最大200回。85事業所の平均では70.1回の訪問支援が行われていた。

最小:106事業所中 回答70事業所 4.2回／年(平均) 最小値: 0回／年
最大:106事業所中 回答69事業所 5.9回／月(平均) 最大値: 38回／月
平均:106事業所中 回答66事業所 3.6回／月

図26 訪問頻度

事象所ごとに、最小頻度と最大頻度を回答してもらった。最小頻度を平均すると年間4.2回であった。最大頻度を平均すると月間5.9回であった。平均は月間3.6回であった。

⑬ 1ヶ月あたりの実績（平成28年度10月中）

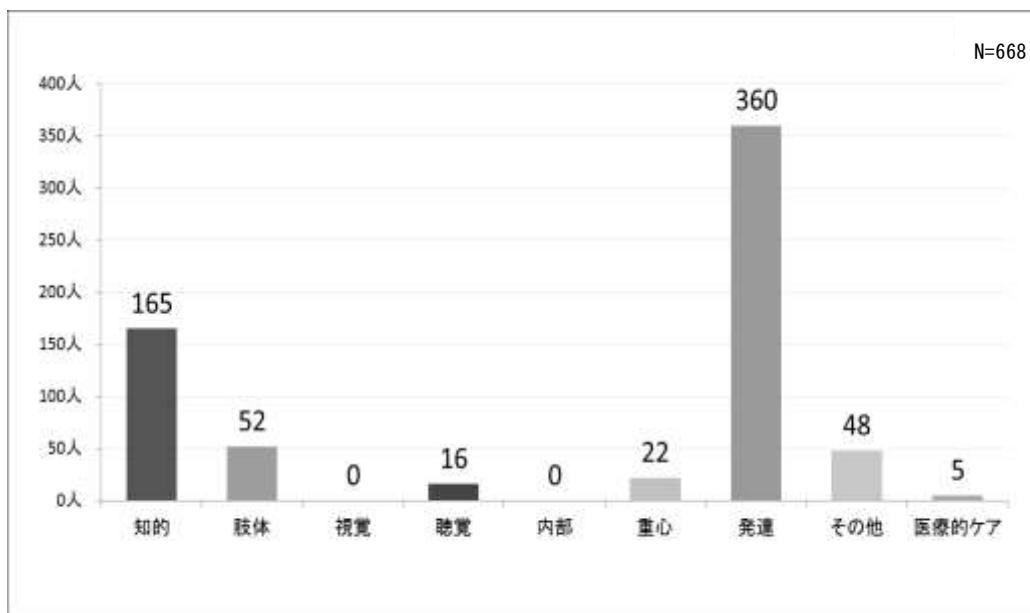


図27 対象児（人数）

主たる障害が知的障害で165人、肢体不自由で52人、視覚障害が0人、聴覚障害が16人、内部疾患が0人、重症心身障害が22人、発達障害が360人、その他が48人、医療的ケアが5人であった。

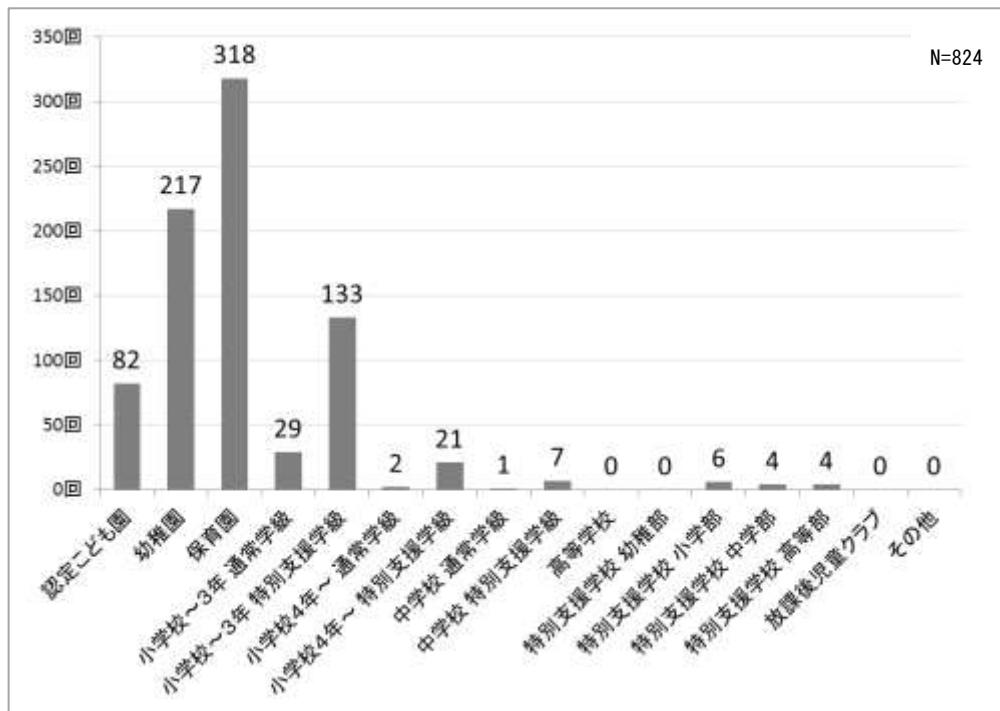


図28 訪問先（延回数）

訪問先別の延べ回数でみると、認定こども園が 82 回、幼稚園が 217 回、保育所が 318 回、小学校低学年の通常学級が 29 件、低学年の特別支援学級が 133 件、高学年の通常学級が 2 件、高学年の特別支援学級が 21 件、中学校の通常学級が 1 件、特別支援学級が 7 件、高等学校は 0 件、特別支援学校幼稚部が 0 件、特別支援学校小学部が 6 件、中学部が 4 件、高等部が 4 件、放課後児童クラブは 0 件であった。

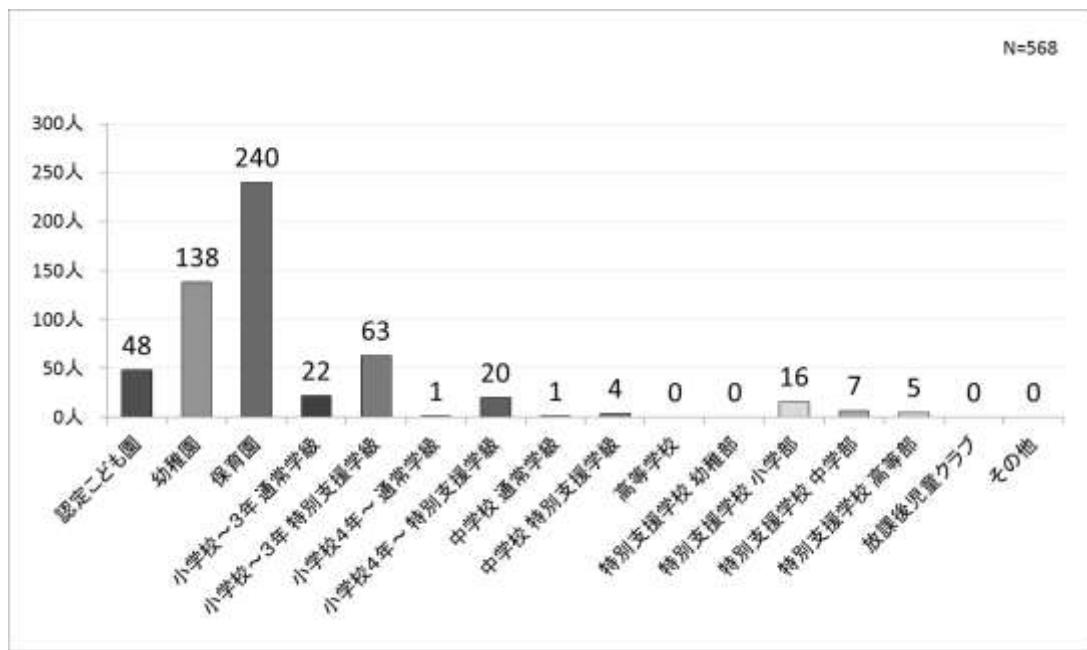


図 29 訪問先（人数）

訪問先別の人數でみると、認定こども園が 48 人、幼稚園が 138 人、保育所が 240 人、小学校低学年の通常学級が 22 人、低学年の特別支援学級が 63 人、高学年の通常学級が 1 人、高学年の特別支援学級が 20 人、中学校の通常学級が 1 人、特別支援学級が 4 人、高等学校は 0 人、特別支援学校幼稚部が 0 人、特別支援学校小学部が 16 人、中学部が 7 人、高等部が 5 人、放課後児童クラブは 0 人であった。

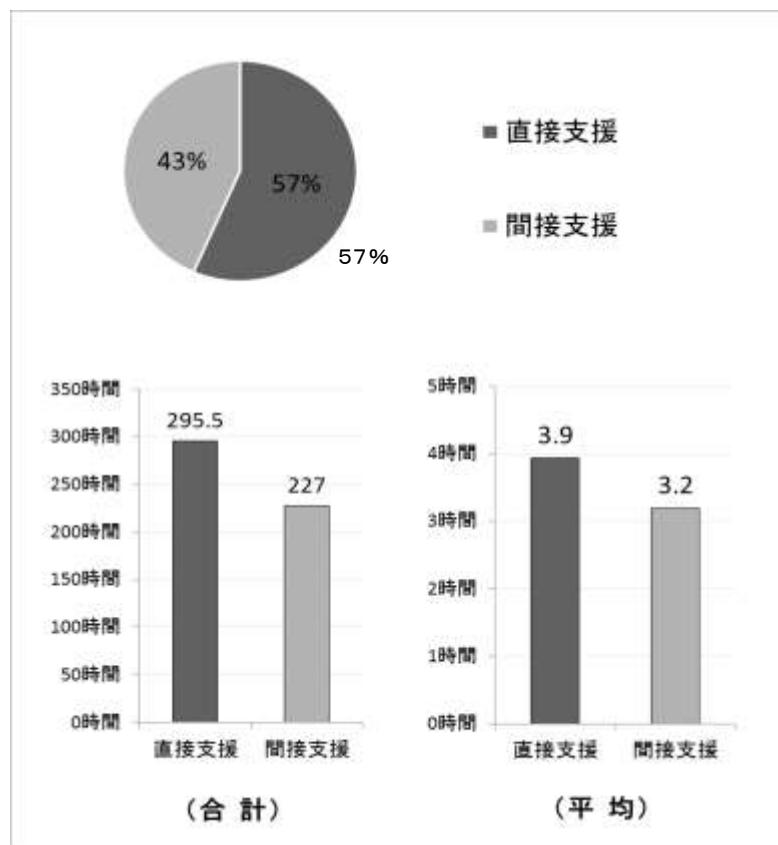


図 3-0 訪問時間について

実際に訪問した時間の合計は、直接支援 295.5 時間、間接支援 227 時間であった。平均すると、直接支援においては 1 か月あたり 3.9 時間、間接支援においては 3.2 時間であった。

⑭ 保護者への報告について

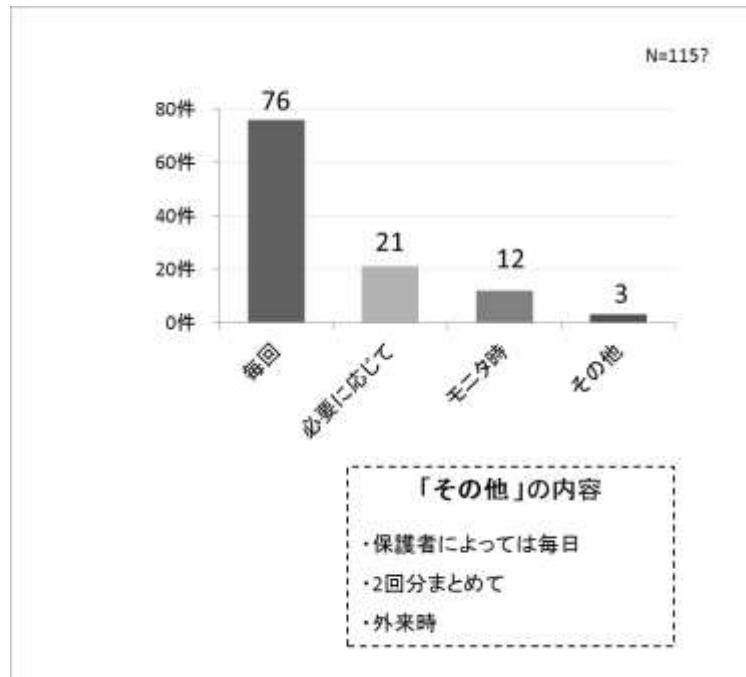


図 3-1 保護者への報告頻度 【複数回答あり】

保護者への報告については、毎回行っている事業所が 76 件、必要に応じて行っているが 21 件、モニタリング実施時が 12 件、その他が 3 件であった。

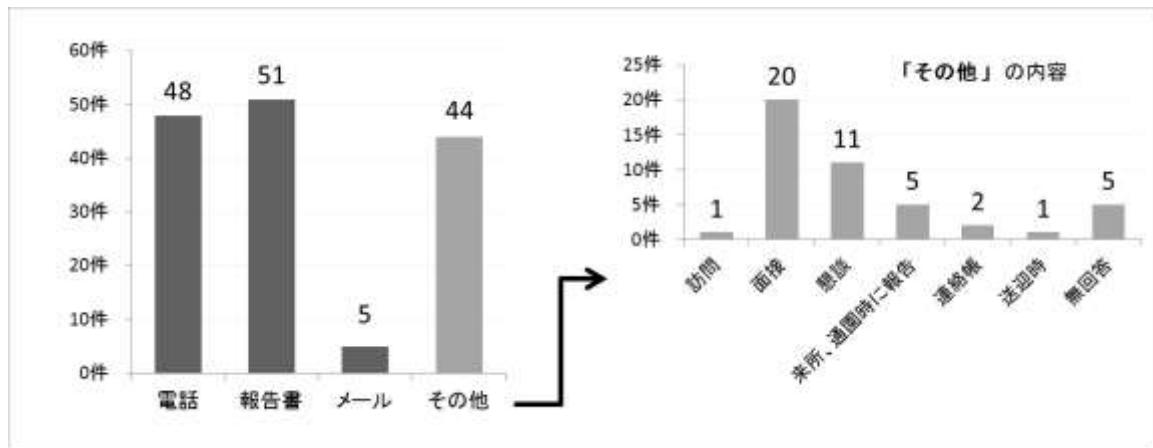


図32 保護者への報告方法 【複数回答あり】

保護者へ報告する方法について、電話が 48 件、報告書が 51 件、メールが 5 件、その他が 44 件であった。その他の中には面談や懇談会を設定したり、来所時・送迎時に行ってい、連絡帳などが挙げられていた。

4 考察

(1) 保育所等訪問支援を推進または阻害している要因

保育所等訪問支援の指定を受けた理由として最も多かったのは、児童発達支援センターに付加されている地域支援機能の役割からというものであった(83.2%)。次いで、保護者のニーズ(47.0%)、保育所等の訪問先のニーズ(37.3%)などニーズ主導でスタートしていた。なお、今回の調査では、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を多機能型で実施しているところが多かった(81.1%)。

一方、未指定または指定されたが未実施の理由としては、人材の確保が困難(38.7%)、対象児がいない(24.0%)、採算が合わない(16.0%)だった。センターに付加される地域支援機能が義務化をあげているところは少なかった。人材確保については、保育所等訪問支援は専門性の高い支援力が必要なことから、①ベテラン職員を訪問支援員として配置してしまうと児童発達支援や放課後等デイサービスなどの本体事業の職員配置に影響するといった物理的な要因があること、②保育所等での集団適応支援の経験とノウハウがなく、職員の専門性が整わないといった質的な要因があることが推測される。加えて、保育所等訪問支援は児童発達支援に比べ、作業療法士などの機能訓練担当職員を配置しているが多く、保護者や訪問先のニーズに対応できる人材を確保する必要があり、リハビリスタッフを確保するのは容易なことではない。そのような人物を確保するだけの報酬単価になっていないことも要因のひとつと考えられる。

どのような条件があれば指定または実施するのかを尋ねたところ、有用な人材の確保(29.3%)、報酬の増額(18.7%)、対象児の確保(17.3%)の順で多かった。実施していない理由として挙げられた3要素と同じ結果になったが、報酬の改善が2位に浮上しており、実際に行おうとした場合には、採算性は避けて通れない要素であることがうかがわれる。人材の確保は育成することと切り離せない。事業所内で質の高い人材を育成、つまり、支援力向上という質的な問題への対応が必要であり、人材育成システムの構築が課題としてあげられよう。アセスメントや支援手順などを示したものがあれば取り組むと回答している事業所も多く、手引書の作成や研修会の開催(実施に向けたスキルアップ研修や成果報告会など)も課題解決には有効である。対象児がいないから実施していない問題に対しては、保育所等訪問支援とは何なのか、どのような支援をし、どのような成果があるのかを地域に見せていくことが、潜在的ニーズの掘り起こしにつながると考えられる。

また、保育所や学校へは巡回相談や障害児療育等支援事業もしくは行政が実施している類似の独自事業があり、それらの事業と保育所等訪問支援との違いがわかりづらいことも保育所等訪問支援の実施を躊躇させている理由になっている。巡回型の支援を以前から積極的に展開してきた地域では、保育所等訪問支援の機能をすでに先取りして実施していた可能性が高く、事業を切り分けていくことの難しさも課題になっている。加えて、独自事業であれば利用者負担はないが、保育所等訪問支援になると1割負担が新たに生じることも実施を妨げている要因の一つであり、保育所等訪問支援と類似事業との整理が必要である。

(2) 訪問支援員の実態

訪問支援員の配置は通所支援事業に準じており、保育士や児童指導員が標準的である。今回の調査では、保育士が 41.7%と最も多く、次いで児童指導員 18.7%であり、合わせると 56.4%を占めていた。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の配置は 30.4%であり、心理担当職員も 9.8%いた。これらは児童発達支援や放課後等デイサービスに比べ高い割合を示している。一方、専任／兼任を見てみると、保育士または児童指導員は兼任が 72.2%で、作業療法士などの専門職は 87.1%であり、専門職の兼任率が高い結果になった。人材の確保は単に事業所だけの問題ではなく、安定した運営ができるよう制度の充実・強化を含めた取り組みが不可欠である。

(3) 対象児の実態

保育所等訪問支援を利用する子どもは、発達障害が 53.9%と最も多く、次いで知的障害 24.7%であった。医療的ケア児も 5 名いた。就学前児童が 74.9%で小学校 3 年までを含めると 94.5%を占めており、訪問支援は主に就学前の保育所や幼稚園、認定子ども園が対象となっているとみていいだろう。なお、小中学校の通常学級に訪問支援している事例もあり、教育との連携強化を図っていく必要がある。

(4) 家族支援の実態

保育所等訪問支援は、保護者の依頼に基づいて提供されるサービスであるが、保護者がいない時間帯、場所で支援が行われる。そのため、保護者に対しては、非常に丁寧に訪問支援時の様子を伝えることが、保護者の安心につながり、訪問支援事業所に対する信頼を得ることにつながる活動である。保護者を指導するというよりも訪問先での暮らしぶりや先生方のかかわりの様子や変化（工夫）などをしっかりと伝えていくことが求められる事業である。そのため実施している 106 か所中 76 事業所（71.7%）が毎回電話やメールで報告を行っていた。別日に面談を行ったり、報告書を作成したりするなどの工夫もしていた。保育所等訪問支援が、保護者に向き合いながら実施する事業であることを理解しているからであろう。

(5) 保育所等訪問支援の実施に当たってのルール設定

今回の実態調査では、対象児の年齢や所属、訪問先機関の種別、支援の頻度や時間などにおいて、事業所独自のルールを設定している事業所が約半数（45.0%）あった。利用できる対象児を年齢で縛りをかけていたのは 16.0%（制限設定事業所の 35.6%）の事業所で、主に就学前の子どもに限定しているところが多かった。児童発達支援センターが実施している事業所が多かったのも影響しているものと思われる。次に、他の通所支援の利用状況を理由に利用の制限を設けている事業所は 29.0%（設定事業所の 64.4%）もあった。発達支援の継続性の観点から並行通園児または卒園児を対象としているところもあれば、行政と協議の上、通所支援を受けていない子どものみを対象としている事業所も 4 か所あった。そのほか、訪問先を限定しているところや訪問支援の回数や頻度などを絞っているところもあったが、おおむねこれまで国や CDS-Japan が示してきた内容に沿っていた。ルールの設定は法律上問題がないわけではないが、自分たちのできる範囲内ではまずは保育所等訪問支援を立ち上げ、取り組むことが重要であると考える。

なお、障害種別でよって制限を設けている事業所は5か所と少なく、あらゆる障害に対応しようとする姿勢がみえた。

C 調査3【抽出調査①：事業所ヒアリング調査】

1 研究目的

訪問支援事業を実際行っている事業所から運営・支援の現状を直接聴き取るとともに、訪問支援員の業務内容・量等の実態を明らかにする。

2 調査方法

(1) 調査対象

CDSに加盟する保育所等訪問支援を実施している事業所を任意に抽出し、了解を得られた全国14か所〔全国7ブロック（北海道、東北、関東甲信、東海北陸、近畿、中四国、九州）×2か所〕を調査の対象とした。

なお、運営主体の内訳は、社会福祉法人9、特定非営利活動法人1、公法人2、営利法人1、その他1であった。

(2) 調査期間

日時：平成28年10月23日（日）

場所：東京八重洲

(3) 調査方法

① ヒアリング調査

・研究責任者1、担当者2、事務局2の体制でヒアリングを行った。
なお、オブザーバーとして厚生労働省担当専門官も参加した。また、他のヒアリング対象事業所も同室し、質疑応答に参加できるようにした。

・ヒアリング調査にあたっては、対象事業所へ事前にヒアリング調査の項目を通知した。
・ヒアリングの流れは以下の通りである。なお、時間は1事業所あたり8分とした。
i) 事業所から事業概要について説明
ii) 研究責任者・担当者が対象事業所に聞き取り
iii) 他の事業所からの質疑応答

② グループワーク

・ヒアリングに先立ち、事業所間の交流を促す目的で、グループワークを実施した。
・グループワークのテーマは、「ニーズの内容」「アセスメントの視点」とした。

③ 訪問支援の実践例

・保育所等訪問支援の実践例について調査した。
・内容は、①3者のニーズ（保護者、訪問先、子ども）、②3つの支援（直接支援、間接支援、保護者支援）、③事業効果、④課題の概要の4点に絞って自由に記述してもらった。

結果は、IV資料2（1）に一覧表にして掲載した。

3 結果

(1) 調査概要

全国から 7 ブロックから 2 名ずつ 14 名の実践者の協力を得た。地域の内訳は、北海道ブロック、東北ブロック、関東甲信ブロック、東海北陸ブロック、近畿ブロック、中四国ブロック、九州ブロックである。

以下は、ヒアリング調査の記録（抜粋）である。

事務局：おはようございます。本日のヒアリングは、参加者が相互に質疑応答ができるように公

開で順番に進めます。全体進行を事業担当責任者が行います。1人の持ち時間は 8 分です。

質問は 20 秒、返答が 30 秒以内でお願いします。

共通する質問として、保育所等訪問支援に当たってのルール設定、その点に関してご質問をさせていただきます。そのほか、適宜質問を行います。なお、休止中の事業所の方は、休止に至った経緯等をお話しください。

では、ヒアリングをはじめます。

事業担当責任者：今、説明があったように、1人 8 分の発表です。質問事項として、共通で示して

いただくのが、保育所等訪問支援に当たって、対象児や訪問先の種別、訪問先を限定しているかどうか、回数や支援時間等のルール設定について。ルール設定があるのであれば、その基準について教えてください。また、その基準は自事業所独自のものなのか、行政との協議によって決めている等について。などです。

そのほか、事業担当者より別途質問をさせていただき、ヒアリング対象者が相互に質疑応答していただけるように設定しております。

では、今から始めさせていただきます。公開質問ですので、皆さんの活発なご議論をよろしくお願ひいたします。では、A 事業所の A さんによろしくお願ひいたします。

① A 事業所： Aさん

A事業所 基礎情報												
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター	その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援							
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)		約17万人										
訪問に当たってのルール設定												
<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢									
		<input type="checkbox"/> 障害種別										
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問先	保育所、幼稚園等									
		<input type="checkbox"/> 訪問回数	契約終了まで									
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問期間	就学まで、あるいは保護者が契約終了を希望するまで									
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度	月2回									
		<input type="checkbox"/> 訪問時間	120分									
		<input type="checkbox"/> その他	虐待、保護者の障がい等、家庭の状況により発達支援事業所の利用が困難なケース									
訪問支援員の状況												
No	性別	年齢	資格	子ども 経験年数	(うち障害 児支援サー ビス)	雇用形態	専任／兼任					
1	男	40歳代	保育士	～30年	～20年	正規	兼任					
訪問支援実績			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所							2	20	4	61	1	11 (10月現在)

Aさん：ルール設定というのは、基本的には要望があればお答えしますので、ないと言ったほうがいいかもしれません。ただ、1ヶ月に2回という、一般的な訪問回数に準じて行っています。対象は、保育所と幼稚園からしかニーズがないのでそこに行っています。訪問時間帯は、午前の10時から12時を目安にして、午前中2時間、その後カンファレンスというものが平均的です。

そのルールは、行政と少しお話をし、最終的に当事業所で決めました。

事業担当者：ありがとうございます。要望があればということですが、例えば中学校や高校から要望があれば、一般校でも行くということですか。

Aさん：そこはやはりその要望があったときに検討することになると思います。当事業所のノウハウとしては、幼児を対象にした支援のノウハウしか持ち合わせておりませんので、同法人の放課後等デイサービスと協議をして、行ければそちらからスタッフが出向くということも考えられます。現時点では中高生は想定していないです。

事業担当者：基本的に就学前のお子さんを中心に展開するという想定ですね。

Aさん：そうです。

事業担当者：障害種別の想定はありますか。

Aさん：ご依頼があるのは発達障害児が主です。

事業担当者：肢体不自由児から依頼があった場合も対応はできますか？

Aさん：はい、対応はします。

事業担当者：訪問時間（120分）の中にカンファレンスも含まれていますか。

Aさん：いえ、それと別です。

事業担当者：ということは、訪問時間がもうちょっと長くなるということですね。

Aさん：そうです。

事業担当者：カンファレンスは1時間ぐらいですか。

Aさん：場合によります。こちら側から何かというよりは、訪問先のほうから「ちょっと先生、いい？」というような形でお話をされることがあります。特に絶対行うわけではありません。

事業担当者：貴事業所のルールとして、自分のところで支援をしていない子どものところにだけ行くというルールですね。

Aさん：はい。

事業担当者：わかりました。

事業担当責任者：もう一つ質問です。保護者に対するフィードバックはどの時点でどういう形でされているかを教えてください。

Aさん：支援に入り、戻ってきて報告書をまとめます。それを紙面で保護者に郵送します。

事業担当責任者：それは、訪問実施からどれぐらいの間ですか？

Aさん：基本的には1週間以内です。

事業担当責任者：ありがとうございました。皆さんからご質問がありますか？

事業担当者：現在の段階で、支援を継続している件数は何件ですか？

Aさん：今現在は、1件です。

事業担当者：報告書をつくるのは、すごく大変な作業だと思いますが、件数増えた場合もそのスタイルで進めるのか心配になります。いかがですか？

Aさん：去年は4件でしたが、4件までだと対応できました。

事業担当者：報告書をつくるのに、どれぐらいの時間がかかりますか。

Aさん：支援に行った者によって時間は様々です。2時間ぐらいを一応目安にしています。

事業担当者：そうすると、実質1件当たりの支援で、移動時間を加わると実際の訪問を2時間行って、カンファがあれば合計で3時間経過します。その後、報告書が2時間加えれば5時間です、一件にほぼ1日つかって対応することですね。

Aさん：そうですね。1日で終わらないことがほぼほぼです。

事業担当者：ありがとうございます。

Mさん：保護者には郵送するということですが、保護者からの質問や懇談などの時間は取られますか。

Aさん：4回訪問した後に家庭訪問をするようにしています。そのときにお話をします。また、必要があれば電話で連絡を取り合っています。

Fさん：この事業にかかわっている職員の人数を教えてください。

Aさん：専任が1人と、必要があればO.T、S.T、あと支援員が付属で一緒にかかわっています。1人の職員以外は法人内の施設等に勤務している者が都度入れかわりかかわります。

Fさん：ありがとうございます。

担当専門官：今現在の支援対象が1件で、昨年は4件ということでしたが、支援を行う期間としてはどのぐらいの長さでしょうか。

Aさん：約1年です。たまたま昨年は、年長児が2人と年中さんが2人でした。年長児は就学して支援が一時終了し、年中児は親の転勤で3月に転居されて支援が終了しました。

事業担当者：同じ方が2年目に入って、もう1年やってほしいとか、もう少し来てほしいという要望がでないでしょうか？

Aさん：ありました。1年といったのは、年中の途中から始まって年をまたいで1年なんですね。なので、継続して、支援する人間は変わりましたが、継続してかかわっています。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当者：先ほど家庭訪問されるとのことでしたが、報酬には該当しない取り組みですが、どのように対応されていますか？

Aさん：無料サービスです。

事業担当責任者：時間になりました。簡潔に答えていただきまして、ありがとうございました。

② B 事業所： Bさん

B事業所 基礎情報											
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター								
その他実施事業	障害児通所支援（児童発達支援）・障害児相談支援・日中一時支援										
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約35万 人										
訪問に当たってのルール設定											
<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢								
				<input type="checkbox"/> 障害種別							
		<input type="checkbox"/> 訪問先									
		<input type="checkbox"/> 訪問回数									
		<input type="checkbox"/> 訪問期間									
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度									
		<input type="checkbox"/> 訪問時間									
		<input type="checkbox"/> その他									
訪問支援員の状況											
No	性別	年齢	資格	子ども 経験年数	(うち障害 児支援サー ビス)	雇用形態	専任／兼任				
1	女	50歳代	社会福祉士	～40年	～40年	正規	兼任				
2	男	40歳代	社会福祉士	～20年	～20年	正規	兼任				
訪問支援実績		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所		3	54	5	35	9	73	8	62	4	27
幼稚園				2	19	1	3	3	18	5	12
小学校	1～3年	通常級				1	7	1	0		
		支援級							1	0	

Bさん：よろしくお願いします。

当方は、特にルールは設けず、ニーズに合わせております。現在の対象ケース数は10件です。ほぼどこの行政も月2回という支給量ですが、月に2回はとても行けません。おおよそ月1回の訪問ですら調整するのが大変な状況です。

現在の対象年齢は、小学生が1人と他は全て幼児ですが、就学後のお子さんに関しては「要望があれば訪問します」としております。ただ、B事業所の所在市からは、「アフターケアのような形で卒園児の全てを保育所等訪問に入れてくれ」という要望がありますが、それを実行すると毎年卒園児が20名ぐらいおりますので、とても人手が足りません。他に避けたいなと思った理由としては、学校の先生とお母さんの仲裁役みたいな保育所等訪問はしたくないなと思います。学校への文句を直接言えないので、センターの職員に代弁してほしいというような役割は担いたくないと思いました。アフターケアはそれとは別にしています。現在の対象児全員が、B事業所に通所していない外部の子ども10名です。

事業担当責任者：ありがとうございました。

事業担当者：地域柄お聞きしたいのですが、最も遠い訪問先までの距離はどのくらいですか？

Bさん：今年は、片道35キロ、往復70キロですね。

事業担当者：移動を含めた支援時間とすると？

Bさん：朝8時に出て、帰ってくるのは4時です。

事業担当者：では、正味訪問先におられる時間は？

Bさん：移動時間が前後約1時間です。

事業担当責任者：そのときの時間的な流れをちょっとご説明ください。

Bさん：はい。B町のケースはもう一名の担当者が訪問していますけれども、どこの支援先にしても、まず朝行って、すぐお子さんを観はじめるような感じです。幼稚園などで通園バスが到着していない場合は、前回の訪問からの園での出来事や今日のポイント（要望）とか、今日の活動の流れを担任の先生にお聞きする場合もあります。保育園の場合は、登園時に直接お母さんと会えることもあるので、なるべく接点が持てる時間帯に行くようにしています。私たちの勤務開始時間は8時ですが、それより前に職場を出たり、家から直接園のほうに行くという場合もあります。

ほぼ午前中いっぱいというか、午前中4時間ぐらいお子さんのところに付き添ってから、給食後か午睡の時間にカンファレンスをします。幼稚園だと通園バスが出る2時以降にカンファレンスということもありますので、近いところだと1回園に戻って、園で子どもたちに給食を食べさせてから、再度訪問してカンファレンスをするというケースも何件かあります。

事業担当責任者：ありがとうございました。事前の提出用紙には、児童発達支援や放課後デイサービス事業所からも訪問支援のニーズがあったと書いてありますが、ご説明をいただけますか。

Bさん：はい。職員の方も一生懸命勉強されようとしておられます、まだノウハウもわからない状況のようです。放課後等デイサービスの場合は、うちの卒園児が利用している場合もあるので、いろいろとご相談を受けます。結果的に手弁当で学習会に行くことや支援のお手伝いに行くことが実際ありますので、「これって保育所等訪問で請求できたらいいのにな」とちょっと思つたりしました。

事業担当責任者：なるほど。ありがとうございます。ほかにご質問ありますでしょうか。

事業担当者：先ほどもありましたが、保護者への情報提供は、どのようにされているのですか。

Bさん：当方も報告書はお送りしています。訪問支援後10日以内くらいかかりますが、お送りするようにしています。そのときに、私はお手紙を添えて、返信があればその後もお手紙でやりとりをします。または、お電話でお話しする場合もあります。ただ、何の返信もない場合は先ほども言ったとおり、保育園の場合は朝早目に行って、直接お母さんと顔を合わせて、「報告書どうでした？ わからなかつたところはなかった？」、「おうちで最近どう？」とお話しするようにしています。

事業担当責任者：こちらの動きややり取りは、タイムスタディをしていただくと、朝7時ぐらいに訪問先にいってことなども明らかになりますね。同じ4時間とか6時間と言っても、「ああ、そんなふうにして工夫されているんだな」というのがわかりますので、ぜひそういう事例でタイムスタディを出していただけたとありがたいと思います。あと何かあれば、お聞かせいただければと。

Bさん：頑張ってやっています。（笑）

事業担当責任者：ちょうど8分になりましたので、ありがとうございました。

③ C事業所：Cさん

C事業所 基礎情報									
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター（難聴）						
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援・その他								
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約100万人								
訪問に当たってのルール設定									
<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢						
			<input type="checkbox"/> 障害種別						
		<input type="checkbox"/> 訪問先							
		<input type="checkbox"/> 訪問回数							
		<input type="checkbox"/> 訪問期間							
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度							
		<input type="checkbox"/> 訪問時間							
		<input type="checkbox"/> その他							
訪問支援員の状況									
No	性別	年齢	資格	子ども 経験年数	(うち障害 児支援サー ビス)	雇用形態	専任／兼任		
訪問支援実績			平成24年度		平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数
なし									

Cさん：私どものところは、必要に応じてこの支援をさせていただいている。

まず、通所で利用されているお子さんに対する訪問支援がほとんどです。保育所等訪問支援の対象としては扱っておりませんが、法人ないでは相談業務で、やっぱり学校とうまくいかないとか、保育所とうまくいかないとかというケースの場合は、その相談業務で対応しております。そのようなケースが意外と多いです。また、これも本事業とは関係ないのですが障害児等地域支援事業の委託として動くこともあります。ただし、市外の方については、一応相談料として、初回利用時に2,000円をお支払いいただいていることがあります。その中で少し訪問させていただくこともあります。

保育所等訪問支援では、お子さんとそれから先生なりとお話しした時間を合わせて支援しています。行ってから戻ってくるまでの移動時間もありますので、午前中に1件行けるかどうかです。学校の場合は、午後からの授業に入り、先生との対応のために、また時間を合わせて行かせていただいている。

利用申請とかについては、通所で利用の時に保護者からお話が出れば、「じゃあ行くことにしましょう」ということで、その後、私どもの時間の空いているときに電話連絡等をさせていただきます。訪問先と連絡がつくまで電話をして、時間等を決めてゆきます。

保護者様への連絡については、保育所等訪問支援が終わった時点で、空き時間に先生との話の内容などを電話で報告をします。共働きの家庭が多いので、夜の電話連絡になってしまいます。通所されている場合に限りますが、次に児童発達や放課後等で通所されてきたときに、もっと詳しく報告をします。

ほか、学校等の支援先につきましては、行く前にはそのお子さんの現在の状況等の報告書は書いて持っていきます。月に1回行けるということではなくて、要望に応じて訪問しますが、そのときの状況について言語評価をしたり、全体発達について資料をつくって持つていかせていただいている。

フィードバックについては訪問時に話をさせていただくので、事後の書面での報告はありません。

現在支援している1件については、情報保障等と訪問先と保護者の仲立ちとして、訪問地の了承を得て、できれば1週間に1回訪問したいという当方の意図もあって支援をしているケースがあります。それは、担当の職員が時間の都合をつけて行き、往復の移動を含めて2時間から3時間の間に戻ってきます。その場合の担当職員の業務を調整してあげることをおこなっています。

事業担当責任者：どうもありがとうございました。

事業担当者：契約しているお子さんは全員C事業所のほうを使っている方と考えていいですか。

Cさん：いえ、放課後等デイの方です。

事業担当者：先ほどのB事業所さんとかA事業所と違って、全部通所施設を利用されている子どもということですね。

Cさん：そうですね。

事業担当者：そこを契約している子は、基本全員保育所等を契約するという感じですか。

Cさん：利用計画を立てるときにお話をして、保育所等訪問に行く機会もあると思いますので、とお話をして契約しています。幼稚園、保育園を最初利用していない方もいらっしゃるんですけど、そのときは途中で「保育園、幼稚園に入るところから行く」という制度もあるので、そういう制度を入れてもいいでしょうか」と紹介して、利用計画に盛り込んでもらう様にお話をして、計画の変更をお願いします。

事業担当者：ということは、契約、支給決定は下りているけれども、実施していないケースもあるということですか。

Cさん：たくさんです。全然行けないですね。支給決定と契約はあるんですけど、すごく緊急性を要するとか、行ってもいいよということで、時間を何とか空けられて行っている場合だけに今のところは限られています。

事業担当者：だから計画の中にはずっとあるということですよね、それは。

Cさん：そうですね、はい、あります。

事業担当者：モニタリングのときも、いついけるかわからないけども、まだちょっと継続が必要ということですか。

Cさん：そうですね、はい。でも、そのお子さんにとって重要なときは、何とか都合つけて行くようにしています。

事業担当者：言語評価なのですけれども、言語評価は別室でやられるんですか、

Cさん：それは通所支援で来援された時のものを使っていくので、実際のそのために改めて検査をするということはありません。

事業担当責任者：ありがとうございました。ちょっと時間になりましたので、一応一旦切らしていただきます。ありがとうございます。

④ D事業所：Dさん

D事業所 基礎情報										
設置運営	特定非営利活動法人	本体事業	障がい福祉事業		その他実施事業	障害児通所支援				
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)		約13万人								
訪問に当たってのルール設定										
<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> 対象児	<input checked="" type="checkbox"/> 年齢	18歳まで						
			<input checked="" type="checkbox"/> 障害種別	自閉症、発達障がい						
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問先	保育所、幼稚園、小学校、中学校等							
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問回数	個別支援計画に則る。月2回程度。必要時							
		<input type="checkbox"/> 訪問期間								
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度								
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問時間	希望の日程に沿えない事もある。							
		<input checked="" type="checkbox"/> その他	実施地域以外に訪問の際は、職員訪問交通費を徴収・キャンセル料あり							
訪問支援員の状況										
No	性別	年齢	資格	子ども 経験年数	(うち障害 児支援サー ビス)	雇用形態	専任／兼任			
1	女	30歳代	その他児童指導 員	～10年	～5年	正規	兼任			
訪問支援実績			平成24年度		平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
小学校	1～3年	通常級	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
							1	3	1	11

Dさん：現段階のルールですが、年齢は、基本的に年齢は18歳までと考えています。それから、障害種別は、自閉症を中心とした発達障害児のというところで特化させていただいております。ほか、回数が大体月に2回までです。それから、先方の日程に添えないということも間々あると、ご希望に添えないと保護者に伝えています。

現在、実際に訪問支援を行っているところは小学校、幼稚園ですね。中学からも希望があります。全員が当法人の通所事業を利用しているお子さんです。

保護者への報告の連絡に関しては、対象が基本的には事業所内の療育を希望されている方ですので、訪問支援が終わった後に療育担当のほうに一応連絡、それから保護者のほうに直接報告や電話連絡という形で行っております。文書の報告書も一応簡単につくりまして、それを保護者のほうにお渡しするようにしています。郵送という方法はまずないです。

訪問の度に先生方に集まつていただき、時間を確保して内容を報告することは、難しいということなので、校長に口頭で報告し、長期の休み等を利用して、先生とお話しする機会を設け、その場に保護者も入つていただいています。

事業担当責任者：ありがとうございました。皆さんからご質問がありまか。

では、発達障害児を主に対象にされているということですが、通所の時などの実際の関わりを小学校での勉強の時にどのように関わられているのかをお聞かせください。

Dさん：基本的には教室の中に入つて、こどもの横についています。一斉指示が理解しづらいので、細かいところを説明してあげながら、過ごす方が多いです。

基本的に授業ルールとかに関しては、療育のほうにつなげて、通所プログラムの中で伝えてもらって、それを実際の場面で再度伝えながら進めると感じになります。

できれば小学校でも、その子の特性に合わせていただきたいという思いもあります。

幼稚園の場合であれば、幼稚園全体にその視覚的支援を入れていただく、その子のためだけじゃなくて、それは多くの子たちに有効なんだということを先生もわかってくださって、園全体の取組にしていただけた例もありますが、小学校の場合は無理なので個人的に支援しています。

事業担当責任者：どうもありがとうございました。

事業担当者：待機児童が、現時点で2名おられるようですが、その理由はどうしてですか。

Dさん：すいません、支援にちょっと行けないという状況です。

事業担当者：キャバの問題ですか。

Dさん：はい、そうですね。私も行きたいなと思っているんですけども、管理者の立場とかいろいろなところに出るのが難しいというところで、少し待っていただいているところです。

幼児さんと中学生です。

事業担当者：この方は、D事業所を使っている方ですか。

Dさん：そうですね、2人とも、はい。

事業担当者：利用されている方の中からうちの子どもにも保育所等訪問支援をやってほしいという希望はあがりますか？

Dさん：実際に学校の中での大変さなどを相談専門員にお話しされて、こういうのがあるからと紹介されて来られることはあります。あまり事業所や、私たちのほうから言うことはないです。現在、対象児がいっぱいなので、言えない状況でもあります。その代わりに家庭連携として学校に行って、支援会議を先生方とさせていただきながらフォローすることはあります。

事業担当者：現在、保育所等訪問支援の契約は何ケースですか。

Dさん：1ケースだけです、今は。

事業担当者：保育所等としては1ケース？

Dさん：1ケースだけです、はい。そのほか家庭連携で行っているのは、今2ケースで、まだほかにも何ケースかあります。

事業担当者：D事業所を利用されてない方に保育所等訪問支援で関わる想定は、今のところはないですか？

Dさん：あるんですが、そこまでできないです。ご利用の話はあったりするのですが、多分現状をわかっていらっしゃって具体的にはなっておりません。契約となれば、アセスメントから全部含めると、かなり大変なところが出てくるのかなと今想定しているところです。やはりアセスメントは必要だと思うので、どういうふうに進めていけばいいかなあと…。

事業担当責任者：行けない理由というのは、訪問支援員の確保ができていないということですか？

Dさん：はい、そうですね。専門的に関わる人材が少ないのです。

事業担当責任者：専任の方は今いらっしゃらない。現在はどういう形で保育所等訪問支援をされていますか。

Dさん：兼任という形でさせていただいている。一応動けるのが1人なので。兼任を増やせばいいのですが。通所事業のほうもいっぱいいっぱいのところがあって、今の段階では1人がギリギリという形になっております。できれば来年度は増員したいです。

事業担当責任者：ほかに何かご質問があればお願いします。

Gさん：G事業所のGです。小学校に行かれているということですが、そこのクラスの中に担任以外に支援の先生はいるんでしょうか。

Dさん：いらっしゃいます。昨年度まではお二人いらっしゃいました。今年度からは一人になるので、ぜひ来ていただきたいというような要望もありました。ただ、私たちは月2回ですが。

Gさん：はい、ありがとうございます。

事業担当責任者：ほかにどうでしょうか。

事業担当者：私の経験からですが、学校の先生方とのカンファレンスの時間も含めると、意外と5限目にしてほしいとかいうことがあったり、ちょっと長い休みや運動会の代休の前に来てくれるとか、支援方法に関してそこから観てほしい、1時間観てからかかわってほしいとか、色々と言われるんですが、Dさんのところではいかがですか？

Dさん：そうですね、今回の例は午前中の教室の中でと体育の時間とか、そういうことだったので、午前中の時間で済んでいるかなと思います。ただ、必要であれば、午後に訪問支援に行かなければいけないのかなあと思ってはいます。現在のところ、午後に希望はありません。

事業担当者：では、午前中の訪問が終わってからすぐにカンファレンスするのですか？

Dさん：カンファレンスは、訪問支援の当日にはしてないですね。担任は子どもたちの対応があるので、一応、校長に報告をします。それから長期の休みのときに先生方に集まっていたいって話をします。それは3月とか7月に機会を持ちます。その他は、電話連絡です。

Mさん：学校の場合、3月と7月にカンファレンスを行うということですが、子どもの見通しについての教えていただきたいのですが、先生が横に付いて指導しているときは多分落ちついでいると思うんです。けれど、いつも横にいることはできないわけです。将来的というか次の年度は進路や学級が変わったりするのですか？

Dさん：今のお子さんは通常級ですけども、来年度はそこにできれば支援の情緒学級をつくりたいということで校長先生が頑張っていらっしゃって、そこへ行くような形になっています。ただ、そうじゃない場合もあるかと思います。

事業担当責任者：ありがとうございました。質問が重なってきておりますので、これ以降のヒアリングの方は、訪問支援員数や専任・兼任の人数。他に契約数しているか、体制や現時点での対象児童数の話してください。

⑤ E事業所：Eさん

E事業所 基礎情報											
設置運営	社会福祉法人	本体事業	医療型障害児入所施設・療養介護								
その他実施事業		障害児相談支援・障害福祉サービス・その他（リハビリテーション、訪問看護ステーション）									
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)		約16万人									
訪問に当たってのルール設定											
<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢									
			<input type="checkbox"/> 障害種別								
	<input type="checkbox"/> 訪問先										
	<input type="checkbox"/> 訪問回数										
	<input type="checkbox"/> 訪問期間										
	<input type="checkbox"/> 訪問頻度										
	<input type="checkbox"/> 訪問時間										
<input type="checkbox"/> その他											
訪問支援員の状況											
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任／兼任				
1	女	40歳代	作業療法士	～30年	～30年	正規	兼任				
2	女	30歳代	臨床心理士	～20年	～20年	正規	兼任				
3	女	40歳代	臨床心理士	～20年	～10年	非正規	兼任				
訪問支援実績		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所						1	11	2	19		
幼稚園						2	14	2	15	3	10
小学校	1～3年	通常級						1	2		
		支援級					3	13	2	19	
中学校	4～6年	通常級						1	2	1	2
		支援級					1	33			3
								2	39	2	48

Eさん：現時点では、職員は訪問支援員が3名で対応し、OTが1人と臨床心理士が2人です。対象のお子さんは9名です。

ルールですが、特に厳密なルールは設けてなくて、要望と要請に合わせてその都度、決めます。一応、案内チラシには概ね月2回、それから訪問期間は6ヶ月ぐらいと明記しています。

それから、訪問先も幼稚園、保育所、小学校、放課後児童クラブ、そのほかということで明記させてもらっています。ただし、ほかにも中学校からの依頼があって中学校にも行っています。

回数ですが、はじめは概ね月2回で計画を立てますが、お子さんの状況によって週1回に増やしたり、多いケースだと週3回行っているケースもあります。訪問する中で様子が落ちついてくれば、訪問支援員の判断で減らしていくことで、少ないケースは現在では2ヶ月に1回です。

訪問時間帯はおおむね半日以内を目安にお話をさせていただいている。時間枠や時間帯などは、最初の担当者会議のときに訪問先の先生に「どのくらいの支援が必要ですか」と相談させてもらって決めています。学校の場合は、基本1時間の授業の一コマ、45分と

か 50 分程度入らせてもらって、その後にお話しをするという形にさせてもらっています。要望がある場合には、4 時間目から給食までなど長くなる場合もあります。

保護者への連絡は、ほとんどのお子さんが当方の診療としてリハビリを受けているので、来院の際に時間を合わせて報告しています。緊急性というか問題が大きなケースに関しては、毎回報告しますが、そうでないケースはおおむね月に 1 回ぐらいまとめて報告書と一緒に様子をご説明しています。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。

事業担当者：報告書を時々出すということですけれども。

E さん：報告書を毎回書いています。

事業担当者：毎回ですか。

E さん：はい。で、まとめて渡すということです。

事業担当者：受給者証の支給決定の支給日数は何日で出ていますか。

E さん：支給決定はそのお子さんごとに違います。

事業担当者：その幅はどれくらいあります？ 何日から何日ぐらいですか。

E さん：今来ているお子さんだと、おそらく月 2 回から週 3 回の月 15 回です。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：重症心身の方とかの支援をされていらっしゃらないんですか。

E さん：いません。対象としては対応できますが、発達障害と知的障害の方たちだけです。

事業担当責任者：もし重症心身障害で特別支援学校も含めて依頼があれば対応可能ですか。

E さん：対応はします。依頼が来たことがないです。

事業担当者：児発管と訪問支援員 3 人は全く別の方ですか。

E さん：別です。児発管は 1 人で全部のケースを観ています。

事業担当者：ありがとうございました。

事業担当責任者：皆さんからご質問があればどうぞ。

A さん：小学校での際どいエピソードがあるようなんですが、教えていただければと思います。

E さん：ああ、はい、そうですね、3 月から支援に入ったケースで、そのときに相談支援員が「教室に直接行っていいですよ」ということで言われたんですけども、支援が始まったのが 4 月以降で、最初の訪問のときに直接見に行ってしまったら、後で校長室に呼ばれ、みんなでお説教されるという。異動で新しい校長先生が赴任されていました。（笑）

A さん：アポイントなしっていうか。

E さん：アポイントは取ってあります。取ってあるのですが、勝手に中を歩き回っては困るということで、はい。その後もその校長先生からは、担任の先生にちょっと電話取り次いでもらえなかったり、もう「私を通してください」ということで、「またかけ直してください」みたいな感じでちょっと大変だったのです。ただ、何回か訪問するうちに、そんな怪しい者ではないというのがわかつてもらえて、にこやかに対応してもらえるようになりました。

Aさん：ありがとうございます。

事業担当責任者：それに関連して、支援内容についてのクレームもあったようですが、これについて教えていただけますか。

Eさん：これは別のケースですが、情緒障害の強いお子さんで、支援に入ったときに別クラスにもう取り出しになっていて、介助員さんと1対1だったので、「荒れちゃったときは抱っこしてください」ということを臨床心理士のほうからお話をして、それで対応してもらっていました。校長先生のほうから後から連絡があって、「学校は勉強するところなので、抱っことかそういうことを指導しないようにしてください」ということで言われたケースがあります。

事業担当責任者：ありがとうございます。ほかにどうでしょうか、皆さんからでもありませんか。

事業担当者：訪問支援員が、臨床心理士2名とOT1名ということですけども、最初のケースの受け持ちとか、どの職種がどの子に行くとかというのは、どのように決めていますか。

Eさん：基本的には私（OT）が一番条件的に出やすいので、OTが持ちます。ただし、情緒障害の強いケースは心理のほうがいいのではないかと思われるケースは、初回から心理が訪問しています。あとは時間が合わなくて訪問できないと心理に回すという形にしています。

事業担当者：それは、児発管がというよりはEさんのほうで様子をみながらということですかね？

Eさん：私のほうで相談員なり児発管に相談して調整をしてもらうということです。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：ありがとうございました。

⑥ F 事業所： F さん

F事業所 基礎情報									
設置運営 市	本体事業	児童発達支援センター 保育所等訪問支援							
その他実施事業 障害児通所支援・障害児相談支援									
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模) 約16万人									
訪問に当たってのルール設定									
<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> 対象児 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 未就学児 <input type="checkbox"/> 障害種別								
	<input checked="" type="checkbox"/> 訪問先 市内保育園・こども園・幼稚園								
	<input type="checkbox"/> 訪問回数								
	<input checked="" type="checkbox"/> 訪問期間 年度内								
	<input type="checkbox"/> 訪問頻度								
	<input type="checkbox"/> 訪問時間								
	<input type="checkbox"/> その他								
訪問支援員の状況									
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任／兼任		
1	女	50歳代	保育士	~40年	~30年	正規	兼任		
2	女	30歳代	保育士	~20年	~10年	正規	兼任		
3	女	40歳代	保育士	~30年	~20年	正規	兼任		
訪問支援実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
				実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所						2	10	2	26
認定こども園								1	11
								2	16
								3	14

F さん：まず、現在のルールに関してです。対象児は、未就学児としています。訪問先は、市内の保育園、幼稚園、こども園です。

訪問期間は、契約が年度ごとので年度内単位です。ただし、継続することもあります。

訪問回数は、最大で月2回、お子さんの状況によっては頻度を減らしていっています。

時間帯は、基本的に午前中ですけれども、例えば給食の時間の後がいいという要望があれば、それに応じて対応するようにしています。

職員の人数は、管理責任者が1名、訪問支援員が3名です。それ以外にアセスメント担当として、心理、S T、O T、P Tで担当しています。現在契約している人数は5人です。

保護者との連絡は、その当日に関しては電話で連絡をします。状況に応じて月1回の面接をしています。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。

訪問先との調整の仕方というかですね、入るときの調整の仕方で工夫されていることは、ありますか。

F さん：当事業所としては、最初、保育幼稚園課に状況を伝えてコーディネートをしてもらい園に伝えています。園と保育幼稚園課とうちのセンターとでコーディネートの会議というのを開いて、この事業がどういうものかという説明と、あと、どういうニーズがあってこの事業を保護者の方が申し込まれているかということと、ぜひ受け入れをお願いしますという

ような会議を開いています。その調整をとってくださるのは保育幼稚園課なので、その日程に行って、概ね1時間ぐらいで終わらせています。

事業担当責任者：そうすると、スムーズに入れことが多いですか。

Fさん：そうですね、その場で嫌だと言われることはありません。特に、私立の園に行くときには保育幼稚園課さんが入ってくれるとすごくスムーズだなというのはありました。

事業担当者：ここに、保護者がやっぱり就労されている方が多いと思うので、連絡が取るのが難しいというところで、その連絡は何時ごろ取っておられますか。

Fさん：基本は、本当は勤務時間内の5時までにしたいんですけど、それが難しいので、5時以降になってしまふこともあります。あと留守電に入れておいて、「手の空いている時間にお電話をください」とお願いをしています。

事業担当責任者：留守電で折り返すというと、何時でも折り返しがきてしまうのではないですか。
大丈夫ですか。

Fさん：保護者の方も私たちが勤務している時間帯がわかっているので、保護者の方の勤務の合間とかにお電話をいただくこともあります。

事業担当責任者：なるほど。日中に折り返しかけてくださいと伝えているということですね。

Fさん：はい、そうですね。

Oさん：先ほど幼稚園課のほうにコーディネートをお願いするとありましたが、民間の幼稚園も調整は全て市で行っているんでしょうか、

Fさん：はい。

事業担当責任者：ほかに皆さんからのご質問も受けます。いかがでしょうか。

事業担当者：保護者さんが申し込みを提出されるのですが、現在5人だけの契約でたくさんの訪問支援員さんおられますが、この事業をどのように皆さんに周知されていますか。

Fさん：まずパンフレットの中にも入れてありますし、こんなことやってますよという紙面での案内もあります。ただし、積極的には広げてはいるような感じです。こじんまりやっています。当方の場合は、公立ということもあり、地域支援の無料のサービスがあります。ですので、そちらのほうに力を入れています。もしかしたら契約をして有料のサービスを受けることに限りがあるという気がしています。

センターご利用のお子さんが個別療育の担当者と園が連携を取ることが可能なのです。それはもちろん無料です。この無料訪問は保育所等訪問支援ほどの頻度は提供できないのですが、園側に訪問することもありますし、電話で相談を受けます。したがって、必ずしも保育所等訪問支援を利用しなければ地域に対して有効な支援ができませんというようなアピールをしなくても大丈夫かという状況です。

事業担当者：センター利用時は地域支援の無料枠ってことですね。

Fさん：地域支援の無料です、はい。

事業担当者：保育幼稚園課さんが勝手に選ぶということはないんですよね。

Fさん：ないです。

事業担当責任者：センター利用児童以外の方からのその保育所訪問支援依頼も多くあるわけですか。

Fさん：F事業所のこども発達センター 자체が児童発達支援とあと無料の個別というのと、あと保育所等訪問支援があるので、児童発達支援を利用していない方で個別だけしか利用していない方とかは保育所等訪問支援を利用するという場合があります。逆に児童発達支援もやめてしまって、個別もやめてしまって、保育所等だけという方も中にはいらっしゃいます。

事業担当責任者：ほかにはどうでしょうか。

Mさん：保育幼稚園課の方は、日程調整までやるのですか。

Fさん：一番最初の連絡だけしています。

Mさん：では、例えば都合が悪くなるなどの場合に、もう1回その幼稚園課が調整するのですか。

Fさん：そうです。当方が出れる日と訪問先が出れる日を突き合わせてもらっているので、二、三週間以内には調整がついています。

事業担当者：日々の訪問に関しては日程調整はしてもらわないですね。

Fさん：日々の訪問は直接になります。

事業担当責任者：どうもありがとうございました。

⑦ G 事業所： G さん

G 事業所 基礎情報													
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター										
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援・その他（短期入所事業）												
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約26万人												
訪問に当たってのルール設定													
<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢											
				<input type="checkbox"/> 障害種別									
				<input type="checkbox"/> 訪問先									
				<input type="checkbox"/> 訪問回数									
				<input type="checkbox"/> 訪問期間									
				<input type="checkbox"/> 訪問頻度									
				<input type="checkbox"/> 訪問時間									
				<input type="checkbox"/> その他									
訪問支援員の状況													
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任／兼任						
1	男	30歳代	作業療法士	～10年	～10年	正規	兼任						
2	女	40歳代	保育士	～10年	～5年	正規	兼任						
訪問支援実績				平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
				実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所								3	16	20	62	23	43
幼稚園										5	13	4	8
認定こども園										2	3	2	4
小学校	1～3年	通常級										3	4
	支援級											3	3
特別支援学校	4～6年	支援級										1	2
	小1～3年							1	22	1	19		
	小4～6年											1	10
	中学部										1	1	1
高等部等							1	16	1	20	1	1	
放課後児童クラブ												1	1

G さん：G 事業所では、児発管が統括して、主に2名体制です。訪問支援員は2名とも兼務です。一名は相談支援と兼務、もう1人は児童発達支援と兼務の作業療法士です。どちらも保育所等訪問支援ではないほうに重きを置いていて、合い間を縫って保育所等訪問支援を行う状況です。

対象は、ご依頼があれば、幼稚園も保育園も、どの学校も特別支援学校も行っています。契約児童は42名ぐらいで、その多くがセンター利用の方です。利用していない方もおられます。

回数は個々で異なります。利用計画を立てるときに親御さんの希望を聞いて、訪問先と調整して決めています。平均二、三ヶ月に一回ぐらいです。

訪問の時間帯は、訪問先の希望の活動時間に合わせています。観察や直接介入で1時間、その後の話し合いに1時間ぐらいが多いと思います。

やり方とか時間配分は、私たちと親御さんと訪問先とで決めています。

ご家族への連絡は、訪問支援実施の夕方、夜に行います。ほぼ共働きの家庭が多いので、6時以降です。私たちもセンター内の業務が落ちついてから電話をしていますので、時間外になっています。通園している方で次の日すぐ会える場合は、お迎えのときや送りの時間に毎回30分ぐらいお話をします。この訪問以外にも、その家族からのご相談もありますので、その相談を受けている時間がとても多い実感です。以上になります。

事業担当責任者：ありがとうございます。

事業担当者：支援先で多いのはどこになりますか。

Gさん：保育園、幼稚園です。

事業担当者：今、契約として、年齢的には何歳ぐらいまでのお子さんですか。

Gさん：2歳から16歳が一番上だと思います。

事業担当者：高校1年生ぐらいまで。

Gさん：はい、特別支援学校の高等部1年生の子がいます。

事業担当者：障害種別は様々ですか。

Gさん：ほぼ発達障害で身体障害や知的障害の方もおられます。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当者：私見ですが、特別支援学校は専門機関であるため助言がとてもしにくいと思っていて、

個別支援計画を学校の先生にも見ていただくことがありますか。

Gさん：書面としてはお出しはしてないですが、カンファレンスのときに口頭でお伝えをしています。小学生の場合、特別支援学校では、専門機関に行くということで入学時にほぼ終了になります。しかし、高等部の方は激しい行動障害が出ていて、そこに対応するのが特別支援学校だと思うんですが、支援が明らかにされていないこともあり、先生方にお伝えするのは本当に苦しい。あちらが本当に専門の機関なのですけれども、やっぱりスタンダードな支援もされていないと改善に向けて何かしなければと思いますので、もう何か本当にお願いする形で「話し合いからさせてください」と申し出ています。うことになっていて、なかなか難しいのが現状です。

事業担当責任者：それに関連してよろしいでしょうか。親御さんからのニーズで「入ってくれ」ということで入ったということですね。それは、学校がちゃんと支援されていないということでの依頼ですか、それとも他にありますか。

Gさん：その辺が難しいですが。ご家庭や、当方の放課後等デイの情報も考慮して、24時間を見通してみると、学校での状況がおつらそうな様子である事が分かりました。何か物を投げられて先生がケガをされたことがありました。ですので、「先生方も大変かと思うので、一緒に考えさせてください」と言って、相談支援事業所と一緒にお願いに行って、了解も一応取れました。担任の先生と寄宿舎も含めての会議はできていますが、内容がちょっと深まらないというのが現在の課題です。

事業担当者：基本としては特別支援学校は訪問先としては対象にしていない？

Gさん：しています。本当は、専門機関なのでそちらでお願いしたいという気持ちはありますが、ご家族からご希望があつたら行きます。

事業担当責任者：ほかのご質問とかありますでしょうか。

Aさん：相談支援専門員と兼務で、自分で相談を受けたケースで訪問に行くこともあるんですか。

Gさん：すいません、わかりにくくて申しわけないです。計画相談、いわゆる計画を立てる相談はしていません。それは、法人内の別の部署で独立して行っています。私は基本相談でセンター内外の相談を無料でお受けするという立場です。

事業担当者：契約件数42件とのことで、二～三ヶ月に1回ぐらいの訪問かなあということですが、1ケースあたり多いと年間で何回ぐらいなんですか。

Gさん：月に1回が一番多いです。

事業担当者：すごく幅がありますね。

Gさん：そうですね、はい。

事業担当者：皆さんのが支給量は一律ですか。

Gさん：月1回、月2回という方、2回の方は2回できて、あとの方はほぼ月1回です。

事業担当責任者：契約件数に関してですが、徐々に増えていますか？継続により数が膨らんでいるのでしょうか、それとも年度ごとにこの数の申し込みがあるのでしょうか。

Gさん：始めて3年目で本格実施が2年目という形なので、ほぼみんな継続です。最近、終了ケースも出てきています。1回始めると終了が難しいというのが課題になっています。

事業担当責任者：ありがとうございました。

⑧ H事業所：Hさん

H事業所 基礎情報										
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター							
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援									
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	230万 人									
訪問に当たってのルール設定										
<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢	<input type="checkbox"/> 幼児・学齢						
			<input type="checkbox"/> 障害種別	<input type="checkbox"/> 発達障害・知的障害						
		<input type="checkbox"/> 訪問先	保育園・幼稚園・学校							
		<input type="checkbox"/> 訪問回数	基本的に2週間に1回							
		<input type="checkbox"/> 訪問期間	子どもの状況によって変えている							
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度	基本的に2週間に1回							
		<input type="checkbox"/> 訪問時間	1時間半～2時間							
		<input type="checkbox"/> その他	療育グループの利用							
訪問支援員の状況										
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任／兼任			
1	女	30歳代	その他児童指導員	～10年	～10年	正規	兼任			
2	女	50歳代	保育士	～40年	～20年	正規	兼任			
訪問支援実績			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所					5	81	5	84	10	184
幼稚園					4	61	5	81	2	29
小学校	1～3年	通常級					1	2		
		支援級							2	12

Hさん：ルールとしては、幼児と学齢児が保育所等訪問支援の対象で、障害種別は、発達障害と知的障害が主です。

訪問先は、保育園と幼稚園と学校等で、回数は、基本的に2週間に1回ではありますが、お子さんによって1週間に1回や月1回に変えています。

訪問期間も子どもの状況によって異なっていて、基本的に年度で区切りをつけています。年少から開始した子は年長まで継続することがあります。

訪問時間は1時間半から2時間ぐらいで、その時間内で子どもの様子を見て先生とお話しする時間を少しあります。それは立ち話程度のことが多く、半年ごと30分ぐらいお時間をいただいて振り返りや情報交換をしています。

H事業所のある市が運営している療育グループが隔週で月2回各種月2回あり、保育園や幼稚園へ行っている方で発達の気になる子に対するグループがありますので、現在はグループを利用している方を保育所等訪問支援の対象としています。

体制としては、職員2名で両者ともに兼務です。

保護者への連絡ですが、訪問先で行ったことに関しては、特に私たちから話しをしていません。保護者が保育園や幼稚園での状況を知りたい場合は、直接担任の先生に聞いてもらって、その中でやっぱり気になることをお話しするという形にしています。それは、保育園や幼稚園側があえて伏せていることをこちらが話してしまってはならないと思うためで

す。したがって、基本的にその細かい状況までは報告はしていません。私どもが提供している小集団の中での子どもの様子を引き合いにして、「こここの少人数の集団だとこうだから、保育所（幼稚園）のような大きい人数だとねえ」という話はしています。

事業担当責任者：ありがとうございました。では、ご質問があれば。

事業担当者：契約件数を教えて下さい。

Hさん：契約は今 10 件です。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：昨年度の実績が大体 12 名ぐらいの実人員で 200 件以上行っていらっしゃるということですけれども、割と高頻度のような気がしますけど、頻度についてご説明をいただけますか。

Hさん：はい。基本 2 週間に 1 回ではありますが、お子さんの状態によってクラスに入れないという状況だと週に 1 回にするなどしているので、比較的多くなると思うんです。そうやって回数を重ねることによって丁寧に子どもの状況も見れたり、支援できたり、先生とお話することができるかなと思います。

事業担当者：兼任 2 人との事ですが、動きとしてはどのような動きですか。

Hさん：私は、相談支援専門員も兼ねているのですが、訪問支援のほうを主にやって、空いた時間に少し相談支援に関わります。もう 1 人は、放課後等デイを担当はしているので、そちらのほうは少し少な目にはしています。

事業担当者：では午前中の訪問が多いのでしょうか？

Hさん：そうですね。支援先としては、主活動の部分を見てほしいということではあるので。

事業担当責任者：小学校に入っておられますけれども、その時の支援は主にどういった内容でしょうか。

Hさん：2 ヶ所ほど学校行きましたが、2 つ学校とも受け入れはあんまりよろしくなかったです。結果的に 3 回で訪問支援を終了という形になりました。

特に通常級では直接子どもにかかわるのは難しくて、私の隣に教務主任の教護の先生、教頭先生が張りついていて見張られているっていう状況でした。客観的に見た子どもの発達状況を担任の先生に伝えることすらもなかなか話をさせてもらえない状況で、見て話して終了でした。

支援級も訪問支援しましたが、複数の担任がいるので、なかなか難しいかなというところがあつて終了になりました。

事業担当責任者：では、親御さんはその学校とのことを納得していただけたのでしょうか。

Hさん：保護者の不安は、学校に訪問支援として何回か入ったことで軽減されて、納得していただけたと思います。

事業担当責任者：そうなのですね。例えば、実際には学校との関係性が、どんなふうになつたら良いとかイメージはありますか。

Hさん：学校が、もう少し訪問支援事業を理解してくれるといいなあと思うんです。なかなか閉鎖的なところがあり、ほかの事業が入りにくいという印象があります。たまたまその学校は発達支援員を入れているので、「それ以外の支援は必要なのか」という考えもあり、そういう難しさはあります。

私どもは、幼児期からお子さんをみているので、幼児期にどういうふうに支援してきたという情報を何か交換できたらいいとは思うんですけど、難しかったです。

事業担当者：この小学校のお子さんに関しては、通所支援の療育グループ等には入っていらっしゃいますか。

Hさん：学齢児の療育に所属している子たちです。全くかかわっていない子たちに関しては、訪問支援はおこなってないです。

事業担当者：ということは、保育所等訪問支援につながったケースは療育グループへの在籍を進めているということですか。

Hさん：はい、基本はそうです。子どもの状況を把握したいですし、子どもとの関係を取りたいのでグループに在籍はしてもらっています。ただし、両親共働きでグループへの在籍が難しい場合にどう対応していくかは、これから課題です。

事業担当責任者：ありがとうございました。

⑨ I 事業所： I さん

I 事業所 基礎情報												
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター（難聴児）									
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援・その他（保育所等訪問支援）											
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約884万人											
訪問に当たってのルール設定												
<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> 対象児	<input checked="" type="checkbox"/> 年齢	児に限る								
				<input checked="" type="checkbox"/> 障害種別	難聴							
		<input type="checkbox"/> 訪問先	特に設けていない									
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問回数	月2回を限度									
		<input type="checkbox"/> 訪問期間	特に設けていない									
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度	特に設けていない									
		<input type="checkbox"/> 訪問時間	特に設けていない									
		<input type="checkbox"/> その他										
訪問支援員の状況												
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任／兼任					
1	女	40歳代	言語聴覚士	～20年	～20年	正規	兼任					
2	女	50歳代	言語聴覚士	～40年	～40年	正規	兼任					
3	女	40歳代	その他児童指導員	～20年	～20年	正規	兼任					
4	女	40歳代	言語聴覚士	～10年	～10年	正規	兼任					
5	男	30歳代	言語聴覚士	～5年	～5年	正規	兼任					
6	女	50歳代	その他児童指導員	～40年	～40年	正規	兼任					
7	女	50歳代	言語聴覚士	～40年	～40年	正規	兼任					
8	女	30歳代	保育士	～20年	～20年	正規	兼任					
9	男	～20歳代	言語聴覚士	～5年	～5年	正規	兼任					
10	男	50歳代	その他児童指導員	～40年	～5年	正規	兼任					
訪問支援実績			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所			17	21	27	30	12	14	15	21	7	7
幼稚園			13	14	6	6	8	9	10	11	6	7
認定こども園			1	2	1	1	1	1	2	2	4	4
小学校	1～3年	支援級	6	9	8	10	3	4	4	5	5	7
	通級		1	1	1	1	11	19	5	6	5	5
	4～6年	支援級					1	2	1	1	2	2
	通級						1	2	4	5	1	1
特別支援学校			小1～3年						1	1		
その他()					1	1						

I さん：I 事業所は、民立民営の児童発達支援センターに併設される事業所です。

今現在の児童発達支援の利用契約している児童は 51 名です。保育所等訪問支援と児童発達支援を受けておられる方のうち、年中、年長の子どもさんは全員どこか幼稚園か保育所に通っておられます。加えて 0 歳から 2 歳の中でも保護者の就労等によって保育所に行かれている方がいらっしゃいますので、多分児発の中で 25 人前後の方が契約されておられて、小学生も平成 24 年からこの事業ができて以降で約 10 名程度の方が契約されているという数字になっていたかと思います。

訪問のルールですが、児童発達支援センターなので、年齢は18歳までの児童である間というふうになっています。現状、ご希望が小学生までの方というだけで、当園自身は制限をしているわけではありません。また、対象は全て難聴児のみです。

契約児童はI事業所の所在都道府県および近隣2県の方もたまにいらっしゃいます。訪問回数についてですが、ほぼ皆さん月1回から2回の受給者証をお持ちです。現状は、年に1回から何度の訪問で、ご希望が出た場合に学期ごとにご訪問した場合や、その時々の問題解決のために、年に3回ぐらい訪問した場合などがあります。

職員は児童発達支援兼務です。現在のところ、その方法がよいかどうかの検討はまだ十分ではないのですが、基本的に児童発達支援で担当している者が訪問をするようになっております。ただ、職員の経験がまだ非常に浅いというときには、ほかの職員が帯同して2名で実施することもあります。

訪問の時間帯等は、どんな場面を見てほしいかという保護者のニーズによって決まることがほとんどになります。難聴児ですので、ふだんはいいけれども体育館や屋外で体育の時には聞き取れていらないんじゃないかなとか、プールで補聴器を外しているとき、果たしてどんな様子でいるのかとか、いろいろな希望から出発して時間帯はさまざまな設定になります。見学だけでは狙いは果たせないので、担当の先生、または支援級の先生と必ず懇談を設けていただきます。懇談を入れていただこうと思うと、授業が連続しているところでは難しいといった学校のご都合によってその時間帯が決まっていくことがあります。

訪問先については、今年度は放課後児童クラブも1件あり、肢体不自由児さんの特別支援学校、あとは知的の特別支援学校にも今年度は訪問を1件ずつさせていただいています。もちろん、それ以外にも子どもさんが通っているいらっしゃる所には行っています。

中学校への訪問支援は今のところないのですが、保護者の方の不安が強い場合もありますし、学校の状況によって毎年行ってほしいというケースがあります。やはり教科ごとの違う先生が関わるだけでも難しいということで、それは難聴という障害のわかりにくさもあると思います。ほかの障害の方の場合、例えば適応とかいうことが1つの目標になりましたのですが、難聴の方の場合普通に通って適応はされているけれど、算数は見たら計算できるからわかるけど、国語の時間はずっとわからないまま座っているというようなことがあるので、実際には座っているだけでわかってないということがあります。学校生活の中身をどう援助していくかというところになります。また、学校のサポート、勉強のサポートはしたけれど、例えば本をずっと読んでいるというようなことがあります、知らず知らずのうちに休み時間をずっと1人で誰とも遊ばずに3年生、4年生になっていろんな問題につながっていくというようなこともあります。

また、ある先生から別の先生に、「この子は指文字を使うんだ」と引き継ぎはされていて、実際に私が接してみて、「おはよう」って言ったら「おはよう」って言えるし、宿題もやってくるし何も問題ないなということになっていて、毎年度そこからスタートしてしまう

ことがあります。このようなことから、毎年度来てほしいという要望になるのだと思います。現在、6年生の子もおられますので、中学校に進学された折に、きっと中学校に訪問に行く可能性もあるのではないかと考えています。

他、学校には行かせていただくのですが、地域によって連絡の手続等はいろいろ違うというのが現状になっております。教育委員会を通して連絡を取ってくださいというところもあれば、公立の幼稚園とかでも同じように言っていただくこともありますし、直接連絡をとる場所もあります。以上です。

事業担当責任者：どうもありがとうございました。何か質問ありますか。

事業担当者：先ほど、近隣2県という話がありましたが、他都道府県まで行っておられるのですか。

Iさん：少なくとも児童発達支援で在籍された他都道府県の方がおられます。I事業所は、政令指定都市にありますが、現在、児童発達支援の利用者さんの3割の方が事業所の所在市内の方で、6割の方は同一都道府県下、他は近隣の都道府県から通われているという現状があります。

I事業所は、職員がみんな必ず車に乗れるとも限りませんし、事故とかそういうことも含めたリスクから公共交通機関を利用して訪問していますので、市内でも端から端ということになると、片道1時間、バスも合わせたら1時間半の移動となり、移動にほぼ半日とプラスちょっとの時間をかけることになっています。

事業担当責任者：これは難聴というか、その障害に対応できるところが少ないために支援対象が広域になってしまふうに考えればいいのでしょうか。

Iさん：そうなんでしょうか。もちろん聴覚支援学校さんも乳幼児期からの何らかのサポートのシステムもありますし、あとは肢体不自由児協会さんも同じような民間の教室といったような、児童発達支援の提供先もあります。場所や規模等によって利用者の方がお選びになっている状況にではないかと思います。

事業担当責任者：ありがとうございました。

⑩ J事業所： Jさん

J事業所 基礎情報												
設置運営	中核市	本体事業	福祉通園センター									
その他実施事業		障害児通所支援（J-①・J-②）・障害児相談支援（J-①）・障害児等療育支援事業（J-②）										
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)		約53万人										
訪問に当たってのルール設定												
<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢										
	<input type="checkbox"/> 障害種別											
	<input type="checkbox"/> 訪問先											
	<input type="checkbox"/> 訪問回数											
	<input type="checkbox"/> 訪問期間											
	<input type="checkbox"/> 訪問頻度											
	<input type="checkbox"/> 訪問時間											
	<input type="checkbox"/> その他											
訪問支援員の状況												
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任／兼任	通所支援	通所支援	J-①	J-②	
1	女	40歳代	臨床心理士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
2	女	30歳代	臨床心理士	～10年	～10年	正規	兼任	○	○			
3	女	40歳代	臨床心理士	～20年	～20年	正規	兼任	○	○			
4	女	30歳代	臨床心理士	～10年	～10年	正規	兼任	○	○			
5	男	40歳代	理学療法士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
6	女	50歳代	理学療法士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
7	女	40歳代	理学療法士	～10年	～10年	正規	兼任	○	○			
8	男	40歳代	理学療法士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
9	女	30歳代	理学療法士	～10年	～10年	正規	兼任	○	○			
10	女	40歳代	作業療法士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
11	女	40歳代	作業療法士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
12	男	30歳代	作業療法士	～10年	～10年	正規	兼任	○	○			
13	女	30歳代	作業療法士	～10年	～10年	正規	兼任	○	○			
14	女	40歳代	言語聴覚士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
15	女	40歳代	言語聴覚士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
16	女	40歳代	言語聴覚士	～30年	～30年	正規	兼任	○	○			
17	女	40歳代	言語聴覚士	～20年	～20年	正規	兼任	○	○			
18	男	30歳代	理学療法士	～10年	～10年	正規	兼任	○	○			
19	男	～20歳代	理学療法士	～10年	～10年	正規	兼任	○	○			
20	男	50歳代	作業療法士	～30年	～30年	正規	兼任	○	×			
訪問支援実績（J-①）			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所			1	2	2	1	2	2	7	3	5	
幼稚園			1	4	1	4	1	4	1	4		
訪問支援実績（J-②）			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所			1	2	3	8	8	23	9	19	10	13
幼稚園			1	3	2	2	1	4	1	2	2	4
認定こども園			0	0	0	0	4	8	6	4	2	3
小学校	1～3年	通常級	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0
	4～6年	支援級	0	0	0	0	2	3	4	7	4	6
通常級			0	0	1	2	1	4	2	8	0	0
支援級			0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
中学校			0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

Jさん： 当方は、2つの児童発達支援センターそれぞれに保育所等訪問支援事業所の指定を受けています。J-①事業所と J-②事業所です。

まず、事業所には知的障害、自閉症の子どものほか、肢体不自由児も対象です。診療所も併設しています。私の所属は、発達相談室で相談をしている心理職です。

訪問支援員は、J-①事業所に20名、J-②事業所に19名おりますが、リハビリテーション職のスタッフは本来は診療所で保険診療を行っていて、1日、最大16単位8枠のリハビリテーションをしております。

私のかかる相談は無料ですが、1日7枠の相談を受けています。その勤務時間の中に各児童発達支援センターの保育部門との連携なども含まれ、そのような勤務実態の中で保育所等訪問支援をしています。

連携に関しては、今まで報告された方もおっしゃっていましたが、比較的随時、連携は無料でやっています。その中で、定期的な訪問が必要なお子さんであったり、卒退園して地域に出たときの移行支援を保育所等訪問支援でやらせていただいています。

対象児、障害種別の制限はありません。訪問先も制限はないのですが、実際には中学校は1件、高校は事例なし、特別支援学校に関しては、センターの障害児等療育支援事業として、別途リハビリのスタッフが定期的に連携をしているような事情です。

訪問回数、訪問期間、訪問頻度というのは、ニーズに応じてという形になりますが、例えば（追加お願ひ致します）受給者証で月5回を限度としていただいているにも、なかなか回数を多くはお伺いできていません。保育所ともすり合わせながら、余り高頻度に伺うのは保育所としても対応が少し難しいと言われるところもありますので、学期に1回ぐらいが現実的な対応になっていると思います。最初は少し頻度高く伺っていても、子どもさんが落ちついてくると頻度、間隔を空けたり、電話で状況をお尋ねするというフォローの形になって、回数が減っていっています。

訪問時間も、相手方のご都合で伺っていますが、保育所や幼稚園の場合は、9時半ぐらいから2時間ほど自由遊びと設定保育に入らせていただいている。また、子どもさんのニーズや状況に応じては、11時半から12時ぐらいまで給食やお弁当の場面に入り、その後に先生方とお話をさせていただく時間を持っていることが多いと思います。

先生方とお話しする時間については、保育所から「給食のときだったらフォローの先生を入れられるからこの時間にしてください」、「お昼寝の時間にしてください」など、ご希望を伺っていることが多いと思います。学校に関しても、1～2時間目に訪問支援を行い、休み時間に先生とお話するとか、3～4時間目に訪問支援を行い、昼休みに先生とお話をするとか、学校のご希望に合わせています。

先ほどからのお話を伺っていて思ったのですが、遠くまで行かないといけないようなケースは、本来勤務時間が8時35分からということにはなっているのですが、少し早く出勤し、早く出発しているケースがあります。

余談ですが、島に住んでおられる方との契約が、1件あります。先日初めて行くときに台風と重なって急遽中止になったということもありました。スタッフは兼務ですので、通常

として面接やリハビリ等の予約を入れています。一度そういった形で中止になったり、お子さんが休んでしまって日を変えるときは1ヶ月はお待たせするような形になってしまふのが現状です。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございます。ご質問は。

事業担当者：実際動いている支援員は何人になるのですか。

Jさん：事業所指定の際に訪問支援員として登録をしていて、担当児が希望した場合はそのスタッフが動けるようにしています。どのスタッフがどのぐらい動いているかという個々のところまで細かく確認してこなかったのですけれど、複数のケースで動いている担当者もいれば、今は担当の子どもが契約していないのでないスタッフも恐らくいるかと思います。

事業担当者：では、児童発達支援に関わっている全スタッフが動く可能性があるということですね。

Jさん：あります。20名、19名の中には、今産休をいただいているスタッフも複数含まれているので、実働できる人数は少し減っています。

事務局：補足で、J-①事業所の資料で20名の登録で、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と、J-②事業所のほうで19名は重複しています。職種は今申し上げたような情報と同じです。

事業担当者：ありがとうございます。

Jさん：19名は同じです。J-①事業所に作業療法士がプラス1名いるという形で40名ではありません。

事業担当者：私の印象ですが、頻度は実態に合わせて月1回程度から始めるということですが、保護者は「とにかく急を要して早く来てほしい」ような気持ちをお持ちなので、最初は頻度を多くした方がいいのではないかと感じています。月1回から開始して減っていくというのは、事業所全体の考え方なのでしょうか。

Jさん：契約のときには、「たくさん行ってほしい」と言われるのですけれど、実際にこれ以上は動けないということでご了解をいただいている申しわけない状態です。

それで、訪問支援先に伺ったときに、先生に「次いつごろ来ましょうか」と聞いています。先生が「次この時期に見てほしい」というニーズと折り合わせていくので、お母さんには「今回こういうお話をてきて、次回この時期に伺って、こういうことを見たいと思います」とご説明して、大体のご了解をいただけるんです。けれども、お母さんは私たちには直接言われませんが、保育所のほうに「もっとたくさん来てもらえないですか」というふうにプレッシャーをかけていらっしゃるケースもあるようで、そこは本当に申しわけない状況です。

その他、契約までにすごく時間がかかる場合もあるので、アセスメント訪問も兼ねて障害児等療育支援事業として無料で動いたり、随時電話連絡とともに含めて、連携のほうでカバーできるところは各スタッフが状況に応じてやっています。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：何か質問ありますでしょうか。

Eさん：先ほど学校において1～2時間目に対応して、また昼休みにということでしたが。

Jさん：例えば1～2時間目に訪問して、20分休みにお話しして、そこで支援を終了したり、学校によっては3～4時間目に伺って、昼休みにお話をしましょうという場合もあるということです。

Eさん：ありがとうございます。

事業担当責任者：よろしいでしょうか。

Dさん：たくさんの専門員さんがいらっしゃいますが、契約されている数というのは大体どれぐらいですか。

Jさん：契約は、J-②事業所のほうで今20名、J-①事業所のほうで4名だったかと思います。

Dさん：ありがとうございました。

事業担当責任者：よろしいでしょうか。ありがとうございました。

11 K 事業所： Kさん

K事業所 基礎情報											
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター								
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援・その他										
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約40万人										
訪問に当たってのルール設定											
<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢								
<input type="checkbox"/> 障害種別											
<input type="checkbox"/> 訪問先											
<input type="checkbox"/> 訪問回数											
<input type="checkbox"/> 訪問期間											
<input type="checkbox"/> 訪問頻度											
<input type="checkbox"/> 訪問時間											
<input checked="" type="checkbox"/> その他 保護者の就労で保育園に行かざるを得ない、障害の重い通園療育が必要な児へ支援を行うことを優先して対象児を検討											
訪問支援員の状況											
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任／兼任	必要に応じ協力を仰げるスタッフ			
1	女	40歳代	保育士	~30年	~30年	正規	専任				
	女	40歳代	保育士	~30年	~30年	正規					
	女	40歳代	保育士	~20年	~20年	正規					
	女	40歳代	保育士	~20年	~20年	正規					
	男	40歳代	その他指導員	~20年	~20年	正規					
	女	40歳代	保育士	~20年	~10年	正規					
	女	50歳代	保育士	~30年	~30年	正規					
	女	50歳代	保育士	~40年	~30年	正規					
	女	30歳代	保育士	~20年	~5年	正規					
	女	30歳代	保育士	~20年	~20年	正規					
	女	~20歳代	保育士	~10年	~10年	正規					
	女	50歳代	臨床心理士	~30年	~20年	正規					
	女	30歳代	臨床発達心理士	~20年	~20年	正規					
	男	30歳代	言語聴覚士	~10年	~10年	正規					
	女	30歳代	言語聴覚士	~10年	~10年	正規					
	女	50歳代	言語聴覚士	~30年	~30年	正規					
	女	50歳代	理学療法士	~30年	~30年	正規					
	女	40歳代	理学療法士	~20年	~20年	正規					
	女	~20歳代	理学療法士	~10年	~5年	正規					
訪問支援実績											
平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度											
実人数 延回数 実人数 延回数 実人数 延回数 実人数 延回数 実人数 延回数											
保育所 16 45 20 35											
幼稚園 5 12 6 4											
認定こども園 2 3 3 5											
小学校	1~3年	支援級									
特別支援学校	小1~3年										
その他()											

Kさん： 現在、訪問させてもらっているのは主に保育園、幼稚園、認定こども園、一部の小学校です。特別支援学校は必要に応じて行かせてもらっている状況です。

訪問回数としては、支給決定はK事業所のある市は、現在、月に2回になっています。大体どこも、3か所の児童発達支援センターで保育所等訪問支援をされている方に聞いても、よく行けて月に1回がいっぱいということです。最初は、頻度を高く行くけれども後半は少なくなっていくというパターンもありますし、半年で訪問期間を区切って行っている場

合もあるといっています。ただ、障害の重い方に関しては、どうしても長く支援が必要な場合が多いとか、発達障害系の子どもさんに関しては、半年ぐらいでの目標を定めて関わるほうがいいのではないかと思います。

訪問時間に関しては、障害児等療育支援事業などで保育園、幼稚園に行ってた場合と同様に、おおよそ 10 時ぐらいから 1 時間ぐらいかわらせていただいた上で、その後 1 時間ぐらい先生とお話をするようなパターンが多いです。学校などはそうはいかないので、朝の授業に入って間で先生とお話しする、午後の授業に入って夕方お話をする場合もあります。また、保育園、幼稚園のニーズに合わせて「給食のところは見てほしい」といった場合にはそこに合わせて行くとか、「午後の授業時間に関わって欲しい」とかであれば、そこに合わせるなど、目的に合わせて時間は調整させてもらっています。

契約人数に関しては、現在 34 か 35 名程度で、もう一つの事業所もありますが、同数ぐらいです。対象エリアは、K-②事業所のほうが少し広いです。合わせて、現在のところ 70 件ぐらい、市内 3 センター合わせて約 130 件支援しています。

保護者への報告に関しては、電話連絡や面接をさせてもらいながら報告をすることが多いです。保護者に応じて、それぞれ伝え方の工夫をしないと伝わらないよねという意見が出ているので、報告書を訪問先に送らせてもらうという方もいます。

報告書の報告の仕方も文面では伝わらないことが多いので、そのときの子どもさんの様子を写真入りで報告したり、『保育園ではこんなことしてもらってるよ』みたいなことを新聞仕立てでつくって報告をするなど、いろんな工夫を始めているところです。先生方への伝達も写真を使ったりビデオを見ながら、「こんな感じでしたよね」とかというようなことも必要なのかな、ちょっとずつ訪問先への支援方法も工夫をさせてもらっています。

また、懇談会も設けながら、支援先の先生方、ご家族の方とか、事業所の方とか、目的や狙いをそれぞれ定めた上で、「それぞれのところで何ができるか」など目標を確認しています。「次の懇談の時にどうだったか等の経過を聞かせてください」と伝えています。これは、訪問先や私たちだけで責任を負うのではなくて、みんなで関わろうというスタンスができたらいいと思いながら進めさせてもらっています。

障害種別に関しては、肢体不自由児、発達障害、重複等さまざまです。

訪問に当たってのルールとしては、なるべく地域に行かれている方でかつ、障害が重い方に照準を当ててというふうにはしています。同一法人内に別途 2 事業所がありますが、一か所は同じような方針であり、もう一か所は、発達障害系の子どもさんが割合としては多いかなと思います。

私もたくさんの経験がないもので、支援会議にてエリア全体を見渡し、この方に支援が必要かどうかを話し、依頼を受けて訪問しようか、この方はお断りしようかなど、支援の範囲を決めてもらっています。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。ご質問ありますでしょうか。

事業担当者：Kさんのところは、支援に行くときに必ず複数スタッフで行かれていますね。

Kさん：はい。

事業担当者：それについてご説明いただけますか。

Kさん：障害児等療育支援事業にて、以前からそのような支援形態で行っています。よって、複数で行くというのが原則になっています。やはり1人の視点ではなくて複数の目でその子どもさんに合うような状況を確認しながら支援をしていくというスタンスを持っていたので、保育所等でもそれは踏襲させてもらっています。

ただ、どうしても複数スタッフのスケジュールを合わせようと思ったら日程調整がすごく大変で、そのために訪問支援に行けないことも起こっていたりするので、3事業所それぞれに専任1人とそのうち、一か所は担当エリアが広いので、0.5人分専任が配置されています。契約児童が60人いても動き的には少しスマーズということと、1人で行かないといけない現実もあります。緊急性高いときは1人で行ってきます。やはり複数いると、私も安心ですし、いろんな視点で支援ができ、幅広さはあると思います。

もう1人の訪問支援員は、対象児と何らかのかかわりがあったスタッフと一緒に行きたいという思いはあるようですので、スタッフの選定に関する意見をもらったりします。

事業担当責任者：よろしいですか。ほかにはどうですか。

事業担当者：スタッフの職種をもう1回教えてもらっていいですか。

Kさん：保育士、指導員、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、心理です。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：保育士の方が割と多いと思うのですが、何か保育士であることなどの資格のことを探問先にお伝えしたり、訪問先から聞かれたりすることがありますか。また、保育園だと同職種ということもあるかもしれないですが、学校だと、訪問支援の受け入れとともに含めていかがでしょうか。

専門職だと割と受け入れられ易かったり、入りやすい。けれども、保育士だと入りにくいなど、何か職種でどうなのかを確認したいのですが、何かご意見はないですか。

Kさん：私は学校に心理と行ったりはしたんですけど、でも作業療法士と一緒にやっているほかの事業所の話では、学校にはない視点での切り込み口があると介入しやすいというのは言われていました。また、実績を積んで訪問先に安心してもらった上で、保育士が理解面やいろんなことについて子どもの障害特性に応じた関わりの提案をお伝えすると受け入れてもらい易いかなということはありました。けれど、やはり（他の）専門職が行く意味は大きいなと言われていました。

事業担当責任者：専門職だけというとまたちょっと広がりがない可能性もあるので、やっぱり保育士の視点とかというのも非常に大事なのかなというふうにもちょっと思ったので、また時間があれば聞かせてください。ありがとうございました。

12 L事業所：Lさん

L事業所	基礎情報										
設置運営	法人・合同会社	本体事業	障害児通所支援事業・多機能型事業所								
その他実施事業	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援										
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約30万人										
訪問に当たってのルール設定											
<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢	<input type="checkbox"/> 障害種別							
		<input type="checkbox"/> 訪問先									
		<input type="checkbox"/> 訪問回数									
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問期間	原則6ヶ月、6ヶ月ごとに延長を検討								
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問頻度	月1~2回程度から学期に1回程度								
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問時間	訪問先の希望に応ずる(2~4時間)								
		<input type="checkbox"/> その他									
訪問支援員の状況											
No	性別	年齢	資格	子ども 経験年数	(うち障害 児支援サー ビス)	雇用形態	専任／兼任				
1	男	30歳代	臨床心理士	～10年	～10年	正規	兼任				
2	女	30歳代	保育士	～10年	～10年	非正規	兼任				
訪問支援員の状況											
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所						3	28				
小学校	1~3年	通常級				2	7				
		支援級				3	8				
中学校	4~6年	支援級				6	24				
		通常級				5	8				

Lさん：訪問支援のルールについては、明確なものはつくってないのですが、L事業所のある県の支給決定は、おおむね月1回で出ますから、それに合わせての訪問になっています。ケースによっては月2回のケースもありますし、学期に1回のケースあるいは月2回から経過を追う中で学期に1回行こうという形もあります。

訪問の期間としては、原則6ヶ月、6ヶ月ごとにモニタリングを行って、延長が必要であるかどうかの評価を行っております。

訪問時間については、訪問先の希望に応じております。2から4時間としておりますけれど、昨年の県の実地指導で「これは通所の1日分の単価であるから半日だけ？」と言われました。次の実地指導で多分指導されるんだろうと思って、今は5時間にしました。それまではおおむね2時間ぐらいで訪問支援していましたが、1日に3ケース回ることはちょっとおかしいんじゃないかという県からの指摘がありました。

家庭との連携については、訪問前日に「明日行きます」と電話を入れます、その電話で体調が良し悪しもつかめます。また、訪問当日には電話もしくは電話つながらない場合にはメールで状況を伝えます。ただ、当日伝えることは、子どもが「頑張っていたこと」とか「よかったこと」に絞ります。どうしても電話だと真意が伝わらないことがあるので、

まずよかったですを伝えて、訪問の際見られた課題については、直接面談をもってお話を
するっていう形をとっています。

現在、10月1日時点でのサービス利用児童は8名でございます。

所属先は保育園、小学校、中学校でございます。高校については、これも地域性かな、
高校生には訪問支援は必要ないということで支給決定を出してもらえないとか、特別支援
学校は専門の先生がいるから訪問支援は必要ないんじゃないかと相談支援事業所とかで言
われることがあります。あるいはその地域のドンと言われる先生がいらっしゃるので、な
かなか学校に入ってくれないということがあったりしてですね、ドンが退職すると変わ
るのかなという話もしております。放課後児童クラブについては、「行かせてくれ」という
お話を事業者にしているんですけど、「前例がないから訪問を認めるか検討します」とい
うことで、この2ヶ月回答なしということで、一応無報酬で行かせていただいているです。

スタッフについては、今、通所と兼任で臨床心理士1名、保育士1名です。実際の訪問
は、施設長の私ともう1人のスタッフで行っていて、私が1人で行ければ経済的な効率も
いいわけですが、一人が施設長と児童発達支援管理責任者と訪問支援員を兼ねることはで
きないので、ルール上2人で訪問しています。

訪問支援員は、実務経験があっても現場での力とは違うと思うので、一緒に動きながら
職員を養成しているというような状況でございます。　　まずここまで、以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。ご質問をお願いいたします。

事業担当者：この兼任の先生ともう1人の保育士さん2人で動いていらっしゃることが多い。

Lさん：そうですね。保育士もしくは臨床心理士が動きます。

事業担当者：ということは、その2人で4時間使っているという。

Lさん：4時間使います、はい。

事業担当者：ものすごい手厚いですよね。

Lさん：だから、初年度に実地指導を受けてから件数が減りました。

事業担当者：ですね。

Lさん：対応できんですね。

事業担当責任者：きょうは幸いなことに専門官もいらっしゃっていますので、それは後でまたしつ
かりと指導の指導をしていただこうかなと思います。

保育所とか学校とのやりとりの中で非常に困ることとか、あとは工夫されていることが
あれば、少しお聞かせください。

Lさん：まず、やりとりの中では、やはり外部が突然入ってくると、私自身、スクールカウンセラ
ー、スクールソーシャルワーカーの経験があったんですけど、やはりこちらの土俵にいき
なり持ち込んでいくとトラブルになってしまないので、まずは学校の状況をしっかりと把握す
るというところで訪問前に管理職の先生とは必ずお話をさせていただきます。

その上で、学校の状況を聞かせていただいて動いていくというのが 1 点。もう 1 つは、各市町の教育委員会の指導主事のほうとも連携をとるということです。要はトラブルになったことがあるわけです。

事業開始当初に「先生方もお忙しいだろうから、じゃあ授業が終わった後、ケース会議しますか」って言ったら、教職員組合から「こんなふうに言ってきた事業所がある」って教育委員会に言われたことがあってですね、なかなかいろいろ難しい事情があるんだなどいうのはよくわかったので、教育委員会と連携をする形をとっております。ただ、内々のネタになってしまいますが、私の家内が小学校の教員なので、大体学校の情報が入ってくるというのがそれは強味かなというところです。

もう 1 点は、特に管理職の理解がある学校というのはとても支援が広がっていくので、この 4 時間いる中の 30 分は校長との雑談でいろんな校内の状況の情報が入ってきたり、もう 1 つはその訪問対象児童の先生がメンタルヘルス上の問題を抱えていて、その辺りのアセスメント、内々、子どもじゃなくて先生の状況を見てくださいとかですね、あるいは各学級には複数支援を要するお子さんがいるので、4 時間行っている中で実質その対象の児童を見ているというのは、例えば 2 時間見ていたとしても、もう 1 時間は実は同じクラスにいながら別の子を見ているという形があって、その辺り学校とある意味フィフティー・フィフティーの関係というかですね、ニーズに応えながらやれたのかと思っております。

他には、研修等の依頼は積極的に受けるようにしています。この 5 年ぐらい、うちの事業所の現役の職員研修は私が特別支援教育を担当して、それもあって、また担任の先生たちと連携しやすい状況はあるかなあと思っています。

事業担当者：先ほど特別支援学校には支給決定がされないと、放課後児童クラブにはとか、中学校にはとか、結構申請をするのになかなか支給決定をしてもらえないケースが結構あるよう見受けられるんですけど、結構な数があるのでしょうか。

Lさん：というか、自立支援協議会の中で、やっぱりなかなかこういう話になっていかない感じがあるのかな、前例がないからということと、それがそもそも通常学級にいるのに何で支援が、知的障害じゃないのにという話になるので、受け入れがまだまだ不十分なのかなと思うところはあります。

事業担当責任者：ありがとうございます。私の聞き漏れかもしれません、実際には訪問支援の対象者というのは、先生のところの事業所に通われている方だけなんですか。

Lさん：それ以外もあります。単独で訪問を使われている方もいらっしゃいます。

事業担当責任者：もともとかかわりのないところからいきなりこういった相談があって、支給というか訪問なのでしょうか。

Lさん：かかわりがなかったケースもありますし、私が以前に勤めていた医療機関で見ていた子たちが、私が始めたんでという形で、それだけ使いたいという形があつたりします。

事業担当責任者：わかりました。ありがとうございました。

13 M 事業所： Mさん

M事業所 基礎情報											
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター								
その他実施事業		障害児通所支援・障害児相談支援・障害児等療育支援事業・その他（短時間通園）									
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)		約60万人									
訪問に当たってのルール設定											
<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> 対象児	<input checked="" type="checkbox"/> 年齢	幼稚園・保育園（所）に所属している園児							
			<input type="checkbox"/>	障害種別なし							
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問先	幼稚園・保育所（園）・子ども園・小学校（引き継ぎ）								
		<input type="checkbox"/> 訪問回数	なし								
		<input type="checkbox"/> 訪問期間	なし								
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度	なし								
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問時間	午前中・懇談は保育所 13:00~14:00 幼稚園 16:00~17:00								
		<input type="checkbox"/> その他	なし								
訪問支援員の状況											
No	性別	年齢	資格	子ども 経験年数	(うち障害 児支援サー ビス)	雇用形態	専任／兼任				
1	女	～20歳代	臨床心理士	～5年	～5年	正規	専任				
2	女	～20歳代	保育士	1年	～5年	非正規	専任				
3	女	50歳代	保育士	～20年	～5年	非正規	専任				
訪問支援実績		平成24年度		平成25年10月～		平成26年度		平成27年度		平成28年9月まで	
		実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所				23	21	78	68	83	75	60	47
幼稚園				22	20	105	98	93	85	36	25
認定こども園										1	1
その他(学校引き継ぎ)								8	8		

Mさん： M事業所のある市は、小学校や教育委員会が充実して、教育相談もあり、各学校の中に支援級をつくろうという動きが活発です。もうかなりの数ができてきている状況なので、特に学校の中に出向くということではなく、私たちの対象は幼稚園、保育所（園）などの幼児だけです。

また、児童発達支援センターに併設している事業所なので、毎日通園が提供されていて、その子たちが帰った後に無料のグループ指導というのを地域の幼稚園、保育園に通っている子どもたちを対象に行っています。それも年々、数が増えている状態で、今年度は170名ぐらいでスタートし、グループ編成して進めているところです。

対象の子どもたちは、概ね月2回のグループに通ってきています。実際の訪問支援先での様子が基本になるので、そこでの様子を見た上で、目標立てが必要ということになります。

保護者には面接のときにできるだけ保育所等訪問支援の説明をして、私たちも所属園での様子を見せてほしいと伝えています。もちろん希望された方しか行かないですが、ほとんどの方が希望されて契約をしています。

年長児からスタートしますが、年中・年少児については継続して年に何回か行くことになります。

M事業所のある市は月4回というのが上限ですが、実際には保育所等訪問支援として行くのは、年度前半にまず行き、その後1ヶ月以内ぐらいでもう一度訪問します。その時に、担任や保護者が参加することもあります。この2回の訪問を年度の後半にも実施しています。また、年度の半ばに1回グループ参観をやって、M事業所が併設されている児童発達支援センターに幼稚園や保育園の先生に出向いてもらって、療育での様子を見てもらうことをしています。これは、先生達との連携をしやすくするものでサービスです。

訪問の時間枠は、午前中で9時半か10時ぐらいから11時半ぐらいのメインの活動のみで、そして子どもたちが給食の時に担任の先生と目標立てのお話をしてもります。

職員体制については、3名います。その3名中1人は単独で訪問しています。残りの2人はまだ1人では行けない職員なので、2人で組んで行きます。

現在、今年度9月までに希望していないケースを除いた対象のほぼ、60名に行っています。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。では、ご質問をお願いいたします。

事業担当者：実際の契約人数は何人でしょうか。

Mさん：契約……100人以上はいると思いますけれど、これは保育所等訪問支援に出向いた数なので、今年新規で入ったケースと年中、年長の継続ケースを合わせると100人以上です。

事業担当者：今の質問に関係する事ですが、その方たちに対して先ほど説明があった、大体その契約されている方について年間で4回訪問するという感じで考えればいいんですかね。

Mさん：そうですね。

事業担当者：すると、年間で4回がマックスと考えていいんですかね。4回以上行くケースはあるんですか。

Mさん：あります。概ね4回ぐらいなのですが、例えば、非常に知的に重たい子どもさんでグループにも入れないようなお子さんがいるわけですね。そういう場合は、保護者とお話をして、最初の支援計画を立てるとき、相談支援とか立てるときに実際月一回ぐらいで様子を見ていくって、目標というか、そのときはポーテージプログラムを使うことが多いんですけど、実際に出向いていって、保育園の先生たちと保護者と話し合って目標をずっと立てていくみたいな感じでやりますね。

事業担当者：ありがとうございました。

事業担当者：ちょっと1人概ね4回というのは、それさっき2回でワンセットと言われた、ワンセットというのは、1回の請求額、1回分の請求額ですか。

Mさん：いや、2回分請求します。

事業担当者：ということは4回請求するということになりますか。

Mさん：そうですね、はい。

事業担当者：そう考えていいのですね。

Mさん：そうです、はい。

事業担当者：わかりました。それと、年度初めと年度終わりにはすごく人数が増えないかというところのちょっと心配をしているのですが。

Mさん：年度当初はですね、年少児はまだ入ってきたばかりなので、対象としては年長児さんを中心やっていきます。ちょうど7月ぐらいまでに年長児さんが終えて、そしてその後に年中児、年少児です。

事業担当者：わかりました。ずらしていかれるのですね。

Mさん：はい。

事業担当者：はい、ありがとうございます。

事業担当責任者：よろしいですか。何かこれだけは質問したいという方がいらっしゃいますか。

Dさん：グループ参観というお話でしたが、それは何人かでその子どもを一度見るように感じなんですか。

Mさん：そうです。その1つのグループが、少ないところは6人ぐらいなわけですけれど、多いところは15人ぐらいのグループです。そして、その所属している園の職員が来るので、15園が来る場合もあるわけですけども、そして、その後、見てもらって、その後に先生たちと懇談をするんです。そうしたら、園同士のつながりとか、こういうところの園はこういうことをやっているんだみたいな話も出てきて、意外とそこで対応方法とか支援方法の交流ができるという感じです。

Dさん：それは行くのではなくて、来ていただくのですね。

Mさん：そうです。先生たちが。

事業担当責任者：今言ったのは多分、グループの指導しているところの場面に先生方が来ていただいているっていうこと。

Dさん：来ていただくということなんですね。

Mさん：そうですね。

Dさん：はい、ありがとうございます。

事業担当責任者：それを多分請求の対象にはしていないということですね。

Mさん：はい、そうです。それはもう勉強会みたいな感じになるかもしれませんけれども。

Dさん：別にやっているということですね。

Mさん：そうですね。

Dさん：ありがとうございました。

事業担当責任者：ありがとうございました。

14 N事業所：Nさん

N事業所 基礎情報																																																																																		
設置運営	有限会社	本体事業	多機能型障害児通所事業所																																																																															
その他実施事業	障害児通所支援																																																																																	
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)			約50万 人																																																																															
訪問に当たってのルール設定																																																																																		
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢	特に制限なし																																																																														
		<input type="checkbox"/> 障害種別	特に制限なし																																																																															
		<input type="checkbox"/> 訪問先	特に制限なし																																																																															
		<input type="checkbox"/> 訪問回数	月に2回																																																																															
		<input type="checkbox"/> 訪問期間	特に制限なし																																																																															
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度																																																																																
		<input type="checkbox"/> 訪問時間	午前中の2時間程度																																																																															
		<input type="checkbox"/> その他																																																																																
訪問支援員の状況																																																																																		
No	性別	年齢	資格	子ども 経験年数	(うち障害 児支援サー ビス)	雇用形態	専任／兼任																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">平成24年度</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>実人数</th> <th>延回数</th> <th>実人数</th> <th>延回数</th> <th>実人数</th> <th>延回数</th> <th>実人数</th> <th>延回数</th> <th>実人数</th> <th>延回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保育所</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">幼稚園</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>小1～3年</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小4～6年</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>														平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度				実人数	延回数	保育所		2	18	3	13							幼稚園		2	18	2	15							特別支援学校	小1～3年			1	3							小4～6年	1	4	1	2														
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度																																																																								
		実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数																																																																							
保育所		2	18	3	13																																																																													
幼稚園		2	18	2	15																																																																													
特別支援学校	小1～3年			1	3																																																																													
	小4～6年	1	4	1	2																																																																													

Nさん：訪問に当たってのルールですが、年齢、障害種別は特に制限はしていませんが、基本的に多機能型事業所の児童発達支援、放課後等デイサービス等、を利用している児童のみに限って訪問を実施していました。

訪問先は、保育園、幼稚園、あとは特別支援学校の小学部の実績がありました。

訪問回数は、支給量は基本的に月に2回が上限なのですけれども、保育園、幼稚園に関しては大体月に2回していました。支援学校の事業に関しては、学期に一度ぐらいの頻度で行っていました。

訪問時間は、午前中2時間程度、10時から12時ぐらいを基本とはしていましたが、保育園、幼稚園のどの場面を見るかによって、朝の登園場面であるのか、昼食の場面であるのかというところでちょっと時間が前後することはあったと思います。

保育所等訪問支援を始めるにあたって、通所利用児のみを対象にしていましたが、通所利用児の全保護者に通達をしたわけではありませんでした。基本的に会社として保護者には打ち出さずに、今度4月から新しく入園するから不安があるとかっていう訴えがある保護者に対して、「実は保育所等訪問支援を始めるので使ってみませんか」とかっていう案内をして訪問を実施していた経緯です。

平成24年、25年の2年間実施していたんですけども、訪問支援員は、平成24年は保育士が1名だけで、契約数は3件の訪問支援をしていました。平成25年は作業療法士と保育士と2名で契約数7件に対して訪問支援をしていました。この2年間は放課後等デイサー

ビス、児童発達支援事業のスタッフと訪問支援員とを兼務していましたので、その兼ね合いもあって午前中の2時間程度ぐらいしか時間が取れなかつたという実情でした。 とりあえず、以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。ご質問はありますでしょうか。

では、平成26年、平成27年は実績がないということなんですが、事業所として事業を行わないというふうにしているのか、それとも申請がないからやっていないということなんでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

Nさん：まず、平成25年度の末で1人職員が、訪問支援をしていた職員が退職をしました。その退職に伴って、多私が多機能型事業所の児童発達支援管理責任者につかなければならなくなつたので、実質的に訪問支援員ができなくなつたというのが1点でした。もう1人保育士も退職したので、実際に訪問支援員として行ける者がいなくなつたというところが一番大きな理由です。

事業担当責任者：ありがとうございました。ちょっと今関連してなんですけれども、そこで結局また新たに放課後等デイサービスの職員とかを雇っているとは思うんですが、そういう方ではやっぱり雇った方だと保育所等訪問支援に行くだけの経験とか知識とかがなかったのでということでおろしいでしょうか。

Nさん：そうです、はい。

事業担当責任者：では、保育所等訪問支援に行くような、行ってもらえるようなスタッフというのは、どういう方だと行ってもらえるとかというのは何か想定はされているんでしょうか。

Nさん：うーん、そうですね、考えているのは、やっぱりセラピストが一番いいのかなとは思っているんですけど、保育士さんないしセラピストがいいのかなとは思っています。どうしても新しく入ってくる職員は無資格であることも多くて、本当の指導員、何なら今までこういう仕事に携わったことがないというような職員も入ってきたりもしますので、なかなかですね。

事業担当責任者：なるほど。ありがとうございます。ここもちょっとポイントになるかなと実は思っているので聞かしていただきました。ありがとうございました。ほかにはどうでしょうか。

事業担当者：計画については、セルフプランがあるようですが、早急にしなければいけなくてセルフプランなのか、それとも市がセルフプランでやれということなのか、どんな意味合いでのセルフプランなんですか。

Nさん：N事業所のある市自体がその障害児に対する計画相談への認識というか取り組みというのがそう活発ではなく、どっちかというと相談支援事業所に障害者のほうを先に計画相談入りなさいって通達をした時期もありました。ちょうど平成24年、25年度はそういう時期で、もう障害児のことは保護者がセルフプランで出すというような、その早急にどうのとかではなかつたと思います。

事業担当者：では現在、放課後等デイサービスに通っておられる方たちはセルフプランではなく障害児相談支援による計画相談？

Nさん：そこも今 100%じゃないですね。

事業担当者：何%ぐらいですか、大体、おおよそ。

Nさん：今うちの契約数でいくと、26名が放課後等デイサービスで契約していますけど、7割ぐらいは一応計画相談が入っていますが、3割ぐらいはセルフプランという感じですね。

事業担当者：ありがとうございました。

事業担当責任者：今実際やられてないということですけれども、保育所等訪問支援のセルフプランというのはあり得るという話なんでしょうか。

Nさん：今ならまだあり得ると考えます。

事業担当責任者：あり得るということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

では、ほかに何かご質問とかどうでしょうか。

Gさん：現在、休止になってしまったということなのですけれど、事業所の全体的な雰囲気として、今後スタッフが確保できたらぜひやりたいという感じなのか、それともこんだけコストがかかっちゃって大変だったから、もうしばらくやんないという、どちらでしょうか。

事業担当者：ストレートでしたね。

Nさん：そうですね、やっぱり子どもたち地域で生活していますので、事業所というか法人全体としてはやりたいとは思っていて、今現在も保育所等訪問支援以外で地域の保育園との交流をやっています。この取り組み当初も、その訪問支援をしていた時期も「どこの誰？」というところからスタートでした。事業所自体が全然知られていなかったというところの反省も含めて、地域の園との交流を始めてみたり、人材育成のためにスタッフを選抜して行って、月に2回程度勉強会をやっているところです。

Gさん：ありがとうございました。

事業担当責任者：今、人材育成っておっしゃっていましたけど、人材育成は、これは事業所側の人材育成ということですか、それとも園とか保育園とかの人材育成ということですか。

Nさん：事業所内のです。

事業担当責任者：事業所内の人材育成として、地域の保育園に出向いていってやりとりをしていくということを人材育成の中に位置づけているということでしょうか。

Nさん：そうですね。まずは本当に基本的な障害の知識であるとか、また対応方法であるということからを会社内の勉強会でやっているところです。

事業担当責任者：ありがとうございました。

皆さんのご協力のおかげで、スムーズに進行ができました。皆さんご協力ありがとうございました。

(2) グループワークの結果

ヒアリング 14 対象事業所を 2 グループに分け、「保護者のニーズの内容」および「アセスメントの方法」についてそれぞれの実践経験から自由に意見を述べてもらった。その上で、研究担当者も加わりグループ内で任意にカテゴリー分けしてもらった。

その概要をまとめると、以下のとおりである。

① 保護者ニーズの種類

ア) 子どもに関すること

- ・対人関係に関するここと（お友達とのやりとりができるようになってほしい等）
- ・日常生活動作に関するここと（トイレ、片付け、準備できるようになってほしい等）
- ・集団生活に関するここと（着席、集団に入れるようになってほしい等）
- ・問題行動に関するここと（友達を叩かないようになってほしい等）
- ・過敏さなどの特性に関するここと
- ・授業中の姿勢など

イ) 訪問先に関するここと

- ・訪問先での子どもの様子を知りたい（園でどのように過ごしているか、困っていないか、先生の関わり方等）
- ・先生に子どものことをわかってほしい（子どもの障害のことをわかってほしい等）
- ・先生に子どもへの関わり方を教えて欲しい（子どもの介助方法、指導方法、配慮について教えてほしい等）
- ・先生の困り感に対応してほしい
- ・先生と情報共有してほしい（療育機関での支援内容を訪問先の先生と共有して欲しい）
- ・引き継ぎがうまくいかない

② アセスメントの方法

ア) 子どもに関するここと

- ・子どもの意見（訪問支援が入ることに対する子どもの気持ち等）
- ・子どもの困り感（そのメカニズムも含め）
- ・子どもの強み・苦手さ、楽しいこと・辛いこと
- ・集団の中での子どもの様子（行動観察）
- ・子どもの発達状況（発達評価）
- ・家庭での子どもの様子（睡眠、食事、ADL 等）
- ・専門機関での支援内容、様子（他の通所支援事業所を利用している場合）

イ) 保護者に関するここと

- ・訪問先に対する思い（期待、不安等）
- ・子どもに対する思い（気になっていることも含む）

- ・保護者の困り感（家の中で、保育所との関係性等）
- ・保護者を支える人や物（訪問先に信頼、相談できる人がいるか等）
- ・保護者の子どもに対する関わり

ウ) 訪問先に関すること

◎先生からの聴取

- ・訪問先が持っている情報の共有
- ・先生の子どもの見立て（運動、対人、コミュニケーション、集団、いい所等）
- ・子どもへの手立て
- ・訪問先の困り感、訪問先が感じる課題
- ・先生の子どもへの思い
- ・訪問先と保護者の関係性
- ・保育や授業内容（計画を含む）

◎訪問先の環境

[物理的環境]

- ・クラス規模、時間（1日の流れ等）等
- ・刺激環境

[人的環境]

- ・訪問先の雰囲気（集団の質）
- ・他児の関わり、他児との関わり
- ・先生の関わり、先生との関わり

◎訪問先の支援内容

- ・訪問先の活動で求められているレベルとマッチング

◎本人の行動観察

- ・訪問先で誰とどのようなコミュニケーションをしているか
- ・どのような活動ができているのか（強み）
- ・過敏性はどうか（どのような刺激に反応しやすいのか、苦手なのかなど）

◎その他

- ・保護者ニーズの現実性、妥当性
- ・保護者と訪問先のニーズのズレ
- ・訪問先の管理者と現場とのズレ

4 考察

(1) 保護者のニーズが優先される

保育所等訪問支援は、保護者のニーズに基づきスタートする。保護者のニーズは、保育所等で子どもが集団適応できるようになることがあるが、保護者と訪問先の間に認識のズレが生じ、それが保育所等訪問支援の利用ニーズになっていることも少なくない。この保護者と訪問先との関係の“こじれ”を改善していくのが、ある意味、保育所等訪問支援の重要な機能・役割と言える。特に、訪問先機関への移行前もしくは現在並行利用している通所支援事業所（児童発達支援、その他の療育機関等）で手厚い支援を受けていればいるほど、保護者が保育所等に抱く期待は大きくなり、それがズレとなり、こじれとなって表面化している要因の一つと考えられる。保護者からは時に保育所等への不安や不満、不信という形で表出されるが、その背景には子どもを思う気持ちの大きさがあることを理解しておく必要がある。親を責めるのではなく、親の心情に寄り添い、親を孤立させないことが何よりも重要である。したがって、保育所等訪問支援の役割は、親の受け止め方を訪問先と共有すること、そして、訪問先で子どもが安心・安全に過ごせている様子を親に伝えること、訪問先の先生方も工夫しながらも愛情を持って丁寧に支援されている様子を親に伝えることで、相互の共通認識が進み、ズレも解消されていくと考えられる。

(2) 保護者支援の重要性と煩雑さ

保育所等訪問支援は、先述のように保護者のニーズが最優先される、保護者の権利性に基づく事業である。それ故、訪問支援後の保護者への報告がとても重要になる。保護者は、支援の内容や子どもの様子、先生方の関わり方を知りたいと思っており、できる限りその日のうちに報告し、情報共有を図ることが重要である。しかし、保護者が勤務している場合、報告は夕方以降になることも多く、電話での対応の場合、時間外での対応にならざるを得ない状況がある。保護者了解のもと、メールで報告する事業所もあったが、双方向の共有の必要性から、数回に1度は電話や面接（事業所や家庭など）でやり取りしていた。定期的に報告書を作成し伝達している事業所もあり、写真やビデオで支援の様子を伝えているところもあった。

このように保育所等訪問支援では、他の障害児通所支援事業より丁寧な保護者への報告が必要であるにもかかわらず、「家庭連携加算」は設定されておらず、丁寧な支援を行なっても評価されない現状がある。

(3) アセスメントの重要性と煩雑さ

通所支援の中で保育所等訪問支援ほど、アセスメントが重要となる事業はない。環境等が整備された通所支援事業所に来てもらって支援するのは異なり、保育所等の訪問先の環境下で支援すること、障害のない子どもを含む集団の中で集団力動も活用して支援することなどから、「子ども本人」や「保護者や家庭」を対象とした通常のアセスメントに加え、「訪問先」のアセスメントを丁寧に行う必要がある。訪問先でのアセスメントは、刺激の多さや物理的障壁などの環境面のほか、障害のない子どもも含めた集団の様子、集団の中で対象となる子どもがどのように過ごしているのか、先生方の理解や接し方など、本人の集団適応を阻害する要因を探り、逆にどのよ

うに活用できるのかを見立てる必要がある。そういった面では、高度のアセスメント力と支援力が求められる。

(4) 訪問先の制度に関する理解と協力が不可欠である

保育所等訪問支援は、保育所等の訪問先と保護者との間に生じている認識のズレを調整したり、こじれを改善することが役割の一つであると指摘したところであるが、保育所等訪問支援を実際に行なっている事業所からは、実は訪問先における管理職と現場の先生方にも認識のズレが生じており、現場の先生方は苦慮しているという報告もなされている。管理職は責任を持って園や学校運営にあたり、先生方の質の向上を図るために方策もとつておらず、訪問支援は不要であると受け入れに難色を示す機関も存在する。また、自分たちの支援を批判されるのではないかという誤解も生じている。しかし、管理職の思いとは裏腹に現場の先生方は不安の中で子どもと接しており、支援が受けたいといったニーズも潜在的に存在していることが分かった。保護者のニーズに基づいて開始されるという制度の趣旨を理解して、訪問支援の受け入れを行っていただくことが現場の先生方のニーズに対応できることに繋がると思われる。

(5) 訪問先の先生方が実感を持って支援ができるよう支える

保育所等においては、移行支援報告書や並行利用記録等で配慮すべき情報が伝えられたり、巡回相談などで専門家から子どもの見立てや手立てに関する助言を受けたりする機会は確実に増えている。しかし、助言や情報があっても、先生方が行なっている支援が本当に子どもにとって良いのかどうか実感を持つことができないでいることも事実のようである。保育所等訪問支援が定期的に入ることで、先生方は専門家の子どもへの接し方を直接見て学ぶことができ、また、自分たちの関わりについて直接具体的、継続的に支援を受けることができる。そういった意味では、保育所等訪問支援の「間接支援」は単なる助言レベルではなく、訪問先の先生方が実感や自信を持って支援できるように支えることも重要になっている。

(6) 現時点では、事業所のできる範囲でルールを設定し実施している

保育所等訪問支援は、法律上、その利用にあたっての制限を設けていない。18歳までの支援を必要とするすべての子どもを対象としており、また、訪問先についても集団生活する通所の施設で市町村が認めれば原則どこへでも訪問できる。訪問頻度についても、国は2週に1回程度と標準を示しているもの特に規定はなく、柔軟に対応できるよう配慮されている。しかし、現状では対象児や訪問先の範囲及び訪問頻度などに制限を設けているところも多い。訪問支援には豊富な経験と高度な支援力を必要とすることから、専任で訪問支援員を配置できない事業所の事情もある。ベテラン職員を常勤配置できるだけの報酬体系になっていないという課題があることも否定できない。

しかし、これは訪問支援事業所が地域の要請に応え、手持ちの中で実践を行おうとしている姿勢の表れであり、一定の評価がなされるべきであろう。一定の支援ルールを設けることは、地域で事業をスタートする際には許容されるものであり、逆にスタートアップの参考になるものと思われる。しかし、いつまでも支援ルールを変えずに限定し続けることのないよう、行政や（自立

支援) 協議会と連動し、地域で保育所等訪問支援が普及しやすい環境づくりを推進していくことが必要である。

D 調査4【抽出調査②：事業所タイムスタディ調査】

1 研究目的

保育所等訪問支援の具体的業務内容およびそれぞれの業務量を明らかにする。

保育所等訪問支援の実態を、①新規ケースと②継続ケースに分け、それぞれの業務内容や手間の違いを明らかにし、それぞれの課題を抽出する。

2 調査方法

(1) 調査対象

調査3に協力いただいた事業所に記録用紙を配布し、記入してもらった。

ヒアリング調査 14 事業所のうち、参加協力が得られた事業者を利用する新規児童及び契約児童各1名。なお、契約児童とは、調査開始時点において既に利用契約を結んでおり、継続的に支援を行っているケースをさす。

(2) 調査方法（記入方法）

各事業所において、対象となる児童に対する支援に関する動向を逐一記録してもらう。調査開始期間内に限定せず、振り返って記録することも含めて記録を実施した。新規契約児と継続支援児について、別々に記録する。

新規契約児については、相談を開始し、保護者が希望を表明した段階から、初回の支援が行われたところまでのプロセスを記録する。

継続支援児については、1件の支援に関する前後のプロセスを記録する。つまり、日程調整や聞き取りから、事後の記録、事務処理までの各プロセスである。

(3) 調査期間

11月1日～30日の1か月間とした。

(4) 分析方法

① 新規ケース：新規ケースで利用相談から第1回目の訪問支援までのプロセスと業務量を明らかにする。

② 継続ケース：1回の支援に関する前後のプロセスの期間とする。

得られた結果を、統一した図表を用いて整理を行う。その結果をもとに考察を行い、課題の抽出を行う。

3 結果

新規ケースにおいては、3事業所のサンプルが、継続ケースについては4事業所のサンプルが得られた。このサンプルについて、行われている業務上の課題を分類した。

実際に訪問先施設を訪問し、対象児童の行動観察などの支援を行うことを直接支援として分類している。提出された結果から、行われている活動を整理・分類すると、直接支援の他に面談、電話、

移動、記録、事務、間接支援、会議という7つの項目がピックアップされた。各項目がどの時間帯に行われていたのかを表現するために、整理表を用意した。

(1) 新規契約児について

新しく契約を結んだ事例について、利用希望が出されてから、支援開始までのプロセスを記録してもらう方法をとった。3事業所のサンプルを得ることができた。整理表を図に示す(図33～35)。

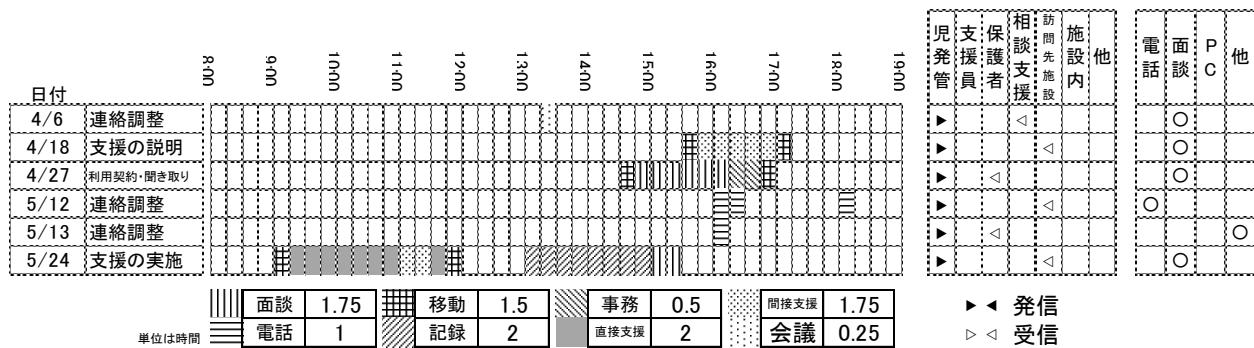


図33 A事業所

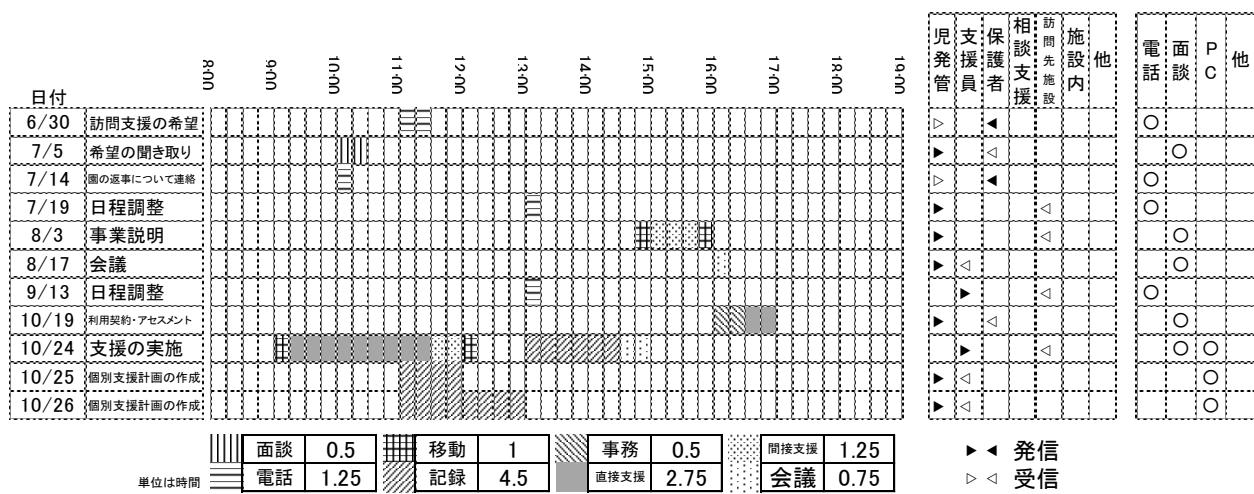


図34 B事業所

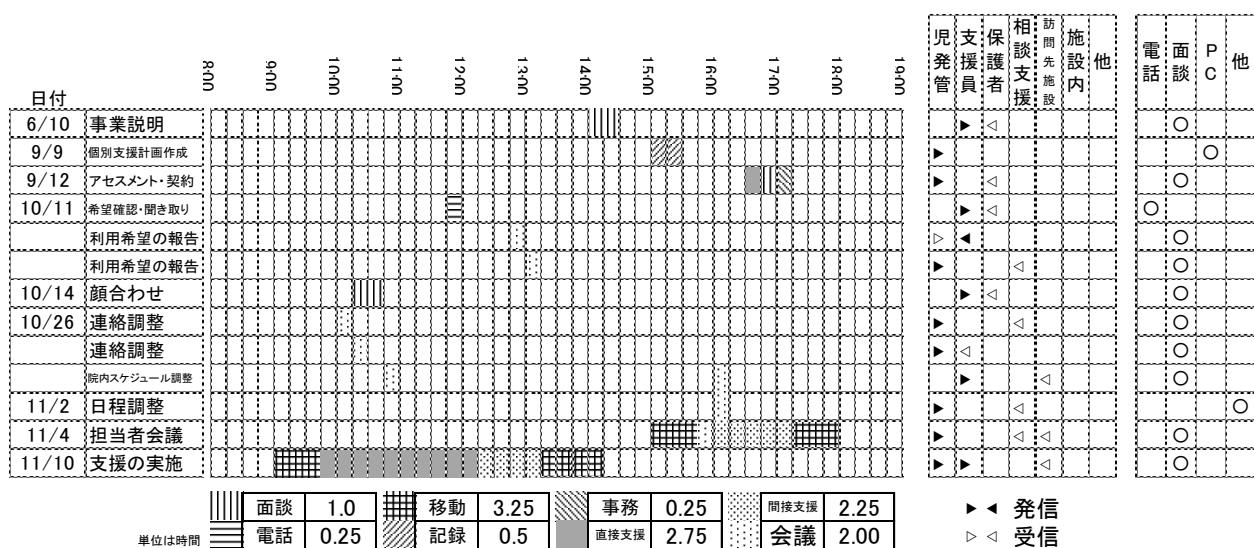


図 3 5 C 事業所

また、直接支援の他に、各項目の時間を積算すると次のようになる（表 8）。

表 8 新規契約児における各項目ごとの積算時間合計

	日数	面談	電話	移動	記録	事務	直接支援	間接支援	会議
A	約 7 週間	1 時間 45 分	1 時間	1 時間 30 分	2 時間	30 分	2 時間	1 時間 45 分	15 分
B	約 16 週間	30 分	1 時間 15 分	1 時間	4 時間 30 分	30 分	2 時間 45 分	1 時間 15 分	45 分
C	約 22 週間	1 時間	15 分	3 時間 15 分	30 分	15 分	2 時間 45 分	2 時間 15 分	2 時間

希望が出されてから支援までの期間が 7 週間、16 週間、22 週間と長期にわたる様子が把握された。

実際に支援が開始されるまでの間に、保護者はもちろん、相談支援事業所、訪問先との連絡など、連絡調整が煩雑に行われている様子が把握された。

どの事業所においても、日程調整のためのやり取りが多い事がわかる。保護者との日程調整、訪問先との日程調整、また、事業所内における業務の日程調整が行われている様子も把握された。

支援の実施前には、事業説明やアセスメントが行われていた。アセスメントの方法としては、事業所に来園された際に行う場合と、家庭訪問した際に家庭での様子を把握することが行われていた。事業説明は、保護者に対してと、訪問支援先に対してのものがあった。

3 事業所とも、支援開始前には訪問支援先を訪問しているものの、そこで行われていることは、事業説明や希望の聞き取りなどであった。訪問支援先における対象児童に関する実態把握や環境把握等のアセスメントは行われていなかった。その面でのアセスメントについては、初回直接支援実施時に行われていることが、聞き取りにより把握された。

個別支援計画については、1事業所が契約前に作成し、契約時に提示を行なっていた。B事業所の記録に分類している。あの2事業所については、支援開始直後に作成が行われていた。

支援開始前の事業説明の段階で、事業所が相談支援専門員と共に訪問支援先を訪問したり、家庭訪問をしていることが見られた。

(2) 継続支援児について

継続して支援を行なっている事例について、1件の支援を実施するために行なった関連業務を記録してもらう方法をとった。4事業所のサンプルを得ることができた。整理表を図に示す（図36～39）。

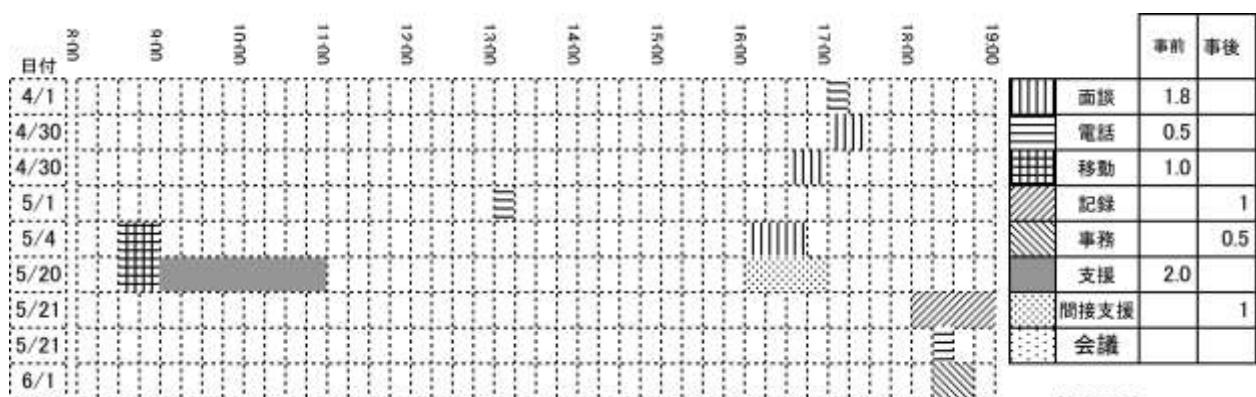


図36 D事業所

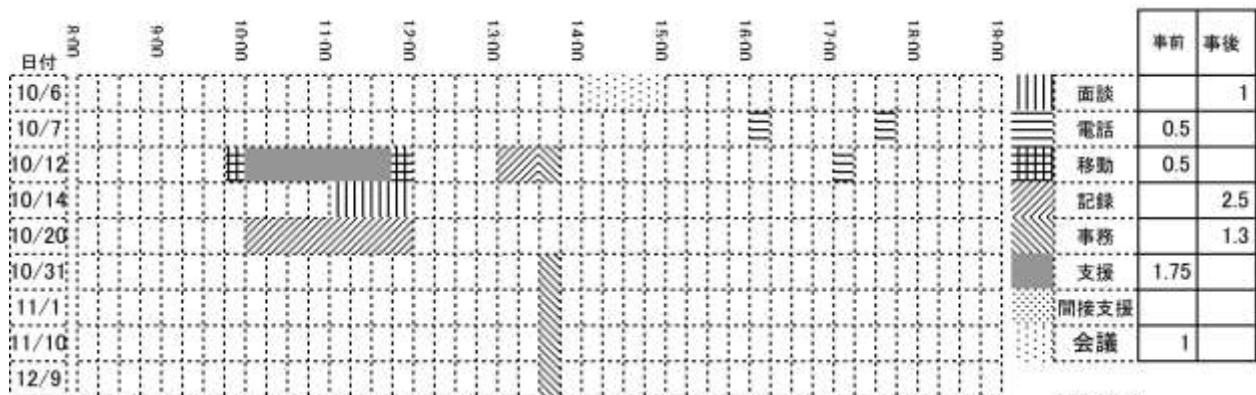


図37 E事業所

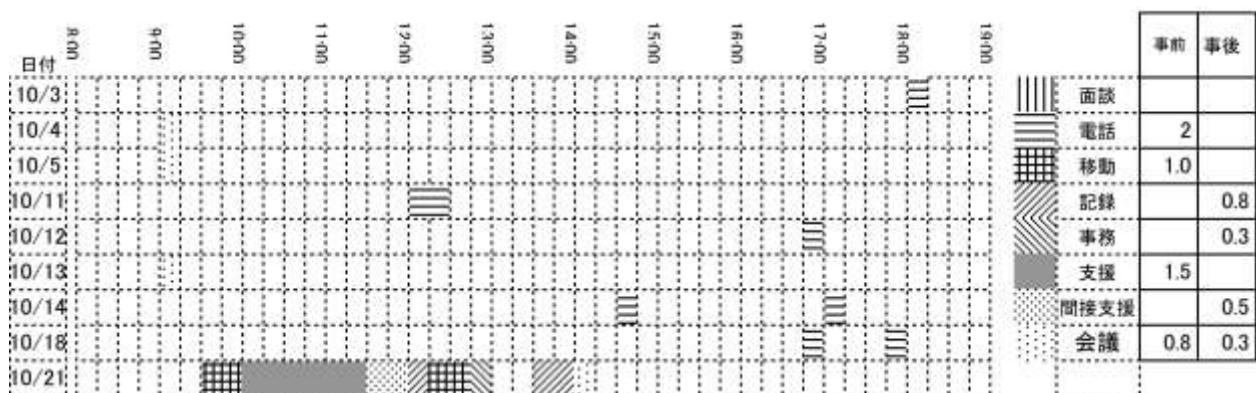


図 3 8 F 事業所

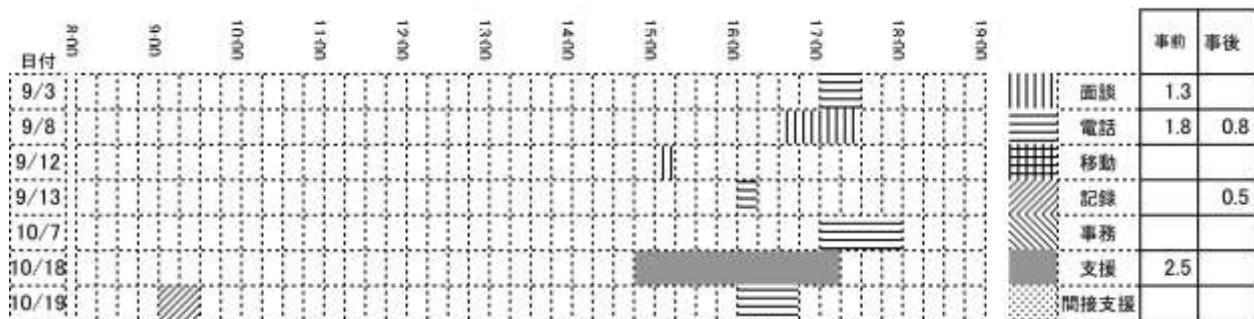


図 3 9 G 事業所

1 件の直接支援の実施のために、準備から、実施後の対応まで含めて、複数日を必要としていた。

9 日、7 日、5 日である。

1 件の直接支援の実施のために行われた各項目の時間を積算すると次のようになる（表 9）。

表 9 繼続支援児における各項目ごとの積算時間合計

	日数	面談	電話	移動	記録	事務	直接支援	間接支援	会議
A	9 日	1 時間 45 分	30 分	1 時間	1 時間	30 分	2 時間	1 時間	
B	5 日	1 時間	30 分	30 分	2 時間 30 分	1 時間 15 分	1 時間 45 分		1 時間
C	9 日		2 時間	1 時間	45 分	15 分	1 時間 30 分	30 分	1 時間
D	7 日	1 時間 15 分	2 時間 30 分		30 分		2 時間 30 分		

表 9 より、直接支援以外に要している時間の合計は、A 事業所：5 時間 45 分、B 事業所：6 時間 45 分、C 事業所：5 時間 30 分、D 事業所：4 時間 15 分 であった。

各施設の勤務時間の確認はできていないが、17 時以降の業務、18 時以降の業務も見られる。

B 事業所では記録が 2 時間 30 分行われているが、保護者向けの報告書を作成しているものと考えられる。

4 考察

(1) 新規契約児について

新規契約児のタイムスタディによって得られた結果から、今後に向けた課題として、以下の4点を提示する。

① 支援開始前のいかなる活動にも報酬設定がなされていない

本タイムスタディ調査で明らかになったように、支援が開始されるまでの間に、関係者と煩雑な連絡を取り合っている様子が見られた。ただし、相談支援体制が整備されているので、相談支援との連絡は必須であり、連携そのものは保育所等訪問支援固有のものではない。しかし、保育所等訪問支援においては、保護者や相談支援専門員との連携に加えて、訪問支援先との連携と調整が必要になる。調整対象が1つ増えるのである。

調整先が増えることによって、調整しなければいけないことや確認することなどが増えていく。また、日程調整だけでなく、事業説明や希望の聞き取りなど、開始までの準備が丁寧に行われることも重要であり、実際に行われていた。

これらの日程調整、事業説明、そしてアセスメントと、支援開始にあたっては不可欠で重要な活動であり、かつ手間がかかるものである。しかしながら、現在の報酬体系においては、全く評価されていない現状がある。多くの煩雑なプロセスを経て、やっと初回の支援が行われて初めて収入が得られるのである。

② 保育所等訪問支援固有のアセスメントの確立

本調査においては、事業所での実態把握としてアセスメントは行われているが、訪問支援先における支援開始前の実態把握は十分ではないことがわかった。

訪問支援の開始にあたっては、対象児童の発達特性や発達状況等の把握や保護者の希望の聞き取りだけにとどまらず、生活の場である訪問支援先での生活や行動の様子、他者との関係性なども把握する事が不可欠である。また、訪問支援先についても建物の構造や在籍児童数などを始め、複数の観点での情報収集、つまり環境アセスメントが不可欠であると言える。

調査3 集合ヒヤリングの結果や意見交換の中での発言等からは、それらの必要性と重要性は十分に認識されていると言える。それでも行われていないのは、明確にアセスメントとして位置づけられていないためではないかと考えられる。実際は、実施していないのではなく、初回支援時に行われている可能性が高いのではないかと推測される。

保育所等訪問支援実施事業所と保護者とで契約が成立した後に、実際に訪問支援が開始されるまでの間に、児童の実態把握だけではなく、訪問支援先における環境アセスメントも行われることが必要であろう。

従来の通所支援とは性格もスタイルも大きく異なる保育所等訪問支援であるので、アセスメントについても、今後その特色を反映させた項目などが明示されることが必要であろう。

③ 個別支援計画の作成について

1 事業所は支援開始前に個別支援計画が作成されていた。2 事業所については、図の中では個別支援計画の作成が記録されていないことになっているが、実際は、1回目の支援の後、または2回目の支援の後に行われていることが、補足して行われた聞き取りの中で明らかになった。

本来個別支援計画は、支援開始にあたって作成されるものであるので、初回訪問支援の実施前までに作成されるべきである。

これは、アセスメントが実施されているタイミングとも関係するであろう。初回支援と同時にアセスメントが行われている可能性については記述した通りである。原則どおりに支援開始前にアセスメントが行われ、その結果をもとにした個別支援計画が作成され、支援開始前に保護者に提示されるべきであると考えられる。

④ 相談支援専門員との連携について

発達支援の提供プロセスを確認すると、保護者からの要望を受け取り、その必要性の妥当性を検討するのは相談支援事業所の役割である。しかし、実際には相談支援が行うアセスメントである家庭訪問に、保育所等訪問支援事業所の児童発達支援管理責任者が同席している様子も見られた。訪問支援先への事業説明についても、同席して行われている様子が見られた。つまり、実際には、密な連携と、スムーズな流れのために、柔軟な対応がなされていると言えるだろう。相談支援事業所とも共通理解を図り、またそのことが利用者にとって利益となるのであれば、柔軟に運用されることはある事ではないだろう。

(2) 繼続支援児について

継続契約児のタイムスタディによって得られた結果から、保育所等訪問支援固有の特徴が明らかになったので、以下にまとめる。

① 関連業務が多岐にわたり、多くの時間を要する

1 件の直接支援を行うために、その他 7 項目にもわたる多様な業務があることが分かった。その直接支援以外の時間の合計については、事業所により 4 時間 15 分から 6 時間 45 分と幅があるものの、非常に多くの時間を費やしている事がわかった。

一般的に、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援においては、予定やスケジュールが確定していることが通例であり、毎回の電話連絡や日程調整を必要とする事はないだろう。毎回調整が必要であることが多いのが特徴の一つと言える。

また、事項で述べるが保護者との連携・保護者への支援に関わる内容が多いことも、多くの時間を費やす要因の 1 つと言える。

② 保護者連携・保護者支援の方法が多岐にわたる

児童発達支援であれば、見学をしていたり、同席していたり、連絡帳があつたりというかたちで日常的に保護者との連携が図られることが一般的であろう。それに加えて必要な場合に面談や電話での報告がある。保育所等においては、事前や事後に面談が行われていることがある。内容

の聞き取りは行えていないが、支援の前には最近の状況についての情報収集、支援実施後には観察及び情報交換の内容報告になっていることが推測される。支援実施後に報告書を作成し、毎回保護者に渡している事業所があることは、調査3 集合ヒヤリングにおいて確認された。

保護者が同席しないことが多い保育所等であるからこそ、丁寧な連携が必要であることは調査3でも明らかになっている。本タイムスタディ調査により、それが実際に行われており、そこには多くの時間が費やされていることが明らかになった。

③ 移動時間がかかる

保育所等訪問支援が制度化されたときから、デメリットの1つとして指摘されてきたことが、この移動時間を要することである。訪問支援員が生活の場を訪問するので、移動に時間を要するのは当然のことではあるが、やはり保育所等訪問支援の特徴の1つであることは間違いない。今回のサンプルでは比較的近隣で実施されていたのか、往復で合計して1時間程度である。調査2 実態調査では、より遠距離の移動が明らかになっている。

④ 1件の支援が完結するために、複数日を必要とする

これまで述べてきた特徴の帰結であるが、これら多岐にわたる業務を遂行するために、業務実施日が複数日に渡っている。今回のサンプルでは、9日も必要とされていた事例も見られた。1日で完結せず、複数日にわたることも、保育所等訪問支援の特徴と言えるだろう。

E 調査5【抽出調査③：市町村行政ヒアリング調査】

1 研究目的

訪問支援事業を普及するための行政の役割について明らかにする。

2 調査方法

(1) 調査対象

- ① 調査3対象の14事業所が所在する市町村の中から協力の得られた4か所

(2) 調査期間

- ① 事前に調査票を配布
- ② 回答表に基づき、担当者からヒアリングを実施

(3) 分析方法

行政の役割について、以下の観点で課題を抽出する

- ① 行政の保育所等訪問支援給付費支給決定に関する課題について
- ② 行政の保育所等訪問支援の地域、関係機関への周知に関する課題について
- ③ 行政が感じる保育所等訪問支援の実施状況の課題について

3 結果

ヒヤリングを実施した4つの自治体のうち、2自治体は全項目にわたって聞き取ることができた。残りの2自治体においては、各自治体の独自性があり、全項目は聞き取ることができなかつたが、それぞれ特徴的な取り組みが行われていたので部分的にヒヤリングを行った。それについて、以下に結果を報告する。

(1) A 自治体

① 支給決定について

準(二)支給決定の基	基準	独自のルールはない
	支援先	幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、放課後児童クラブ
	年齢	2歳～15歳
	障害種別	知的、身体、発達障害 現在受給者証取得人数 77人のうち、発達障害が半数。知的と身体が半数ずつ。
量(三)支給	支給量	月あたり1日～2日:8割 稀に3～4日
	決定方法	障害児通所支援計画案を見て、判断する
態(四)事例による実	典型的と感じるケース	幼・保・小・中の担任の障害受容が十分ではないか、発達障害の理解が十分ではない場合。
	認められたなかったケース	ない
	例外的なケース	ない
	支給量が多い	3月から4月にかけて本人の状態や保護者への支援が必要な場合。

② 保育所等訪問支援の周知等について

(一)開始にあたって	行政からサービス提供事業所へ	不明
	行政から訪問支援先へ	今年度、専門部会子ども部会から訪問先の了解を得られないところに周知を行った。 園長会、主任会、校長会、教頭会で説明をした。 市役所のホームページにて「障がい児福祉サービス利用における提供事業所等への協力について」というお知らせをだしている。
	事業所から訪問支援先へ	はし
ついで(二)開始後に	実践報告会等の開催実績	なし
	開催の見通し	なし
	実施状況の把握方法	モニタリング報告書を見て、把握する。

③ 保育所等訪問支援の実施上の課題について

感じられる成果	担任の先生の理解や接し方がわからないところに入って効果が上がった。
行政として感じる課題	私立幼稚園や保育所で、外部からの人を受け入れないところが多い。 今は、相談支援や保育所等訪問などいろんな人が入ってくるので、尚更入れないところもある。 児童発達支援、放課後等デイなどが忙しくて、保育所等訪問に入れないと定期的に入れない実態がある。
感じられる事業所の課題	人員配置 福祉サービス事業所を受け入れない。特に年配の先生(教育)は福祉を受け入れない。だから、保育所等訪問を知らない。反対に、若い職員には受け入れられる。
展開のための想定	自立支援協議会で声を上げていく。市内で独自に盛り上がってくればいい
訪問対象や利用対象で強化したいこと	不登校、引きこもりのケース。 できれば、保護者支援の給付が欲しい
その他	
その他	他部署との意見調整はないが、保育所等の協力が得にくいときは、子育て支援室と障がい福祉課の担当で調整する。

(2) B自治体

① 支給決定について

(2) 支給決定の基準	基準	特にルール設定なし。
	支援先	特になし(各事業所のルール設定は未確認)
	年齢	特になし(各事業所のルール設定は未確認)
	障害種別	知的、身体、発達障害 現在受給者証取得人数 62 人のうち、療育手帳 72.6%、身障手帳 40.3%、精保福手帳 8%、手帳未所持 17.7%。
支給	支給量	支給量には個人差はない。
	決定方法	他の通所支援事業の上限日数と同様と捉えている
(3) 事例による実態	典型的と感じるケース	潜在的には発達障害ではないか。しかし、実際は、知的障害の子どもたちが多いことが分かった。
	認められたなかったケース	ない
	例外的なケース	ない
	支給量が多い	支給量は一律だが、支援量が一時的に多くなるケースがある。実施には事業所に任せているところが大きい。

② 保育所等訪問支援の周知等について

(2) 開始にあた	行政からサービス提供事業所へ	事業指定や指導の権限が県にあるので、市として積極的に関与できない現状がある。そのことにより、市としても深く関わりきれない感覚にもなってしまうところもある。
	行政から訪問支援先へ	市は地域でのリアルな現状をしることができるので、普段のコミュニケーションとして相談をすることが精いっぱいの現状。
	事業所から訪問支援先へ	周知等の項目に関しては、取り組めていない。
(3) 開始後に	実践報告会等の開催実績	今回のヒアリング依頼を受けて、課内で見直してみることができた。 自立支援協議会に子ども部会ができた。まだ、事業別の協議やケース検討には至っていない。
	開催の見通し	
	実施状況の把握方法	

③ 保育所等訪問支援の実施上の課題について

感じられる成果	感じ取れていない現状がある。
行政として感じる課題	指定、指導権限がないと難しい部分がある。 教育や子育てとの連携ができる体制が必要だと思う。 受け入れ側(訪問先の)の問題が大きいと感じる。
感じられる事業所の課題	現状では、実績のある事業所が入っているので、うまくいっていると思う。児童発達や放課後等デイのように様々な参入が始まると大変なことになるのではないか。 教育や子育てとの連携ができる体制が必要だと思う。
展開のための想定	今のところない。
訪問対象や利用対象で強化したいこと	子どもたちが日中過ごす場所全般
その他	

(3) C自治体

C自治体では、教育委員会との連携が積極的に行われていたので、その点についてヒヤリングを行った。連携の内容は以下の通りであった。

① 保育所等訪問支援事業所と教育委員会学校支援課長との協議

保育所等訪問支援事業所と教育委員会学校支援課長が保育所等訪問支援について協議を行っていた。いきさつは、小学校新入生の保護者から保育所等訪問支援を利用して訪問支援員に来てもらうという申し出があった際、受け入れ側の小学校長が保育所等訪問支援を知らず、訪問支援を受け入れることに難色を示すとともに教育委員会学校支援課長宛に問い合わせの電話が入ったことがきっかけだった。そのため、保育所等訪問支援事業所の管理者と児童発達支援管理責任者が学校長を訪ね事業説明をするとともに、教育委員会学校支援課長と事業の導入に関する協議を行なった。教育委員会学校支援課長は、地域自立支援協議会にも参加しており、また、学校支援課職員も児童部会の構成員を務めており、保育所等訪問支援についての理解をそれなりに得ていたため、教育委員会のスタンスとしては、如何に学校に円滑に入れるようにする仕組み作りを検討した。

② 保護者の了解を得た上で、教育委員会と保育所等訪問支援の契約者指名の共有化

小中学校長等から教育委員会に保育所等訪問支援に関する照会があった場合には、教育委員会から学校長に保育所等訪問支援の受け入れを進めてもらうよう依頼することとした。そのため、保護者の了解を得て、事前に教育委員会に保育所等訪問支援の契約者氏名と学校名を伝え共有化することによって、学校長からの問い合わせに対して、より個別性を持って迅速かつ丁寧に対応することが可能となる。

③ 小学校長会へ事業説明

保育所等訪問支援の説明を、小学校長会の場を借りて、保育所等訪問支援事業所が行った。なお、教育委員会学校支援課職員も同席してもらった。

学校長からは、パンフレット等による事業説明だけでなく、実践例などが載っている資料があれば良いという提案もあった。

(4) D自治体

D自治体では、保育幼稚園課との連携が行われていたので、その点についてヒヤリングを行った。連携の内容は以下の通りである。

保育所等訪問支援を実施している市内の児童発達支援センターと訪問先である保育園等との連携・連絡・調整を担っている部署としての役割や行っているとのことだった。

① 地域での周知について

市内のセンターから保育課に対して周知を実施したいと提案がある。新しい制度であり、全体に理解してもらってから開始したいので、園長会で事業説明を行いたいという希望であった。希望を受けて、園長会にて説明できる準備を行った。

② 保育所等訪問支援事業所から訪問先機関への事業周知と受け入れ協力

新しく開始するケースについては、センターから行政に対して依頼があり、最初の打ち合わせには立ち合いを行っている。

4 考察

訪問支援事業を普及するための行政の役割を明らかにするためにヒヤリング調査を行った。このヒヤリング結果から明らかになったことを、以下にまとめる。

(1) 周知について

特に行政から訪問先への周知については、従来より指摘されているように園長会や校長会等において説明を行うことが望ましいと考えられる。実際に今回ヒヤリングを行った4つの自治体のうち、3自治体において、何らかの説明会が行われていた。1自治体においては、ホームページにて協力依頼のお知らせを掲載し、行政も受け入れを行うよう推進していることを伝えているという。それを“手形”“お墨付き”として、事業所が使えるメリットは大きい。訪問支援員の受け入れに抵抗感があったり、まだ受け入れ経験がない施設や地域において保育所等訪問支援を開いていくためには、行政主導での周知や保育所等訪問支援が入りやすい仕掛けを創造していくことが効果的である。調査6においてもこの点に触れている。

(2) 保育所等訪問支援の成果について

今回の調査からは、担任の先生方の子どもに対する理解や接し方について効果が上がったと感じている自治体があった。ただし、その成果については地域の中で報告会等のような形で広く周知を図るところまでいっていない。行政に対して保育所等訪問支援の有効性を知ってもらうためにも、また訪問先となる地域の一般子育て施設や学校、特に抵抗感がある施設に対しても、実際にに行われている訪問支援の様子やその成果を知ってもらうことは意味のあることである。制度に対する理解がより深まるとともに、訪問先機関が自分たちの施設において保育所等訪問支援をどう有効活用していくのかのイメージを得やすくなる。ヒアリングからは、実際に事業説明だけでなく、実践例などが説明もあると良いと提案されていた。今後の課題の一つと言えるだろう。

(3) 行政内の連携と調整

保育所等訪問支援事業所は、事業の管轄部署との連携だけでなく、保育課や教育委員会などの訪問支援先を管轄する部署との連携も重要である。通常、何かあれば、保育所であれば保育所の管轄部署に、学校であれば教育委員会に照会するのが当たり前である。所管課がしっかりとこの事業について理解しておくとともに、保育所や学校等に訪問支援員が入りやすいように仕掛けを考える必要がある。インクルージョンを推進するためには、1事業所だけでなくチームで子どもや家族を支えられる体制を構築することが重要である。行政内部の連携は欠かすことができない。

(4) 地域（自立支援）協議会によるアクションの重要性

地域（自立支援）協議会もしくはその専門部会である子ども部会などが機能し始めることも重要なアクションの一つであることが示唆された。行政の働きは重要ではあるが、地域の関係機関

に保育所等訪問支援を広く周知したり、府内関係部署との連携、保育所等訪問支援事業所の同士の連携・強化、保育所等訪問支援事業所の連携の場のセッティング、普及啓発・研修等の場のセッティングなどに主体的に、積極的に関わることによって、行政では伝達・対応がしにくい部分に対しても、丁寧によりスムーズに連携できるようになると思われる。

F 調査6【抽出調査④：訪問先調査】

1 研究目的

訪問支援先の機関から見た保育所等訪問支援の課題を明らかにする。

2 調査方法

(1) 調査対象

- ・ヒアリング調査対象 14 事業所が訪問支援している機関を調査対象とする。
- ・ヒアリング調査対象事業所から報恩先に調査票を手渡してもらい、郵送で事務局まで返送してもらうよう依頼した。

(2) 調査期間

- ・調査表は平成 28 年 12 月に配布し、平成 29 年 1 月 17 日までに回答してもらった。

(3) 分析方法

- ・訪問先から見た保育所等訪問支援の実態を把握する
- ・訪問先が感じる保育所等訪問支援の受け入れに当たっての課題を抽出する
- ・訪問先が感じる保育所等訪問支援のメリットおよびデメリットを把握する

3 結果

(1) 回答数

34 か所から回答を得た。内訳は、保育所が 23 か所、幼稚園 4 か所、認定こども園 3 か所、小学校 3 か所、中学校 1 か所であった。

(2) 回答施設ごとの実施状況

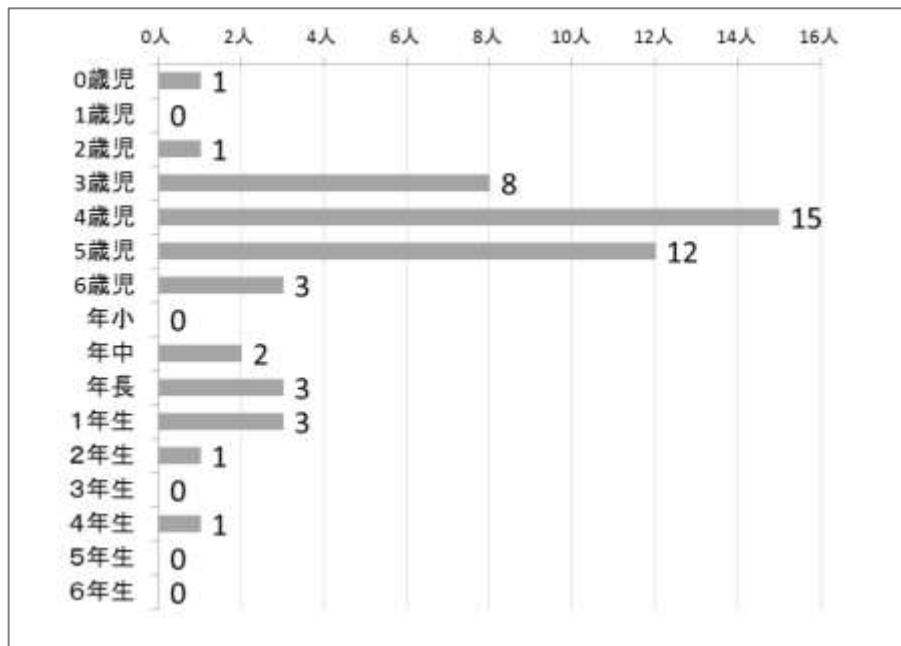


図 4 0 対象児の年齢または学年【複数回答あり】

0歳児が1人、2歳児が1人、3歳児が8人、4歳児が15人、5歳児が12人、6歳児が3人、年中が2人、年長が3人。ここまで、就学前の児童で45人であった。小学校1年生が3人、2年生が1人、4年生が1人。学齢児が5人であった。

表10 訪問頻度

n=34

週1～2回	週1回	2週に1回	月3～4回	月2～4回	月2～3回	月2回	月1～3回	月1～2回	月1回	2ヶ月に1回	2～3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	年3～4回	年2～4回	平成28年4月より2回	保護者の要望のたび	2時間
1	1	1	1	1	1	4	1	5	8	3	1	1	1	1	1	1	1

各施設ごとに行われている訪問支援の頻度は、上記のようになっている。週に1～2回から年に2～4回と幅が広いことがわかる。保護者が希望するたびに設定する事業所も見られた。

・時間
34施設中 32施設回答 2.7時間(平均)
34施設中 32施設回答 1時間(最小) 7.5時間(最大)
・内振り返り 時間
34施設中 25施設回答 55.5分(平均)
34施設中 25施設回答 15分(最小) 120分(最大)

図41 支援時間

支援に対して費やされている時間について、支援全体としては最小実施時間が1時間、最大実施時間が7.5時間。平均すると、2.7時間であった。そのうち、間接支援に該当する振り返りについては、最小15分、最大120分、平均すると55.5分であった。

(3) 訪問支援実施前の時点での保育所等訪問支援について

表11 保育所等訪問支援の認知

はい	24
いいえ	9

訪問支援が実施される前に、保育所等訪問支援を知っていた施設は24件、知らなかつた施設は9件であった。

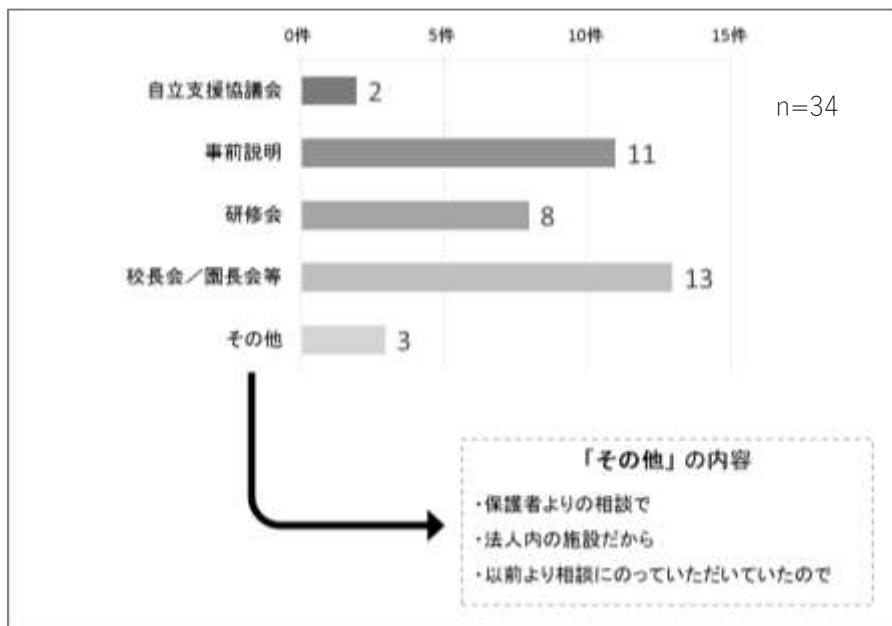


図4.2 どのようにして知りましたか？【複数回答あり】

自立支援協議会を通じてが2件、事前説明が11件、研修会が8件、校長会や園長会等の場で13件、その他3件であった。

表1.2 事前の事業説明

はい	31
いいえ	3

訪問支援が始まる前に、事業の説明があったが31件、なかつたが3件であった。

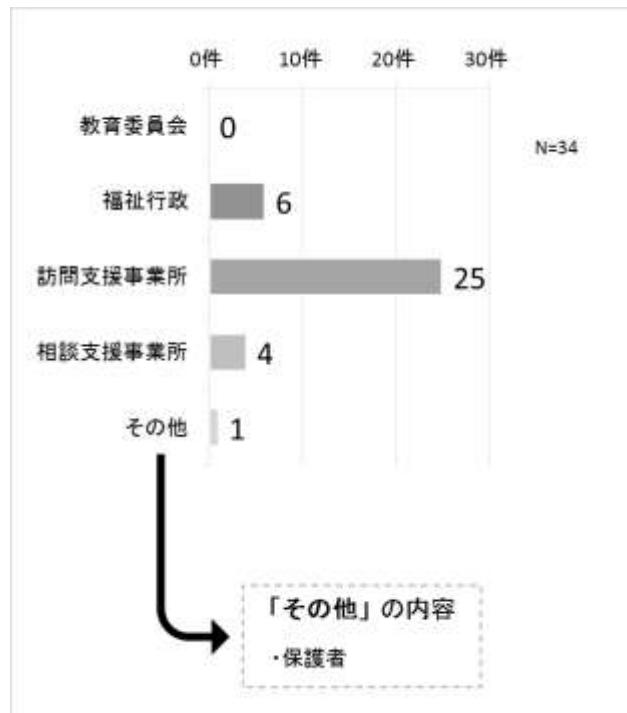


図4.3 事前の事業説明の説明者【複数回答あり】

誰から説明を受けたのかについては、福祉行政からの説明が6件、訪問支援事業所からが25件、相談支援事業所から4件、その他として保護者からが1件であった。

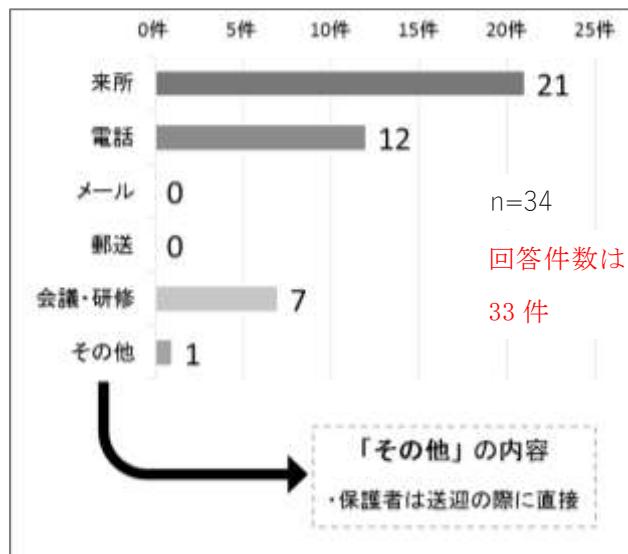


図4.4 事業の事前説明方法【複数回答あり】

事業の事前説明が行われた場合の方法については、来所してが21件、電話が12件、会議・研修が7件、送迎の場がその他として1件であった。

表1.3 訪問支援の受け入れへの抵抗

あり	2
なし	32

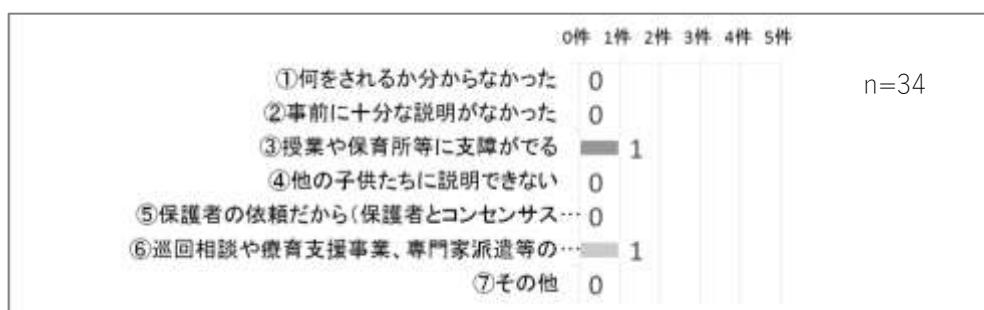


図4.5 訪問支援を受け入れることへの抵抗

保育所等訪問支援を受け入れるにあたって抵抗があったのは2件、なかつたが32件であった。抵抗感があった理由としては授業や保育などに支障ができるのではないか、巡回相談や療育支援事業、専門家派遣等の違いが明確でない、といったことが挙げられていた。

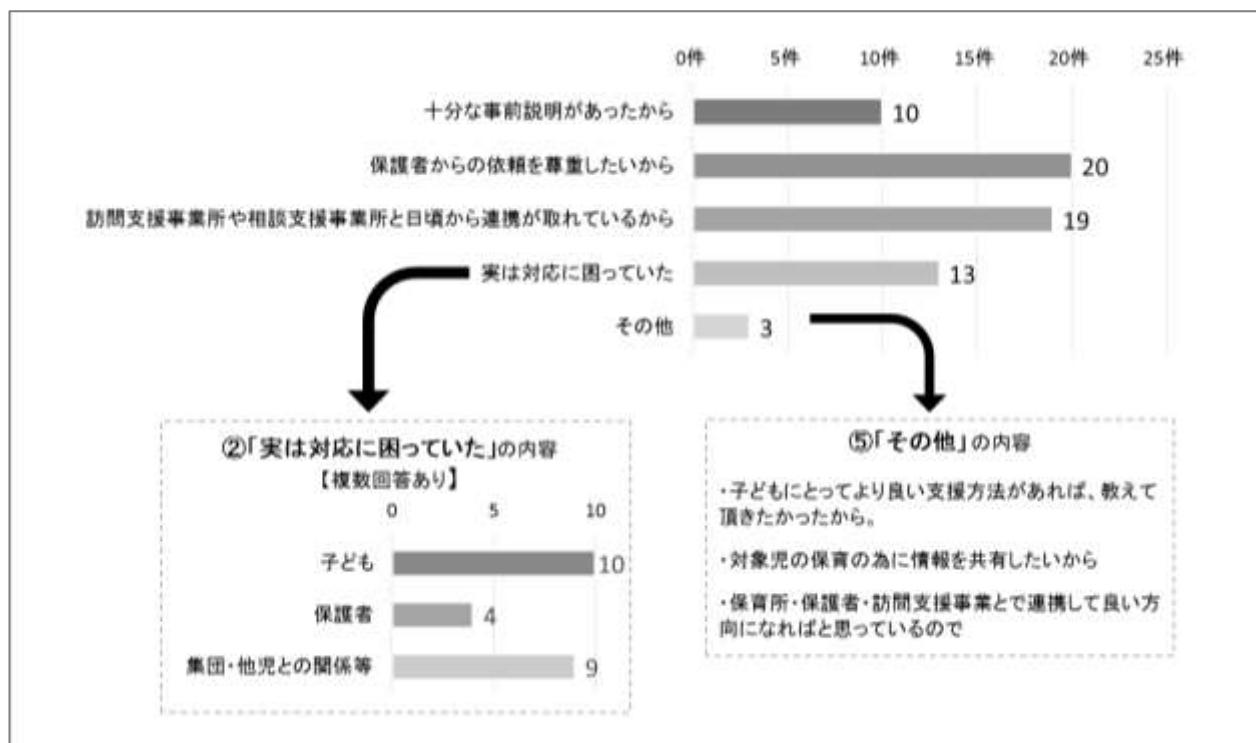


図 4.6 訪問支援を受け入れることへ抵抗がなかった理由【複数回答あり】

抵抗感がなかった理由としては、十分な事前説明があったが 10 件、保護者からの依頼を尊重したいが 20 件、日頃から連携が取れているが 19 件、対応に困っていたが 13 件、その他が 3 件であった。そのうち、対応に困っていたのは、子どもへの対応が 10 件、保護者への対応が 4 件、集団や他児童との関係等が 9 件であった。

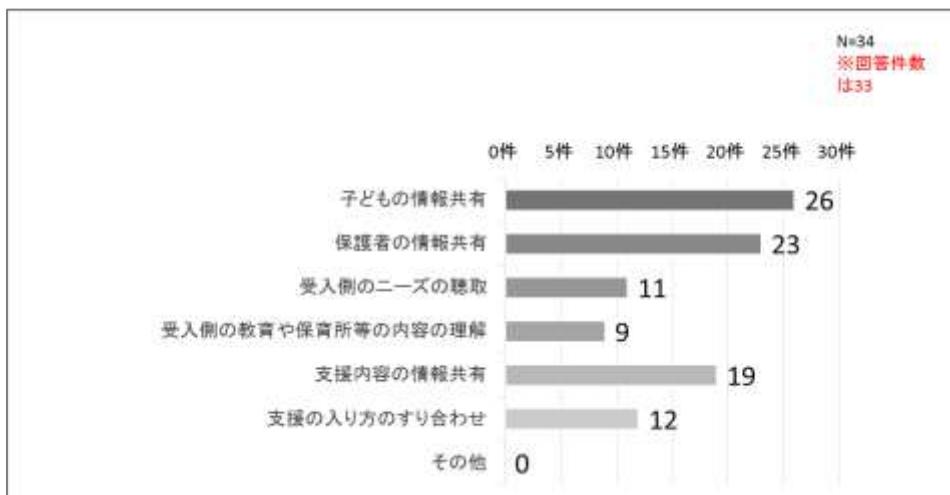


図 4.7 訪問前の打ち合わせで必要なこと 【複数回答あり】

打ち合わせで必要なこととして、子どもの情報共有が 26 件、保護者の情報共有が 23 件、受け入れ側のニーズの聴取が 11 件、受け入れ側の教育や保育等の内容の理解が 9 件、支援内容の情報共有が 19 件、支援の入り方のすり合わせが 12 件であった。

(4) 訪問支援開始後について

表14 通所支援利用計画及び個別支援計画の説明について

あり	22
なし	12

実施する際に、訪問先施設に対して通所支援利用計画及び個別支援計画の説明がなされていたのは22件、なされていなかったのが12件であった。

表15 保育所等訪問支援を受け入れた結果

よかったです	34
よくなかったです	0

保育所等訪問支援を受け入れてよかったです34件、よくなかったです0件であった。

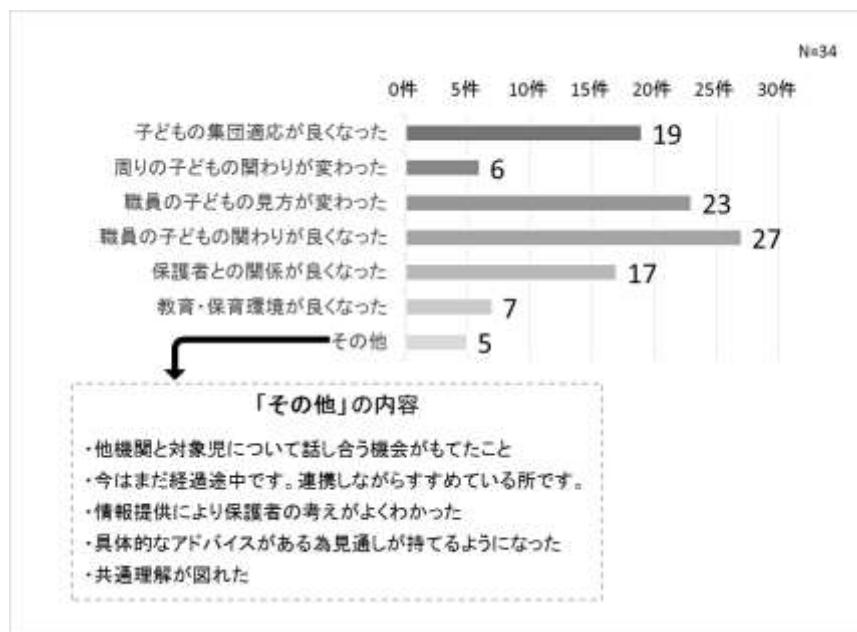


図48 支援を受け入れて良かった理由【複数回答あり】

保育所等訪問支援を受け入れて良かったと感じている理由としては、子ども集団適応が良くなつたが19件、周りの子どもの関わりが変わったが6件、職員の子どもの見方が変わったが23件、職員の子どもの関わりが良くなつたが27件、保護者の関係が良くなつたが17件、教育・保育環境がよくなつたが7件、その他が5件であった。

受け入れて良くなかったという回答は0件であったが、その理由項目である打ち合わせや振り返りに時間が取られる、授業や保育の流れが妨げられるを選択した回答が1件ずつあった。

表16 改善してほしい点

あり	11
なし	23

保育所等訪問支援に対して、改善してほしい点があるが11件、なしが23件であった。

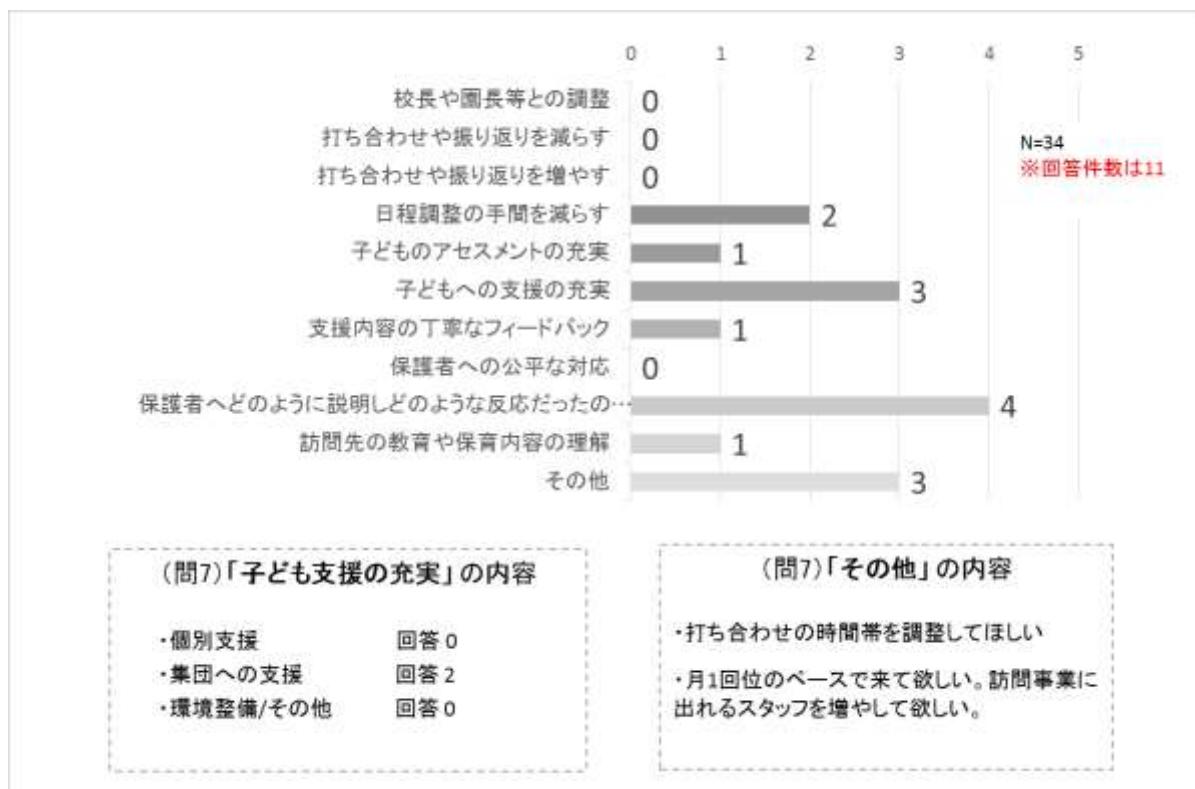


図49 改善してほしい点【複数回答あり】

保育所等訪問支援に改善を希望するものは、日程調整の手間を減らすが2件、子どものアセスメントの充実が1件、支援の充実が3件、支援内容の丁寧なフィードバックが1件、保護者へどのように説明しどのような反応だったのかの情報共有が4件、訪問先の教育や保育内容の理解が1件、その他が3件であった。支援内容の充実の内訳としては、集団への支援を希望されていた。

(5) 自由意見

本事業を受けたことにより、対象児の特性理解や集団適応のための細かな支援の仕方を知り、保育に活かすことができました。
集団生活の中で保育士がどのように本児に関わればいいのか、本児に合った具体的な支援を教えていただき、とても勉強になりました。
いつも良く、子どもの対応の仕方などのアドバイスをして頂いたり、その子の特性や関わり方を具体的に支援して頂けるので助かっています。今後も、よろしくお願ひします。
訪問支援事業は子どもの支援だけでなく、保護者のフォローや支援を行うための情報交換もできるので、有難いと思っています。普段の保育でのアドバイスもして頂き、職員の保育方法も変わってきました。
訪問支援を受けているお子さんの成長が著しい。集団保育でともすれば表面的に適応していることで本質的な課題を見失ってしまうが、訪問支援を受けることで、児の状況の把握とその支援の仕方を明確にすることができます。大変役立っている。問題を抱えこみがちになる担任もエンパワメントされ、安心して保育に当たることができており、大変有意義な事業だと感謝している。
私たち保育園側が見落としている部分をすくいあげてフィードバックしてもらえており、満足しています。もっとこの事業がみんなに理解してもらえるといいなと思います。
訪問支援事業により、様々な方法の支援があることに気づかされ、子どものためにも保護者のためにもなっています。園でできることなど、制限があることも理解していただいているので、アドバイスを受け入れやすいです。
当初は、体制を整え、完璧な様子を見せなくてはと肩ひじ張った対応をしてしまった部分もあったが、継続していく中で、普段通りの中に的確なアドバイスをもらう現在の内容になったように思う。
保護者の本事業への理解があり、訪問支援を受けることで、園内の保育のあり方へのヒントだけでなく、家庭へも支援を広げられている。いつも子どもや集団への関わり方など、ていねいにアドバイスをいただき、感謝している。
訪問者(事業所)が以前から関係していた機関(者)であったために大きな問題もなく事業が進んでいます。(お互いに知り合うこと)そこが事業の課題なのかもしれません。
情報を共有することが第一だと思います。それぞれの役割を明確にし、対象児の指導や保護者支援を充実していきたいです。
巡回訪問をして頂きましたが、園側としては1回のみでなく、ご指導頂いた後の姿やまたその時々での課題をどうしたらよいのかなど、数回、継続して訪問して頂けたらと思います。しかし、保護者からのお申し込みですので(有料でもありますし)園側からお願いすることが難しい状況です。でも、3者懇談をして頂き、直接保護者への具体的ご指導には感謝でした。
子どもの特性がわかり、職員が関わり方がわかることで、子どもにとってクラスにとってプラスになると思うので、このシステムがうまく使えたらしいと思います。事業所と保護者、事業所と保育所間の話はよくできているが、3者が一緒に話ができる場が、保育所で持つことができればありがたいと思う。
児童への支援の仕方をそばで見て学んだり、具体的な方法について、振り返りの話し合いの中で教えていただいたのはとても有意義であった。学校と保護者とをつなぐパイプ役にもなっていただいた。

訪問支援をしていただき職員の学びの時間ともなっており助かっております。子どもに対する見方も変わるなど職員自身にも変化がみられております。

専門的な視点で実際の児童の様子を観察していただき、担任等に適時、適切なアドバイスをいただいけて大変ありがとうございました。

具体的に支援の方法がわかり、保護者とも共通理解でき同じ方向に子どもの支援ができとても良いことと思った。

保護者へ日頃の様子や子どもの成長の姿、等を伝えて共有するようにしているが、どのようなことを心配されているのか、はっきりとおっしゃらない場合もある。そのような時にどのようなニーズをもっておられるのかを、事業所を通してでもよいので把握していきたいと思う。その機会としては、非常に意義のある事業であると感じる保育士と専門職の方とで連携しながら、よい方向・支援を探りたい。

月1回の訪問ですが、とてもあたたかく見守って下さり、真剣に向き合って支援方法を一緒に考えて下さるので心強いです。成長したところをするごく感じとて「よくなりましたね～」と指摘してくださるのでありがたいです。

いつも丁寧に指導して頂きありがとうございます。本児に対してその時に必要な内容をアドバイス頂けるのでとてもスマートな指導が出来るようになりました。

現在複数の事業所の方が来られています。このアンケートは依頼しててきた(とても頼りにしている方でよく相談をさせてもらっています。)事業所の方を想定して答えましたが、別の事業所では、形式的なことが多かったりして負担に思うことがあります。

・直接、お会いして、情報交換や支援をいただきたいのですが、時間を合わせて来校いただくのは難しく、時間帯も遅くなるため現実的に難しくどうしても電話のみとなってしまう。・支援頻度は、最低でも週1回以上にしないと、保護者等の要望に対応できないと考えます。

4 考察

訪問先調査では34か所の事業所から回答を得た。訪問先を通して以下の通り保育所等訪問支援の課題が明らかになった。なお、学校については小学校は3か所、中学校は1か所であり、訪問種別の特徴は把握することができなかった。

(1) 保育所等訪問支援の周知は複数ルートを通じて

訪問先機関が事前に保育所等訪問支援を知っていたのは約7割を占めており、そのうち54.2%が園長会や校長会等で、33.3%が研修会で知るところとなった。訪問支援に入る前の説明で知ったと答えた機関は45.8%あったものの、事前説明のみで知ったのは20.8%であり、それほど多くない。このことから保育所等訪問支援が普及している地域においては、複数のルートを用いて本事業の周知がなされていることがわかった。地域協議会で認知した機関は8.3%であり、一般子ども施策機関があまり協議会に参加していない実態においては、協議会内で周知することはあまり意味がないようである。

(2) 保育所等訪問支援の事前説明を丁寧に

ほとんどの機関が保育所等訪問支援の事前説明を受けていた。しかし、そのうち福祉行政者によるものは2割以下、教育委員会によるものは0件であり、訪問先機関の所管部署はもちろん、障害福祉担当部署からの説明もほとんど行われていなかった。また、相談支援専門員による説明も1割程度と低く、現状としてはほとんどを保育所等訪問支援事業所が担っている実態があきらかになった。訪問しての対面説明が63.6%、電話が36.3%、会議開催が21.2%を占めており（重複あり）、訪問支援事業所が丁寧に事業説明を行い、了解を得る努力をしているのがわかる。

(3) 訪問支援を円滑に受け入れてもらうには

今回、訪問支援を受け入れることに抵抗があったのは2件と少なかった。保育の流れに支障が出る、巡回指導など類似事業との違いがわかりにくいといった意見が出されたが、保育所等訪問支援はどのようなことをするのかを明確にすることが必要である。

一方、受け入れに抵抗のなかった訪問先機関が94.1%を占めたのは、今回ヒアリング調査で対象とした事業所はしっかりと取り組んでいる事業所であったからだろう。逆に言えば、今回の結果から得られるヒントが大いに役に立つということである。

受け入れの抵抗を軽減させるには、保護者からの依頼を尊重するという保育所等訪問支援の趣旨を十分に理解してもらうこと、あわせて、日頃からの連携が取っていることが重要である。保育所等訪問支援を始めるか如何にかかわらず、通所支援や相談支援を通して、保育所や幼稚園、学校等と密に連携し、顔の見える関係を築いておくことが重要であることがわかった。

一方、受け入れが円滑だった機関の38.2%は「実は対応に困っていた」と回答しており、保育者等のタイムリーなニーズに対応できるというメリットも示された。訪問先へのアセスメントの際には、しっかりと先生方の困り感をお聞きすることが重要であるということである。子ども本人の理解や対応のほか、その子どもを含む集団をどう運営していくのかをという視点も保育所等訪問支援では求められている。

(4) 事前の打ち合わせには、情報共有が重要

事前の打ち合わせにおいては、訪問先は情報共有が大切であるとの認識であった。「子ども」に関する情報(78.8%)や「支援内容」(57.6%)のほか、「保護者」に関する情報共有(69.7%)のニーズも高く、保護者への配慮することが重要であるとの訪問先の意向がうかがわれる。保護者に関することをどこまで訪問先に伝えるかは保育所等訪問支援事業所として十分に検討しておく必要があり、原則的には、保護者の了解を得た上で情報共有するスタンスが大切である。しかし、保護者に一つひとつの情報を共有可能か伺うことは難しく、実際には一定の範囲を決めた上で情報共有に関する「同意書」をもらって情報共有する手続きを踏まえる必要がある。

(5) 個別支援計画を共有し、協働のスタンスで支援する

保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づく障害児通所支援であり、指定基準で「保育所等訪問支援計画」(個別支援計画)の作成が義務付けられている。しかし、今回の調査では、訪問先と個別支援計画を共有しているのは64.8%であった。訪問先への個別支援計画の提示や同意を得る義務は規定されていないが、訪問先での取り組む内容であり、間接支援という形で訪問先スタッフに対する支援も行うことから、個別支援計画は共有し理解を得ておく必要がある。個別支援計画を共有化することは、訪問支援の専門性、科学性を保障する根拠になり、保育所等訪問支援の理解、周知につながると期待できる。

(6) 訪問支援の効果について

保育所等訪問支援を通じて、すべての訪問先機関が一定の効果を感じている。効果としては、「職員と子どもの関わりが良くなった」「職員の子どもの見方が良くなかった」という職員自身の支援力が向上したことが最も実感できている。加えて、保育所等訪問支援の本来的目的である「子どもの集団適応の向上」、「保護者との関係性が良くなった」ことも効果として実感されている。さらには、子ども集団の力動を活用することの副次的効果として、周りの子どもたちの関わりに変化が見られたり、保育教育環境の改善につながったりしている。

(7) 訪問支援の改善に向けて

一方で、保育所等訪問支援に求められている改善点もある。間接支援を含む、保育所等訪問支援と先生方との振り返り等の時間が取られること、保育などの流れが妨げられることが懸念される。今回、支援を受け入れの悪影響を訴えた訪問先機関は1件だけだったが、常にそのようなことが想定されることを念頭に置いて、自分たちの訪問支援のペースを優先させず、訪問先機関のネガティブな感情も確認しながら進めることが必要である。

改善として10か所の事業所から意見をいただいた。最も多かったのが、「保護者へ訪問支援の結果をどのように説明し、それに対して保護者がどう反応したのかを情報共有したい」というものであった。保育所等の訪問先機関は、保護者に対して常に配慮をしていることがうかがわれ、その姿勢は、保育所等訪問支援にとってはとても大切な視点であると言えよう。そのほか、子どものアセスメントや支援の充実、日程調整の手間を減らすこと、打ち合わせの時間帯の調整なども業務の簡素化も求められている。

II 総合考察

1 保育所等訪問支援の課題

(1) 児童発達支援センターの地域支援機能として

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターを中心に取り組まれている実態がある。これは、厚生労働省が児童発達支援センターの地域支援機能に言及したことによる影響も少なくない。そもそも、児童発達支援センターにはインクルージョンを進める地域の拠点としての役割を求められており、それをしっかりと果たしていこうとする使命感がその根底にはあるのだろう。一方、その意識が低いセンターや地域もあり、地域支援として義務化されていない本事業の取り組みには差がみられている。

(2) 保育所等訪問支援の特異性

① 専門職配置の特異性

保育所等訪問支援は、一般施策であることも子育て支援施設や学校に訪問して行う事業であり、主に一人の訪問支援員が提供する支援である。保育所等訪問支援は、言わば、相手の土俵で相撲を取るようなものであり、まずは訪問先である保育所等で行われている保育や教育内容を把握し理解することが不可欠である。さらに、その活動の中で対象となる子どもが安心・安全に過ごすことができるよう、人的・物理的環境を整えていく、障害のない子どもを含む子ども集団を活用して行うといった専門性の高い事業である。それ故、保育士や児童指導員は経験のあるベテラン職員、加えて、作業療法士などのリハビリ職員や心理職員を多く配置していた。したがって、これまでにノウハウを積み上げてきた児童発達支援センター（旧通園施設等）に保育所等訪問支援の実施を求められることになる。

② 訪問支援内容の特異性

訪問支援員には豊富な知識と経験が必要である。それは、単に児童発達支援や放課後等デイサービスで行う子どもや家族の理解という域を超え、実際の生活場面の中に入り、子ども本人に加え、先生方や友だちなど対象となる子どもを取りまく環境全てをアセスメントする必要がある。具体的には、訪問先の情報量（刺激量）、1日や活動の流れ、先生方や友だちの本人へのかかわり方、生活場面で活かせる本人の強みなど、高度で多岐にわたるアセスメントが求められる。これは、他の障害児通所支援との大きな相違点である。

③ 保護者ニーズが優先される特異性

障害のある子どもへの支援は、何よりも保護者のニーズが表面化しやすく、優先される。これは、保育所等訪問支援に限らず、児童発達支援や放課後等デイサービスでもそうである。もちろん、子ども本人の発達ニーズを見極めて、絶妙なタイミングで、程よい量で、適切な働きかけを行う必要があるのは言うまでもないが、保護者のニーズにより訪問支援が開始される。一方、保育所や教育現場で行われている巡回相談などの訪問型の類似事業は、あくまでも保育所や教育機関の支援ニーズに基づいており、保護者のニーズに基づいてスタートするものではない。そういう意味では、保育所等訪問支援は保護者の権利性に基づく事業であ

り、時に、訪問先のニーズとずれたり、軋轢が生じやすくなるのも否めない。しかし、保護者の権利性を大切にする現代にあっては、訪問先の認識も少しずつ変わってきたいるのも事実で、訪問支援員が保護者と訪問先と間に入って、やりとりの共通言語化を図り、それぞれの誤解を共通認識に変化させていく過程そのものを支援することも含まれているということになるだろう。

また、保護者ニーズに基づく訪問支援であるが故に、訪問支援後の保護者への丁寧な報告と支援が不可欠である。タイムスタディでは、保護者への報告時刻は時間外になることが多いことが示され、訪問支援員の業務過多が懸念される。

④ 報酬の低さ

保育所等訪問支援の基本報酬は、児童発達支援センタ一定員 31～40 人の単価と類似している。職員配置基準 4:1 であることを考慮すれば、1 日 1 回の訪問がコンスタントに入ったとしてもとても支援の質の高いベテラン職員を常勤専任で配置することは困難である。平成 27 年度報酬改定で、訪問支援員特別加算が創設され、経験年数を評価してもらうことができたが、十分とは言えない。タイムスタディ調査では、新規契約者に対しては初回訪問日までに、事業の事前説明やアセスメント、日程調整などで手間と時間がかかることが明らかにされたが、初回加算や関係機関連携加算は現報酬体系では設定されていない。また、訪問先まで行ったが、本人は急な欠席があったり、場合によっては訪問先職員への間接支援のみを行うこともあるが、これらに対しては報酬請求ができないにもかかわらず、欠席時対応加算や家庭連携加算なども設定されていないのが現状である。

報酬、加算の名称	児童発達支援センター	保育所等訪問支援
基本部分	○	○
児童発達支援管理責任者 専任加算	○	○
特別加算	○	○
家庭連携加算	○	なし
訪問支援加算	○	なし
欠席時対応加算	○	なし
関係機関連携加算(Ⅰ・Ⅱ)	○	なし

(3) 現状に合わせた運用ルール

現在、保育所等訪問支援はゆっくりとではあるが地域で展開され始めている。しかし、訪問支援員は兼務や非常勤が多く、現状では、自分たちができる範囲でルールを設定しながら実施している実態が明らかになった。指定基準上は、利用者の選別や拒否は禁止されているが、ルール設定は事業所がどのようにしたら保育所等訪問支援を行えるのか工面した結果ともいえる。ただ、障害種別で拒否している事業所はほとんどなく、年齢で区切るルールが多く、また、本体事業を利用している子どもに限定している事業所もあり、移行支援や並行利用を促進するために保育所等訪問支援を活用している例も見られた。保育所等訪問支援を地域で展開し、根付かせるためにはスタート段階では一定のルール設定も効果的である。

(4) 保育所等訪問支援の効果

本調査からは、保育所等訪問支援の効果が示された。1つ目は、訪問先のスタッフに関するこ^トであり、子どもへの関わりが良くなっ^た、子どもの見方が変わった。2つ目は、子ども自身のことであり、集団適応が良くなっ^た。3つ目は、保護者に関するこ^とで、保護者と訪問先との関係が良くなっている。保育所等訪問支援の一義的な目標は子どもの集団適応であるが、その根底となる先生方の子どもの理解や支援方法の改善がもたらされているのは本事業の有効性を示しているものと言えるだろう。また、保護者ニーズからスタートする保育所等訪問支援の究極的な目的は、保護者と訪問先が良い関係を構築することであり、この視点が保育所等訪問支援には重要になる。

2 保育所等訪問支援の普及に関する課題

(1) 保育所等訪問支援の普及を阻害している要因／促進する要因

保育所等訪問支援の普及を阻害している要因は、「人材の確保」「対象児の確保」「採算性の確保」である。

「人材の確保」においては、訪問支援員には先述のように高度な専門性が必要であり、訪問先から信頼と信用を得ることが不可欠である。作業療法士のようなリハビリスタッフの比率が高く、一般施策との橋渡しもできる優秀な人材を確保するのは至難の業である。優秀な人材を外部から確保するだけでなく、内部で育てていく視点も大切である。現在、保育所等訪問支援の人材育成システムはない。また、訪問支援という独り職場であるが故に、実践が積みあがりにくく般化しにくいというデメリットがある。地域の協議会や会議の場で実践成果を発表するような枠組みも用意されていないのが現状である。

「対象児がいない」という課題については、その多くが保育所等訪問支援の周知が地域で図られていないことが原因であろう。保育所等訪問支援が展開されていない地域にあっては、本事業の認知度は低く、保育所等訪問支援事業所も行政も積極的に周知することをしていない。知らないものは申請することすらできないので、結果として、「対象児がいない」という帰結になっていると推測される。結局は、「人材確保ができない」という課題と同様、保育所等訪問支援を実施しようという意向や意欲があるかないかで実施にも差が見られる。

「採算性の確保」という課題については、報酬上の課題が存在している。基本部分 916 単位に加え、訪問支援員特別加算 375 単位が 1 回の訪問支援で得ることができる。1 回あたりの支援時間は平均 2~4 時間であり 1 日に 2 回実施することも可能であるが、低年齢児は午睡があつたり病欠しやすかったりという年齢固有の問題、行事で訪問できないなどの訪問先の問題、長期休暇中の利用の減少などの時期の問題（年度内変動）、移動に時間がかかるなどの地理的問題などで、実際には 1 日 2 回×22 日間の枠を埋め合わせること不可能である。加えて、日程調整や記録の作成・整理、保護者への連絡等業務は煩雑である。類似事業に「障害児等療育支援事業」（旧「障

害児者地域療育等支援事業」）があるが、その補助金体系を継続している地域においては1回あたり2万円超の報酬が支払われており、保育所等訪問支援の方が安価であるという問題もある。加えて、相談支援事業や他の障害児通所支援で設定されている初期加算や欠席時対応加算、家庭連携加算などがないなど課題も多い。

（2）訪問先機関ごとの支援のあり方

今回の調査では、訪問先の違いによる支援の違いがあり、困っているという意見は聞かれなかった。そもそも保育所等訪問支援が平成24年度に創設された事業であり、現時点ではまだ助走の段階であるというのも要因であろう。「〇〇機関だから入りにくい」ということではなく、基本的には、保護者のニーズに沿った形でスタートし、保護者の不安や不信感を軽減させることを目的として、訪問先での日々の流れや支援方法を尊重して関わり、先生方と子ども主体の目線合わせをしていき、協働して発達を支援する意味では共通している。訪問先ごとに支援の違いを見ていくよりも、本事業の普及には個別の支援計画を共有化していくことスタンスが重要であろう。

（3）一般施策との並行利用促進

保育所等訪問支援を利用することの目的は、①本体事業から保育所や学校等への移行後のフォロー、②現在、並行利用している保育所等との協働支援（通所事業所で学んだことを保育所等で使えるようになるなど）、③保育所等の中で支援が必要なことが気づかれた場合、通所支援ではなく保育所等訪問支援を利用する、④通所支援が必要と相談支援専門員や通所支援事業所が判断していても、保護者の認識が低く、保育所等訪問支援から体験的な利用する、などが想定される。これらが地域の中で展開されることが、並行利用や移行を推進することにつながると思われる。

保育所等訪問支援を地域でどう取り組んでいくのかという核心の部分になるが、まずは通所支援事業所を並行利用している子どもや卒園し移行した子どもに対して提供していくことから始めるのも有効であると考えられる。ただ、この場合、自らの事業所の並行利用者や移行者に限定されてしまう可能性もあるので、行政や地域協議会と十分に協議した上で、手順を考えていくことが望まれる。

（4）関係事業、類似事業との関係

保育所等訪問支援の普及していない理由として、巡回支援員整備事業など類似事業が地域に存在していることがあげられている。保育所などへ訪問して支援するという形態は酷似しているが、保育所等訪問支援とこれら類似事業との決定的な違いは、①利用者（本人、保護者）ニーズが優先されること、②保護者の申請で開始されること、③個別給付であり、利用者負担金も生じること、④スタッフへの助言指導（間接支援）だけでなく、個別支援計画に基づく子ども本人への直接支援を行うこと、⑤年に数回ではなく、2週間に1回程度の高頻度で一定期間継続して支援に入ること、⑥学習や介護の支援ではなく、集団適応を目的としていること、⑦抜き出して支援する場合もあるが、多くは集団活動の中に入って支援すること（かかわりの量はケースにより濃淡がある）である。このように事業の違いはあるものの、それぞれにメリットデメリットがあり、

これらの事業をうまく重ね合わせていくことが重要である。保護者の理解を得にくいが支援が必要な場合には類似事業から導入し、濃密な支援が必要になった際に保育所等訪問支援に移行することも考えられる。保育所等訪問支援事業所は、違いや活用方法をしっかり理解した上で、積極的に取り組んでいくことが、インクルージョンを推進する後方支援の役割である。

(5) 行政の役割の重要性

訪問先調査からは、保育所等訪問支援について事前に研修会や園長会等を通じて周知されている地域では、訪問先の受け入れもよく、効果もみられやすいことが示唆されている。それには、行政の関わりも重要である。また、制度周知だけでなく、日々の発達支援を通じて地域の保育園等と連携が取れていることが普及には重要であることも示されている。

地域のサービス基盤整備は、地域行政の役割である。平成30年からは「障害児福祉計画」が作成されることになっており、行政は単に数値目標を掲げるだけでなく、具体的なアクションを起こすことが望まれる。行政の役割は制度の周知であり、他分野連携型の支援を行う保育所等訪問支援においては省庁間の連携、いわゆる根回しが重要になる。周知においては、障害児福祉分野での研修会や会議での説明だけでなく、園長会や校長会のほか、子ども子育て分野や教育分野の協議会や研修会などあらゆる機会を捉えて周知を図っていくことが求められる。訪問先向けに協力依頼文書を作成するなども効果的である。このような広域的な周知だけでなく、実際には個別ケースについて照会されることも多く、その場合は相談支援事業所や関係部局と連携して、円滑に訪問支援員が入れるよう対応することも必要である。

(6) 人材育成の重要性

保育所等訪問支援が質を落とさずに今後普及させるためには、知識と経験を有する人材の育成が不可欠である。訪問型の事業でありかつ、そこで直接支援を行うといった様々な人や機関を巻き込みながら展開するものであるだけに、知識と現場感覚が重要となる。現状も障害児通所支援での人材の育成に加えて、各職種の職能団体等への本事業の啓発と協力も必要となってくる。

また、OJTの機会を有効に活用しながら、人材育成を進めるためには、児童発達支援管理者が本事業を理解しておくことが不可欠である。しかし、施設における通所支援から、外部に目を向けることは高い意識が必要である。また、児童発達支援、放課後等デイサービスとは異なるアセスメントの視点、展開を求められることからも児童発達支援管理者養成研修等において、この事業の特異性について触れ、保育所等訪問支援における個別支援計画の内容について別に研修を行う必要がある。

III 提言

1 国への期待

(1) 保育所等訪問支援の普及のための取り組み

① 児童発達支援センターの地域支援として保育所等訪問支援の義務化

保育所等訪問支援はインクルージョンを推進する重要な事業として普及するよう、国がしっかりと旗振り役を担う必要がある。実態調査からは保育所等訪問支援に取り組まない理由として、児童発達支援センターの地域支援として義務化されていないことが指摘された。発達支援の地域拠点としての児童発達支援センターが取り組むよう、義務化を含め枠組みを示すことが重要である。

② 保育所等訪問支援の標準化と人材育成システムの構築

保育所等訪問支援は、通所支援がこれまで得意としてきたチーム支援ではなく、一般施策の土俵に単身で乗り込み、障害のない子どもも含めた集団にアプローチすることが求められる支援であり、訪問支援員には相当の知識と経験が求められる。平成30年4月からは、訪問先に社会的養護施設も加わり、より多様化する実態ににも対処が求められるようになる。しかし、保育所等訪問支援の具体的な支援の在り方については何も示されておらず、今後、支援の体系化を図る必要があり（ガイドラインの策定）、連動して人材育成のシステムの構築・制度化が不可欠である（現在、児童発達支援管理責任者養成研修で保育所等訪問支援は含まれているが、支援内容については全くと言っていいほど触れられていない）。

③ 報酬によるインセンティブ

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターに近似した報酬単価になっている。しかし、現実的には、週1回の訪問支援ではベテランの訪問支援員を常勤専任で配置することは困難である。本研究では、訪問支援員の多くが本体事業との兼務であり、それ故、事業所も積極的に事業展開しないという悪循環が生じていることも明らかになった。一般施策での受け入れが可能な子どもはできる限り保育所等で対応できるようにするためにも、保育所等訪問支援の実施にインセンティブが働くよう適正な単価とすべきである。行動障害研修と同様に人材育成システムと連動した単価設定を検討することも必要である。ちなみに、旧障害児等地域療育等支援事業の施設支援は、多くの自治体で2万円以上の単価設定をしており、現在もその単価が引き継がれていますが、これも保育所等訪問支援へのシフトが進まない要因と思われる。

また、実態調査からは、他の通所支援に比べアセスメントは高度で手間もかかることから「初回加算」の創設も検討されるべきである。他の通所支援事業所には評価されている「欠席時対応加算」及び「家庭連携加算」も最低限必要である。「欠席時対応加算」については、欠席時にも訪問先を訪れ先生方に支援することもあり、単に欠席時の対応ではなく間接支援をした場合にはその分の評価がされるべきである。加えて、特に保護者のニーズから始まる本事業においては、保護者に対する丁寧な支援や訪問先との連携・調整が必要なことから家族支援については適正に評価されるべきである。

④ 保育所等訪問支援の地域展開に向けた制度間連携の推進

保育所等訪問支援は一般施策との橋渡しを行う未来志向型の事業であり、インクルーシブ社会の実現を目指す最重要事業の1つである。一般施策への入りにくさがあることが示されており、今まで以上に一般施策との連携が図れるよう、省庁間連携の枠組みを創るべきである。

2 市町村、都道府県行政への期待

① 園長会・校長会等あらゆる機会をとらえての周知

地域行政の役割は大きい。保育所や幼稚園、認定こども園などの子育て施策、小中学校教育の実施主体は市町村であり、市町村の障害福祉担当部署が積極的にそれらの担当部署に保育所等訪問支援を利用できるよう働きかける（根回しする）ことが必要である。なお、園内会や校長会、障害児保育研修などのあらゆる機会をとらえて周知を図ることが有効である。

保育所等訪問支援の地域展開や整備は、市町村行政の役割である。平成30年度から義務化される「障害児福祉計画」において、国が示す基本指針により、市町村は保育所等訪問支援のニーズを踏まえ具体的な数値目標、質の確保のための方策についても記載されるべきである。

② 個別ケースへの関与

市町村は、①のように府内連携や地域の関係機関との周知・連携を図ることと同時に、受け入れに抵抗感を持つ施設があるなど、個別の案件についても、しっかりと対応していくことが求められる。保育所等訪問支援が訪問支援しやすいよう本事業のパンフレット作成、連携通知の発出、本事業や事業所の照会があった場合の適切な対応などをお願いしたい。

③ 発表の場の用意

本事業の周知には、臨場感のある実践を伝えていくことが効果である。そのため、地域で展開されている実践例を地域の中で発表できるよう場を設けていくことが必要である。障害分野・一般施策分野問わず研修で取り上げたり、（自立支援）協議会での報告、保育所等訪問支援事業所の連絡会のセッティングや運営支援をしたりするなど、積極的にかかわっていくことが重要である。

3 保育所等訪問支援事業所への期待

保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づく事業であり、第2種社会福祉事業である。様々な事業体が参入し、市場原理に基づく質の高いサービスが提供されるねらいもある。しかし、先述のとおり、手間のかかる事業で、高度な支援力を必要とする事業であり、一方で報酬的には安易に取り組める事業ではない。しかし、特に児童発達支援センターは地域の発達支援の拠点として、地域のインクルージョンを推進していく役割が課せられている。現在、義務化されていないが、その大きさは否定する者はいないであろう。障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備、障害児保育分野における巡回相談など類似する事業との違いが分からないという声もあるが、センターは「できない」理由を探すのではなく、率先して本事業に「取り組む」とい

う責任感を持ち、どうやつたらやれるのかを行政や地域と協議しながら検討していくことが重要である。今回の研究では、地域事業に応じた運営の実態が明らかになった。対象児や支援内容などを限定する等のルール設定などを行なながら、まずはスタートアップすることを優先させている事例もあり、参考になるものと思われる。今回、手引書でスタートアップ・ステップアップの手順を示した。まだ、事業が開始されて間もないため十分な実践例を取り上げ、分析を行うことができなかつたが、参考にしていただきながらこの事業を育てていってもらいたい。

4 地域への期待

(自立支援) 協議会子ども部会で保育所等訪問支援を話題に取り上げ、課題について共有化することは重要である。その際には、保護者の了解を得た上で、実践も共有化していくことが有効である。また、子ども子育て会議、要保護児童対策地域協議会などの法定会議で報告したり、園長会や校長会、保育所等の連盟などとも良好な関係を築きながら、積極的に保育所等訪問支援を受け入れ、障害のある子どもたちのインクルージョンを推進してもらいたい。

一般施策への根回しや報酬単価の問題、支援力の向上など課題は多いが、地域でこの事業を育てていく姿勢が地域にも求められている。

5 CDS 等専門職団体の役割

CDS では、保育所等訪問支援はインクルージョンを推進する「1 丁目 1 番地」の重要な事業と位置付けている。行政や事業所、受け入れ先となる一般機関などへ訴えるだけでなく、自ら保育所等訪問支援の質を向上させる取り組みを、自ら行なうことが重要である。具体的には、研修会等を通じて保育所等訪問支援の実践を広く周知するとともに、スキルアップのための研修体系の構築など自らがアクションを起こしていく社会的責任がある。また、インクルージョンを推進し、制度間の障壁を取り除く努力を続けていきたい。

IV 資料

1 調査票

(1) 調査2【実態調査票】

【別票】

以下は、平成28年度 厚生労働省障害者 総合福祉推進事業「保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究」に関連して行うものです。

平成28年10月1日現在の状況についてご回答ください。

XI 保育所等訪問支援について

1. 実施状況について *該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 本事業の指定を受け実施している。 ⇒ 設問2→4以降にお進み下さい。
- ② 事業の指定を受けているが実施していない。 ⇒ 設問2→3→終了
- ③ 事業の指定を受けていない。 ⇒ 設問3→終了

2. 指定を受けた理由について *該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 地域支援機能としての責務から
- ② 行政や自立支援協議会等からの要請があったから
- ③ 保護者のニーズがあったから
- ④ 保育所などの訪問先のニーズがあったから
- ⑤ その他 ()

3. 未指定もしくは未実施の場合のみ回答ください。

(1) 理由について *該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 地域支援機能が必須（義務化）となっていないから
- ② 対象児がいないから
- ③ 採算が合わないから
- ④ 訪問支援員などの人材が確保できないから（「適任がない」「兼務ができない」を含む）
- ⑤ 支援内容が高度で難しいから
- ⑥ 事業内容がよく分からないから
- ⑦ 訪問先との連絡・調整が大変だから、難しいから
- ⑧ その他 ()

(2) 今後、どのような条件が整えば、事業を実施しようと思しますか

*該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 地域支援機能が義務化されれば
- ② 対象児がいれば
- ③ 報酬が増額されれば
- ④ 有用な人材の確保が可能となれば
- ⑤ アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば
- ⑥ その他

()

(3) 現在未実施の場合、過去に実施した年度はいつですか。*該当する項目□にレ点をご記入下さい。

- 平成 24 年度
- 平成 25 年度
- 平成 26 年度
- 平成 27 年度
- 平成 28 年度
- 実施なし

4. 訪問支援の状況について

(1) 実施形態

- ① 保育所等訪問支援のみの単独型
- ② 多機能型事業所として、
 - 児童発達支援センターに併設
 - 児童発達支援事業と放課後等デイサービスに併設
 - 児童発達支援事業に併設
 - 放課後等デイサービスに併設
- ③ 併設（ 障害福祉サービス [] ）
- その他 [])

(2) 開所日数及び提供日数（平成 28 年度 10 月中）

- ① 保育所等訪問支援事業所の開所日数 _____ 日
- ② 保育所等訪問支援の提供日数 _____ 日 (保育所等訪問支援の報酬を算定した日数)

(3) 特別地域加算

- ① なし
- ② あり (訪問先: 山間地域、 離島地域 、 訪問先までのおおよその距離: _____ km)

(4) 訪問支援員（平成28年10月1日～31日の間で関わった者）

- ① 保育士 (□ 専任_____人、□ 兼任_____人、□ パート_____人)
 ② 理学療法士 (□ 専任_____人、□ 兼任_____人、□ パート_____人)
 ③ 作業療法士 (□ 専任_____人、□ 兼任_____人、□ パート_____人)
 ④ 言語聴覚士 (□ 専任_____人、□ 兼任_____人、□ パート_____人)
 ⑤ 心理士 (□ 専任_____人、□ 兼任_____人、□ パート_____人)
 ⑥ 児童指導員 (□ 専任_____人、□ 兼任_____人、□ パート_____人)
 ⑦ その他 (□ 専任_____人、□ 兼任_____人、□ パート_____人)

(5) 特別指導員加算について

- ① なし
 ② あり

(6) 訪問支援実施に当たってのルール（制限）の設定

- ① なし
 ② あり

(□ 対象児: □ 年齢: []、□ 障害種別: [])
(□ 訪問先: [])
(□ 訪問回数: [])
(□ 訪問期間: [])
(□ 訪問頻度: [])
(□ 訪問時間: [])
(□ 利用条件: [□通所利用者のみ、□通所利用者以外、□その他: _____])
(□ その他: [])

(7) 訪問支援の実際

(ア) 平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）の1年間での実績

① 契約件数（年度途中で終了したケース、年度途中から開始したケースも含む）_____人

② 支給決定量 最小：_____回／月 ～ 最大：_____回／月

③ 年間述べ実施回数総計 _____回

※平成27年度に実施していない場合は、平成28年度4月～9月末の実績

④ 訪問頻度（最少：_____回／年、最大：_____回／月、平均：_____回／月）

(イ) 1ヶ月あたりの実績（平成28年度10月中）

① 対象児（実人数を記入してください）

（主たる障害：知的　　人、肢体　　人、視覚　　人、聴覚　　人、内部　　人、
重症心身　　人、発達障害　　人、その他　　人、<別掲：医療的ケア　　人>）

② 訪問先

認定こども園	人[延　回]	幼稚園	人[延　回]	保育所	人[延　回]
小学校～3年：通常学級	人[延　回]	、特別支援学級	人[延　回]		
小学校4年～：通常学級	人[延　回]	、特別支援学級	人[延　回]		
中学校　　：通常学級	人[延　回]	、特別支援学級	人[延　回]		
高等学校　　：通常学級	人[延　回]				
特別支援学校：幼稚部	人[延　回]	、小学部	人[延　回]		
中学部	人[延　回]	、高等部	人[延　回]		
放課後児童クラブ：	人[延　回]				
その他（　　）：	人[延　回]				

③ 訪問時間（直接支援：おおむね_____時間、間接支援：おおむね_____時間）

(8) 保護者への報告（平成27年4月～平成28年3月）*該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 頻度（□毎回、□必要に応じて、□モニタリング時、□その他[　　]）
② 方法（□電話、□報告書、□メール、□その他[　　]）

(9) 保育所等訪問支援実施上の課題（運営面、連携面、支援面など）

ご協力ありがとうございました。

(2) 調査6【訪問先調査票】

保育所等訪問支援に関する調査（訪問先調査）

=平成28年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業：全国児童発達支援協議会採択=

1 基本情報

記入日	平成 年 月 日	記入者(役職)	()
機関種別		機関名	
対象児数※1	人	年齢又は学年※2	
訪問頻度※3		支援時間	時間(内振り返り 時間)

※1 対象児数は平成28年10月31日時点でお書きください。

※2 対象児が複数いる場合は、年齢・学年ごとに人数をお書きください。

※3 訪問頻度や支援時間が人により異なる場合は、スタンダードな訪問形態で、もしくは「月1～3回」「(1回あたり)1時間半～4時間」と幅を持たせてお書きください

2 保育所等訪問支援に関して ※該当するものすべてに□にレ点を付けてください

【訪問開始前】

(問1) 本事業のことを知っていましたか

はい · いいえ

→ どのようにして知りましたか

自立支援協議会 · 事前説明 · 研修会 · 校長会／園長会等

その他()

(問2) 事前の事業説明等はありましたか

はい · いいえ

→ 誰からの説明でしたか

教育委員会 福祉行政 訪問支援事業所 相談支援事業所

その他()

どのような方法でしたか

来所 電話 メール 郵送 会議・研修

その他()

(問3) 訪問支援を受け入れることに抵抗はありましたか

はい · いいえ

→ 抵抗の理由は何でしたか

何をされるのか分からなかった 事前に十分な説明がなかった

授業や保育等に支障ができる 他の子どもたちに説明できない

保護者の依頼だから(保護者とコンセンサス得られていない等)

巡回相談や療育支援事業、専門家派遣等の違いが明確でない

その他()

→ 抵抗がなかった理由は何ですか

- 十分な事前説明があったから 保護者からの依頼を尊重したいから
- 訪問支援事業所や相談支援事業所と日頃から連携が取れているから
- 実は対応に困っていた (子ども 保護者 集団・他児との関係等)
- その他 ()

(問4) 訪問前の打ち合わせで必要なことはなんですか

- 子どもの情報共有 保護者の情報共有 受入側のニーズの聴取
- 受入側の教育や保育等の内容の理解 支援内容の情報共有
- 支援の入り方のすり合わせ その他 ()

【訪問開始後】

(問5) 通所支援利用計画及び個別支援計画の説明はありましたか

はい · いいえ

(問6) 支援を受け入れて良かったですか

はい · いいえ

→ やった理由は何ですか

- 子どもの集団適応が良くなった 周りの子どもの関わりが変わった
- 職員の子どもの見方が変わった 職員の子どもへの関わりが良くなかった
- 保護者との関係が良くなかった 教育・保育環境が良くなかった
- その他 ()

→ やくなかった理由は何ですか

- 打ち合わせや振り返りに時間がとられる 授業や保育の流れが妨げられる
- 子どもが混乱した 集団が混乱した 保護者との関係が悪化した
- 類似事業と変わらない その他 ()

(問7) 改善してほしい点はありますか

はい · いいえ

- 校長や園長等との調整 打ち合わせや振り返りを (減らす / 増やす)
- 日程調整の手間を減らす 子どものアセスメントの充実 (特性理解、見立て)
- 子どもへの支援の充実 (個別支援・集団への支援・環境整備・その他)
- 支援内容の丁寧なフィードバック 保護者への公平な対応
- 保護者へどのように説明しどのように反応だったのかの情報共有
- 訪問先の教育や保育内容の理解 その他 ()

【その他】

・本事業へのご意見、ご感想をお聞かせください

所属	親(利用目的・主訴)	訪問先の支援ニーズ	本人(介達ニーズ)	本人支援			施設支援	保護者支援	訪問支援実施上の課題	
				目標	支援方法	目標				
保育所	'保育園の行事の後に家庭で ・失敗していない。 ・不調子はございません。 ・友達と一緒にいる。気持ちは の切れ替りができない。	'ごぼうが強く、気持ちの切り 替えができない。 ・他の人に影響を与える。 ・自分の周りを守る。優しく、思い いふになつてしまい。	'新しい活動や理解していく手 を提供する。 ①先生がお友達との関わりを仲 介し、関わった方のモチベーシ ョンを理解していく。	・保育觀察・自由遊びに介入 ①スケッチールや活動手順を視 る。 ②動作活動の変化にストレレス 感を理解する。 ・口頭指示	①スケッチールや活動手順を視 る。 ②動作活動に対する心地よさを保 証する。 ③他の人に影響を与える事がない 様に心配する。	①保育觀察に基づき支援につ いて助言する。 ②保護者対応について助言す る。	①訪問結果報告をする。 ②子育て相談につける。	①いつかの保育園経験に基づき支援につ いて助言する。 ②母のメタルケアする。 ③母の説明支援事業所連絡をし 母のフォローを依頼する。	①いつかの保育園経験を利用して不満 を抱えて親戚関係を保つことで良好な関係を保 っている。 ②家庭における本人の精神不安は未だに持 っているが、園の良好な状況を示す事で 母の安心感を保つことが出来ている。	
保育所	'全体的な疲れがあり、保育 園でばかりにいこない。多いの で疲れが大きい。 ・生活で疲れがある。 ・言葉で表現することが苦手。	'少し朝から担任がいる事で あるため、本人のことはよく理解 できる。 ・団体活動参加が難い。 ・手先の不器用さがある。 ・言葉で表現することが苦手。	'要求を言葉やエスチマー ー、書類等で伝える事が苦手。 ・先生が手伝つて、最後は自分で完成さ せ、達成感を得る。	①保育觀察 ②動作活動	①要求を言葉やエスチマー ー、書類等で伝える。 ②動作活動は、先生に手伝つ て、最後は自分で完成させ、達成感を得 たせる。	①本人の自発性を引き出す。 ②コミュニケーションを取る。 ③シートチー ・手伝つて、最後は自分で完成させ、達成感を得 たせる。	①状況をお聞きして、支援につ いて助言をする。 ②製作方法、放課後状況をお 伝えして、支援の参考にいた る。	①保護園で生長期間同じ先生が関わつてい るため、ご本人の自覚感を瞭解し支援に適切 に行われないが、自己効力を促す必要性が あることがわかった。 ②ご家族が安心感を得ることが出来た。	①保護園で生長期間同じ先生が関わつてい るため、ご本人の自覚感を瞭解し支援に適切 に行われないが、自己効力を促す。 ②保護園の運営調整をして ③家庭の事情があるが、母の行動など、場合的 な状況につづり、家庭的な安定につながつ た。	
保育所	'母、外園園、母子家庭であり、 ・養育不安がある。 ・生活での様子が知りた い。	'集団活動に馴染みがある。 ・言葉、書類等で伝えてくれ る。	'重要な理解、使用が難しい、 ・集団活動参加に意欲がある が、理解が難い。 ・活動助動等が手伝つてほしい。 ・手先の不器用さがある。	①エスチマー ー、書類等で思ひこ む手伝つて、最後は自分で完成させ、達成感を得 る。	①重要な理解、使用が難しい、 ・集団活動参加に意欲がある が、理解が難い。 ・活動助動等が手伝つてほしい。 ・手先の不器用さがある。	①文字で書いたスケッチールを 見通して詳しく説明 ②活動内容について詳しく説明 する。活動の情報を手伝つて、先生が補助 し、成績体験できることに注目する。	①状況をお聞きして、支援につ いて助言をする。 ②製作方法、放課後状況をお 伝えして、支援の参考にいた る。	①日本人の熱意を持つ支援が必要である ために、要望を引出し、それにつ いて助言をする。 ②家庭の状況、施設利用状況を お伝えする。	①日本人が自然的に必要なこと にこだわる。 ②子育て相談につける。 ③家庭の問題調査をする。	①日本人の熱意を持つ支援が必要である ために、要望を引出し、それにつ いて助言をする。 ②家庭の状況、施設利用状況を お伝えする。
保育所	'母、外園園、母子家庭であり、 ・養育不安がある。 ・生活での様子が知りた い。	'扶助手である。 ・扶助手のところをどうしたら よいだろうか。	'扶助手がいるため、活動につ いて詳細に説明が必要。 ・扶助手がいるため、扶助手のところをどうした らよい。	①扶助手の問題解決する。 ②扶助手の問題解決する。	①扶助手の問題解決する。 ②扶助手の問題解決する。	①扶助手の問題解決する。 ②扶助手の問題解決する。	①扶助手の問題解決する。 ②扶助手の問題解決する。	①日本人の方に、ご主人が安定して過ごせ るところに、意を先づやすく、安心して入園を おこなうが、安心して入園に踏み切ること が出来た。	①日本人の方に、意を先づやすく、安心して入園を おこなうが、安心して入園につながる。 ②ご家族の安心感につながつた。	
保育所	'園の様子がよくわからない ・ご主人がいる。 ・お友達とのやり取りを学んで いる。	'一人で過ごすことが多い。 ・お友達とのやり取りをせずか い。 ・活動の切り替えが苦手。 ・手先の不器用。	'困っている時に助けを求める の理屈が理解しきれない。 ・情緒不安定な状況が続いた ある。 ・手先の不器用。	①自分の要求を申請カードで 伝える。 ②手先の不器用。	①自分の要求を申請カードで 伝える。 ②手先の不器用。	①遊びや活動の中で、ご主人に見つかり お友達とのやり取りをせずかい し、楽しみます。	①遊びや活動の中で、ご主人に見つかり お友達とのやり取りをせずかい し、楽しみます。	①お家の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	
保育所	'お友達とのやり取りを学んで いる。	'自分で出来ることは多く、お友 達との接点を持ちたい。	'お友達とのやり取りにこま かに苦手。 ・要求を伝える事が苦手。	①自分たちの要求を伝え る。	①自分たちの要求を伝え る。	①遊びや活動の中で、ご主人に見つかり お友達とのやり取りを見つかり し、楽しめます。	①遊びや活動の中で、ご主人に見つかり お友達とのやり取りを見つかり し、楽しめます。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	
保育所	'自分の思いを伝えられるよう にこつてほしい。	'言葉が多く、思っていることが 分かりにくい。 ・トイレの事を背けて いる。	'口頭指示は理解しにくい。 ・トイレで排泄が出来ない。 ・トイレが強い。	①トイレを用いて要要求を伝え る。	①トイレを用いて要要求を伝え る。	①遊びや活動の中で、ご主人に見つかり お友達とのやり取りを見つかり し、楽しめます。	①遊びや活動の中で、ご主人に見つかり お友達とのやり取りを見つかり し、楽しめます。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	
保育所	'大きめの物事が増え、世界を 広げて行きたい。 ・個別の行動から集団行動がで ききょうようになってほしい。 ・息抜きをする。	'保育園で運動会で見 たことがない。	'運動会が出来ない。 ・運動会が分からず。 ・運動会が慣れない。	①トイレを用いて要要求を伝え る。	①トイレを用いて要要求を伝え る。	①トイレを用いて要要求を伝え る。	①トイレを用いて要要求を伝え る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	
保育所	'保育園で歩行が上手に出来 ない。	'登園を歩くのがあると、登園を 嫌がる。	'登園を歩くのがあると、登園を 嫌がる。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。 ②トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。 ②トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	
保育所	'自分の回りのことを伝え たい。	'登園しがりが毎日見られて心 地よい。	'登園しがりが毎日見られて心 地よい。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。 ②トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	
保育所	'身体の回りのことを伝え たい。	'登園しがりが毎日見られて心 地よい。	'登園しがりが毎日見られて心 地よい。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。 ②トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	
保育所	'身の回りのことを自分で 伝えたい。	'登園しがりが毎日見られて心 地よい。	'登園しがりが毎日見られて心 地よい。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。 ②トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	
保育所	'身体の回りのことを自分で 伝えたい。	'登園しがりが毎日見 <small>れて</small> 心 地よい。	'登園しがりが毎日見 <small>られて</small> 心 地よい。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。 ②トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①トイレの手順を複数回に分 けて示す。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	①日本人の方に、ご主人の育ててくださる 環境で過ごす時間が短い。 ②母への対応方法について助 成感を得る。	

所属	ニーズ	本人支援	支授方法	目標	施設支援	保護者支援	訪問支援の効果	訪問支援実施上の課題	
保育所	親(利用目的、主訴) 訪問先の支授ニーズ 「かんしゃへの対応が苦手。気持ちの切り替えが苦手。」「お友達の気持ちの切り替えが苦手。」「友だちのや取扱いができるようにならない。」	本人(介護ニーズ)	・保育觀察	①スケジュールを見て活動の経わりを確認する。 ②10分間、タマー等を用い、気持を切り替える。	①観察・先生からの報告に基づく見通し。 ②活動の切り替え時に、お友達の気持ちが分かりにくくなる。	①スケジュールを表示して見通し。 ②活動の切り替え時に、お友達の気持ちが分かりにくくなる。	①訪問結果報告をする。 ②子育て相談にする。	①保育園活動ができるように工夫する。 ②お友達との相談から、保育園に安心して来れるようになる。	
保育所	・落ち着いて保育園で育てほしい。	・情緒が安定しないことが気にかかる。	・保育觀察	①見通しを持って安心して過ごせる家族から離れて活動が苦しい。 ②気持が落ちる、タマー等を用い、気持を切り替える。	①具体的なカードで視覚的に理解して、活動に取り組む。 ②自分の要求をカードで伝えられる。	①観察・先生からの報告に基づく見通し。 ②家族の様子、児童会員の状況について共有し、支援検討する。	①幼稚園での引き受けを経験を持つお子さん、自己管理から保育園へ向けて等訪問支援を支えながら、とされている。	①保育園での引き受けを経験する。 ②子育て相談にする。	
保育所	・職員部署に出席させて、保育園で過ごしてほしい。	・補導活動をつけていない為、言葉の運搬につながっている。	・保育觀察	①家族から離れて活動が苦しい。 ②気持が落ちる、タマー等を用い、気持を切り替える。	①具体的なカードで視覚的に理解して、活動に取り組む。 ②自分の要求をカードで伝えられる。	①現実的に見える。 ②サイドメニューによる環境を設定する。	①家庭養育困難さがあり、観察検査、補助器具装着の初期が遅れ、母に連携し、母に連携し、母に連携を促す等の訪問支援を支えなくてはいけない。	①家庭養育困難さがあり、保育所等の状況に合わせて、母に連携し、母に連携を促す。	
保育所	・先生やお友達どちら取り扱いでいい。 ・おっこじが入ってきて出来るようにならない。	・言葉が少なく要求が分からなくなっている。	・保育觀察	①見通しを伝える事が苦しい。 ②トイレスのタイミングが苦い。	①カードで見通しを伝える。 ②掛廻間隔に合わせてトイレに行く。	①現実的なカードコミュニケーションを取り入れて、要求を伝えられるようになら。	①園児、里親会においてカードコミュニケーションを取り入れて、要求を伝えられるようになら。	①園児、里親会においてカードコミュニケーションを取り入れて、要求を伝えられるようになら。	
保育所	・団での様子が知りたい。 ・指示が理解できなくて、困る。	・多動傾向があり、集団参加が難しい。 ・集中力を失う。	・保育觀察	①見通しを表現する方法がない。 ②リーディングのタイミングが苦い。	①ジエヌチャードにてお預け料、おわり学ぶ。	①活動の終わりを明確にし、終わりを意識させる。 ②ジエヌチャードとして要望を伝える。	①本人人はエスチュア一指さして要求を伝える。 ②どうなった。	①本人人はエスチュア一指さして要求を伝える。 ②どうなった。	
保育所	・友だち上乗しく関わってほしい。 ・レットルーニングをしてほしい。	・コミュニケーションが一方的。 ・切り替えができない。	・保育觀察	①見通しを待ちにいい。 ②耳の音を伝える手段が限られている。	①ジエヌチャード、カードで要求を見通しを持つか。	①現実的なカードコミュニケーションを取り入れて、言葉で要望を伝える。	①母が保育所等訪問に同席し、園と共に支授を行つた結果、家庭養育がやりやすくなつた。	①母が保育所等訪問に同席し、園と共に支授を行つた結果、家庭養育がやりやすくなつた。	
保育所	・自分の保育園の先生と話し合つて支援を受ける。	・周り替えができないようになってほしい。	・見通しを感じない。	①見通しを待ちにいい。 ②頭指示の理解が苦手。	①ジエヌチャードで見通しを持つて活動参加する。	①現実的なカードコミュニケーションを取り入れて、言葉で要望を伝える。	①現実的なカードコミュニケーションを取り入れて、言葉で要望を伝える。	①現実的なカードコミュニケーションを取り入れて、言葉で要望を伝える。	
保育所	・集団に外れないようにならなくてはならない。	・集団に外れないようにならなくてはならない。	・保育觀察	①見通しを共有する。 ②生年月日やコミュニケーション機能について話す。 ③本日のスキルを向上させる。 ④生活面は、生、活用する。 ⑤は低い。発達者は言葉での理解の指示が難い。	①子どもの状況を伝える。 ②生年月日やコミュニケーション機能について話す。 ③本日のスキルを向上させる。 ④生活面は、生、活用する。 ⑤は低い。発達者は言葉での理解の指示が難い。	①現実的な子どの状況を共有する。 ②生年月日や、開拓する。 ③本日のスキルを伝える。	①現実的な子どの状況を共有する。 ②生年月日や、開拓する。 ③本日のスキルを伝える。	①現実的な子どの状況を共有する。 ②生年月日や、開拓する。	①現実的な子どの状況を共有する。 ②生年月日や、開拓する。
保育所	・集団生活の中で苦手なことを見つけ支授をしてほしい。	・集団から外れると心地がいい。	・保育觀察	①見通しで行動する事などなく過ごす。 ②おもてあわせで行動する。	①見通しで行動する。 ②おもてあわせで行動する。	①現実的な子どの状況を伝える。 ②生年月日や、開拓する。	①子どもは落ち着き、現在の集団の中では落ち着いているが、就学前集団が変わった後、通夜していくが、そのための準備が不足している。	①子どもは落ち着き、現在の集団の中では落ち着いているが、就学前集団が変わった後、通夜していくが、そのための準備が不足している。	
保育所	・保育園でどうすごしているか分かるが、何が不安全の保育園の様子を見てほしい。	・個別の声かけが必要で、他にも気にかかるのが苦いが、何が困るか、何が問題にならないか、一緒に見てもらいたい。	・保育觀察	①見通しで言語での指示理解を伝える。 ②本日の全体への指示や声かけを理解して行動する。	①見通しで言語での指示理解を伝える。 ②本日の全体への指示や声かけを理解して行動する。	①現実的な子どの状況を伝える。 ②生年月日や、開拓する。	①保育園が分からなくなることが多いが、子どもたちが見つかる。大抵は新しいが、保育園が分からなくて子どもたちが見つからない。そのため、今の発達段階を伝えていくが、なかなか伝わらない。	①保育園が分からなくなることが多いが、子どもたちが見つかる。大抵は新しいが、保育園が分からなくて子どもたちが見つからない。そのため、今の発達段階を伝えていくが、なかなか伝わらない。	
保育所	・保育園行動が苦手な人が多いので、行動してほしいが、多くないので、集団に入っているが、ケガをする時などに困る。	・個別の声かけが必要で、他にも気にかかるのが苦いが、何が困るか、何が問題にならないか、一緒に見てもらいたい。	・保育觀察	①見通しで言語での指示理解を伝える。 ②本日の全体への指示や声かけを理解して行動する。	①見通しで言語での指示理解を伝える。 ②本日の全体への指示や声かけを理解して行動する。	①現実的な子どの状況を伝える。 ②生年月日や、開拓する。	①保育園が分からなくなることが多いが、子どもたちが見つかる。大抵は新しいが、保育園が分からなくて子どもたちが見つからない。そのため、今の発達段階を伝えていくが、なかなか伝わらない。	①保育園が分からなくなることが多いが、子どもたちが見つかる。大抵は新しいが、保育園が分からなくて子どもたちが見つからない。そのため、今の発達段階を伝えていくが、なかなか伝わらない。	

所属	ニーズ		本人支援		本人支援		施設支援		訪問支援の効果		訪問支援実施上の課題	
	親(利用目的、主訴)	訪問先の支援ニーズ	本人(発達ニーズ)	目標	支援方法	目標	支援方法	支援方法	支援方法	支援方法、内容		
保育所	・気持ちの切替ができないよ うになってしまい。 ・友だちとのやり取りができるよ うになってしまい。	・気持ちの良いおもちゃが分から ない。 ・気持ちの切り替えの方法がわから ない。	・気持ちの良いおもちゃが分から ない。 ・おなじみの遊び方が分から ない。	①スケジュールを見て活動の終 りを増やす。 ②活動の切り替え時に、タイマー等を用 い、気持ちを切り替える。	・保育員室 ・見通しを待つ経験が少ないことが気に なる。	①見通しを待つ経験が少ないことが気に ある。 ②見通しを待つ環境がある。	・保育員室と助言 ・理解力・多動性強い。	①家族からの報告に基づいて見通しを待つ方 法を教える。 ②「二つ旅」も保育員室用について慎重に扱 う。	①幼稚園認定でまだ子園にて経験を持つお 子さん。自分で着脱する母からお手渡しを受 け等の心配事で悩んでいます。 ②二つ旅は母が体格的に不安でした。	①幼稚園認定でまだ子園にて経験を持つお 子さん。自分で着脱する母からお手渡しを受 け等の心配事で悩んでいます。 ②二つ旅は母が体格的に不安でした。	①保育員室にて経験を持つお子さん。自分で着 脱する母からお手渡しを受けています。 ②二つ旅は母が体格的に不安でした。	①保育員室にて経験を持つお子さん。自分で着 脱する母からお手渡しを受けています。 ②二つ旅は母が体格的に不安でした。
保育所	・運動障害に罹患されて、保育 園で過ごしてほしい。	・運動障害をつけて、保育 園の運営につながっている。	・運動が苦いことがある。 ・物事の理解に難しさがある。	①身体、体力で活動を楽しむ。 ②自分の活動をカードで伝え る。	・見通しを待せる事が苦手。 ・運動が苦いことがある。 ・運動が苦いことがある。 ・運動が苦いことがある。	①カーディオで運動を伝える。 ②歩行空間に合わせてドライに 走る。	・保育員室 ・見通しを待せる方法がない。 ・見通しを待せる方法がない。 ・見通しを待せる方法がない。	①カーディオで運動を伝える。 ②歩行空間をせかしながら練 習を行なう。	①家庭体育にて経験を持つお子さん。母が保 育所へお手渡しを受けています。 ②二つ旅は母が体格的に不安でした。	①家庭体育にて経験を持つお子さん。母が保 育所へお手渡しを受けています。 ②二つ旅は母が体格的に不安でした。	①家庭体育にて経験を持つお子さん。母が保 育所へお手渡しを受けています。 ②二つ旅は母が体格的に不安でした。	
保育所	・生や死や方違ひ取りがで きるようになってしまい。 ・死つからずして出来るよう になってしまい。	・運動が苦いことがある。 ・運動が苦いことがある。 ・運動が苦いことがある。	・運動が苦いことがある。 ・運動が苦いことがある。 ・運動が苦いことがある。	①コミュニケーションを取ら ない。 ②コミュニケーションを取ら ない。	・見通しを待せる事が苦手。 ・運動が苦いことがある。 ・運動が苦いことがある。	①カーディオで運動を伝える。 ②歩行空間に合わせてドライに 走る。	・保育員室 ・見通しを待せる方法がない。 ・見通しを待せる方法がない。 ・見通しを待せる方法がない。	①カーディオで運動を伝える。 ②歩行空間をせかしながら練 習を行なう。	①個人差、個別化してカットコムミ ニケーションを取り入れて、要求を伝わる ようになつた。	①個人差、個別化してカットコムミ ニケーションを取り入れて、要求を伝わる ようになつた。	①個人差、個別化してカットコムミ ニケーションを取り入れて、要求を伝わる ようになつた。	
保育所	・園での様子が如切如 々、母やお友達が取り合 い、園と話し合つてしま い。	・多動傾向があり、園巡回が 多い。 ・運動が苦い。	・運動が苦い。 ・運動が苦い。	・コミュニケーションを取ら ない。	・見通しを待せる方法がない。 ・見通しを待せる方法がない。 ・見通しを待せる方法がない。	①ジムチーク、カーディオで見通し待 て見る。 ②スケジュールで見通し待 て見る。	・保育員室 ・見通しを待せる方法がない。 ・見通しを待せる方法がない。 ・見通しを待せる方法がない。	①ジムチーク、カーディオで見通し待 て見る。 ②スケジュールで見通し待 て見る。	①活動の終りを把握して、終 わり言葉を残す。 ②ジムチークと音楽で伝える。	①個人差、個別化してカットコムミ ニケーションを取り入れて、要求を伝える ようになつた。	①個人差、個別化してカットコムミ ニケーションを取り入れて、要求を伝える ようになつた。	①個人差、個別化してカットコムミ ニケーションを取り入れて、要求を伝える ようになつた。
保育所	・支えなどと楽しく関わつてほ しい。 ・ハートトーニングをしてま い。	・コミュニケーションが一 方的。 ・切り替えができない。	・見通しを待つにくい。 ・見通しを伝える手が限られて いる。	・見通しを待つ。	・見通しを待つ。	①具体物やスケジュールで見 通しを待つ。	・保育員室 ・見通しを待つ。	①家族からの報告に基づく。 ②子育て相談にのる。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	
保育所	・園での様子が如切如 々、母やお友達が取り合 い、園と話し合つてしま い。	・多動傾向があり、園巡回が 多い。 ・運動が苦い。	・運動が苦い。 ・運動が苦い。	・見通しを待つ。	・見通しを待つ。	①ジムチーク、カーディオで見通し待 て見る。	・保育員室 ・見通しを待つ。	①家族からの報告に基づく。 ②子育て相談にのる。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	
保育所	・園での様子が如切如 々、母やお友達が取り合 い、園と話し合つてしま い。	・多動傾向があり、園巡回が 多い。	・運動が苦い。	・見通しを待つ。	・見通しを待つ。	①具体物やスケジュールで見 通しを待つ。	・保育員室 ・見通しを待つ。	①家族からの報告に基づく。 ②子育て相談にのる。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	・母が保育所へお手渡しを受けています。 ・子育て相談がはじめてです。	
保育所	・集団に入らなくな ってしまった。	・集団に入らなくな ってしまった。	・集団に入らなくな ってしまった。	・集団から出るこ とに困っている。	・集団から出るこ とに困っている。	①集団から出るこ とに困っている。	・保育員室 ・見通しを待つ。	①家族からの報告に基づく。 ②子育て相談にのる。	・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。 ・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。 ・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。	・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。 ・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。	・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。 ・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。	
保育所	・集団生活のことで苦 なことを見つけては しまった。	・集団生活のことで苦 なことを見つけては しまった。	・集団生活のことで苦 なことを見つけては しまった。	・集団から出るこ とに困っている。	・集団から出るこ とに困っている。	①集団から出るこ とに困っている。	・保育員室 ・見通しを待つ。	①家族からの報告に基づく。 ②子育て相談にのる。	・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。 ・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。	・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。 ・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。	・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。 ・子供が集団の中では落 ち込まなくなっています。	
保育所	・保育園でうつしてい る人が多い。	・保育園でうつしてい る人が多い。	・保育園でうつしてい る人が多い。	・保育園でうつしてい る人が多い。	・保育園でうつしてい る人が多い。	①集団行動が辛 苦なため、一人で 行動してしまっては しまうが、他の子と 一緒に遊ぶのが苦 い。	・保育員室 ・見通しを待つ。	①家族からの報告に基づく。 ②子育て相談にのる。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	
保育所	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	①集団行動が難しい、他 に特に困っている。 ②「おもちゃがいい」と 言つても保育園で保 育園の園児を見つけて いる。	・保育員室 ・見通しを待つ。	①家族からの報告に基づく。 ②子育て相談にのる。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	
保育所	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	①集団行動が辛 苦なため、一人で 行動してしまっては しまうが、他の子と 一緒に遊ぶのが苦 い。	・保育員室 ・見通しを待つ。	①家族からの報告に基づく。 ②子育て相談にのる。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	・保育園の園児がうつしてい る人が多い。	

所属	ニーズ		本人支援		施設支援		保護者支援		訪問支援実施上の課題
	親・利用目的・主訴)	訪問先の支援ニーズ	本人・効達ニーズ)	目標	支援方法	目標	支援方法	支援方法・内容	
保育所	やだたくない時は全くやらないで、参加するよりもうなつていて、自分の気持ちはそのまま出でてしまい、手を出さないよに支障してほしい。	ごだつがはんとまつつきあつて、こぼれないのでいいか教えてほしい。自分のかけのけの中でいいことだけを教えるよ。	毎日経験できていることは、個別のかけのけが、初めての環境では苦手、複数複数で、事業での指示理解が難しい。	黙守りの中で、集団に合わせて、子どもの様子を観察する。個別のかけのけの中からいいことだけを教えるよ。	保育園面で子どもの発達状況を共有する。親子と一緒に観察する。	子どもの発達状況を観察する。親子と一緒に観察する。	実際におど子の状況を伝える。	園のクラスが子どもが多くの人が多いが、大体の子が何が何を知らないのか、何が問題なのか分かっていない。他の子が何が問題か分かっている。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。	園のクラスが子どもが多くの人が多いが、大体の子が何が何を知らないのか、何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。
保育所	えがきができるようにこなってほしいため、支援をしてほしい。	本児より前にいる子がいる。同じく、他の子と一緒にいるので、姿勢が出てきているので特に困っていない。	画面の変化に弱く、見えていても、スムーズに動いていくには難しい。自分の隣りで動いて、弱く、物語を読んでいて、読み直して言葉での指示理解が難しい。	黙守りの中で、集団の中で落ち込んでいる。部屋の中でも、他の子と一緒にいるのが嫌い。	子どもの発達状況を共有する。親子と一緒に観察する。	子どもの発達状況を共有する。親子と一緒に観察する。	実際に子どもの状況を伝える。	園の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。	園の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。
保育所	待つことが嬉しいため、待てるようになつてしまい。	本児の思通りにならない時、本に、泣いて落ち音がよくなること、泣き叫んでいたいのが教えてほしい。	情緒的に安寧した状況であつたが、他の子と一緒にいることに嫌な気持ちで、泣き叫んでいたい。	保育園面で生活に慣れて、落ち着いて過ごす。	保育園面で生活に慣れて、落ち着いて過ごす。	保育園面で生活に慣れて、落ち着いて過ごす。	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。
保育所	保育所にスマーズに慣れてほしい。	子どものための対応方法や、集団の活動にどう参加すれば良いか。親見支の方法について知りたい。	勤めをためるため、友だちに「一緒に来て表現することで、安心して園生生活が送れる」という話を聞く。	保育園面で生活に慣れて、落ち着いて過ごす。	保育園面で生活に慣れて、落ち着いて過ごす。	保育園面で生活に慣れて、落ち着いて過ごす。	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。
保育所	保育所に慣れてほしい。	給食の提供方法について相談する。	安全が重視されるべきであることを分かってほしい。	安全が重視されるべきであることを分かってほしい。	安全が重視されるべきであることを分かってほしい。	安全が重視されるべきであることを分かってほしい。	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。他の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。
保育所	困った時に自分から要求が出る。自分の体調に合わせて行動する。	体温調節や運動など、どのようにして良い方について知りたい。	生活面で自分で必要な部分を担任に確認してもらおう。	介助が必要な部分を担任に確認し、通じて友だちとの活動に参加できるようになる。	介助が必要な部分を担任に確認し、通じて友だちとの活動に参加できるようになる。	介助が必要な部分を担任に確認し、通じて友だちとの活動に参加できるようになる。	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。
保育所	発達に適した園生生活を過ごす。	器具の導入や環境調整をして、適切な介助や環境調整をして、快適に過ごしたい。	歩行器や椅子などを工夫して集団生活に参画し、歩行器や椅子などを工夫して、移動や食事の運搬について助けて欲しい。	歩行器や椅子などを工夫して、移動や食事の運搬について助けて欲しい。	歩行器や椅子などを工夫して、移動や食事の運搬について助けて欲しい。	歩行器や椅子などを工夫して、移動や食事の運搬について助けて欲しい。	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。
保育所	運動、知的発達の促し方に食事の進め方や運動会の参加について保護者と連携してほしい。	安全に楽しく過ごして、運動や食事の配慮、運動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、運動や食事の配慮、運動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、運動や食事の配慮、運動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、運動や食事の配慮、運動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、運動や食事の配慮、運動参加の方法についてアドバイス	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないことが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。
保育所	運転、知的発達の促し方について保護者と連携してほしい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。
保育所	安心して楽しく過ごし、保護者と一緒に遊ぶようにしてほしい。	安全に楽しく過ごせるように、情報を交換してほしい。	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。
保育所	運転、知的発達の促し方について保護者と連携してほしい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	運転の操作方法について助けて欲しい。	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。
保育所	安心して楽しく過ごせるように、身の回りの環境設定についてのアドバイス	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	安全に楽しく過ごして、移動や活動参加の方法についてアドバイス	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。
保育所	安心して楽しく過ごせるように、身の回りの環境設定についてのアドバイス	安全に楽しく過ごせるように、身の回りの環境設定についてのアドバイス	安全に楽しく過ごせるように、身の回りの環境設定についてのアドバイス	安全に楽しく過ごせるように、身の回りの環境設定についてのアドバイス	安全に楽しく過ごせるように、身の回りの環境設定についてのアドバイス	安全に楽しく過ごせるように、身の回りの環境設定についてのアドバイス	実際に子どもの状況を伝える。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。	园の様子が分からないが多いが、大体の子が何が問題か分かっていない。

所属	親(利用目的、主役)	ニーズ	本人支援	本人支援ニーズ	本人(発達ニーズ)	目標	支援方法	施設支援	目標	支援方法	支援方法・内容	支援方法・内容	訪問支援の効果	訪問支援実施上の課題
保育所	保育所での集団生活に適応できぬように対応する	集団場面でトライアルが起きた	児童全員支援と連携して支援を行うことにより児童の心身の発達を阻害する要因を防ぐ。	児童全員支援と連携して支援を行うことにより児童の心身の発達を阻害する要因を防ぐ。	児童全員支援と連携して支援を行うことにより児童の心身の発達を阻害する要因を防ぐ。	電話もしくは面接にて園児の状況や家庭の状況について、何が行われるか心配しているところを把握し、相談する。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	電話もしくは面接にて園児の状況や家庭の状況について、何が行われるか心配しているところを把握し、相談する。	電話もしくは面接にて园児の状況や家庭の状況について、何が行われるか心配しているところを把握し、相談する。	保育所側が心配する問題点を把握する。	保育所側が心配する問題点を把握する。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	保育所側が心配する問題点を把握する。	
保育所	子は周囲とのやりとりが上達して欲しい	指示の伝わりやすさをつける。	児童の気持ちは自分の心持と似ている場面で、相手と一緒に手を貸す。	児童の気持ちは自分の心持と似ている場面で、相手と一緒に手を貸す。	児童の気持ちは自分の心持と似ている場面で、相手と一緒に手を貸す。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	どちらかともかくかわいがりが気になって、気付かれてほしくない。	施設環境についての配慮事項	児童は自分の気持ちを言葉で表現する力がまだ弱い。	児童は自分の気持ちを言葉で表現する力がまだ弱い。	児童は自分の気持ちを言葉で表現する力がまだ弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	集団場面での他児とのやりとりが文字が書けないようにになってしまった。	物の貸し借りや、他の児とのトラブル	児童は自分の気持ちを言葉で表現する力がまだ弱い。	児童は自分の気持ちを言葉で表現する力がまだ弱い。	児童は自分の気持ちを言葉で表現する力がまだ弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	他児との関係が悪化するようになってしまった。	自分の思ひ出を引き出していく	児童は自分の気持ちを友だちに伝える力がまだ弱い。	児童は自分の気持ちを友だちに伝える力がまだ弱い。	児童は自分の気持ちを友だちに伝える力がまだ弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	他児と一緒に活動ができるようにするために、他児との仲をよこしてほしい。	活動のやり取りがスムーズにならない。	児童は自分の気持ちを友だちに伝える力がまだ弱い。	児童は自分の気持ちを友だちに伝える力がまだ弱い。	児童は自分の気持ちを友だちに伝える力がまだ弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	苦手意識がある活動に積極的に参加してほしい。	手話などを使用しながら活動に参加してほしい。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	友人に直接対話する力が上っていない。	友人に直接対話する力が上っていない。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	お友達と仲良くなりたい。	友人に直接対話する力が上っていない。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	他の様子がよくわからないところへ。	理解できるようにしてほしい。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	
幼稚園	心配のないようにしてほしい。	行動が止まっている。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	児童は自分の心回りが弱い。	家庭で困っている事や、訪問記入。	(1)実際の保育場面で行動する子どもの様子を観察する。(2)本件支援終了後、担任・担任と手帳や、ゲームタスク、トドク等の準備をする。	家庭で困っている事や、訪問記入。	家庭で困っている事や、訪問記入。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	問題点として仕事が大変でなく、同じ保護者を判別している点が大きい。	

所属	ニーズ	本人支援	本人支援ニーズ	目標	支援方法	目標	支援方法	施設支援	訪問支援の効果	訪問支援実施上の課題
幼稚園	親(利用目的、主訴) 「かんじやくへの対応方法が分からず、児童表現を現すことが苦しい。」	訪問先の支援ニーズ 「かんじやくへの対応方法が分からず、児童表現を現すことが苦しい。」	本人(発達ニーズ) 「口頭指示が分かれにくく、見通し、活動の終りを理解するのに苦しい。」	①スケジュールを提示し、見通し・保育観察 をもって安心して過ごす。	①見通し、見通しとスケジュールを活用し、見通し、活動の終りを理解する。	①見通し、見通しからの報告に基づく訪問結果情報をする。 ②子育て相談にのる。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
幼稚園	・分類団の様子が知りたい。			①園に来た時には本当に足りても・保育観察 ②活動の切り替えや声による参加。	①園に来た時には本当に足りても・保育観察 ②活動の切り替えや声による参加。	①園の様子が、見通しとどおり理解していくことで、つける時には、音楽チャイムの音が聞こえてくる。 ②音楽チャイムの音が聞こえてくる。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
幼稚園	園庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
幼稚園	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	园庭活動かわらべるようになっていないされ、担任の活動に対する評議が少なくていい。」「いつまでも」と思ってます。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
幼稚園	先生の指示で動けるようになつてほしい。集団の中でどこにいるのが知りたい。	先生の指示で動けるようになつてほしい。集団の中でどこにいるのが知りたい。	园庭活動かわらべるようになつてほしい。集団の中でどこにいるのが知りたい。	园庭活動かわらべるようになつてほしい。集団の中でどこにいるのが知りたい。	园庭活動かわらべるようになつてほしい。集団の中でどこにいるのが知りたい。	园庭活動かわらべるようになつてほしい。集団の中でどこにいるのが知りたい。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
幼稚園	幼稚園の生活にスムーズに慣れてほしい。	幼稚園の生活にスムーズに慣れてほしい。	幼稚園の生活にスムーズに慣れてほしい。	幼稚園の生活にスムーズに慣れてほしい。	幼稚園の生活にスムーズに慣れてほしい。	幼稚園の生活にスムーズに慣れてほしい。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
こども園	先生が話を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
こども園	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
こども園	先生が話している内容を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話している内容を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話している内容を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話している内容を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話している内容を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	先生が話している内容を聞いていて理解しているが、理解していないところを見せてほしい。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
こども園	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	园庭の中でもちの持ち物を調整しながらおもちゃの取り扱いを楽しんで欲しい。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察
こども園	园庭に手を出さずにやりとりをしてほしい。	园庭に手を出さずにやりとりをしてほしい。	园庭に手を出さずにやりとりをしてほしい。	园庭に手を出さずにやりとりをしてほしい。	园庭に手を出さずにやりとりをしてほしい。	园庭に手を出さずにやりとりをしてほしい。	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察	支援方法 ・保育観察

所属	ニーズ		本人支援	施設支援	支援方法	目標	支援方法	目標	支援方法・内容	訪問支援の効果	訪問支援実施上の課題
	親(利用目的、主訴)	訪問先の支援ニーズ									
こども園	集団行動に参加できるように	体が弱めで、広がらない。友達との会話を楽しむ。	介護金額がかかるので、毎回生活の中で子どもの姿を察知する。個別に必要な支援を受ける。	子どもの今の状態を把握し、集団活動への参加を促す。	本・支援終了後に電話で連絡する。	子供の姿を確認する。	本・支援終了後に電話で連絡する。	子供の姿を確認する。	子供の姿を確認する。	新規利用児のため今後経過を見ていく。	
こども園	「子ども園で楽しく過ごしてほしい」。	活動中に無理からずして、歩行が安定しない。歩くときに脚を大きく動かす。歩くときに脚を大きく動かす。	①スケジュールで見通しを持つ。・保育員新幹線支場運営室	①本・支援終了後や、毎回生活で子どもの姿を察知する。	①本・支援終了後や、毎回生活で子どもの姿を察知する。	子供の姿を確認する。	①本・支援終了後や、毎回生活で子どもの姿を察知する。	子供の姿を確認する。	子供の姿を確認する。	新規利用児のため今後経過を見ていく。	
こども園	「事業が話せるようになつてしまい。」。	日本語が分からず、言葉が出来ない。他の人が何を言っているか理解できない。	・音楽鑑賞や音楽教室。	①音楽鑑賞現ることが苦手。	①音楽鑑賞現ることが苦手。	・音楽鑑賞現することが苦手。	①音楽鑑賞現ることが苦手。	・音楽鑑賞現することが苦手。	①音楽鑑賞現ることが苦手。	・音楽鑑賞現ることが苦手。	
こども園	男の成長につながるようになってほしい。	児童の対応への助言と、園庭の児童の子や対応について保護者へ連絡してほしい。	集団の中で保育士の指示や園庭の様子を見て、子どもたちと一緒に遊ぶ。	集団の中で保育士の指示や園庭の様子を見て、子どもたちと一緒に遊ぶ。	男にとにかくやさしい言葉を教える。	男にとにかくやさしい言葉を教える。	男にとにかくやさしい言葉を教える。	男にとにかくやさしい言葉を教える。	男にとにかくやさしい言葉を教える。	男にとにかくやさしい言葉を教える。	
こども園	見通しをもつて、楽しく安心して過ごすことができるようになってほしい。	トイレや活動の切り替え等場面などの順番わり方にについて教えて欲しい。	実物展示や手本などを利用して遊びたい。	活動の中で「できる」「わかる」を教える。	本人にわかりやすく伝えること。	保育士の指示や保育活動に気をつけること。	本人にわかりやすく伝えること。	保育士の指示や保育活動に気をつけること。	保育士の指示や保育活動に気をつけること。	保育士の指示や保育活動に気をつけること。	
こども園	トイレの自立、適応コミュニケー	トイレや活動の切り替え等場面などの順番わり方にについて教えて欲しい。	手遊びや環境で活動参	手遊びや環境で活動参	本人にわかりやすく伝えること。	保育場面での觀察を行い、支援の必	本人にわかりやすく伝えること。	保育場面での觀察を行い、支援の必	保育場面での觀察を行い、支援の必	保育場面での觀察を行い、支援の必	
小中高	本人が安心して活動、学習の	安心して学習に集中することが可能となることを目指す。	安心して学習するための	安心して学習するための	自分で活動参加により切り替えることを促す。	保育場面での觀察を行い、支援の必	本人にわかりやすく伝えること。	保育場面での觀察を行い、支援の必	保育場面での觀察を行い、支援の必	保育場面での觀察を行い、支援の必	
(支援級)	部分から練習の伝え方を整え、構成してきたい。	身のまわりのもの、コミュニケーションの活用等。	身のまわりのもの、コミュニケーションの活用等。	身のまわりのもの、コミュニケーションの活用等。	自分で活動参加により切り替えることを促す。	保育場面での觀察を行い、支援の必	本人にわかりやすく伝えること。	保育場面での觀察を行い、支援の必	保育場面での觀察を行い、支援の必	保育場面での觀察を行い、支援の必	
小中高	ストレスを緩和してあげたい。	言葉を聞き取れない。話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	座って授業に参加できる。	授業場面で後方からささやきの声をうるさいと感じる。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	
(支援級)	学校で毎日同じ会話で同じコト	言葉を聞き取れない。話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	座って授業に参加できる。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	
小中高	学校で毎日同じ会話で同じコト	言葉を聞き取れない。話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	座って授業に参加できる。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	
(支援級)	を改善してほしい。	問題がある。	問題がある。	座って授業に参加できる。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	理解力は高いが、話題に興味がない。話を聞くときに頭を振る。腰痛がある。	
小中高	適切な支援を受け、学校で楽し	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。問題がある。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。問題がある。	学校でリラックスできる時間をつくる。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	
(支援級)	く適してほしい。	問題がある。	問題がある。	学校でリラックスできる時間をつくる。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	予想外の状況で、工夫しながら問題を解決する。	
小中高	学校に行けるようにしてほしい。	体調が悪く、休みが長くと指す。	家庭環境の問題もあり、休みが長い。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。							
(支援級)	い。学校に行かなければいけない。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	
小中高	学校に行けるようにしてほしい。	本人の力で会話ができない。休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	本人の力で会話ができない。休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。							
(支援級)	い。学校に行かなければいけない。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	
小中高	学校に行けるようにしてほしい。	本人の力で会話ができない。休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	本人の力で会話ができない。休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。							
(支援級)	い。学校に行かなければいけない。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	休まずに活動したり、運動したりして、お時間つぶしたり、じっくり読書をする。	

所属	ニーズ		本人支援	施設支援	保護者・支援	訪問支援の効果	訪問支援実施上の課題
	親(利用目的、主訴)	訪問先の支援ニーズ					
小中高校 (支援級)	どのうな形でも学校に登校するように、家にいる。本人への支援を希望している。	学校に登校できるように、家にいる。本人への支援を希望している。	自分の気持ちは学校に相手はないが、うるさいことが多い。中2から次席でいる。困ったことは、養育教諭に向かって話す。	安心して学校に登校し、一定時間個別面談の時間をもち、学校での過ごし方について話を聞く。学習についての相談もしてほしい。	個別面談の時間をもち、学校での過ごし方について話を聞く。児童の様子をうなづく。児童の意見を聞き取る。	電話もしくは面接で会話する。児童の意見を聞き取る。	医療、相談支援、学校の運営調査の役割を担う。保護者と学校との関係も良好なものとつながる。が多い。しかし、ここを丁寧にごななつ。
小中高校 (支援級)	学校で真面目に生活でき、身ともにできるように支援してほしい。	学校で真面目に生活でき、身ともにできるように支援してほしい。	高大連携に向けて、基礎的な言語の理解を深め、コミュニケーション能力を身につけて行動する。望ましい行動を示せるよう支援する。	高大連携に向けて、基礎的な言語の理解を深め、コミュニケーション能力を身につけて行動する。望ましい行動モチベーションを示せるよう支援する。	高大連携に向けて、基礎的な言語の理解を深め、コミュニケーション能力を身につけて行動する。望ましい行動モチベーションを示せるよう支援する。	電話もしくは面接で会話する。児童の意見を聞き取る。親の連絡についても情報を得る。	遠方であるため、この訪問で1日の業務が終ってしまう。
小中高校 (通級)	・発達後期人が特徴している。保育園から入園できない。・登校で一人でいるふう。	・学校で友達を作りたい。・登校で友達を作りたい。	・学校で友達を作りたいが、人気者でない。・登校で友達を作りたい。	・学校等の問題行動を予防し、心的支援を行っている。・学校等の問題行動を予防し、心的支援を行っている。	本児の見直し。本児の状況について電話で報告する。本児の様子をうなづく。児童の意見を聞き取る。	①窓口や専門職では出来ないことがあつたが、本児の見直し。本児の状況について電話で報告する。②子育て相談への依頼。	①本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。②本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。
小中高校 (通常級)	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	①窓口や専門職では出来ないことがあつたが、本児の見直し。本児の状況について電話で報告する。②子育て相談への依頼。	①本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。②本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。
小中高校 (通常級)	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	①窓口や専門職では出来ないことがあつたが、本児の見直し。本児の状況について電話で報告する。②子育て相談への依頼。	①本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。②本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。
小中高校 (通常級)	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	・母2人の暮らし。・お友達の顔が覚えていない。	①窓口や専門職では出来ないことがあつたが、本児の見直し。本児の状況について電話で報告する。②子育て相談への依頼。	①本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。②本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。
特別支援 学校	・学校で構成化、コミュニケーション支援、適切な課業指導が受けられない。・学校で生活が送れるように支援してほしい。	・学校で構成化、コミュニケーション支援、適切な課業指導が受けられない。・学校で生活が送れるように支援してほしい。	・学校で構成化、コミュニケーション支援、適切な課業指導が受けられない。・学校で生活が送れるように支援してほしい。	・学校で構成化、コミュニケーション支援、適切な課業指導が受けられない。・学校で生活が送れるように支援してほしい。	・学校で構成化、コミュニケーション支援、適切な課業指導が受けられない。・学校で生活が送れるように支援してほしい。	①窓口や専門職では出来ないことがあつたが、本児の見直し。本児の状況について電話で報告する。②子育て相談への依頼。	①本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。②本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。
特別支援 学校	・母2人の安全に過ごしてほしい。	・母2人の安全に過ごしてほしい。	・母2人の安全に過ごしてほしい。	・母2人の安全に過ごしてほしい。	・母2人の安全に過ごしてほしい。	①窓口や専門職では出来ないことがあつたが、本児の見直し。本児の状況について電話で報告する。②子育て相談への依頼。	①本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。②本人が家庭で不安定になる事は極めて多い。

ニーズ		本人支援		施設支援		保護者支援		訪問支援実施上の課題	
所属	親(利用目的、主訴)	訪問先の支援ニーズ	本人(発達ニーズ)	目標	支援方法	目標	支援方法	支援方法・内容	訪問支援の効果
特別支援学校	親における状況を知りたい。「ADL自立に向けての支援が・気持ちの切り替えが苦手である。 ・ADL自立にむけて支援が必要。	①身の回りのことが出来るようになる。	・授業観察	①基本動作、移動、食事、セルフアンドリーム支援を行つ。	①授業場面において助言 ②先生と協議し、支援方法を検討する。	①授業場面において助言 ②子育て支援、日常的に囲つて電話に繋げる。	①訪問結果報告をする。 ②ご迷惑/安心感を持つてください。	①学校に登園、放課後の支援において連携する。 ②ご迷惑/安心感を持つてください。	
特別支援学校	本人が特別支援学校に通うことで本領の特性に適応することを理解し、毎日、楽しく通えるように支援してほしい。親切な連絡について指導・助言を行いたい。	①身の回りの環境アセスメントへの主動的・積極的な取り組みができる。 ②家庭内での運動につれて指導・助言を行いたい。	・授業場面において、教室の環境アセスメントの理解の状況、担任や教諭生とのやさしさに対する評価、担任の評価など	①授業場面で、後、質問題、回答と話題もしくは面倒で学校での児童の様子などを聞き、家庭での課題、園へ英会話をさせ取る。 ②担任と連絡し、支援学校中学校部へ入学し、義務的活動にては、まだまだ頗る頗るの空気がない。	①授業終了後、児童の意見を聞いて授業の見直しをする。 ②児童の意見をもとに評議会を開く。 ③児童の意見をもとに評議会を開く。	①児童の意見をもとに評議会を開く。	①児童の意見をもとに評議会を開く。	①児童の意見をもとに評議会を開く。	
特別支援学校	進級に伴つて担任が変わったので、配慮事項などを説明して教えてほしい	①児童への対応の配慮事項について説明している」	①学習活動などを理解できる	①授業見学と懇談	①可能な場合は、見学、懇談に参加してもらう。 ②SNBの改善、規則的行動の利用など、 ③字書写の具体的な面について助言	①可能な場合は、見学、懇談に参加してもらう。 ②SNBの改善、規則的行動の利用など、 ③字書写の具体的な面について助言	①可能な場合は、見学、懇談に参加してもらう。 ②SNBの改善、規則的行動の利用など、 ③字書写の具体的な面について助言	①可能な場合は、見学、懇談に参加してもらう。 ②SNBの改善、規則的行動の利用など、 ③字書写の具体的な面について助言	

第3部

手引書

はじめに

1 保育所等訪問支援の重要性

保育所等訪問支援は、平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により創設された支援である。わが国は2013年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に向け本格的に歩み出すこととなったが、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるためには、子どもの頃から共に育ち合う経験が何よりも大切であることは言うまでもないだろう。平成26年に厚生労働省が開催した「今後の障害児支援の在り方に関する検討会」（柏女靈峰座長）では、障害児支援は「インクルージョンを推進するための後方支援」の役割を担うことが明確化され、①障害のある子どもも原則、一般施策の中で育つことが当たり前であること、②インクルージョンを進めるには障害のある子どもやその家族、受け入れる一般施策のスタッフや障害のない子どもたちが安心できるよう特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど専門的支援が必要であることが確認された。その中において保育所等訪問支援は、インクルージョンを推進する「1丁目1番地」の重要な事業であり、全国的に普及させていく必要がある。

2 本手引書の基本的性格

厚生労働省は、児童発達支援センターは地域における中核的な支援機関として、通所する子どもや家族にだけではなく、地域に住む発達の気になる子どもやその家族、障害のある子どもを受け入れている地域の関係機関をも支援の対象とする「地域支援機能」を付加するよう通知を発出している。保育所等訪問支援は、障害児相談支援と並んで「地域支援機能」の重要な事業の一つに挙げられているが、取り組みには地域格差があるのも事実である。

そこで、本手引きは保育所等訪問支援の普及及び質の向上に寄与することを目的として、保育所等訪問支援を運営するにあたって必要と考えられる基本事項を示し、開設及び適切な運営を行うための実務書としての性格を有するものとした。保育所等訪問支援はこうあるべきという理想論ではなく、実際に事業を地域で立ち上げる際の手順や訪問支援員が実践するに当たって参考にできるよう、より実務書・マニュアル的な手引きになるよう考慮した。

なお、本手引きは保育所等訪問支援事業所だけでなく、事業の計画的整備及び支給決定等を行う市町村行政や訪問支援を受け入れる保育所などの施設にとっても有益な内容となるよう考慮した。

（1）手引書の対象

- ① 保育所等訪問支援事業所（立ち上げを検討している所も含む）
- ② 市区町村行政
- ③ 訪問先機関（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等）

(2) 手引書の作成にあたっての留意点

- ① 先行研究との整合性を図りながら、内容を充実させること
- ② 事業者が、開所から地域展開へのステップごとの課題を踏まえること
- ③ 事業者が、具体的な業務が行えるよう手順や書式例を分かりやすく示すこと
- ④ 市区町村行政が、障害児福祉計画等における本事業普及に当たっての考え方、支給決定にあたっての考え方、行政内他部署への根回しを含めた調整の方法等についての役割を明記すること
- ⑤ 訪問先の機関が、本事業を受け入れる際の役割や対応について示すこと

3 本手引書の作成にあたって重視したこと

- ・児童福祉法の理念に則り、子どもの人権を尊重すること。具体的には、常に子どもの視点に立ち、子どもにとってどのような保育所等訪問支援が用意されなければならないかという観点から、保育所等訪問支援が果たすべき役割や提供すべき機能を盛り込むこと
- ・子どもの発達段階及び訪問先の環境や活動を重視する観点から、どのようにアセスメントするのかを盛り込むこと
- ・子どもの意思の尊重や守秘義務など、訪問支援員の職業倫理に関するこを盛り込むこと
- ・本事業の普及のため事業開設にあたって準備すべき事項等を盛り込むこと
- ・平成30年4月施行の改正児童福祉法で拡充される内容を踏まえること
- ・厚生労働省平成28年度障害者総合福祉推進事業「保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する研究調査」の研究結果から導き出された課題等を盛り込むこと

4 その他

- ・事例については、写真の掲載も含め保護者の了解を得ている。しかし、この手引書を活用する際には最大限の配慮をお願いしたい。

目 次

第1章 理論編

I 保育所等訪問支援とは

1 保育所等訪問支援の根拠法令は何ですか【法的位置付け】	5
2 なぜ、今必要とされているのでしょうか【事業の成り立ち】	5
3 保育所等訪問支援は何のために行うのでしょうか【事業の理念、目的】	6
4 どのような人が利用するのでしょうか【申請者と対象児】	7
5 どこで行うのでしょうか【訪問支援の場所】	8
6 誰が訪問支援を行うのでしょうか【人員配置基準：訪問支援員の資格】	8
7 どのような設備が必要ですか【設備基準】	9
8 どのような支援をするのでしょうか【支援内容】	10
9 訪問支援の頻度や時間、期間はどれくらいですか【実施形態】	11
10 保育所等訪問支援の効果は何ですか【事業効果】	12
11 他の巡回・派遣型の事業との違いは何ですか【訪問支援の独自性と連携の重要性】	12
12 都道府県及び市町村行政の役割は何ですか【行政責任と協力】	14
13 報酬はどうなっていますか【報酬体系】	15

第2章 スタートアップ編

I 開設準備【ステップ1】

1 事業実施の決定	16
2 法人格と定款の整備	17
3 事業理念の確立	17
4 サービス提供体制の確立	17
5 保育所等訪問支援実施に向けた地域関係機関への地ならし	22
6 指定申請に向けた準備	23
7 報酬請求システムの構築	23

II 開設後～地域にまだ保育所等訪問支援が浸透していない段階【ステップ2】

1 保育所等訪問支援の「基本」を掴む	24
2 保育所等訪問支援事業所同士の連携の強化（連絡会等の組織化と学び）	25
3 保育所等訪問支援の潜在ニーズの掘り起こし	25
4 保育所等訪問支援の地域関係機関への周知と受け入れ依頼	25

III 地域に保育所等訪問支援が認識され、本格的に展開する段階【ステップ3】

1 保育所等訪問支援の「対応力」「総合力」をつける	27
2 保育所等訪問支援の地域関係機関への周知の継続	28

第3章 実践編

I 保育所等訪問支援の流れの実際	29
II 相談の経路ごとの受け付けの流れの実際	31
III 障害児相談支援事業所との連携・協働	33
IV アセスメント	34
1 保育所等訪問支援におけるアセスメントとは	
2 アセスメント項目	
V ニーズの把握	37
1 保護者のニーズ	
2 子どもの発達ニーズ	
3 訪問先の支援ニーズ	
4 各ニーズのすり合わせや調整	
VI 個別支援会議（事前連絡会議）の開催	39
VII 保育所等訪問支援計画書（個別支援計画書）の作成	39
1 訪問先での支援目標、支援内容の合意	
2 保育所等訪問の個別支援計画の様式について	
3 具体的な個別支援計画の作成について	
VIII 訪問支援の実際	41
1 訪問日の調整	
2 訪問支援内容の検討	
3 支援の記録	
4 訪問先への報告	
5 欠席時の対応	
IX 保護者への事後報告	42
X 保護者への実績記録票の確認・押印	43
XI 個別支援計画に基づくモニタリング	43
XII 訪問頻度と終了のポイントおよび支援の引き継ぎ	44

第4章 実践事例集

I 知的障害を伴う自閉症スペクトラムAさんの支援	45
II 自傷行為・他害のある自閉症スペクトラムBさんの支援	50
III 保育園に通う重度重複障害児への支援	56
IV 通常学級において、離室や授業の妨げとなる行動の多さに対応した事例	60

第5章 各種様式例

第1章 理論編

I 保育所等訪問支援とは

1 保育所等訪問支援の根拠法令は何ですか？【法的位置付け】

(1) 保育所等訪問支援は「児童福祉法」に基づくサービスです

保育所等訪問支援は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 5 項に位置付けられた第 2 種社会福祉事業で、平成 24 年の児童福祉法改正で創設された新しいサービスです。児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ「障害児通所支援」の一類型です。

児童福祉法 第 6 条の 2 の 2 第 5 項

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

(2) 児童福祉法の理念に則り、子どもにとって最善の利益を考慮します

保育所等訪問支援の実施にあたっては、根拠法である児童福祉法の理念を十分に理解しておく必要があります。

児童福祉法は、我が国が 1994 年に批准した「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもは子どもとしての権利を有し、かつ、保障されることが規定されています。具体的には、適切な養育や生活の保障、愛護されること、健やかな成長・発達・自立の促進等の権利（以上、受動的権利）のほか、意見の表明や社会への参加、自己決定等の権利（以上、能動的権利）も保障され、その際、子どもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されます。なお、「児童の権利に関する条約」は、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を 4 つの柱にしており、保育所等訪問支援を提供する際には、これらの権利がしっかりと保障される支援を行う必要があります。

児童福祉法

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 なぜ、今必要とされているのでしょうか？【事業の成り立ち】

(1) 保育所等訪問支援はインクルージョンの実現が目的です

保育所等訪問支援は、障害者自立支援法（2006 年）の附則に基づき「障害児支援の見直しに関する検討会」での議論^(注1)、その後の社会保障審議会障害者部会での検討を経て^(注2)、平成 24 年 4 月に創設されました。

障害児支援の見直しが検討されていた時期は、「障害者の権利に関する条約」（2006年国連採択）に基づき、我が国においても①障害者の尊厳、②自律及び自立の尊重、③無差別、④社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を障害者施策の柱に据えていく大転換期と重なり、障害のある子どもについても住み慣れた地域で障害のある子どもがない子どもとともに暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現が目標に掲げられるようになりました。

「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」（2008年）では、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、①保育所等においては障害のある子どもの受入れを促進していくこと、②障害児通園施設等に通っていた子どもが円滑に保育所等に通えるようにすることが必要であると指摘しています。

（2）通所支援の課題に対応する未来志向型の事業です

障害のある子どもの発達支援は、これまで施設又は事業所という特別な場所において通所又は入所という形で提供されていました。しかし、①発達上の課題が保育所等の集団場面で気づかれることが多いこと（家庭や個別対応では問題が見えにくく、通所支援に至らないことも多いこと）、②通所支援で身につけたことが保育所等の集団場面に般化しにくく、不適応を起こすことも少なくないこと（保育所等での集団適応のための別の支援が必要であること）、③通所支援を終え保育所等へ移行した後のフォローアップが不十分であること（フォローアップが制度上確保されていないこと）、④障害特性の個別性からくる支援の困難さが保育所等の職員を疲弊させる一方で、保護者が保育所等に対してもどかしさを感じ、結果として保育所等と保護者の間にあつれきが生じてしまうことも少なくないこと（立場の違いによるニーズの違いがあること）などの課題があるのも事実です。

保育所等においては、障害のある子どもへの職員の加配や巡回指導などの障害児保育を支援するシステムが整えられていますが、障害や特性、その支援は子ども一人ひとり異なるのが当たり前であり、その子どもに合ったオーダーメイドの専門的支援を、普段生活する集団場面で直接的に、間接的に行うことが有効です。また、障害児通所施設等の適切な見立て（アセスメント）に基づく実効性のある支援方法をしっかりと並行通園先や移行先施設に直接的に、間接的に引き継いでいくことも有効です。

保育所等訪問支援は、これらの課題への対応として期待できるものであり、インクルージョン推進の潮流に乗った未来志向型の事業として期待されています。

3 保育所等訪問支援は何のために行うのでしょうか？【事業の理念、目的】

（1）子どもの成長・発達を願う保護者の権利として提供されるサービスです

保育所等訪問支援は、一般子ども子育て施策や教育の現場に入り込んで行うアウトリーチ型の発達支援事業であり、訪問先施設からではなく保護者からの依頼に基づく事業です。これは、障害児保育の巡回指導や教育分野における専門家派遣などとは大きく異なる点であり、保護者の権利保障として提供される事業であると理解しておくことが重要なポイントになります。

保護者の保育所等に対する不信感から利用が始まる場合もありますが、その背景には、子どもの成長・発達を心配する不安な気持ちや少しでも適応してほしいという期待感など切実な思いがあると理解することがとても大切です。

保育所等訪問支援の最大の目的は、保育所等訪問支援を通して、保護者と訪問先の距離が縮まり、子どもの成長・発達と共に喜び合えるようになることで、最終的には子どもが安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出すことにつながると期待できます。

(2) 保育所等訪問支援は、普段通所している場所での集団適応を支援するサービスです

保育所等訪問支援は、前述の児童福祉法の定義にもあったように保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもの集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。

集団生活への適応のための専門的な支援とは、対象となる子どもを集団生活に合わせるのではなく、子どもの特性等に集団生活の環境や活動の手順等を合わせていくことです。それには、保育所等での環境（他の子どもを含む集団の環境を含む）やそこで行われている教育や活動本人の特性との両方を適切にアセスメントすることが求められ、その力が専門性ということになります。

4 どのような人が利用するのでしょうか？【申請者と対象児】

(1) 申請者は保護者です

保育所等訪問支援を利用するには、保護者が保育所等訪問支援にかかる給付費支給申請を市町村に行う必要があります。つまり保護者が必要性を感じていることが、この支援を利用するための条件の一つとなります。と同時に、子どもと並んで、支援を利用する主体者でもあるということになります。

子どもが通っている保育所等の施設から申請を行うことはできませんので留意が必要です。施設が支援の必要性を感じられた場合には、保護者と相談の上、利用を提案することも考えられます。保護者の理解を得られない段階においては、別事業の巡回指導・相談や「障害児等療育支援事業」（都道府県等で行う「地域生活支援事業」に位置付けられています）を活用して、施設支援を受けながら対応する方法もあります。

(2) 利用者は保育所等に通所していて、集団生活に専門支援が必要な子どもです

保育所等訪問支援の対象となる子どもは、児童福祉法第4条第2項に定める「障害児」であり、①保育所等の施設に通い、②集団での生活や適応に専門的支援が必要である子どもです。

なお、「障害児」の認定にあたっては医学的診断や障害者手帳の有無は問いません。

児童福祉法

第4条第2項 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

必ずしも申請時に集団不適応を起こしていなければいけないことはなく、特性等に応じた配慮がなければ不適応を起こす可能性のある子どもも対象です。児童発達支援や放課後等デイサービスの通所支援を現在利用している子ども（いわゆる「並行通園児」）だけでなく、過去に通所支援を利用していた子どもや通所支援を利用したことのない子どもも対象になります。

（3）訪問支援に対する子どもの意向を確認

保育所等訪問支援は保護者の申請に基づき開始されますが、子ども本人に訪問支援に対する意向を確認することが重要です。具体的には、あなたのためだけに外部から訪問支援員がやってきて、近くでまたは少し離れてあなたを見ていたり、時々活動に一緒に入ったりすることに抵抗がないかを確認します。子どもに自尊心が低下している場合や不適応感を抱いている場合には、訪問してもらうことを拒否する場合もあるからです。その際には、保護者の意向や訪問支援がなぜ必要かを十分に説明し、訪問支援が提供できるようすり合わせを行う必要があります。特に知的障害を伴わない発達障害のある子どもや年齢の高い子どもに対しては留意する必要があります。

5 どこで行うのでしょうか？【訪問支援の場所】

（1）保育所や幼稚園、認定こども園、教育機関など通所して集団生活を送る施設です

保育所等訪問支援の訪問先は、児童福祉法で「保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるもの」と定義されています。厚生労働令（児童福祉法施行規則）で定めるものとは、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設となっています。「市町村が認める施設」としては、放課後児童クラブや中学校や高校などが想定されますが、市町村は地域の実情に応じて子どもの最善の利益を考慮して認めることができます。

児童福祉法施行規則 第1条の2の3

法第6条の2の2第5項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）（保育所又は幼稚園であるものを除く。第24条及び第36条の35を除き、以下同じ。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

なお、平成30年4月からは「乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるもの」が追加されることになっており、乳児院や児童養護施設も訪問支援を提供できることになっています。

6 誰が訪問支援を行うのでしょうか？【人員配置基準：訪問支援員の資格】

（1）児童指導員や保育士、**作業療法士**などのリハ職員、心理担当職員などです

保育所等訪問支援事業所には、管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員の配置が必要になります。なお、これらの**すべて**を一人の職員が兼務することはできません。

訪問支援の内容は児童発達支援と同等と考えられていますので、解釈通知では児童指導員又は保育士を基本としつつ、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などのリハスタッフや心理担当職員などが例示されています。

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者

(2) 訪問支援員は、障害児支援に関する知識や相当の経験が必要です

訪問支援員は、保育所等の訪問先に出向き単独で支援を実施する必要があることから、障害児支援に関する相当の知識と経験を有する者が務めます。

なお、以下の要件を満たし、都道府県に届出（「訪問支援員特別加算体制届出書」）を行なった場合には、「訪問支援員特別加算」を基本報酬に加え算定することができることになっています。具体的な要件は以下の通りです。

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）=いわゆる「解釈通知」=

① 訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)の取扱い

通所報酬告示第 4 の 1 の注 1 の 2 の訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であって、次の(一)又は(二)のいずれかの職員かが配置されているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算することであること。

(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に 5 年以上従事した者

(二) 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に 10 年以上従事した者

なお、ニーズによっては、別の訪問支援員または本体事業のスタッフと複数人で訪問支援を行うなど柔軟に対応することが求められます。

7 どのような設備が必要ですか？【設備基準】

(1) 保育所等訪問支援を行うための相談室などが必要です

都道府県の指定を受けるためには、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設ける必要があります。具体的には、受付や相談室、事務室などです。ただし、運営に支障がなければ他の事業と兼ねることも可能です。そのほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとされています。教具等を訪問先に持ち込んで支援することも考えられますので、必要な教具・教材・遊具等を整備しておくことが必要でしょう。

8 どのような支援をするのでしょうか？【支援内容】

(1) 子どもへの「直接支援」とスタッフへの「間接支援」を行うサービスです

保育所等訪問支援は、障害児通所支援の一類型である以上、子どもに対して直接、発達支援を行うことが要件となります。障害児保育等への巡回指導、「障害児等療育支援事業」、「巡回支援専門員整備」などが類似事業として存在していますが、これらは基本的に訪問や巡回先の機関に専門的助言を行う位置付けであり、そういった意味で保育所等訪問支援は子ども本人への直接支援を行うことを必須とする画期的な事業です。集団から抜き出して固有の発達課題について支援する場合もありますが、一般的には訪問先での生活の流れや保育・教育活動の妨げにならないよう十分に配慮しながら集団活動に加わって支援することになります。保育園等での生活のしづらさや集団不適応に対しては、その要因を本人の特性と環境面から推察し、本人に働きかけるだけではなく、環境整備を行ったりスタッフに関わり方や活動の組み立てなどを教示したりします。また、周囲の子どもたちを巻き込んでの支援を行うこともあります。通年的な利用のほか、進級や学期の変わり目、長期休暇後、行事が控えている時期の要望も多いようです。

保育所等訪問支援では、スタッフへの支援が何よりも大切になります。スタッフの方々の子どもへの理解を促し、発達的視点を持って子どもに関わっていただくことで、子どもはとても安心して保育所等での生活を楽しむことができます（子どもを中心に捉えるので「間接支援」と言っています）。訪問支援員は、まず、保育士等に普段どのように子どもを見て、考え、どうかかわっているのか、困っていることはないかなどを丁寧に伺っていきます。そして、子どもとの関わりで良かった点をしっかりと伝えることが重要になります。その上で、訪問支援員が子どもに対してどのような意図を持って直接支援をしたのか、今後子どもと関わる上でのポイントをお伝えします。スタッフへの指導というよりも、訪問支援員がいない場面でどのように子どもを見るのか、その上で子どもにとって最善の環境設定や関わり方はどのようにしたら良いのかをスタッフ自身や訪問先機関が自律的に考えていくけるよう協働支援、後方支援の立場で関わることも重要なことがあります。

(2) 保護者への丁寧な報告が必要です

保育所等訪問支援は、保護者のいない場所と時間帯に提供されるサービスです。保育所等訪問支援の利用申請者である保護者に対して、訪問支援の内容に加え、訪問先での子どもの姿及び周りの子どもやスタッフの関わりの様子を丁寧に伝えることが、保護者の不安を取り除くためにも必要になります。報告は、その日のうちに電話やメールで行う場合もあれば、まとめて複数回分を伝える場合もあります。いずれにおいても、保護者のニーズやタイプに応じて、積極的かつ柔軟に行われることが必要です。

9 訪問支援の頻度や時間、期間ぐらいですか？【実施形態】

(1) 標準的には、2週間に1回程度の訪問頻度を想定しています

訪問頻度（＝支給量）に関する規定はありませんが、国は概ね2週間に1回程度の訪問支援を想定しています。しかし、現に集団生活において不適応が生じているなど緊急性の高い場合は、これよりも高頻度で訪問支援することもありますし、逆に、訪問先の環境整備及びスタッフや周囲の子どもたちの対応が向上した場合には、訪問の間隔を徐々に空けていくこともあります。ニーズに応じた適切な支給量が得られるよう、相談支援事業所と連携を密にして障害児利用支援計画案を作成してもらう必要があります。

(2) 標準的には、直接支援及び間接支援合わせて2時間～半日程度です

訪問頻度と同様に国からは支援時間の目安は示されていません。しかし、訪問先の活動に参加して支援を行うことを想定すれば、子どもへの直接支援は1～2時間程度、スタッフへの間接支援は1時間程度が標準になると思われます。1回の訪問で直接支援と間接支援を行えれば効率的ですが、訪問先の都合で連続して時間を確保できないなどの場合には、夕方に再度訪問してスタッフと振り返りを行ったり、日を改めて間接支援に訪れたりすることもあります（別日に訪問しても給付費の請求は1回のみ）。保育所等訪問支援は、あくまでも訪問先の活動の流れに沿って行われるものであり、訪問先と十分に調整した上で実施していく必要があります。

保育園においては保育士のシフトがあり、その日によって勤務時間が異なる不規則性があり、調整が難しい部分がありますが、一方昼寝があることで会議時間に充てることができる場合があります。幼稚園や学校では放課後の時間を活用することが多いですが、会議を始めとした業務の予定が組まれていることも数多くあります。学校では、意外と授業が空いていることもあります。訪問先施設ごとの都合やスケジュールの組み立て方がありますので、ざっくばらんに事情をお聞きし、両者にとって都合の良い時間の組み立てをおこないたいところです。

(3) 支援の継続は半年から1年ごとに見直します

他の通所支援事業と同様に、支援期間についての規定ではなく、半年及び1年後のモニタリング時に継続の有無について検討します。本人の障害や特性をなくすことが目的ではないので、保護者が訪問先機関を信頼し、安心して子どもを任せることができるようになれば訪問間隔の延長または終了を検討します。また、訪問先機関も子どもの障害・特性を理解し、適した環境や活動を設定でき、安心して楽しみながら子どもと関われるようになれば、そして、保護者の心情を理解し緊密な連携が取ることができるようになれば、目標の達成となります。

なお、訪問支援が手厚く入りすぎることで、かえって訪問先機関が訪問支援に任せっきり、頼りっきりになってしまうなどのパワーレスな状況に陥ってしまうことも懸念されます。訪問先施設での人手不足を補うことがこの支援制度の目的ではありません。いつまでも訪問支援を継続させるのではなく、訪問支援の達成目標や終了時期の目安を前もって伝え、訪問支援が開始された時点から終了後の状況を訪問先と共有しておくことが有効です。訪問先の主体的な取り組みを評価し、支援力・対応力をつけていくエンパワメントの視点で訪問先を支援していきます。

このような意図で1年間に訪問する期間や回数をルール（1クール6回とするなど）として予め決めている地域・事業所も存在する一方で、地域に保育所等訪問支援事業所数が少ない、訪問支援員が兼務であるため訪問回数が限られるなどの事情から、期間や回数を限定せざるを得ない場合もあります。

10 保育所等訪問支援の効果は何ですか？【事業効果】

(1) 子どもには自己肯定感が、訪問先には支援力が高まり、移行後の支援に継続性が保たれます

保育所等訪問支援は、集団生活での適応を目的とした支援です。効果としては、①不適応が生じている集団生活場面に直接入り込み、不適応の要因となっている環境（スタッフや周囲の子どもの関わりを含む）に直接介入できる点、②早期支援又は円滑な移行支援を行うことで集団生活の不適応を未然に防ぐことができる点、③スタッフに対して、子どもへの専門的関わり方及びその効果を直接見せることでモデルとなることができる点、④保育所等訪問支援計画（個別支援計画）を訪問先と共有することで、訪問先での個別の保育や教育に関する計画の参考にすることができる点などが挙げられます。これらによって最終的には、対象となっている子どもが集団場面で安心して生活や様々な活動に取り組みやすくなることで、できたという達成感・満足感、できるという自信を感じることができ、ひいては自己肯定感を高めることが期待できます。

(2) 保護者には、子どもの育ちへの安心感と施設への信頼感が高まります

保護者には把握しきれない園や学校での過ごしが分かるようになり、また、子どもの成長を確認したり、実感することによって育ちへの安心感と期待感が育まれます。

また、施設において先生方がよく取り組んでくださっていることが、第三者的に、そして専門的な視点を持っている訪問支援員の目においても確認でき、それを伝えることができるので、保護者は施設の取り組みに安心し、信頼感が高まります。

結果として、保護者が地域の中にあって、子どもを安心して施設に通わせ、施設の先生方とともに子どもの育ちを見守ることができる関係を構築していくことにつながります。

11 他の巡回・派遣型の事業との違いは何ですか？【訪問支援の独自性と連携の重要性】

保育所や幼稚園等では障害児保育等への巡回指導・相談が、教育分野においても教育センターからの巡回相談や専門家派遣などの事業があり、支援の必要な子どもや機関に対して専門的な視点から助言・指導がなされています。また、障害福祉分野においても、都道府県地域生活支援事業として「障害児等療育支援事業」が、市町村地域生活支援事業として「巡回支援専門員整備事業」が用意されています。

(1) 他の巡回・派遣型事業の特徴と保育所等訪問支援との違い

① 保護者の依頼に基づかない巡回・派遣（保育所等訪問支援は保護者申請に基づきます）

巡回・派遣は保育所や幼稚園、学校の依頼に基づいて行われることにあります。市町村などが主体となって計画的に派遣する場合もありますが、保護者からの申請に基づいて開始される保育

所等訪問支援とは大きく異なっています。保護者の申請に基づかないでの、市町村への申請や契約行為、利用料納付がないなど保護者の負担は軽く、手続きが複雑な保育所等訪問支援に比べ利用にあたっての敷居が低い、つまり診断前の気になる段階から支援を提供できるというメリットがあります。巡回派遣型事業は原則、保護者の了解を得て実施されますが、施設支援の名目で保護者の了解を得ずに相談される場合も少なからず存在します。逆に保護者が必要性を感じても巡回・派遣に結びつかないといったジレンマが生じる場合もあり、そういう意味で保育所等訪問支援は保護者の権利を保障する事業として位置付けられます。

② 施設等への間接支援が中心（保育所等訪問支援は子ども本人への直接支援も行います）

巡回・派遣型事業の多くは、同じ施設への訪問回数は限られ、それゆえ子ども本人に対する直接支援は基本行われません（一部、直接支援するものもあります）。具体的には、子どもや環境などをアセスメントし、子どもの正しい理解と障害や特性に配慮した環境設定や関わりについて専門的立場から助言指導してくるものであり、保育所等訪問支援でいう「間接支援」が主たる目的となります。保育所などの機関は専門的アドバイスを受け、自ら対応を考えていくことが求められます。一方、保育所等訪問支援は、2週間に1回程度の高頻度で訪問することにより、子ども本人または子ども集団に直接、計画的に働きかけることができ（「直接支援」「発達支援」）、保育士などのスタッフに対しても実際の場面で対応をモデル的に見せることができるメリットがあります。そして、その効果についても評価されることになります。

③ 取り組みに地域差が生じやすい（保育所等訪問支援は義務的経費）

「障害児等療育支援事業」や「巡回支援専門員整備事業」に限って言えば、これらの事業は補助事業であり、実施の有無や回数などは都道府県や市町村のやる気や財源に左右されやすい一面があります。一方、保育所等訪問支援は義務的経費であり、都道府県の指定を受け事業所が対象児に支援を行えば必ず行政は給付費を支払う義務がある事業であり、制度上の地域格差は生じにくくなっています。

（2）他の巡回・派遣型事業と保育所等訪問支援の業務を整理し、役割分担が必要です

類似する巡回・派遣型事業があるため、保育所等訪問支援の必要性を感じず開始していない地域も多く見られます。保育所等訪問支援と類似事業は重複する部分も多いのですが、（1）で示したようにそれぞれにメリットとデメリットがあり、まずは業務を整理することが重要です。自分たちの地域にどのような巡回・派遣型の事業があるのかを機関ごと・領域ごとに把握し、デメリットを他のメリットで埋めることができないかなど役割分担を検討します。具体的には、障害児療育支援事業や巡回支援専門員整備で施設支援をするが、それでも十分に対応できない場合は、保護者の了解を得て保育所等訪問支援で濃密にして直接的に支援してもらおうとか、保護者と施設との認識のズレが生じているような場合には、保育所等訪問支援を活用して関係改善を図ろうとか、保育所等訪問支援を活用して、児童発達支援で行った支援方法等の伝達や円滑な移行支援を行った後は、保育所独自の巡回指導でのフォローに切り替えようなどを検討します。事業間

に上下関係ではなく、それぞれの事業の強みを活かして、子どもの健やかな成長・発達と家族の安心を願う支援パートナーとして機能することが求められます。

1.2 都道府県及び市町村行政の役割は何ですか？【行政責任と協力】

(1) 行政には保育所等訪問支援等の提供体制整備の責任があります

児童福祉法第2条第3項、「国及び公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定しています。子どもが身近な地域で児童の福祉に関する支援を受けられるようサービスを整備するのも行政の役割です。平成28年6月の児童福祉法改正で、行政には「障害児福祉計画」を策定し、資源の計画的な整備をしなければならなくなりました。保育所等訪問支援の普及・整備についても行政の責任とされ、国の示した障害児福祉計画に関する基本方針では、保育所等訪問支援などの地域支援を行う児童発達支援センターの確保（市町村に1か所以上の設置を基本とする）や保育所等訪問支援を提供できる体制の整備が必須項目として示されました。

(2) 行政組織内の横の連携を図ります

行政は、地域の支援ニーズを把握するとともに、事業所の自主的な立ち上げを期待するのではなく、立ち上げについて積極的に関与していく必要があります。事業所が立ち上がる際もしくは立ち上がった後も、訪問支援が円滑に行えるよう、保育所や幼稚園、認定こども園を管轄する部署や教育委員会（小中学校は市町村、特別支援学校や高校は都道府県、私立学校は私学振興部署など）、放課後健全育成担当部署などに対して事業の趣旨を説明し、協力を求めることが必要です。厚生労働省は、平成24年4月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課と連名で通知を発出しています（「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」）、市町村教育委員会や校長レベルでは十分に認識されていない現状もあり、根拠となるこれらの通知をもとに理解を求めていくことが大切です。

(3) 訪問先機関に事業の理解を求め、協力を依頼します

保育所等訪問支援の対象となる保育所や幼稚園、認定こども園の園長会、小中学校長会などで保育所等訪問支援の事業内容や実践例を説明できるよう調整を図るとともに、実際にこれらの会合に保育所等訪問支援事業所や相談支援事業所等と一緒に出かけ理解を促すことも行政の役割として考えられます。一つの保育所等訪問支援事業所が訪問先機関に説明をしたいと申し出ても、耳を傾けてもらえないことも多く、市町村行政が全面的にもしくは後方支援的に動くことが事業展開する上ではとても有効です。

また、地域の（自立支援）協議会で保育所等訪問支援についてテーマとして取り上げ、訪問支援に関する地域ニーズを把握し、実際に訪問支援を実施する際の枠組み（ルール）作り、実践例の蓄積と課題の抽出、保育所等訪問支援事業所連絡会の組織化やそれへの後方的支援なども行政の役割と言えるでしょう。

13 報酬はどうなっていますか？【報酬体系】

① 基本部分

- ・保育所等訪問支援給付費 916 単位

② 加算・減算

- ・専門職員が支援を行う場合（訪問支援員特別加算） +375 単位

- ・通所支援計画が作成されない場合 × 95/100

- ・一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合 × 93/100

- ・児童発達支援管理責任者専任加算 +68 単位

- ・特別地域加算 +15/100

③ その他

- ・利用者負担上限額管理加算（月 1 回を限度） +150 単位

- ・福祉・介護職員処遇改善加算（I～IV）

※算定基準等

- ・「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）

- ・「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 30 日障発第 16 号）

第2章 スタートアップ編

I 開設準備【ステップ1】

1 事業実施の決定

(1) 他の保育所等訪問支援事業所への視察

保育所等訪問支援を開始するにあたっては、先駆的に実施している保育所等訪問支援事業所を視察し、事業運営のあり方や実践方法等について具体的に学ぶことが有効です。視察のポイントは、①事業開始までの経緯や準備、周知方法（パンフレット等）、②人員配置（専任や兼務、工夫）、③対象となる子どもや訪問先、支援頻度など（ルールを設けているか）、④利用相談から支援までの流れ、⑤訪問先機関との連絡・連携体制の持ち方、⑥訪問支援の実際、⑦アセスメントや個別支援計画等の様式と書き方、⑧市町村行政の協力体制（園長会等への説明、依頼文書発出等）、⑨（自立支援）協議会や相談支援事業、他の保育所等訪問支援事業所等との連携などが考えられます。

ただし、視察した事業所のある地域と自分たちの地域には人口規模や面積、文化、サービスの整い具合など違いがあり、視察した内容をそのまま自分たちの事業所でできると考えない方がいいでしょう。地域事情に合わせて、まずはできる範囲で検討することが望されます。

(2) 地域の実情の把握

市町村行政や（自立支援）協議会などに事業実施に関する相談を行います。その際には、保育所等訪問支援の開始を検討している旨を伝えておくと良いでしょう。

地域に障害のある子どもがどれだけいるのか、保育所や学校等に通所している子どもがどれだけいるのか、訪問支援ニーズの有無、地域の訪問支援の取り組み状況などを聞きします。また、市町村の保育所等訪問支援の整備に関する数値目標（平成30年度から義務化される「障害児福祉計画」ですが、すでに目標設定している市町村も多いです）、インクルージョンの推進についてどのように考えているのか、保育所や幼稚園、学校などの訪問先の種別による留意点等があればお聞きします。

(3) 事業実施の決定

国は、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（第51条）と基準通知により、発達支援の地域拠点としての役割、具体的には「地域支援機能」として障害児相談支援や保育所等訪問支援の実施に務めることとしています。（「児童発達支援センターによる地域支援の実施における留意点について」（平成26年1月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡））。しかし、これは技術的助言であり、取り組むか否かは自治体や法人に任せられているのが現状です。しかし、児童発達支援センターは発達支援の地域拠点としての役割があり、率先して取り組むことが求められます。もちろん、児童発達支援センターだけではなく、児童発達支援事業所（センターを除く）や放課後等デイサービス、障

害児入所施設等が付加機能として実施することも考えられます。今後は、障害児通所支援や入所支援を実施していない訪問看護や訪問リハビリなどの事業体も参入も行われるでしょう。

2 法人格と定款の整備

(1) 法人格の取得

保育所等訪問支援は、社会福祉法に位置付けられた第2種社会福祉事業です。開設の前提として他の障害児通所支援事業と同様「法人格」が必要です（行政を除く）。特に新たに社会福祉事業に参入する場合は、社会福祉法人もしくは非営利活動法人や一般社団法人、株式会社や有限会社などの営利法人などの法人格を取得する必要があります。

(2) 法人定款への保育所等訪問支援の規定

保育所等訪問支援の実施にあたっては、法人定款に「児童福祉法に基づく保育所等訪問支援」を実施することを具体的に規定します。

3 事業理念の確立

(1) 何のためにやるのかの理念の確立

保育所等訪問支援は、障害のある子どもが地域の中で差別されることなく、障害のない子どもとともに育ち、ともに学びあうことができるインクルーシブ社会の実現を目指す未来志向型の事業です。これまで蓄積した発達支援の専門的知識と技術を広く地域に還元し、地域全体の包容力向上を目指すとても重要な事業です。理念は、保育所等訪問支援の心臓部であり、事業を展開する上での指針になるものです。常に訪問支援員が頭に入れておくべき精神であり、それにより必ず支援を行うことが可能となります。また、理念をしっかりと掲げることで、地域の理解と信頼を得る一助となります。保育所等訪問支援は、対保護者（及び子ども）だけでなく、地域の関係機関を対象とした事業であるため、市町村行政や相談支援事業所、他の保育所等訪問支援事業所と理念を共有化していくことが大切です。

4 サービス提供体制の確立

(1) 職員体制の決定（訪問支援員等の確保）

保育所等訪問支援を行うには、管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員を必要数配置しなければなりません。以下の点に留意する必要があります。

- ① 一人の職員が、管理者・児童発達支援管理責任者・訪問支援員のすべてを兼務することはできません。管理者と児童発達支援管理責任者、管理者と訪問支援員、児童発達支援管理責任者と訪問支援員のような組み合わせであれば、児童発達支援管理責任者の業務に支障がない場合は2つの職を兼務することは可能です。

② 管理者は、支障がない範囲であれば同一敷地内の他の事業所の管理者と兼務することができます。また、多機能事業所として本体事業に加えて保育所等訪問支援の指定を受ける場合には、管理者のほか児童発達支援管理責任者を同一者にすることができます。

③ 訪問支援員の配置は、指定基準上 1 名以上となっており、常勤非常勤を問わず専任である必要もありませんし、常勤換算でも 1 名以上配置する必要はありません。あくまでも、提供する時間帯に必要人数を確保できていればいいのです。

なお、開設当初は、派遣回数との兼ね合いから訪問支援員を常勤専任で配置することは困難で、本体事業など他の事業と兼務させるのが現実的です。兼務させる場合には本体事業等の職員配置から兼務時間数を減ずる必要がありますので、本体事業等の指定基準を下回らないよう留意が必要です。元々基準をオーバーして配置しているのであれば兼務させることに問題はありませんが、配置基準での配置の場合は、サービス提供時間外での対応とするなどの調整が必要になります。

なお、児童発達支援や放課後等デイサービスは、サービス提供単位ごとに職員配置を満たせば良いことになっているので、指導単位から外れている時間は業務させることができます（例えば、20 人定員で職員を 4 名配置している児童発達支援事業所において、ある日の午前中は 10 名のみの指導となっているので、その時間帯の担当ではない職員 2 名を訪問支援員として兼務させることは可能）。

【内部から選ぶ場合】

訪問支援員は、単独（または複数）で訪問先に出向いて集団生活の適応に向けた専門的支援を行うだけの知識と経験が必要なことから、中堅以上のベテラン職員の中から選ぶのが妥当でしょう。理学療法士等の機能訓練担当職員のほか心理担当職員や保育士、児童指導員が務めます。保護者や訪問先のニーズによって多数兼務をかけるのか、それとも限定して兼務をかけるのかは、事業所のコンセプトや事情によって異なります。

【外部から採用する場合】

非常勤専任で訪問支援員を確保することも考えられます。その際には、保育所や学校などの障害児支援・教育の実務経験、児童発達支援等と協働して支援にあたった経験がある者を非常勤採用することも考えられます。

※「訪問支援員特別加算」（理論編 6（2）参照）の対象となる場合は、都道府県に届出を行なった上で国保連に請求することができます（基本 916 単位に 375 単位を加算）。

（2）訪問支援するためのルールの決定

保育所等訪問支援は、支援を必要とする子どもすべてを対象とすべきですが、専任での配置が難しかったり訪問支援にまだ十分な経験がなかったりすることも想定されることから、事業立ち上げ当初は、暫定措置として、対象児の範囲や訪問先、回数など訪問支援のルールを設定することもやむを得ないと考えられます。その場合は、できる限り市町村に事情を説明するなど事前に協議を行い、了解を得ておくことが望ましいです。

① 対象児

対象児は、集団生活で不適応が生じている、または、生じるおそれのあることが要件になっています。しかし、本体事業が対象としている、または、訪問支援員の職種により得意とする年齢や障害種別等に合わせることもやむを得ないでしょう。ただし、支援のしやすさなどで対象を選ぶことのないよう留意すべきです。

◎年齢

- ・未就学児まで（児童発達支援の範囲と合わせる）
- ・学齢児のみ（放課後等デイサービスの範囲と合わせる）
- ・小学校低学年もしくは小学生まで（思春期前まで／学校へ移行後のフォロー）

◎本体事業の利用状況

- ・本体事業に通所している子ども（並行利用児）
- ・本体事業を利用していない、または、利用したことがない子ども（利用児以外）
- ・本体事業から保育所や学校等へ移行した子ども（移行児）

◎障害種別

- ・知的障害／身体障害（肢体不自由／聴覚／視覚など）／発達障害
- ・重症心身障害／医療的ケア

② 訪問対象施設

訪問先は、通所して集団生活を営む保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校（普通学級、特別支援学級、通級学級）、高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブなどのほか、市町村が認める施設となっています。立ち上げ当初は、特別支援学校（幼稚部を含む）や小中学校特別支援学級などの障害児教育を専門に行なっている施設等を除くことも考えられます。まずは、同じ福祉分野である保育所から始め、その後、幼稚園や認定こども園、小学校普通学級などへ対象を拡大するのも方法です。

③ 提供地域（提供地域及び移動手段の検討）

移動時間・距離・手段を総合的に勘案して訪問支援する地域範囲を検討します。厚生労働省の調査（2016）では、訪問にかかる往復の移動時間は1時間30分までが94.3%だったことから、片道1時間以内というのが妥当なラインだと考えられます。

なお、厚生労働大臣が定める山間地域や離島にある保育所等を訪問して支援した場合は、100分の15の特別地域加算を算定できることになっています。山間部や離島ほど児童発達支援などの通所支援は整備されていませんから、できる限りニーズがあった場合には対応したいものです。

④ 訪問頻度、回数

訪問支援の頻度は、2週間に1回程度となっていますが、実情に応じて工夫することも可能です。ただ、集団適応を促す子ども本人への直接行う支援であり、場合によっては応急的に対応することが求められることもありますので、訪問間隔が大幅に開いてしまうのは適切とは言

えません。まずは、2週間に1回程度を基本において開始するのが良いでしょう。そして、訪問支援により、本人の適応が良くなつた、本人や訪問先のスタッフの支援量が向上しエンパワメントされた、保護者が安心して訪問先の支援を期待できるようになったなどの変化が見られれば、訪問間隔の延長や一旦終結を検討します。訪問支援員の数や訪問可能回数に比べ訪問支援の要望が上回る場合には、1クール6回とか3か月というように一人の子どもに支援する回数や期間を限定するのも方法です。そのほか限定して入ることの意味は、一旦終結を念頭に置きながら支援できることのほか、訪問先のスタッフもその後自分たちで子どもを支えていけるようスキルや力を身に付けたいというモチベーションが高まるメリットが期待できます。

⑤ 訪問時間

保育所等訪問支援事業所としての標準的な訪問時間を設定します。

子ども本人への「直接支援」及び訪問先スタッフへの「間接支援」から構成される保育所等訪問支援は、厚生労働省の調査（2016）では1時間～2時間30分が6割以上を占めており、直接支援を1～2時間程度、間接支援を30分～1時間程度に設定するのが良いでしょう。

（3）訪問支援の手順等の決定

① 訪問先機関との日程調整、欠席等の連絡方法

訪問支援に伺う日時の決定方法を検討します。いつ頃から入るのかということは、一義的には保護者のニーズに基づきます。例えば、行事前に行って欲しい、長期休暇明けに行って欲しいなど、保護者から具体的な時期について明示されることもあります。加えて、訪問先機関の要望も勘案しながら訪問開始時期を決定します。2回目以降については、どのように入るのかについて保護者の同意を得ながら、基本的には訪問先の負担にならないよう、または、保育や教育の流れのさまらげにならないよう訪問先機関の都合に合わせます。

各週の○曜日の10時からと定例にするのか、それとも、訪問支援に入った日に次回訪問日時を決めるようにするのか、訪問支援員がその都度電話連絡で調整するのか（最低でも1週間前には伝えるべきでしょう）など、基本の調整方法を検討した上で、訪問先機関と協議しつつ決定していくのが良いでしょう。訪問日時が決定した場合には、必ず保護者に伝え了解を得ておくことが必要です。

もし、当日子どもが風邪で休みになった、病院に行ってから登園するので遅刻するなどの場合の連絡をどのようにするのかも事前に決めておく必要があります。保護者申請の事業ですので、保護者からの連絡をもらうのが良いのですが、忘れる場合もあるので訪問先からも連絡をもらうなど依頼するのが良いでしょう。

③ 訪問支援の基本的な流れ・手順

訪問支援を行う際の基本的な手順について検討します。

障害児相談支援とのタイミングで、どのような手順で連携するのか、具体的には、利用相談があった段階で相談支援専門に繋げるのか、それとも、利用することが事業所内で検討され市町村へ利用申請しようとする段階で繋げるのかなどをある程度決めておきます。

④保護者との連絡方法の決定

保育所等訪問支援は、保護者のニーズに基づくサービスであることから、保護者に訪問支援の内容及び子どもの様子、訪問先スタッフの対応力が向上していることなどについて丁寧にフィードバックする必要があります。しかし、保育所へ子どもを預けている保護者はほとんどが就労していますので、電話で保護者へ報告しようとすると夕方以降になってしまいます。したがって、どのように保護者に報告するのかをあらかじめ決定しておく方法があります。特に訪問先での生活や支援に不安を抱いている保護者については報告がおろそかにならないよう十分配慮しておく必要があります。どのような手段で（電話、メール、記録票の郵送など）、いつ（時間帯）、どれくらいの量で（ボリューム）、どれくらいの頻度で報告できるのかの基本ラインを保育所等訪問支援事業所は決めておき、支援に入る前に保護者と報告方法等について協議しておく必要があります。

(4) 書類の整備

・運営規程 ※

- ※最低限規定する事項：・事業の目的及び運営の方針
・従業者の職種、員数及び職務の内容
・営業日及び営業時間
・指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
・通常の事業の実施地域
・サービス利用に当たっての留意事項/緊急時等における対応方法
・虐待の防止のための措置
・その他運営に関する重要事項

- ・リーフレット ◎
- ・基本情報シート ※
- ・相談記録票（保護者、本人、訪問先、その他（相談支援専門員等））※
- ・家庭状況及び保護者のニーズ調査票 ※
- ・利用申込書 ◎
- ・アセスメント票（保護者、本人、訪問先）※
- ・配慮事項申請書（保護者から：アレルギーや医療的配慮など）◎
- ・重要事項説明書 ※
- ・契約書 ※
- ・個人情報に関する同意書（市町村や訪問先との情報共有等）※
- ・訪問依頼書（訪問先の長あて） ○
- ・保育所等訪問支援計画（個別支援計画）※

整備すべきことの重要度を
記号で表します
※ 必須のもの
◎ なるべくあるいとよい
○ あると良い

- ・訪問支援記録票 ※
- ・保護者への報告書 ○
- ・訪問先への報告書 ○
- ・実績記録票 ※
- ・訪問支援員携帯証 ※

(6) 設備・備品の準備（相談室等の整備）

保護者や関係機関との面談（保育所等訪問支援の利用相談や個別支援計画の説明と同意、支援経過報告等）のためのプライバシーが確保された面接室が必要です。支障がなければ本体事業の面接室等を活用することも可能です。その他、衛生管理等のための備品や訪問支援の際に使用する可能性のある教具教材を整えます。

5 保育所等訪問支援実施に向けた地域関係機関への地ならし

(1) 日頃からの関係機関との連携を大切にする

保育所等訪問支援を実施する上で、訪問先機関との信頼関係を築くことが何よりも重要であると言えます。訪問先機関は保育所等訪問支援事業所から、「保護者からの依頼がありましたので、○○さんの訪問支援を行いますのでお願いします」と急に言われても困惑するだけでしょう。日頃から児童発達支援や放課後等デイサービスなどの本体事業や相談支援事業を通して、顔の見える関係の中で関係機関と連携が取れていることが大切です。「その保育所等訪問支援事業所は信頼に足りうる事業所であり、訪問支援員を安心して受け入れられる」と言ってもらえるよう、訪問支援事業以外の日々の繋がりを何よりも大切にしたいところです。

(2) 市町村や（自立支援）協議会、訪問先機関の長会への事業周知

日々の事業所間の連携に加え、保育所等訪問支援の事業自体の理解を得るために地道な努力もとても大切です。一つの保育所等訪問支援事業所が点で動くよりも、市町村や相談支援事業所、他の保育所等訪問支援事業所などと協働して、地域（自立支援）協議会や園長会、学校長会などで保育所等訪問事業の必要性やその支援内容について丁寧に説明することが大切になります。

6 指定申請に向けた準備

(1) 地域の行政や関係機関への相談

市町村担当者に指定申請を出したい旨伝えます。平成30年からは市町村が「障害児福祉計画」を作成し、保育所等訪問支援についても数値目標を掲げて整備することが義務付けられます。事業の運営体制や業務内容について相談するとともに、地域の保育所等訪問支援の実施状況や課題について尋ねます。保育所等訪問支援について、市町村担当者が十分に理解できていない場合もありますので、十分説明し理解を求める必要があります。地域にある保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校等についての基本情報、地域における保育所等訪問支援の認識度等を伺うとともに、市町村担当が保育所等訪問支援について関係部署や園長会・学校長会等で周知していただけ

るのか、訪問先から難色を示された場合に対応してもらえるのか（通知文の発出や指導等）などを確認することといいでしよう。

また、都道府県によっては、事業の必要性などについて意見を市町村からもらうよう指示がある場合があり、その場合は協議の上、作成を依頼する必要があります。

（2）都道府県等指定担当者への事前協議

指定申請は都道府県に行います。多くの都道府県が事前の相談や協議を行うよう指導していますので、事業を立ち上げようという段階でまず相談するとともに関係法令・条例等の確認、申請までのスケジュール、申請に必要な書類を確認します。特に、訪問支援員が多いと思われますので、基準違反にならないよう十分確認する必要があります。

なお、都道府県によっては、数か月に一度しか指定の審査をしていないところもあるので、スケジュールの確認をして、十分余裕を持って準備を進める必要があります。申請のためのマニュアルを作成している都道府県もありますので、その場合はマニュアルにしたがいます。

単独型で指定を受けるのか、本体事業の多機能型として指定を受けるのかなどの相談もこの時点で行います。わからないことや迷った場合には、都道府県担当者にしっかりと相談することが必要です。

（3）都道府県等への指定申請

期日までに必要書類を整えて申請します。

「訪問支援員特別加算」や「特別地域加算」、「福祉・介護職員処遇改善加算」など報酬上の加算を算定しようとする場合は、予め都道府県等に届出が必要になります。

※ 指定を受けられない場合もあります

都道府県は以下の場合、指定しないことがあります。①従業者の知識及び技能、人員が都道府県等の条例で定める指定基準を満たしていないとき、②申請者が都道府県等の指定基準に従って適正な運営ができないと認められるとき、③申請者が指定を取り消されてから5年を経過しないときなど。

7 報酬請求システムの構築

実績確認を行った後、翌月10日までに国保連に電子請求する必要があるため、請求システムの導入もしくは現システムの変更・追加を行います。あわせて、利用料の請求にかかる事務手続きについてもシステムの導入等を検討します。

II 開設後～地域にまだ保育所等訪問支援が浸透していない段階【ステップ2】

1 保育所等訪問支援の「基本」を掴む

(1) 手持ちの限られた範囲内でスタートすること

地域にまだ保育所等訪問支援に関する周知が図られておらず、保育所等訪問支援を希望する保護者が少ない段階においては、訪問支援員を専任で配置することは難しく、まずは本体事業職員のベテラン職員が中心に兼任する形でスタートするのが現実的でしょう。

したがって、対象児を本体事業と関連させて、本体事業と同じ年齢帯や障害種別、並行通園児や移行児もしくは逆に行政の要請等によって本体事業未利用児とするなど一定のルール（縛り）を設けて行うことも初期段階ではやむを得ないと考えられます。また、訪問支援への入り方についても、回数や頻度を限定的にするなど十分に検討した上で、まずは事業所の手持ちの範囲内で実践を積み重ねて行くことが大切になります。

(2) 訪問先での支援を知ること

保育所等訪問支援は、自分たちの事業所に来てもらい自分たちのペースで発達支援を行うものではなく、保育所等の訪問先での暮らしや集団活動の内容や流れに合わせて、相手の土俵で支援するものです。障害のない子どもを含む集団とはどういうものなのか、保育活動はどのようなプログラムでどう進められるのかなどを知っておく必要があります。その上で、自分たちの支援について検討していきます。

(3) 保育所等訪問支援の実践を蓄積すること

保育所等訪問支援は、年齢や障害種別、所属や集団の様子などが一人ひとり異なっており、一概に保育所等訪問支援というのはこういうものだと定型を示すことができません。しかし、初めて保育所等訪問支援を利用しようとする子ども本人や保護者、制度の周知責任のある市町村が、具体的にどのような訪問支援をし、その結果、どのような効果があるのかを知ることはとても重要です。保育所等訪問支援のニーズが掘り起こされていない段階では、一つひとつが試行錯誤の繰り返しかもしれませんが、しっかりと実践を積み重ねることが求められます。

実践を積み重ねながら、保育所等訪問支援の基本的な知識、事例の見立てと手立ての基本的視点と手順を確立していきます。事例を用いて検討することも有効です。

(4) 保育所等訪問支援の実践を見える化すること

保育所等訪問支援の実践結果は、個人情報に十分配慮しつつ、（自立支援）協議会子ども部会などの場で見える化していくことが大切です。訪問支援の実利用児数や訪問件数のほか、訪問先の受け入れ、必要な支援技術などの課題を抽出し、協議会メンバーに周知し解決方法を検討してもらうことも大切な視点です。例えば、学校の訪問支援の受け入れが難しい場合には、市町村障害児福祉担当課と協働して、協議会として教育委員会へ周知・依頼していくなど具体的な解決に向けた動きに繋がりやすくなります。保育所等訪問支援がインクージョン推進の重要な事業であること、保護者のニーズに基づいて保育所等の訪問先機関と良好な関係を構築していくといった理念をあらためて地域で共有化を図っていくことが大切です。

(自立支援) 協議会には、訪問先となる保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブも構成員として加わっています。訪問される立場からの意見もしっかりと聴取するとともに、さらには中立的に関わることになる障害児相談支援からも課題等をいただくなどして、積極的に事業改善を図っていくことが必要です。

2 保育所等訪問支援事業所同士の連携の強化（連絡会等の組織化と学び）

この段階では、まだ保育所等訪問支援を利用する保護者は少ないでしょう。訪問人数や支援回数などの実績は少なく、加えて、ほとんどが一人職場なので、実践が積み上がりにくかったり、地域で実践が共有化されなかったりする課題も生じやすくなります。地域にある保育所等訪問支援事業所が複数ある地域はそれらの事業所が集まって、実践内容や効果、訪問先で生じる様々な課題などについて共有化を図り、課題解決策を検討していくなど「学びの場」として機能することが期待できます。顔の見える環境作りが、支援の基本を築きあげることにつながります。

3 保育所等訪問支援の潜在ニーズの掘り起こし

保育所等訪問支援は、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備、障害児保育への巡回相談、特別支援教育分野の巡回指導や専門家派遣など類似した事業との相違点がわかりづらく、保育所等訪問支援の利用者は少ない状況です。しかし、保育所等訪問支援が盛んに実施されている地域は、利用申請者が急増しており、保育所等訪問支援の使い方と効果が明確になってくれば、潜在ニーズが明らかになってくるものと考えられます。保護者ニーズに基づく個別給付事業であり、スタッフへの間接支援だけでなく、子ども本人への直接的な専門支援ができるのをしっかりと周知した上で、保育所等訪問支援に合致する子どもがいた場合には、保育所等訪問支援の対象になる可能性があることを保育所などの訪問先機関や相談支援専門員、保護者に伝えていくことが重要になります。

4 保育所等訪問支援の地域関係機関への周知と受け入れ依頼

(1) 制度周知・普及に関する市町村の関与度の確認

制度の周知は市町村の責務であり、市町村の意気込みが周知に大きく影響します。市町村は保育所等訪問支援の周知などに積極的なのか、市町村は保育所担当課や教育委員会に対し部局を横断して説明してもらえるのかなどの関与度を確認し、必要に応じて市町村にその役割や積極的働きかけの重要性を伝えていくことが求められます。

(2) 市町村関係部署、訪問先機関の長会等への広範周知と訪問先への個別的対応

この段階では、まだ十分に保育所等訪問支援について知られていない状況ですので、引き続き広域的に事業説明をしていく必要があります。（自立支援）協議会等は制度周知の場として有効に機能していることがわかっており、協議会に参加する様々な機関に対して機会を捉えて繰り返し周知していくことが重要です。保育所園長会や小学校校長会など、訪問先機関の長が集まる場

に参加させてもらい事業説明を行うことも有効です。単に事業内容を伝えるだけでなく、どのような対象児に対してどのような支援をしたかについても説明すると記憶に残ります。また、申請があり近々訪問に伺うことが想定されている場合には、該当する学校へ伝えることも準備をしていただく意味でも必要です。

一方、普及の段階では、利用申請があっても保育所や学校へ円滑に入っていけない実態も多く、そのため、個別の周知・訪問支援の依頼をしていく必要があります。保育所等訪問支援事業所が直接依頼に伺うこともありますが、市町村の後ろ盾があると保育所等訪問支援事業所はとても心強く感じます。厚生労働省は、文部科学省と連名で、保育所等訪問支援等を円滑に利用できるよう通知を出していますが、加えて、市町村や都道府県が訪問先機関の長宛の協力依頼文等を作成していただけだとよりスムースに訪問することが可能になります。

III 地域に保育所等訪問支援が認識され、本格的に展開する段階【ステップ3】

1 保育所等訪問支援の「対応力」「総合力」をつける

(1) 対象の拡大や訪問支援の提供のあり方を見直す

保育所等訪問支援が地域で認識され、事業の使い方等についての理解が進んできた段階では、保育所等訪問支援の利用申請者は急増します。兼務で配置してきた訪問支援員を専任として配置できないかなどの見直しを検討します。

専任も可能になってきた段階で、対象児の年齢及び本体事業の利用要件など一定のルール（縛り）を設けていたものを撤廃できないかも検討します。インクルージョンの推進という目的からは、これまでの積み重ねてきたノウハウを活用して、地域に住む様々な障害種別の子どもに対して、また、様々な機関へ通う子どもたちに対して対応していくのが求められます。

(2) 保育所等訪問支援の実践を活かすこと

保育所等訪問支援が地域に認識されてきた段階では、事業所は様々な年齢や障害種別、所属や集団の様子の異なる子どもたちへの支援実績が積み重ねられています。そのノウハウは事業所のものですが、税金が投入されている第二種社会福祉事業であることからも、地域の共通の宝として広く還元していく姿勢が求められます。支援の定型はありませんが、一定の水準のある支援ができるよう地域のマニュアルを作成したり、保育所等訪問支援や訪問先の機関を対象とした保育所等訪問支援研修会を開催したりすることも有効であると考えられます。

(3) 保育所等訪問支援の新たな課題に対応していくこと

保育所等訪問支援は、場合によってはうまくいかないこともあります。うまくいった事例だけでなく、うまくいかなかった事例も取り上げ、地域の新たな課題として解決に向けた努力を積み重ねていく必要があります。何が問題だったのかを正しく分析し、対応を工夫していくことが、保育所等訪問支援の「対応力」「総合力」を身につけることに繋がっていきます。支援内容であれば、スーパーバイズを受けたり、他職種からの違った視点で協働して事例を検討したりすることが重要です。訪問先機関の長が拒否しているなどのような組織的な問題については、市町村行政などへ調整を引き続き依頼することになります。

(4) 平成30年度児童福祉法改正に向けた準備（社会的養護施設への訪問支援）

平成30年4月から、保育所等訪問支援の対象に乳児院及び児童養護施設が追加されることになっています。乳児院と児童養護施設は社会的養護施設ですが、障害や疾患等のある児童は約1/4を占めています。軽度の知的障害や発達障害の子どもたちですが、虐待などの不適切養育による愛着障害や2次障害も生じている可能性もあります。社会的養護施設での生活はどのようなものか、障害のある子どもの課題は何か、どのような支援をすればいいのかなどを、社会的養護施設や児童相談所と十分に事前協議して、訪問支援のイメージをすり合わせておく必要があります。2次障害で対応が困難になってから訪問支援を依頼されるのではなく、対応困難度が軽いうちにまたは未然防止の観点で関わっていけるよう調整が必要になります。

2 保育所等訪問支援の地域関係機関への周知の継続

(1) 制度周知・普及の働きかけは毎年ルーチン化して継続する

保育所等訪問支援が地域に認識してきた段階であっても、市町村障害児福祉担当課長や担当者が異動で変わることも想定されます。その場合は、保育所等訪問支援事業所連絡会や(自立支援)協議会等と協働して、それまで市町村として担っていた役割や具体的対応について確認をします。できれば、書面で必要事項を明示しておくのが円滑な業務引き継ぎのためにも良いでしょう。訪問先機関の長も異動があり、その都度、ステップダウンして振り出しに戻ることのないよう制度の周知については行なっていく必要があります。毎年、第1回目の園長会や学校長会では説明のための時間を確保させてもらい、文書なども配布するなど、ルーチンとして実施することも重要な項目になります。

第3章 実践編（相談から訪問支援、再評価の流れに沿って）

I 保育所等訪問支援の流れの実際

保育所等訪問支援は、以下のような流れで進むのが一般的です。

- ① 保護者が、市町村の窓口に相談し、障害児相談支援業者を選びます。



- ② 障害児相談支援事業者は、訪問先に連絡・訪問し、実態把握を行い、保育所等訪問支援が必要かどうかを見定めた上、必要と判断した場合は、障害児相談支援計画の同意書・契約書・重要事項説明書に署名、捺印をもらう。



- ③ 障害児相談支援事業者は、保護者と利用児同席の上でアセスメントを実施した後、保育所等訪問事業者と訪問先と事前の支援会議を開き、障害児支援利用計画（案）を作成し、市町村による支給決定を受ける。（図III－2 参照）保育所等訪問支援事業所からは、児童発達支援管理責任者や訪問支援員が支援会議に参加する。



- ④ 支給決定後、受給者証が保護者のもとに届いたら、保育所等訪問を実施する事業所の児童発達支援管理者が個別支援計画書を作成し、計画に基づいて事業者が保護者に重要事項説明書の内容を説明し、契約書に署名捺印してもらった上で、保護者に支援内容を説明する。
⇒説明するのは、児童発達支援管理責任者もしくは訪問支援員



- ⑤ 事業所と訪問先機関、保護者が日程調整を行った上、訪問日を決める。



- ⑥ 訪問支援員が訪問先を訪問し、対象児の行動を観察し、集団や療育場面を把握し、集団生活への適応を目的に関わりを行う。【直接支援】



- ⑦ 対象児の担当者や訪問先に対して発達課題や支援方法を共有できるように提案し、協議する。
【間接支援】



- ⑧ 訪問支援員は、直接支援と間接支援の内容を記録する。また、必要に応じて保護者に支援内容や子どもの様子について説明を行う。
支援内容を文書やデータにして記録しておくことで、支援の目的や内容を相互に理解し、継続して積み重ねていく事ができる。さらには訪問先の発達支援力の向上にもつながっていく事が期待できる。

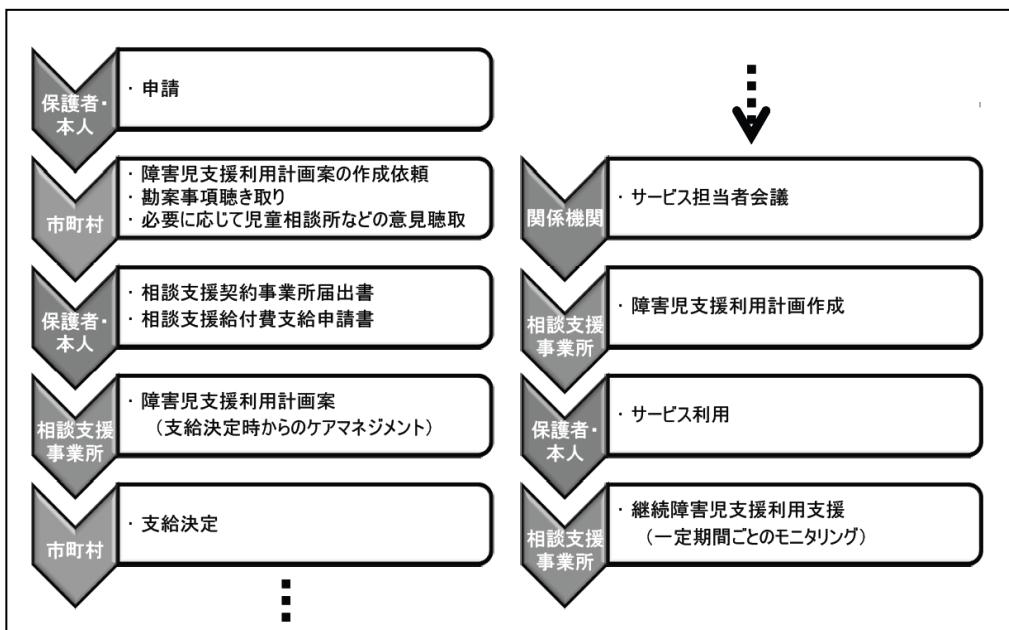


図1：障害児相談支援事業における支給決定プロセス

Ⅱ 相談の経路ごとの受け付けの流れの実際

相談の経路としては、以下の4パターンがあります。経路ごとの特徴や留意すべきことなどを説明していきます。

① 保護者からの依頼

保護者から直接、保育所等訪問支援事業所に電話や面接で利用の相談があります。相談内容を確認した後、まず障害児相談支援事業所を紹介して、支給決定のために障害児支援利用計画を作成してもらうことを説明します。相談支援事業所との契約後に相談支援事業所の相談支援専門員が訪問先に出向くことになりますが、保護者からの要望の場合には特に、訪問先との見解が異なっていないかなどをアセスメントする必要があります。保護者の同意を得た上で、児童発達支援管理責任者や訪問支援員が相談支援専門員とともに訪問先でのアセスメントを行うことができれば、保育所等訪問の実施の必要性についての判断も行うことができます。訪問先施設におけるアセスメントは極めて重要なものになりますので、アセスメントの項を参照に、必ず実施してください。

② 保育所などからの依頼

保育所等訪問先からの要望の場合、保護者が本事業を利用するか否かの意思確認が必要です。その際、どの機関が保護者へ提案するかを考えます。訪問先施設が本事業を理解した上での説明ができればよいですが、受給者証の取得など手続き上の細かな説明をする必要がある上に、保護者の障害に対する受け止め方によっては同意が得られないこともあります。そのため、訪問先施設が保護者へ本事業を提案するよりも、専門性のある相談支援事業所または保育所等訪問事業所が保護者に意思確認する方が望ましいと言えます。両事業所と訪問先施設が連携を図りながら面接を実施して保護者に説明と提案を行い、あわせて訪問先施設へも本事業をPRして事業の趣旨および手続き面の正しい説明ができるような協力関係を築いていくと良いでしょう。

現在、保育所等訪問先が増え、支援により利用児が安定するなど落ち着いてきたり、担任の利用児に対する理解も進み、集団の中での参加状況も良くなっていく経過や結果が見られると、訪問先から他の気になる児や障害児の支援の必要性を訴えられることもありますので、慎重に進めていくとよいでしょう。

③ 相談支援事業所からの依頼

相談支援事業所からの要望の場合、保護者の本事業利用の意思確認や、訪問先の事情把握といったアセスメントは、事前に行われている場合が多いでしょう。しかし、2)で述べたように、できるだけ相談支援事業所と保育所等訪問事業所、訪問先施設が連携を図りながら事業利用の提案を行いたいものです。万が一、相談支援事業所の考えと保育所等訪問事業所の考えに相違がある場合、訪問先施設と保護者と子どもが混乱することになってしまいます。

保護者・訪問先・保育所等訪問事業所との調整は相談支援事業所の役割ではありますが、保育所等訪問事業所も積極的に協力して動き、訪問支援がスムーズに実施できるよう努力すべきですし、実際にそのことによって関係が構築されていきます。

④ 児童発達支援事業所からの依頼

児童発達支援事業所からの要望の場合は、児童発達支援と地域の保育所等を併行利用したり、児童発達支援を終了して保育所等訪問のみを利用しようとしたりする場合が考えられます。

保育所等訪問も実施している事業所であれば、保護者との協議は施設内で行うことが可能で、利用意思確認も行えます。

しかし、保育所等訪問を実施していない事業所に保育所等訪問の必要な利用児がいた場合は、保護者への意思確認とともに保育所等訪問事業所へつなぐことが必要となってきます。その場合は、相談支援事業所が再度アセスメントを行い、障害児支援利用計画の変更を行う必要があります。保育所等訪問支援事業所、相談支援事業所の他、児童発達支援事業所や訪問先施設も含めた4ヶ所の機関でしっかりと引継ぎを行い、保護者を交えての話し合いにも4事業所の職員（相談支援専門員、児童発達支援管理責任者、訪問支援員、訪問先担当者など）が必ず同席するなどして、初めての事業所を利用することへの保護者の不安と混乱を軽減するように配慮する必要があります。

***** ***** *****

ここで、障害児支援利用計画と個別支援計画、現場の保育計画や個別の教育支援計画に関しては、内容の整合性や今後の方向性を協議して、内容を調整する作業が必要であると言えます。重要なことは、子どもが地域のさまざまな機関（資源）から適切な支援を得られ、保護者も地域の中で安心して育てられるために、さまざまな事業所、機関がよりよい協力関係を日常的に作ることであると言えます。

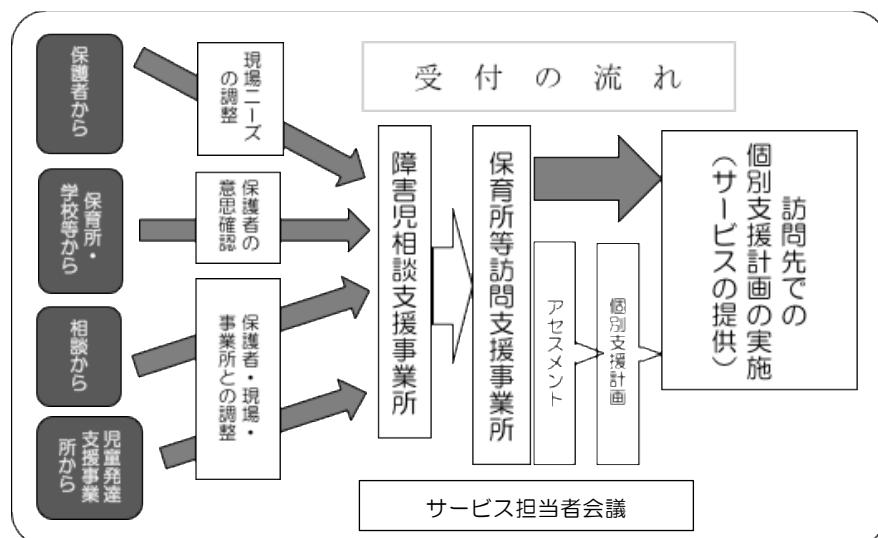


図2：受付の流れ

III 障害児相談支援事業所との連携・協働

保育所等訪問を実施する場合、受給者証の取得が必要となる為、相談支援事業所にて障害児支援利用計画を作成することを求められます。利用の必要性の有無を含めたアセスメントを実施していかなければならないですが、現在厚生労働省が示している支給決定の流れでは、支援の必要性を判断するのは基本的に相談支援事業所となっています。保育所等訪問支援の児童発達支援管理責任者は必要に応じて訪問支援のアセスメント段階から関わり、事業所としての見立て等を相談支援専門員と共有することにしています。また、相談支援事業所の判断に計画の多くの部分を委ねてしまうと、保育所等訪問事業所の見解が反映されにくくなることも懸念されるところです。

そこで図5-2のような相互の連携を重視したプロセスもあるでしょう。この流れにすれば、保育所等訪問を実施するにあたって相談支援事業所と保育所等訪問事業所が協働しながら同時に動くことができ、必要性の有無に関しての判断をスムーズに協議することも出来ると考えられます。加えて、他の事業（障害児等療育支援事業など）の利用についての協議もできますし、支援の実施方法をより多角的に考えることもできるようになります。

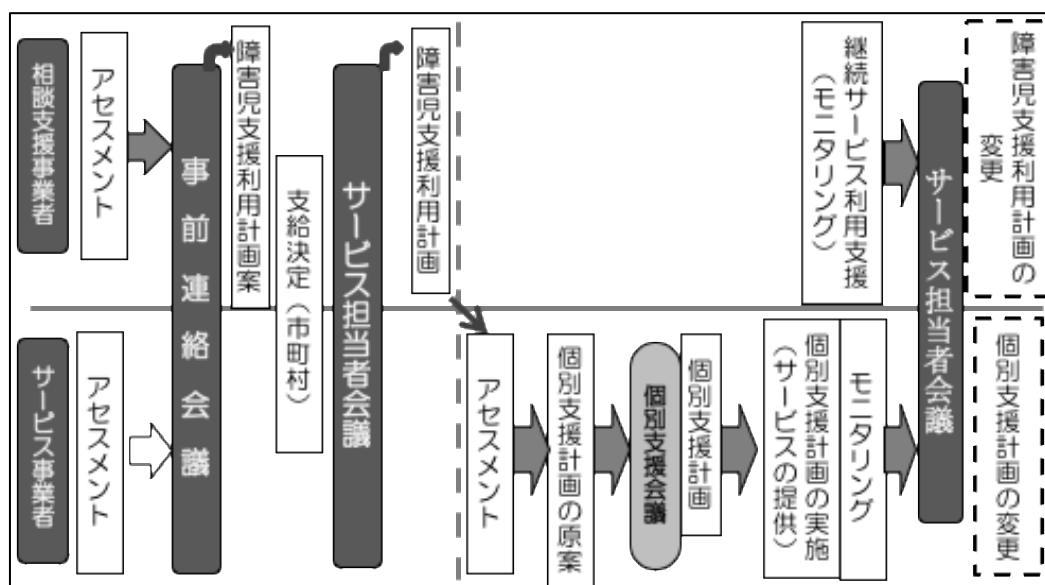


図3：担当者間の連絡調整を重視した計画相談のプロセス

IV アセスメント

1 保育所等訪問支援におけるアセスメントとは

保育所等訪問支援を利用契約した後、実際に訪問して支援を行う際には、これまでも繰り返し述べてきましたように丁寧な専門性に基づくアセスメントが不可欠になります。子どもが生活する場へ訪問し支援を展開する保育所等訪問支援の場合、通所支援で行うよりも、より多くの側面でアセスメントを実施する必要があります。つまり、子どもの実態を把握すること、保護者の希望を把握することに加えて、訪問支援先の意向や特徴を知ること、訪問支援先の環境を把握すること、訪問支援先での生活の様子を把握すること等が含まれてくるのです。

事業所において行うことができるものもありますが、対象となる施設に訪問しなければ把握できないことが多いでしょう。保育所等訪問支援では特に訪問して得る情報が不可欠であるので、支援開始前の段階において必ず訪問によるアセスメントを実施するようにしましょう。

また、ここでは、情報を収集したり、把握するだけにとどまらず、ニーズや情報を整理し、まとめる段階までをアセスメントに含めるものとして考えています。それぞれの段階を以下に①～③として紹介していきます。

2 アセスメント項目

①情報収集する内容

ア. 子どもに関すること

【発達面の把握】

- 認知発達
- 運動発達
- 過敏さなど感覚面の特徴
- 対人・コミュニケーション
- 日常生活動作の状況
- 生活リズムの把握
- 遊びの特徴

児童発達等通所支援で行なっている
実態把握手法を活用したり、すでに通
所支援を利用している場合には、担当
者からの情報収集による方法も含まれ
ます。

【生活の様子】

- 登園・降園の時間
- 登園方法：保護者の送迎、スクールバスの利用等
- 他の支援サービスの利用状況

相談支援事業所からの情報提供を参考
にすることができます。

【訪問支援先での生活の様子】

- 対人関係：友達との関係、先生との関係

- 集団生活：集団参加、集団行動
- 日常生活動作：排泄、着替え、食事
- 遊び：自由時間・休み時間の様子、遊び相手、遊びの内容
- 行動の様子：集中力、落ち着き、他者への関わり、パニック、こだわり、その他の行動上の課題

訪問支援先を実際に訪問して、行動観察等により把握します。
例えば、日常生活動作や対人関係などであっても、通所施設や家庭で把握できた状況と同じ姿であるとは限らないので、施設での状況を把握すること。

【子どもの意見】

- 子ども自身の困り感
- 自分の生活の場において訪問支援が行われる事について

自己理解の様子や自尊心の状態を把握すること、また、意見表面権としての尊重も含め、配慮と支援が必要です。本人が訪問支援を拒むことがあれば、訪問実施を保留することも必要です。

イ. 保護者に関すること

【子どもに関すること】

- 気になっていること
- 困っていること
- 希望

【訪問先施設に関すること】

- 期待や不安
- 希望
- 園や担任に対する思い

ウ. 訪問支援先に関すること

【先生からの聴取】

- 対象となる子どもの見立て
- 子どもについて困っていること、課題と感じていること
- 現在行なっている支援方法
- 子どもが成長してきていること
- クラスの課題
- 保護者への思い
- 保育や授業内容の特色、施設の方針

事前にホームページやリーフレット等により、情報収集をしてから訪問すると話し合いがスムーズに行われることがあります。

【訪問先の環境】

<物理的環境>

- クラスの規模：子どもの人数、支援児の有無
- 担任の先生の人数、介助員の有無
- 1日の流れ、時間割
- 施設の作りや、教室の位置の特徴
- 特徴的な行事、とりくみ

在籍しているクラスだけでなく、全体の雰囲気や、対象児童との関わり等も把握するように努めましょう。

<人的環境>

- 訪問先の雰囲気
- 指導・保育方針の特徴
- 他児の様子や、関わり、本児の受け入れ
- 他のクラスの先生の関わり等

いわゆる“口コミ”や先入観に左右されることなく、冷静に判断することが求められます。特に保護者からの情報だけでは先入観を持つことは控えたいところです。

②得た情報をまとめること

- ・ 子どもの強みと課題となっていること
(発達上の、集団生活上の、それぞれについて)
- ・ 保護者のニーズの現実性・妥当性
- ・ 保護者の思いと訪問先機関の思いのズレの有無と様子
- ・ 訪問先施設の管理者と現場とのズレの有無と様子
- ・ 訪問支援を行う際の方向性、戦略、目標、立ち位置等

①(1)～(3)の各項目ごとに得られた情報を踏まえて、情報をまとめる段階です。

③検討し、決定すること

- ・ 支援目標：長期目標、中期目標、短期目標
- ・ 訪問頻度
- ・ 支援方法：直接介入の方法として、行動観察と個別対応がある。家族支援の在り方について
- ・ 支援期間の目安

①で得た情報を踏まえ、②でまとめたものから、ここで③具体的支援内容を決めていきます。当然、この内容は、個別支援計画に落とし込まれていくものです。

V ニーズの把握

アセスメントでは、相談支援事業者が聞き取った事を更に聞くことがないよう事前に保育所等訪問の児童発達支援管理責任者や訪問支援員が、相談支援事業者が聞き取ったアセスメント内容を聞いておく必要があります。アセスメント後、各ニーズ整理やニーズのすり合せを行います。

1 保護者のニーズ

保護者のニーズの多くは、集団の中での子どもの発達の遅れや集団参加ができないことへの不安が大きく、「具体的に訪問先の担任に○○活動への参加の仕方など教えて欲しい。」「子どもに日常生活の中での動作を教えて欲しい。」「友達とコミュニケーションができるようになって欲しい。」など地域の集団生活の場での適応に関するニーズが多いでしょう。また、障害種別によって、少々異なることがあります。例えば、肢体不自由児であれば、トイレや着脱の介助の方法だったり、食事の仕方、自助具の提案や授業(保育)時の姿勢保持や歩行についてなど支援の仕方を具体的に伝えてほしいというニーズがあります。

また、担任または保育所等と子どもの間に何らかのトラブルが生じ、その間に入つて何とかしてもらいたいと問題解決のために利用を希望するケースも少なくありません。それは、訪問先からもニーズとして挙がることもあります。

両者の関係修復は大切なことでありますが、訪問先に対して保護者の代弁者にならないよう中立・公正な立場で関係を修復し、保育所等訪問支援がスムーズに運ぶように気を付けなければならぬところです。

保護者のニーズと本人のニーズがかけ離れていないか、訪問先との関係などを確認する必要があるので、保護者からじっくり聞き取ることが大切となります。

保護者へのアセスメントは、事業所に来所してもらって実施してもよいです。しかし、保護者に対して事前に聞き取っている内容と重複する内容を再度確認することのないように配慮したいものです。その為には受給者証を取得する為に実施したアセスメントの情報が相談支援事業所から、保護者の同意を得て予め保育所等訪問支援事業所にも引き継がれていることが望ましいと言えます。

2 子どもの発達ニーズ

IVでも述べたように、訪問先となる保育所・学校などへのアセスメントについては、現場訪問で実施する必要があります。これは直接保育場面などで子どもの行動観察をした上で、担当職員との話し合いが必要になってくるからです。話し合いは、子どもが活動している時間帯では難しいと考えられるので、お昼寝の時間や放課後などの子どもが帰った後の時間帯に実施するとよいでしょう。訪問先機関とよく相談をして時間帯を決めていきます。

予め子どもの行動観察と、現場職員の聞き取りが同一日に実施できるよう日程調整をしておくことが必要ですが、訪問先との調整については、児童発達支援管理責任者が行い、訪問には実際

に支援を行う訪問支援員が同席して実施すると、訪問先との信頼関係を築くきっかけにもなります。

対象となる子どもの多くは、自分のニーズを話すことができないため、保護者・医療機関・訪問先・相談支援事業者などの情報を念頭に置きながら、子どもを観察し、情報を共有し、整理することから始めます。そこから発達ニーズが見えてきます。本人の発達ニーズが、どこにあるのかをしっかりと見極めることが個別支援計画にも反映され、実際の支援の指標となっていきますこの点は、通所による発達支援を変わるものではありません。

また、自分の思いを話すことができる子どものニーズを聞き取ることはとても大切です。しかし、本人ニーズと保護者や訪問先ニーズと異なることもあると思われますので、子どもからの聞き取りのほか、保護者・医療機関・訪問先・相談支援事業者などからの情報も併せて聞く必要があります。保育所等訪問の児童発達支援管理責任者や訪問支援員は、障害特性に応じた高い専門的知識が必要となってきます。

3 訪問先の支援ニーズ

訪問先には、保育所等訪問で行う支援の内容ができるだけ丁寧に説明しなければなりません。ここで丁寧に説明を行うことが、受け入れる側の心情的な抵抗感を減らし、関係構築を行っていく上で大変重要になります。

アセスメントの段階で相談支援事業所が、保育所等訪問事業所と連携しながらコーディネートを行い、保育所等訪問の意義の説明を丁寧に行い、訪問先の不安を解消することで理解を求めていく事も必要です。

まずは、訪問先の立場に立って、担当者の困り感や保護者対応で感じている難しさを共有し、訪問することが訪問先にとってもメリットがあると感じてもらうことが大切となるでしょう。

また、訪問先の対応がうまくいっていて、保護者が感じている心配が不要であり、指導の必要性が感じられない場合もあります。訪問先の様子を十分把握し、支援の必要性の有無を適切に判断していく事も重要となります。保育所等訪問支援が必要ない場合も保護者の納得が得られるよう、訪問先での子どもの姿を丁寧に報告するなどの対応が保護者の安心感につながります。相談して良かったと、保護者が思える対応が重要です。

訪問先に支援に入るには、最初に日時の調整を行います。それまでに、個別支援計画(保育所等訪問支援計画)を立案し、保護者に提示し押印をもらい、その計画を訪問先と共有するための了解を得ておきましょう。その上で、訪問先と情報共有の承諾をもらい、個別支援計画に沿った支援を展開していきます。

訪問先の支援ニーズは何なのか、どの時間、どの場面、どの活動、どんな行動に支援ニーズがあるのかなど保護者・訪問先・相談支援事業者・保育所等訪問支援の児童発達支援管理責任者から聞き取り、個別支援計画に盛り込むこともあります。

訪問にあたっては、訪問支援員の身分証明書の着用することに留意しましょう。また、保育や授業を妨げてはならないことを心がけておきましょう。

4 各ニーズのすり合せや調整

保護者、子ども、訪問先のニーズが必ずしも一致するわけではありません。先にも述べてきたように、互いの思いが違っていたり、子どもの発達ニーズの理解が異なることもあるので、三者のニーズのすり合せが必要になってきます。そのためには、やはり、じっくりと訪問先で子どもを観察した上で、三者のニーズのすり合せが必要となります。

VII 個別支援会議（事前連絡会議）の開催

個別支援会議については保護者、事業所の児童発達支援管理責任者と訪問支援員、訪問先からは担任と主任もしくは所長が出席して実施することが望ましいです。できれば、相談支援事業所も参加するとモニタリングにも生かせるでしょう。この個別支援会議では、児童発達支援管理責任者が個別支援計画の原案に沿って会議を運営し、支援の目標設定、そして具体的な支援の方法や時間帯などの開始に向けた最終確認の場となる重要な会議として位置付けられています。

ここまで障害児支援利用計画作成後の事業所と保護者の契約・個別支援会議までの流れを説明してきましたが、契約に結びつくまでにも、事前連絡会議やサービス担当者会議などの場面で事業所は関わっており、この部分に関しては無料のサービスとして動いていることになります。事前に行っているアセスメントや事前連絡会議、サービス担当者会議の部分も障害児支援利用計画作成の一環であり、その報酬も利用計画作成費に含まれていると思われます。しかし、アセスメント後に他の支援方法を検討したり、訪問先の理解協力が得られず実施しないという場合もあります。また、幼児期の子どもや保護者を取り巻く生活環境は、大人の場合と比べて目まぐるしい変化があり、一年経つと子どもの状態も大幅に変わっていきます。アセスメントや個別支援会議を度々行うことも必要であると言えるでしょう。

VIII 保育所等訪問支援計画書（個別支援計画書）の作成

1 訪問先での支援目標、支援内容の合意

アセスメント後、保護者ニーズ、子どもの発達ニーズ、訪問先のニーズの整理をし、子どもの状況を把握したうえで、訪問先での支援目標を決め、個別支援計画を作成します。その際、保護者から支援内容に対しての合意を得なければなりませんので、事業所に来てもらって、個別支援計画の説明を行います。その後計画書に署名・捺印してもらいます。

2 保育所等訪問の個別支援計画の様式について

基本的には、児童発達支援の個別支援計画の様式を利用しても良いです。訪問先の保育計画や教育計画などの様式を参考にしながら、子どもに合わせて修正していく事も必要かもしれません。

3 具体的な個別支援計画の作成について

【総合的な支援の方法】

- ・ 個別支援計画書には、相談支援専門員のアセスメントと児童発達支援管理責任者のアセスメント後に、長期(一年くらいを見通した期間)の総合的な支援の方針を立てます。
利用児にとって、今抱えている課題を含めての支援の方針を大きな目標として考えていきます。

【ニーズ】

- ・ 利用児のニーズは、本人の立場に立って本人のことばで書くと良いでしょう。
- ・ 利用児の状況をよく観察したうえで、保護者や関係機関からのアセスメントから利用児のニーズと思われるものを書きます。
- ・ 保護者のニーズは、アセスメントの中から、特にニーズの高いものを2~3ヶをピックアップして、選んで書いていきます
- ・ 訪問先ニーズは、支援ニーズの時間帯や場所、行動、活動内容等により必要ならば、利用児のニーズ欄のところに書いても良いでしょう。かなり具体的な支援ニーズであれば、解決すべき課題の項目に書いた方が良いと言えます。課題を見える化しておくと良いです。

【訪問頻度】

訪問頻度は、利用児の状況によって差があります。利用児や保護者、訪問先等をしっかりとアセスメントしたうえで、利用児に合った頻度とし、まずは3ヶ月をめどに実施し、再評価を実施するのが望ましいと言えます。

個別支援計画は、6か月に1回以上の見直しが必要とされていますので、保育所等・学校などの学期がわりに合わせて期間を調整することで、訪問先の保育計画などとの整合性が高まることも期待できます。

- ・ 訪問頻度については、おおよそ1ヶ月で2回として想定されています。しかし、利用児の状況によっては、訪問支援が毎週であったり、1か月に1回、1学期に1回などの支援も考えられますので、アセスメントをしっかり行い、各ニーズに基づき、柔軟でタイムリーな調整が必要です。

【解決すべき課題】

- ・ 課題は、支援期間の目安によっては、短期間に効果の上がるもの、解決できるものなどを選択します。

【支援目標】

- ・ 支援目標は、「解決すべき課題」の中からスマールステップで短期間に効果の上がるものや解決できるものを選び書くようにすると良いでしょう。特に目に見えて変化のわかる課題を選択

すると良いと言えます。そうすることで、成果を確実に共有でき、訪問先や保護者との信頼関係を結ぶきっかけとなっていました

【援助内容】

- ・ 援助内容は、さらにより具体的にどこの場所で、どの時間で、どんな活動(授業)で、どんな教材・自助具を使用してなど、訪問先や保護者に伝えやすいように書くことで、どんな支援をしてもらえるのかを分かりやすく伝えることが可能になります。

【評価】と【今後の取り組み】

- ・ 解決すべき課題を支援した結果について、具体的に評価し、全体評価を行ったうえで、今後の取り組みを記入し、保護者や訪問先に伝えていきます。

VIII 訪問支援の実際

1 訪問日の調整

支援に入る訪問日を電話連絡等で、訪問先と日時の打ち合わせを行います。訪問先の都合に合わせながら、支援計画の中で必要な時間帯、例えばグループ指導の時間、給食時間、体育の授業など、訪問先で困っている時間帯や子どもの支援のいる時間に行くよう調整をします。

2 訪問支援内容の検討

① 観察

初めは、対象児の様子を観察することから始めます。障害特性に応じた支援の仕方を考慮しながら、何が課題なのかどこを支援すればよいか、集団の環境、保育・教育場面の把握、担任との関係、担任の子どもに対する接し方や話しかけ方、位置関係など細かく観察します。

② 子ども本人への直接支援

行動観察を行うこと自体も直接支援に分類されます。行動観察の他に、直接訪問支援員が介入したり、関りを持つことが望ましい場合には、支援が必要な時間帯に訪問先に行き、集団生活への適応や日常生活動作など、支援の仕方を考慮しながら直接関わっていきます。特に集団場面では、集団の流れや雰囲気を阻害しないように意識しながら支援していく必要があります。

また、自由遊びなどの時間に取出して、対象児のもつ課題にアプローチしていく、担任と一緒に支援を行っていくことで、担任へ直接伝えることもできます。

③ 施設職員への間接支援

直接支援により得られた提案や、実際に関わって得られた成果、対応方法、支援方法などを担任をはじめとした職員に伝えることを、間接支援と呼びます。また、学習発表会や運動会などの参加方法の検討、練習方法の検討なども保育所等の生活を支援する上では、必要なこととなります。

また、通所支援などで実施してきた支援の内容を、保育所等の担任に伝達して支援方法を訪問支援員と共有する事もできます。

④ 環境への間接支援

保育環境や教室の環境を見直し、机の位置や本箱の位置など具体的に提案することも、生活環境に訪問し、環境を共有するからこそできる、保育所等訪問支援の特徴的な間接支援の一つです。友達関係などもみて、席順などに配慮することを伝えることもあります。

3 支援の記録

個別支援計画書の支援目標に基づいて支援したことや対象児の様子、先生に助言したことなどを具体的に記録に残します。保護者の了解を得て、支援内容や対象児の様子の写真を撮り記録に残す事も、後になり相手に伝えやすいですので、活用できる場合には活用しましょう。

4 訪問先への報告

訪問先とは、なるべくその日のうちにカンファレンスを行い、間接支援を行うことが望ましいです。必要に応じて、次回訪問の時に記録を渡すことも親切かもしれません。

5 欠席時の対応

児童発達支援とは違い、欠席時対応加算がありません。保護者や訪問先と連絡を密にしておかないと、訪問先へ行ってから初めて休みということがわかることがありますので、連絡方法を確認しておくと良いでしょう。

IX 保護者への事後報告

子どもに対する支援と同様、保護者に対しても柔軟な支援方法を工夫していく必要があります。方法およびそれぞれのメリット、デメリットを紹介します。良く考慮し、保護者や子ども、解決すべき課題などに応じて、組み合わせて使用してみてください。

- ・ 直接支援・個別対応に同席してもらう：実際の支援を見てもらえるので、理解と納得を得やすいと言えます。反面、保護者がいることによる、対象児と周囲への影響が生じるおそれがあります。
- ・ 直接支援・行動観察に同席してもらう：保育参観をする形になるので、生活の中の様子と一緒に見ながら、タイムリーに子どもの様子や訪問先の取り組みを説明することが出来ます。反面、上記と同様の影響は生じます。
- ・ 間接支援の場に同席してもらう：訪問支援員と訪問先が進めている内容について、保護者も意見を述べ、参画する事が可能となります。保護者が同席することにより、話題が多少制限される可能性が生じることはデメリットとして挙げられます。

- ・ 別途に面接の機会を設ける：保護者とじっくりと話し合いができる、保護者のペースで話をすることができます。静かな環境を用意することも可能となります。反面、現場とは距離ができるので、タイムラグが生じたり、現場を共有できなかつたりする点に注意が必要となります。
- ・ 電話やメールを活用する：保育所を利用している子どもの場合、働いている保護者が多く、電話での報告が18時以降になることが多く、職員にとっては時間外の仕事になってしまいます。そのため、メールで報告する方法もあります。支援内容や訪問先の様子など訪問直後に、タイムリーに伝えることができるので、保護者との信頼関係につながることはメリットと言えます。
- ・ ノートや記録をやりとりする：口頭での会話・面接だと、忘れてしまったり、聞き逃してしまったりするリスクがありますが、形として残るので伝えたいことを正確に届けることができます。記録の役割を担うこともできます。一方で、作成には負担が生じることと、やりとりの手段に工夫が必要となる点はデメリットであると言えます。

以上のような多様な方法をとることで、保育所等訪問支援で実施している支援内容を報告することに加えて、家庭生活で活かせるような内容の話をしていくことが重要であり、保護者支援の一翼を果たしていくことでしょう。

X 保護者への実績記録票の確認・押印

訪問支援が終わった後には、実績記録票に確認と押印が必要になる点は、児童発達支援や放課後等デイサービスと同じです。働いている保護者の多くは会えないこともあるので、実績記録票の確認と押印が遅れてしまうリスクがあります。訪問先で会えると良いですが、思うようにはいかない場合が多いです。実績記録票や報告書を封書で送り、送り返してもらう方法を取るようになるなど工夫が必要となるでしょう。

XI 個別支援計画に基づくモニタリング

個別支援計画は、6か月に1回以上のモニタリングが必要とされていますので、年度途中でも同様ですが、保育所・学校などの学期がわりに合わせて期間を調整して、「3月見直し→4月実施→9月見直し…」とすることで、訪問先の保育計画等との整合性が高まることが期待できます。

また、制度を活用するためには、2ヶ月～3ヶ月毎に実施するモニタリングによって頻度を見直すなどの柔軟な対応も必要となります。

XII 訪問頻度と終了のポイントおよび支援の引き継ぎ

実施頻度としては、「2週に1回程度を目安」とされていますが、対象となる子どもの「状況、時期によって頻度は変化」ともされています。実際には対象となる子どもの状況によって、頻度は個々に検討されるべきでしょう。相談支援事業所との協力体制の下でアセスメントを行うとともに、その評価に基づいた障害児支援利用計画の中で適切な頻度が設定されることが望ましいと言えます。

また、保育所等訪問支援の提供によって、集団参加の状態が好転されれば頻度を減らすことも可能です。一方で、集団参加の困難さが増している時には、頻度を増やすことも検討されるべきでしょう。いずれにしても、子どもの状況、訪問先施設の状況、保護者の状況、解決すべき課題に応じて、柔軟な検討ができる特徴を活かした頻度設定が行われると良いでしょう。

終了のポイントは、次のようなことが考えられます。

①目標が達成された時

②状況が変化した時：就学や、転園・転校など現在実施している機関へ通うことがなくなった場合が挙げられます。

③当初から想定しておく：あらかじめ「年度末」「開始から1年後」というように終了の期限を設けておくこともできます。

いずれの場合も契約書や重要事項説明書などに明記し、転園や転校については相談支援専門員とともに連絡を確実に行うことが必要であると言えます。

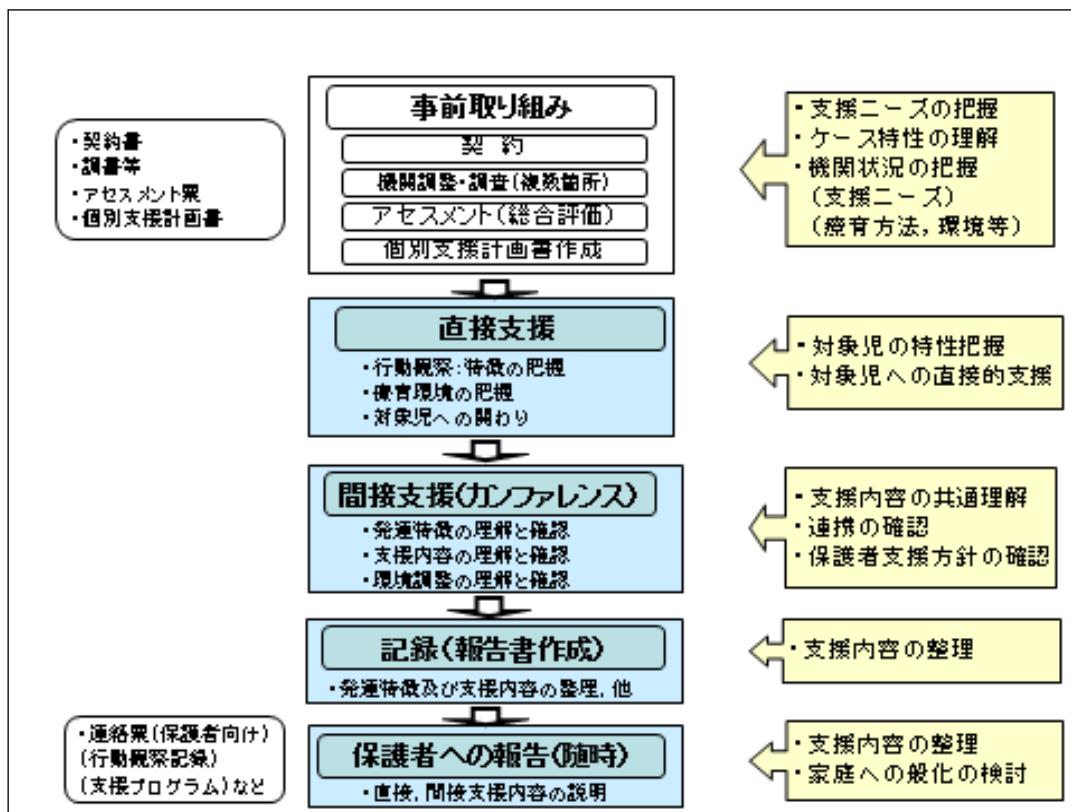


図4：保育所等訪問支援事業の一形態

第4章 事例集

I 知的障害を伴う自閉症スペクトラムAさんの支援

1 支援対象

地域の公立保育所の年中児Aさん

2 保育所等訪問までの流れ

- ① 保護者から保育所等訪問の依頼があり、障害児相談支援事業者により利用計画案を立てる。
その際アセスメントに訪問支援員も参加する。
- ② 市町村で支給決定する。
- ③ 受給者証を取得した後、保育所等訪問事業所に連絡する。
- ④ 保護者との契約
- ⑤ 保育所との情報交換・打ち合わせ

3 保育所でのアセスメント

(1) A君の様子

- ① 受け身タイプで、他児と関わることもなく、席に座っていることが多い。しかし、目はうつろで、椅子坐位姿勢も猫背になり、顎は上向けである。子どもらしい生き生きさが感じられない。
- ② 場面緘黙があり、ほとんどしゃべらない。1対1で大人が接すると、大人の発した言葉をオーム返しすることはある。身体を使った遊びは好きで、園庭のジャングルジムの上り下りはできる。
- ③ クラス活動は、よく年長児が本児の世話をしてくれている。同年齢や年下の子とは関わろうとせず逃げてしまう。
- ④ 自由遊びは、他児と関わることがほとんど見られず、一人で怪獣のフィギュアを並べたり、園庭では、好きなジャングルジムや滑り台をしたりする。
- ⑤ 排泄は、洋式トイレのみ排尿する。立たせてさせようとしても嫌がる。

給食は、食材を噛み切ることができず、丸呑みになるので、一口大に切ってあるものをお盆にセットされている。スプーンは、回内持ち三指ですくって食べるが、皿を持つことはない。

(2) 保育所の環境

住宅街にある。Aさんのクラスは、二階にあり、25人クラスで縦割り保育である。同じクラスに個別配慮児（障害認定児）が4人いて、2対1対応になっている。

4 支援の方針

(1) 総合的な支援方針

Aさんの特性や発達段階に合わせながら援助することで、興味関心や取り組める活動、できることも増えて楽しい保育所生活を送ることができる。また、環境調整を行うことで、自分の気持ちを表情や言葉にだし、友だちと遊びの場面を共有できるようになる。日常生活動作もAさんの巧緻運動・粗大運動発達をみながら、取り組み易い支援を行う。

(2) 支援目標

- ① 生き生きとした園生活をおくる。
- ② 場面緘默があるので、お友だちと会話をしてほしい。(母)
- ③ 食事や排泄を一人でできるようになって欲しい。(母)

5 訪問支援内容

(1) 支援経過

【1か月目】

1回：保育所での観察を行う。食事の状況を見る。椅子坐位での姿勢保持ができず、猫背になってしまう。本児のこだわり(洋式便座での排尿、物を並べる、場面緘默など)もあり、4月時点の状況が12月になっても変わらない状況である。
給食は、フォークを使い完食するが、犬食いになりやすいので、皿を持って食べるよう担任に指導してもらうと、2週間で身に付く。

2回：自由遊び時に訪問支援員が1対1で関わり、言葉を引き出す。

丸飲みになりやすいとの事で、食事形態は一口大である。食材を自分で噛み切って食べるよう促す。

本児だけお盆に乗せて食べていたので、他児と同様にお盆無しで食べるようする。

【2か月目】

3回 洋式トイレで座ってしか排泄しないとの事で、①洋式トイレで立って排尿する②男子トイレで立って排尿する③男子トイレで排尿できるようになったら、お尻を出さないで排尿できるようにしていく事を伝える。

4回 エジソン箸を使って食べる練習をする。担任に促されても持たなかったが、訪問支援員が持たせると、持つて食べるようになる。

(2) 給食場面における変化



(1回) 目線がうつろで、生氣があまりなく笑顔が見られない



(2回) 本児だけが、お盆にセットされた食事を運んでいる 全部一口大になっている。



(3回) 一口大に切らずに、フォークで切ったり歯で切ったりして自分で食べるよう促す



(4回) 初めてエジソン箸を使って食べ集中して食べる

(3) 姿勢保持における変化



すぐに骨盤が後傾し崩れてしまう



背もたれに厚手の本を入れる



注意を促すと姿勢を正す

(4) その他の変化

(表情)



視線も合いにくかった本児が、徐々に言葉も出てきて、みんなの前で返事ができるなどの変化が見られ、表情もとてもよくなってきてている

(排泄)



洋式トイレにこだわっていたが、洋式トイレで立っての排尿から男子便器での立位の排尿ができるようになる

6 緒め

現在、引き続き保育所等訪問を行っている A さん。こだわりからくる初めての事への不安から、嫌がったり、暴れたりしていた。訪問支援員が、訪問先の担任の A さんに対する困り感を聞き、A さんへの支援内容をわかりやすく話し、時には、一緒に接してみることで、A さんのできることや苦手なことを理解してもらった。

担任が、A さんに根気強く支援してくれたおかげで、A さんは短期間に抱えていた課題（排泄・食事・姿勢保持・場面緘默など）を徐々に解決していくことができ、次のステップを踏むことができた。

保護者は、A さんの写真入りの報告書を見て、保育所での様子を初めて知り、出来るようになったことを褒めてあげ、良い親子関係を築いている。保護者にとっても訪問先にとっても 報告書は子どもの成長の証しの一端を担っていると思われる。

場面緘默は、徐々になくなり、みんなの前で返事ができたときは、先生全員が、びっくりして拍手したほどであった。また、保育所でも言葉は出てきており、2~3語文を話すが、会話にはなっていないなく、まだオーム返しも多い。身体を使った遊びは好きだが、いつもパターン化している。他児と交わって遊ぶことはほとんどない。このように課題は多いが、新たな本人ニーズや保護者ニーズ、保育所ニーズを探りながら、支援を行っていきたい。最後に、A さんは、療育手帳 A を取得していたが、保育所等訪問を行ったことで出来ることが増えたこともあり、療育手帳 B になったと保護者より報告があった。

保育所等訪問支援計画書

事業所名 ()

利 用 者 名	作 成 年 月 日	児童発達支援管理責任者名	管 理 者	訪問支援員
Aさん	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇 〇〇 印	〇〇 〇〇 印	〇〇 〇〇 印

総合的な支援の方針	利用者のニーズ
	<p><本人>・お友達や先生ともっと自分から話したい。 ・先生やクラスのお友達ともっと仲よくなり、楽しく過ごしたい。</p> <p><保護者>・訪問支援員や担任から〇〇さんにいろいろ教えて欲しい。 ・家庭以外でももっとお話ができるようになって欲しい。</p>
	<p><u>訪問頻度</u> 1ヶ月目は2回2か月目より様子を見て調整 ※3カ月の終わりに再評価実施</p>

	解決すべき課題	支 援 目 標	援 助 内 容	評 價
1	保育園での様々な活動を通して、挨拶など言葉で伝える、	〇〇さんの保育所での環境を整えることで、動作や発語で挨拶ができるようになる。	朝の集まりなどで、大きな声で返事が出来たり、自分の要求を言葉で伝えることができる。	
2	生活面（特に食事など）の食物形態の調整	〇〇さんの摂食機能を見極め、咀嚼力にあった食物形態を考え、自A助具を考え、食べることができる。	食事の場面で、〇〇さんが一人で食べられる硬さを見極め、食物形態を考える。また、皿や茶碗をもって食べるようにして、姿勢保持を行うよう伝える。	
3	ルールを覚え、手順を守りながら積極的に保育所生活を送る	活動の準備や片付け等を積極的に行うことで、スムーズに活動や集まりに参加できる。	〇〇さんが理解しやすい声掛けで約束事や手順を伝える。さらに、取り組みやすい流れを担任に伝える。	

全体評価・今後の取り組み

同意書 〇〇年〇〇月〇〇日

保護者名 _____

印

II　自傷行為・他害のある自閉症スペクトラムBさんの支援

1 支援対象

地域の認定こども園の年少児Bさん 男児

2 保育所等訪問までの流れ

- ① 保健センターからの紹介で児童発達支援の個別指導を受けていたが、障害児相談支援事業者からの情報で、保育所等訪問を知り、希望が出る。
- ② 保育所の様子を見るため、児童発達管理責任者と相談支援専門員と状況把握とアセスメントを行ってくる。
- ③ 利用計画案を立て、申請、市役所で支給決定される。
- ④ 受給者証を取得した後、保育所等訪問事業所に連絡する。
- ⑤ 保護者との契約
- ⑥ 保育所との打ち合わせ・情報共有
- ⑦ 保育所等訪問支援計画書作成

3 アセスメント

(1) 認定こども園の環境

法人立て園庭が広い。砂場、ブランコ、築山、室内プールも完備されている。Bさんは、0歳児から入園している。

(2) クラスの環境

年少クラスは、24人一クラスで、男女比は14対10。年齢別クラス編成で保育が行われている。1対1で保育士が付いている。

(3) Bさんの様子

Bさんは、1歳後半より自傷・他害が見られたため、年少クラスでは加配保育士がほぼ1対1で付いている。年少になり、自傷行為は少なくなってきたはいるが、他児の大きな声やスピーカーから大きな音が聞こえると、担任や近くの他児に手が出てしまうことがある。

集団生活では、待つことや先生の話に注目する時間があるが、先生と二人で、保育活動を一番最後に行ったり、クラス活動では、教室の後ろで先生と二人で過ごしたりすることがほとんどである。お昼寝時に自慰行為が見られることもある。

給食は、偏食があり生野菜が嫌いである。左利きでスプーンを使うが、右手が手掴みになる。言葉は、DVDのせりふを2語文で言うことがあるが、生活場面に使うことはない。日常生活での指示理解は多少あるが、必ずしも指示に従えるわけではない。着席行動は苦手で、すぐに離席してしまうことが多い。その都度担任が連れ戻している。

4 支援の方針

(1) 総合的な支援方針

Bさんの障害特性と発達段階に合わせながら、興味関心、取り組める課題を広げ、楽しく保育所生活を送る。Bさんの気持ちを代弁し環境調整を行うことで、自分の気持ちをコントロールしながら、友だちと同じ 場面を共有することができる。

(2) 支援目標

友だちと一緒に楽しく遊びたい。(本人) 着席して、給食を食べて欲しい。(保護者) Bさんの特性に合った参加の仕方で楽しく園生活を送って欲しい(保護者)

5 訪問支援内容

(1) 支援経過

【1か月目】

1回：保育所での行動を観察する。本を見ているときは、着席行動が可能。手の過敏性が見られ、ふわふわのぬいぐるみは、嫌がる。ゴム製のボールはしばらくの間持つことはできる。ズボンの上げ下げは、大人の手添えが必要である。自由遊びで、ボールプールに誘うと笑顔で中に入り、ボールを動かしたりして楽しむことができる。遊びの終わりは、時計の音楽を鳴らして知らせると切り替えることができる。

2回：朝から気持ちの切り替えが難しい日である。トイレに行くことを嫌がる様子が見られたので、トイレは、便器の前で10カウントだけ数えて終了とする。支援員が、Bさんに感覚刺激の提供を行う。(上下、左右の揺れ、体への触圧刺激) そうすることで、Bさんが体操の列に入り、笑顔になることができる。給食の途中で、背中をトントン叩くように、先生の手を取り背中に導く。眠たくなると、動作言語で知らせること。好きな水槽を見に行き、覚醒を上げる。

【2か月目】

3回：プール遊びの日である。遊戯室への移動時拒む様子があり、先生と支援員が音楽に合わせて、Bさんの好きな圧触覚を身体に与えると、笑みが見えてくる。着替えも時間が掛かるが、多少の協力動作が見られる。プールの中では、先生に仰臥位で左右に揺らしてもらうと、笑顔が見られる。給食は、浅皿では食材がすぐにこぼれてしまうので、深碗にする。手づかみもあるが、すぐおうとする。

4回：園庭で運動会練習；年長児と一緒に手をつなぎ、歩くことができるようになる。一緒に歩く子には、他害はない。園長先生の話の時には、途中座るが、離れることはない。嫌なってくると先生抱っこを求めてくる。先生もすぐに抱っここの要求をかなえようとして、様子を見るように伝える。Bさんはしばらくするとあきらめて先生と手をつなぎ、何とか待つことができる。

【3か月目】

5回：取出し保育を提案する。待たせることや我慢することが多い集団生活の中で、3~4人の小集団を作り、10分くらいを目途にミニサーキットや個別課題をする。そこで、体幹をしっかりとすること、セラピーボール上に腹臥位で乗せて、床に手をついたり、輪投げの課題を増やしたりする。10分くらいであれば、集中して取り組むことができる。



ミニサーキットを先生とする



セラピーボール上で輪投げに挑戦

6回：取出し保育は、先生が考えて、形を変えながらもできる日にはしてもらう。これまで、雲梯 ができなかったので、室内鉄棒を使って握力を付けること、その他、平均台、トランポリン、トンネルなどを取り入れて行う。

よく絵本を見ることが多いので、物の名称がわかるものもあると思い、トイレ・教室・遊戯室・園庭・水槽・先生の写真カードを作ってもらう。朝の挨拶は、輪の中からはずれていたが、輪の中に入れてみると、椅子座位で立つことも少なく輪の中にいることができる。

【4か月目】

7回：トイレ・教室・遊戸室の前にカード入れを作ってもらう。先生が行く場所のカードを見せる と、カードを持ちながらその場所に行く。「カード入れに入れて」と伝えると、カード入れの中にカードを入れることができる。カードは、写真カードも絵カードもわかるので、日常生活の中で使うカードを作ってもらう。取出し保育は定着している。また、給食も先生が付いているが、一人で皿に食材を入れ、自分の席に戻ることができる。



トイレ前でトイレカードを入れる

お部屋の前で部屋のカードを入れる

8回：カードの使い方がわからないということで、先生に使い方と一緒にしながら伝える。好きな絵本、行きたい場所、先生や家族の写真を用意してもらう。まず、カードから自分で絵本や遊具を選ぶところから始める。しかし、せっかく選んでもその絵本や遊具が部屋にないことがあり、直ぐにBさんの願いが叶わなかったので、まず部屋に置いてあるカードを用意することを伝える。



椅子に座るカードを見ながら座ることができる



色々なカードに興味を持ち、貼ったり外したりする

9回：先生と一緒にカードの使い方を知らせる。職員の余裕がない、うまく使えないことが多い。『先生 + ○○ + ちようだい』というPECSを使いはじめると、Bさんが、自らカードを変えて、見たい絵本や遊具を先生に要求する場面が出てくる。Bさんの要求がスムーズに先生に伝わり、それがすぐに叶えられることが、PECSの使い方を早く身に付ける方法であることを伝える。言葉は先生が代弁してあげる。



る

鉄棒でのぶら下がりが上手にな



①写真カードから読みたい本を選ぶ



②PECSを使って、先生に要求を伝える



③先生がBさんの言葉を代弁してあげると、欲しい絵本を取りに行く。

6 まとめ

本児は、自傷・他害があったが本人の気持ちや要求、言いたいことを代弁してあげることで、徐々に少なくなってきた。また、触覚過敏があり、好きな感覚を入力することで、落ち着くものが多くなる。保育所等訪問に入る前は、クラスの集まりや、先生の話を聞く時間、手遊びや体操をする時もみんなの輪から離れて過ごしていたが、今は椅子に中に入って座っていることができるようになってきた。それまで「できない」と思われていたことも、ちょっとしたアイデアを担任に伝えることで、接し方に幅が出来てきている。

運動面での取り組みをすることで、普段できない本人の苦手な課題にも挑戦できた。Bさん自身が粗大運動を通して体幹がしっかりとすることで、座位の姿勢もよくなってきた。言葉は、単語がいくつか出てきているが、生活で使われる単語はない。PECSを使うことで、自分の要求が相手に伝わることを理解してきているので、引き続きこども園の中で使っていく必要がある。また、PECSを使うときは、いろいろな配慮が必要なので、これからも課題である。

給食は、現在深皿から角皿を使用することで、こぼすことも手づかみも少なくなっている。角皿は、これまで使用していなかったので、一度試してからこども園で購入してもらう。

保護者は、両親ともにフルタイムで働いているので、夕方以降に訪問してきた結果を伝え、報告書を後で手渡すことにしている。本人が、徐々にではあるが、変わってきていることをとても喜んでおられる。今後の予定として、保護者と一緒に園でのBさんの様子を見てもらい、担任を交えてのカンファレンスをして、保育所等訪問支援計画の見直しをしていきたい。

個別支援計画

2016 年度

1 回目

作成日

2016 年 6 月 10 日

		次回モニタリング時期		20	年	月					
名前	B	生年月日	2012 年 月 日	所属	保育所等訪問支援	契約支給量	月 2 日				
個別担当	○○ ○○		グループ担当								
お子さんとご家族の希望	<p>本人:友だちと一緒に楽しく遊びたい。 保護者:着席してフォークを使用しながら、食事を摂食できるようになってほしい。 Bさんの特性に合った参加の仕方で楽しく園生活を送って欲しい。</p>										
現在のお子さんの様子 発達の全体像	<ul style="list-style-type: none"> ・自傷行為は見られなくなったが、Bさんの嫌いな感覚が入ったり、したくない活動に誘われると、そばに居る先生や友だちに手を出してしまことがある。集団活動には、参加できないことが多く、先生と教室の後方で過ごしている。偏食あり。手づかみになりやすい。排泄は定時排泄可能だが、失禁も見られる。言語は、DVDなどのセリフを言うことはあるが、会話としては成立していない。思い通りにならないと大人に抱っこを泣くことも多い。 										
全体の支援の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・Bさんの特性や発達段階に合わせながら援助することで、興味関心や取り組める活動が広がり、楽しく保育園生活を送ることができる。 ・Bさんの気持ちを代弁したり環境調整等を行う事で、自分の気持ちのコントロールをしながら、保育活動に参加したり、友だちと一緒に遊び場面を共有する事ができる。 ・食事動作や着替えなど、Bさんが取り組み易い環境を整え、援助することで、出来る日常生活動作が増える。 										
長期目標	感覚刺激を入れることで、気持ちのコントロールができ、好きな遊びが増える。集団活動への参加が増え、周りの様子を見ることができるようになり、先生の指示も入	短期目標	<p>自由遊びを通して、感覚遊びを多く取り入れ、Bさんが自分自身の体の使い方を知る。 食事場面では、偏食を少なくし、苦手な人も食べれるようにする。また、手掴みも減らすようお椀を持って食べる練習をする。</p>								
項目	目標	支援内容	支援期間	特別支援 加算担当	振り返り						
遊び	・さまざまな遊びに興味関心を示し、取り組むことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・Bさんの好きな遊びを適宜入れながら、落ち着いて保育活動に参加できるようになる。 ・取り出し保育を行うことで、順番を守る・待つ・体幹機能を高める。 	6か月	OT				達成 継続 見直し			
ADL	・食事、更衣、排泄などの日常生活動作でできることが増える。	<p>【食事】持ち手が太めのフォークを使用し、しっかり把持してバナナ等の柔らかい食べ物を刺し口に運ぶことができる。 【更衣】先生の手添えのもと、下衣の上げ下げができる。 【排泄】定時排泄で里子トイレで成功することが増える。</p>	6か月	OT				達成 継続 見直し			
運動	・座位姿勢保持や立位姿勢保持ができる。また、手先の巧緻動作が向上する。	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭での大型遊具での遊びや遊戯室での取り出し保育の中で、体幹機能を高めたり、粗大運動へのアプローチを行う事で、姿勢変換がスムーズに行える土台を作る。 ・ビー玉落としを使ったブットイン遊びで指先の力をつける 	6か月	OT				達成 継続 見直し			
その他のプログラム	相談援助(療育時、家庭訪問など)	振り返り(全体)							達成 継続 見直し		

同意日 20 年 月 日 保護者氏名 _____ 印 児童発達支援管理責任者 _____ ○○ ○○ 印

振り返り日 20 年 月 日

III 保育園に通う重度重複障害児への支援

1 支援対象

地域の公立保育園に通う年長児 C 君 男児

2 保育所等訪問支援までの流れ

- ① 保育所等訪問支援開始前は、同法人内の児童発達支援センターと連携し、独自事業として年5回の支援を実施していた。
- ② 保育所等訪問支援が開始になったので、4歳時より利用した。

3 アセスメント

(1) 保育園の環境

集合住宅の1階部分に設置されている。園庭、砂場、鉄棒等の遊具も設備されている。

クラスの環境：年長クラスは、20名。担任2名。年齢別クラス編成で保育が行われている。

(2) C 君の様子

1歳児より保育園に通っている。小頭症、先天性脳奇形、視覚障害、脳性麻痺、てんかん等の診断があり、運動面で大きく支援が必要。移動はバギーを使用している。年長になり訪問支援員が変わったことが納得いかない様子で怒りの表情を見せる事もあった。音への反応は良いが情報量が多いと遮断し、寝てしまう傾向にあった。

4 総合的な支援方法

1歳より週1回、A 療育機関でPT・OT、摂食(ST)の指導を受けていたため、必要に応じて生活面へのアドバイスを受けるなど連携を取りながら対応していくこととした。保育所等訪問支援での役割としては、生活場面での対応を中心にして、以下の4点について支援を進めていくことにした。

- ① 感覚刺激の捉え方、対物操作の様子に応じて、保育場面に適応・般化できる方法の検討を行う。
- ② AAC 機器を活用したコミュニケーション手段を検討し、実用に向けて取り組んでいく。
- ③ 室内や外遊びでの参加方法の検討する
- ④ 各種行事への参加方法の検討と補助具等の提案する

5 支援目標（保育園における C 君の課題）

- ① 運動制限がある中で、自発的に先生や友達へ向けてかかわれるようになる。
- ② 雰囲気を感じ取り理解してきているので、保育場面や自由遊びに積極的に参加できるようになる。
- ③ 年間行事にみんなと一緒に参加し、経験できる。

5 支援内容

(1) 支援の頻度

基本的に月2回とする。

(2) 直接支援

①行動観察：生活の様子を観察する。具体的な対応が必要な場合には、直接関りを持つこともある。

②個別対応：別室にて訪問支援員が個別的な関わりを行う。担任もしくは支援員や保護者が同席する。

(3) 間接支援

行動観察や個別対応終了後に、担任と情報交換の時間を持つ。関り方や環境設定等の助言を行った。

(4) 保護者への支援

直接支援・個別対応に同席してもらい、その場で話をしていく。都合がつかずに同席できない場合には、次の個別対応時もしくは、担任に託し様子を伝えてもらうようにした。

6 支援経過

(1) 個別対応による支援

- ① 感覚（視覚・聴覚・触覚等）の受け止め方を把握し、教材や楽器での遊びを通して感覚の受け入れの幅を広げていくことで、物や活動に対する抵抗感を軽減できるようにした。
- ② 好きな感覚刺激が得られる教材を用いていくことで、周囲の状況への気付きや自発的なかかわりを引き出していくようにした。
- ③ AAC機器（ビックスイッチ）の扱いに慣れることや押すことで周囲の人からの反応があるという因果関係を理解し、結果を期待してかかわれるようにした。
- ④ 操作しやすい物の配置等を検討し、同じものを保育場面でも用いることで自発的なかかわりを広げていった。

(2) 生活場面での支援

①コミュニケーション支援（ビックスイッチの活用）

- ・まず個別対応の中で、スイッチを押すと好きな音楽（ようかい体操第一、恋するフォーチュンクッキー）が流れる設定にて活動を行った。その後、保育場面でも取り入れる。友だちからの「聞かせて」という働きかけに応じてスイッチを押す場面も用意した。しかし、友達が集まり、踊ることで、雑然とした状況（情報過多）になり寝入ってしまうことが多く持続的に行うことは難しかった。
- ・「はい」という返事をスイッチに録音し、呼名への返事にも用いられるように個別対応で取り組んで、その上でクラス活動の中でも取り入れていった。呼名への反応は良く、担任と確認ができた。担任は、当番活動でも使用した。出席人数を担任が録音し、他のクラスに行き

スイッチを押すことで報告ができた。友だちからも「すごい」とのリアクションがみられたとのこと。

②自由遊びでの支援

- ・室内遊びでは、部屋の隅で雰囲気を楽しんでいることが多かった。そこで、C君の気持ちや身体の動きを言語化して友だちに伝える（行動や反応の意味づけをする）ことをデモンストレーションし、友だちのC君に対する意識や見方を変えられるようにした。また、動きが制限されているC君の手をガイドして活動参加のサポートも行った。希望児が行っていた感覚遊びへも参加し、野菜をちぎる、においをかぐ等の活動や、調理保育で袋に入れたトマトを押しつぶすことを経験できた。
- ・外遊びは、体調に応じて行うようにした。バギーに乗っての散歩を基本とし、行った先々で友だちの様子や雰囲気を感じたり、関わりを持てるようにした。砂場では、友だちが作った砂団子やおにぎりを手のひらで受け取ること、また、山登り遊びと称し友だちが作った山を踏むことで沈んでいく感覚を体験できるようにした。訪問支援員がデモンストレーションをして、担任に伝えた。

③行事参加支援

ア) 運動会に向けて～ねらい「できるだけ多くの競技に参加する」

担任より運動会の参加方法についての相談があり、参加競技を確認し、参加方法を検討した。

リレー：バギーで参加。バトンは、バギーに筒を付けてそこに入れることで対応

バルーン：風を嫌がる様子がみられた為、個別や日常の活動の中で感覚の受け入れの幅を広げていけるように感覚遊びを取り入れて対応した。

応援：鳴子は手にサポーターを付けて鳴子を挟み入れることで保持できるようにした。

イ) 発表会に向けて～ねらい「友だちと一緒に演奏する」

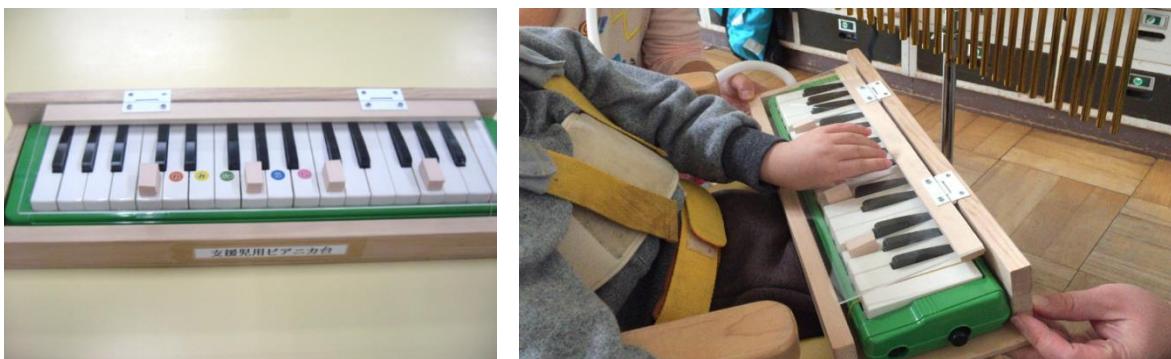


写真1 和音演奏ができるピアニカ補助具とC君の演奏の練習の様子

ピアニカ：意図的に押す動作は可能になったので、C君が押すタイミングに合わせて担任が吹くようにした。また、C君がそのまま押すと不協和音になるため、和音が演奏できる補助具（写真1）を作成した。ピアニカのサイズに合わせてケースを作成し、板を付けて上から押して演奏できるものである。周囲からもピアニカを演奏していることが分かるように透明のアクリル板を使用。演奏曲を教えてもらい、伴奏のコー

ドから共通する音を選び、アクリル板にクッション材を付けて該当する音の鍵盤だけを押せるようにした。

ウ) 卒園式に向けて～進学先と将来の夢を発表する

卒園式には、姿勢への負担を考慮し座位保持椅子で参加することにした。ただし、ビックスイッチを使用するためには天板が必要だが、天板を付けると入場扉を通過できないことに加えて、「C君の顔や姿（正装）が見えるようにして欲しいので、天板で姿を隠さないで欲しい」と保護者と担任の希望があった。天板に代わるオリジナルのビックスイッチを設置できるテーブル（写真2）を作成することで対応した。



写真2 ビックスイッチを設置できる肘置きテーブルを作成

7 C君の集団場面での変化～保護者や担任の先生と確認できたこと

- ① 音や動き等の刺激の多い環境の中でも感覚を遮断して寝入ることなく過ごせることが多くなった。
- ② 特定の友だちの声を聞き分け、ニコニコしながら友達の様子に意識を向けるなど、近くに友だちがいることを心地よく思い過ごせる様子がみられるようになった。
- ③ 操作では、右手よりも左手を使用する傾向があったが、右手も多用するようになるなど、物への関わりに積極性が増した。
- ④ 名前を呼ばれると「アーカイ」（発声）と返事をしたり、大人の会話を聞いて、笑ったり、困った表情をするなど、応答や感情表現もみられるようになった。

8 C君の保育所等訪問支援をふりかえり

- ① 肢体不自由児の場合、姿勢や運動の機能面に始点が偏ってしまう傾向がある。B療育機関と役割分担ができたことで、肢体不自由という特性を持ったC君が、保育園だからこそできる集団参加、保育園生活への参加を検討し実現することができた。
- ② 継続的に支援を行えたことで、それぞれの生活場面で具体的に支援を進めることができた。
- ③ 継続的な支援が保障されていることで、試行錯誤的な取り組みができた。（補助具の作成等）

IV 通常学級において、離室や授業の妨げとなる行動の多さに対応した事例

1 支援対象

公立小学校通常学級および同校内特別支援教室に通うDさん 男児

2 保育所等訪問までの流れ

- ① 幼稚園在園時より当センターでの個別療育を受けていた。就学後も個別指導を受けており、小学校での様子を心配した保護者から支援の希望が出る。
- ② 児童発達管理責任者が小学校内でのアセスメントを行う。同時に、小学校に対して、保育所等訪問支援の趣旨・目的・概要を説明する。
- ③ 保育所等訪問支援を開始する。

3 アセスメント

(1) 小学校の環境

通常学級1年生。1学年3クラス構成。1クラス30名程度。

校内には特別支援学級および特別支援教室が設置されている。

(2) 校内における支援状況

- ① 校内設置されている特別支援教室に週1回午前中に通う
- ② 担任からの要望で、夏休み前から母親が毎日2時間目まで付き添って授業を受けていた。特別支援教室専門員2名や学生ボランティア、スクールカウンセラー等が支援にあたっていた。多くの大人が支援にあたっていたが、支援方法については、統一が見られにくかった。
- ③ 担任からは半ば諦めているような発言が見られた。現状の支援ではうまくいっておらず、なんとかしたいがどうにもならない、どうにかできるなら助けてほしいという思いでいるようであった。

(3) Dさんの様子

①学習面：知的水準は8割～9割程度であるが、個人内差が大きい。聴覚情報への定位・集中・記憶が弱く、授業参加態度に影響していた。参加意欲が低い時には自分の興味関心のある事柄にのめり込み、回避的に好きな読書や描画に没頭する。得意なプリント学習でも、取り組みにはムラがある。

②コミュニケーション面：言葉によるやりとりが可能。相手を思いやる優しさをうまく表現することもできる。情動や疲労の影響によってはやりとりが成立せず、場を乱すような行動に至ることもある。

③行動の特徴：春先に実施された運動会終了後から離席・離室が見られるようになり、係活動などを拒むなど、反抗的な態度が多く見られるようになった。授業中に急に離室し、全速力で上履きのまま校庭のジャングルジムに潜り込み、授業をボイコットするこ

ともあった。

④感情・情動面：些細なことで感情的になりやすい。課題に集中した後は疲れやすい。情動の崩れや疲労がそのまま離室にまでつながってしまう。多少落ち着いている時には行動の振り返りが可能で、「僕はバカだ」など自分を責める発言が聞かれ、自信を失っている様子が伺える。そのことでさらに些細なことにも身構え、緊張し、またその反動で疲れるといった悪循環に陥っているようであった。

4 総合的な支援の方針

Dさんの言動の背景にある、発達特性、心理的な緊張や葛藤、および疲労などに配慮した対応を行うことで、結果的に『うまくやれた経験』を積み重ねられるようにする。支援にあたる先生方にも、支援の効果と実感を味わってもらえるようにする。そのため導入当初は高頻度に訪問するようとする。

5 支援目標

- ① 離室に至る前に、その時の自分の気持ちに寄り添い、応じてもらえる経験を積む。
- ② 大人からサポートを受けることで、授業中の課題等に取り組み、結果的に規則を逸脱する機会が減る。
- ③ 上記2つを通して、課題等を達成し、学校生活の中で自分自身への自信を持てるようになる。

6 支援内容

開始当初は週に1回程度訪問し、月1回～2回は放課後に先生方と訪問支援員とで話し合う機会を設けることで、Dさんの状態像の共有や、支援の方向性を随時確認するようにした。頻度は、状態像の変化に応じて柔軟に変更をしている。本人の状態像の経過に合わせて、支援の内容を3期に分けて記載する。

【修復期】

- ・生理的安定に向けて（1年生 9月） 頻度：週に1回程度
同時期、病院にてコンサータを処方され、服用し始めた。
- ・訪問支援員は一番窓側の最前席に座るDさんの隣に付き添って座った。Dさんの集中できる時間は限られていたが、集中すれば短時間で課題をこなすことができる。
- ・文字の書き間違えなど些細なことで感情的になることがあり、離席や離室にまで繋がっていた。
- ・Dさんの気分が乗らないときには「今は休憩中」と声をかけ、机に突っ伏す程度の態度を容認した。
- ・情報をシャットアウトしたがる様子が見られたため、お気に入りのタオルケットを持ってきてもらい、毛布に包まって机に突っ伏す時間を作った。結果、課題に集中できる時間が確保できるようになった。

- ・『やりたくてもできない』のではなく、『やりたいと思った通りにできる』を味わえるようにするため、字を書き間違えた際にはすぐに訪問支援員が消して本人の意欲を盛り立てるように支援を行った。
- ・先生方との振り返りでは、訪問支援員の関わりの意図を伝えた。特にDさんが情緒的に安定して授業に取り組める時間を増やすことを重視した。先生には、不適切と思われるDさんの態度を容認しつつも、クラスから浮いた存在にならないような配慮をお願いした。

【獲得期】

- ・目的志向を満たし、高める（1年生 10月～11月） 頻度：月に2回程度
- ・話し合いの中で、係や当番活動のような役割がまったくできていないことが把握された。本人の反抗的な態度から、『やりたくない→やりたがらない』と大人や周囲は受け取っているようだった。支援員は『難しそう→失敗したくない→やりたがらない』という構図と見立て、給食当番活動の際にデモンストレーションを行なった。「先生と一緒にやれば大丈夫」と伝えて、二人羽織のように後ろから動きを支えて一緒に取り組み、次第に介助なしでも取り組めていた。一部始終を見ていた担任の先生が「Dくん、すごい」と褒め、本人もまんざらではない表情を見せていました。その週の当番期間の終了時まで、時々先生の介助を得ながらも定められた役割をこなし続けた。しかし、その翌週には離室が増えたので、本人なりに頑張った反動で疲れが出たと想定し、Dさんの疲れやすさやを改めて共有した。
- ・このエピソードを経て、担任の先生のDさんに対する印象や訪問支援員との関係性が変わっていった。笑顔で訪問支援員と挨拶したり、肯定的なDさんの報告が増えていった。他の先生も『難しそう→失敗したくない→やりたがらない』という構図で捉え、時に課題を簡単にしつつ関わることが増えていった。

【安定期】

- ・集団帰属意識の芽生えと育ちを支える（1年生 12月～3月） 頻度：月に1回程度
- ・離室はほぼなくなった。離席や急に大声を出すことは時々あるが、疲労が原因であると考えられた。Dさん専用のタオルケットはほとんど使用せずに過ごせるようになった。気の合う仲間とつるむようになり、好きな女の子もできた。その女の子に良い姿を見せようと努力する過程で離席することもあった。また、たとえ離席しても動く範囲や席に戻るまでの時間が短くなっていることを確認した。担任の先生から「離席の頻度はさほど変化が無いが、好きな女子の近くまで行って戻ってくる程度になった」との発言が得られた。同じ離席であってもDさんにとつての意味や意図が変わってきているようでもあった。
- ・良くも（悪くも）Dさんの友達づきあいが広がり、友達との関係性の中で自分を表現することが増えたことが大きな変化として共有された。

7 支援結果

離席だけでなく離室や、大人に対する反抗的な態度が目立つDさんに、学校として対応に苦慮していた。保育所等訪問支援を開始して、Dさんの発達的傾向、課題に対峙した際の葛藤や、疲労な

どに配慮した関わりを続けることや、対応を協議していくことによって、本人が落ち着いて学習する力を身につけてきて、離室・離席が激減した。また、役割・係活動を担うことでクラスメイトや先生から認められる機会が増えた。それとともに、集団への帰属意識が芽生え、友達関係が構築されてきている。

8 まとめ

通常学級に在籍しているケースで、行動上の課題を抱え、本人やその周囲が学校生活に対して困り感を抱えていることは決して少なくないだろう。今回、保育所等訪問支援という外部からの介入に対して、学校側が積極的に受け入れてくれたことが、良い結果につながった要因の1つと考えられる。

訪問担当者がデモンストレーションを行うことで、対応の難しさや対応方法について具体的に確認ができ、伝え合うことができた。保育所等訪問支援では、行動観察だけでなく、個別対応も可能であり、ケースによって実施内容を柔軟に選択することができるので、より成果に結びつけやすいと考えられる。

服薬による行動上の効果は少なからずあったものと想定される。もしかしたら服薬だけでも言動に変化が得られたかもしれない。しかし、Dさんの言動の解釈および解釈に基づいた支援などを協議し、続けてきたことによって、先生方がDさんの言動をより肯定的に認めてくださるようになつていった。こうした支援者側の見方に与える効果という点において、保育所等訪問支援は有益だったと考えられる。

第5章 各種様式例

個別支援計画(開始時)			年度			回数			作成日			20 年 月 日		
			次回モニタリング時期			20 年 月			契約支給量			月 日		
名前	生年月日	20 年 月 日	所属	グループ担当										
個別担当														
お子さんとご家族の希望														
現在のお子さんの様子 発達の全体像														
全体の支援の方針														
長期目標				短期目標				支援期間 特別支援 担当	支援内容			振り返り		
	目標													
相談援助(療育時、家庭訪問など)													達成 継続 見直し	達成 継続 見直し
その他 プログラム													達成 継続 見直し	達成 継続 見直し

同意日 20 年 月 日 保護者氏名 _____ 印 児童発達支援管理責任者 _____ 印

振り返り日 20 年 月 日